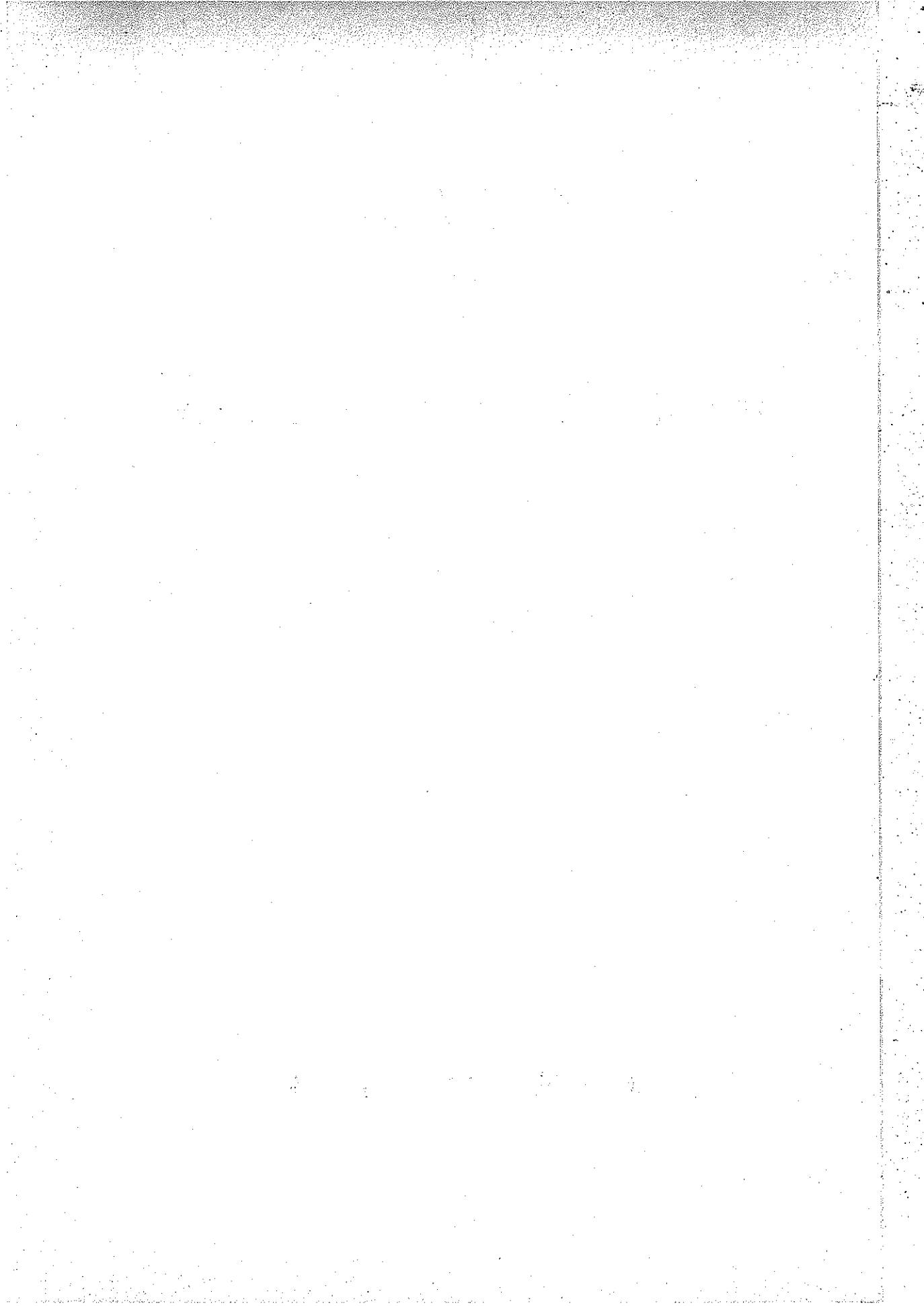


昭和57年3月4日開会
昭和57年3月23日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和57年3月4日(木曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時5分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名について(若浜記久男、竹内修一、三井正光)	4頁
○ 日程第 2 会期の決定について(3月4日～3月24日 21日間)	5頁
○ 日程第 3 青年学級の開設について	
○ 日程第 4 和泉市環境保全条例制定について	
○ 日程第 5 和泉市宮葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 6 和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例制定について	
○ 日程第 7 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 8 和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 9 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 10 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	5～ 100頁
○ 日程第 11 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 12 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 13 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 14 昭和57年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第 15 # 国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第 16 # 公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第 17 # 公共下水道事業特別会計予算	
○ 日程第 18 # 和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	

○ 日程第 19 昭和 57 年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第 20 // 病院事業会計予算	
○ 昭和 57 年度和泉市長市政運営方針演説	101 頁
○ 日程第 3 から日程第 20 まで提案理由説明	109 頁
○ 日程第 21 予算審査特別委員会設置について	128 頁
○ 日程第 22 予算審査特別委員会委員の選任について	129 頁
○ 散会宣告 (正午)	130 頁

昭和 57 年 3 月 8 日 (月曜日) 第 2 日目

○ 出席議員、欠席議員	131 頁
○ 議事説明員、その他	131 頁
○ 議事日程	133 頁
○ 開会宣告 (午前 10 時 4 分)	135 頁
○ 日程第 1 一般質問について	135 頁
1 番に 15 番 穴 瀬 克 己 君	135 頁
2 番に 2 番 竹 内 修 一 君	151 頁
3 番に 9 番 直 村 静 二 君	161 頁
4 番に 13 番 並 河 道 雄 君	171 頁
5 番に 17 番 橋 本 佳 行 君	181 頁
○ 散会宣告 (午後 4 時 15 分)	185 頁

昭和 57 年 3 月 9 日 (火曜日) 第 3 日目

○ 出席議員、欠席議員	187 頁
○ 議事説明員、その他	187 頁
○ 議事日程	189 頁
○ 開会宣告 (午前 10 時 4 分)	189 頁
○ 日程第 1 一般質問について	190 頁
1 番に 5 番 田 中 包 治 君	190 頁
2 番に 7 番 勝 部 津喜枝 君	205 頁
3 番に 1 番 若 浜 記久男 君	220 頁
○ 散会宣告 (午後 2 時 9 分)	232 頁

昭和57年3月10日(水曜日)第4日目

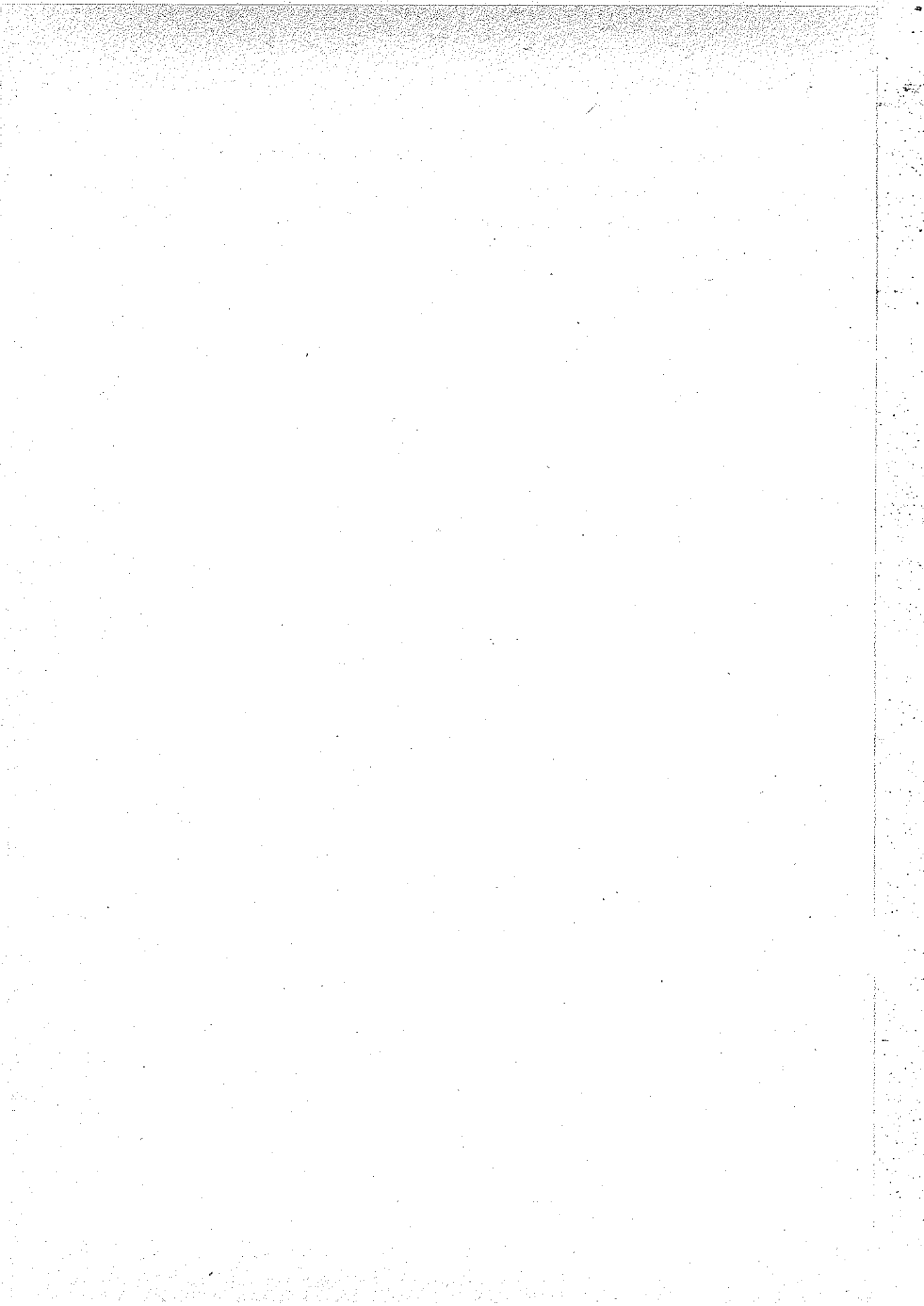
○ 出席議員、欠席議員	233頁
○ 議事説明員、その他	233頁
○ 議事日程	235頁
○ 開会宣告(午前10時8分)	236頁
○ 日程第 1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和56年10月分)	
○ 日程第 2 " (水道部企業出納員扱昭和56年10月分)	
○ 日程第 3 " (市立病院企業出納員扱昭和56年10月分)	236~
○ 日程第 4 " (収入役扱昭和56年11月分)	239頁
○ 日程第 5 " (水道部企業出納員扱昭和56年11月分)	
○ 日程第 6 " (市立病院企業出納員扱昭和56年11月分)	
○ 日程第 7 和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	239頁
○ 日程第 8 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	243頁
○ 日程第 9 和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	251頁
○ 日程第 10 工事請負契約締結について(旭第二団地2期建設工事)	260頁
○ 日程第 11 財産取得について(和泉市立鶴山台北小学校校舎)	
○ 日程第 12 " (和泉市立鶴山台南小学校校舎)	260~
○ 日程第 13 " (和泉市立光明台南小学校校舎)	271頁
○ 日程第 14 " (和泉市立光明台中学校校舎)	
○ 日程第 15 昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	271頁
○ 日程第 16 " 国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	293頁
○ 日程第 17 " 公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	296頁
○ 日程第 18 " 水道事業会計補正予算(第1号)	301頁
○ 日程第 19 " 病院事業会計補正予算(第1号)	305頁
○ 散会宣告(午後2時30分)	309頁

昭和57年3月23日(火曜日)最終日

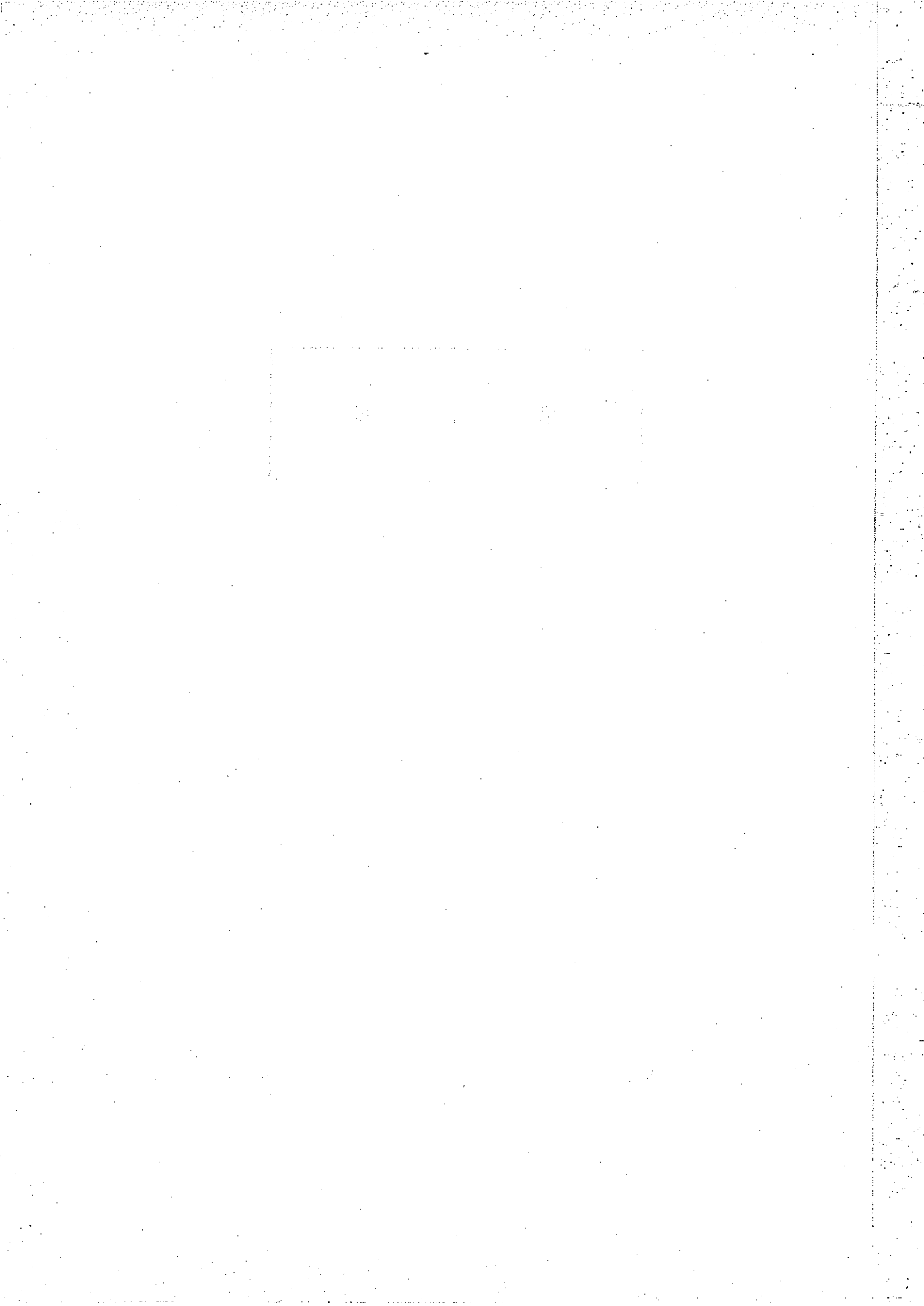
○ 出席議員、欠席議員	311頁
○ 議事説明員、その他	311頁

○ 議事日程		313 頁
○ 開会宣告 (午前 10 時 8 分)		314 頁
○ 日程第 1 より日程第 18 まで予算審査特別委員会委員長池辺秀夫君報告		314 頁
○ 日程第 1 青年学級の開設について		
○ 日程第 2 和泉市環境保全条例制定について		
○ 日程第 3 和泉市宮葬儀条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第 4 和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例制定について		
○ 日程第 5 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第 6 和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第 7 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第 8 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第 9 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について		314～ 331 頁
○ 日程第 10 和泉市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第 11 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第 12 昭和 57 年度和泉市一般会計予算		
○ 日程第 13 // 国民健康保険事業特別会計予算		
○ 日程第 14 // 公共用地先行取得事業特別会計予算		
○ 日程第 15 // 公共下水道事業特別会計予算		
○ 日程第 16 // 和泉中央丘陵整備事業特別会計予算		
○ 日程第 17 // 水道事業会計予算		
○ 日程第 18 // 病院事業会計予算		
○ 日程第 19 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について		332 頁
○ 日程第 20 工事請負契約締結について (和泉市立 (仮称) 第二石尾中学校新築工事)		337 頁
○ 日程第 21 町の区域の変更について		353 頁
○ 日程第 22 和泉市土地開発公社昭和 57 事業年度事業計画書類の提出について		358 頁

○ 日程第 23 泉大津市域内に存在する和泉市富秋町、尾井町の飛地を泉大津市に編入することの請願	367 頁
○ 日程第 24 最低賃金制に関する要望決議	369 頁
○ 市長閉会あいさつ	372 頁
○ 議長閉会あいさつ	372 頁
○ 閉会宣告（午後 2 時 6 分）	373 頁



第 1 日



昭和57年3月4日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 若 浜 記久男 君 | 17番 橋 本 佳 行 君 |
| 2番 竹 内 修 一 君 | 18番 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 田 中 包 治 君 | 19番 大 谷 昌 幸 君 |
| 6番 三 井 正 光 君 | 20番 出 原 平 男 君 |
| 7番 勝 部 津喜枝 君 | 21番 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 原 重 樹 君 | 22番 飯 坂 楠 次 君 |
| 9番 直 村 静 二 君 | 23番 田 中 昭 一 君 |
| 10番 天 堀 博 君 | 25番 奥 村 圭一郎 君 |
| 11番 成 田 秀 益 君 | 26番 仁 井 明 君 |
| 12番 横 田 憲治郎 君 | 27番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 13番 並 河 道 雄 君 | 28番 貝 淵 博 治 君 |
| 15番 穴 瀬 克 己 君 | 29番 藤 原 要 馬 君 |
| 16番 赤 阪 和 見 君 | |



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池 田 忠 雄	市民部次長兼 福祉事務所長	中 川 鉄 也
助 役	坂 口 禮之助	産業衛生部長	広 岡 史 郎
収入役	中 塚 白	産業衛生部次長	角 谷 泰 夫
参与市長公室長 参事務取長 参与	西 川 喜 久 林 徳 次	産業衛生部次長 (商工担当)	青 木 孝 之
秘書広報課長	石 本 博 信	建設部長	逢 野 一 郎
財務部長	麻 生 和 義	建設部次長兼 土木課長事務取	吉 田 日 出 男
財務部次長	北 野 敦 雄	都市整備部長	浅 井 隆 介
財政課長	大 塚 孝 之	都市整備部理事	西 川 武 道
同和对策部長	橋 本 昭 夫	都市整備部次長	萩 本 啓 介
同和对策部理事兼 総合センター所長事務取扱	生 田 稔	改良事業部長	西 川 武 雄
市民部長	富 田 宏 之	改良事業部次長	前 田 守 正
		病 院 長	竹 林 淳

職 名	氏 名	職 名	氏 名
病院事務局長	内田 繁	管理部次長	逢野 博之
病院事務局次長	藤原 光夫	指導部長	高橋 貞良
水道部長	田中 稔	指導部次長	竹田 明郎
会計課長	赤田 信	指導部次長	明坂 貞士
消防長	松村 吉堯	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
消防本部次長兼 消防本署長	湯川 行夫	選挙管理委員会 事務局長	農端 小一
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平野 誠蔵	監査委員	久光 喜多男
用地担当理事・ 土地開発公社事務次長	岩井 益一	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
教育委員長	堀内 由延	農業委員会会長	坂上 國治
教育長	葛城 宗一	農業委員会事務局長	信田 種行
教育次長	杉本 弘文		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 吉岡 昭 男
 次 長 吉田 種 義
 係 長 西井 正
 議 事 係 佐土谷 茂 一
 議 事 係 藤原 寛 治

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月4日)

日程	種別及び番号	摘 要	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議 案 第 1 1 号	青年学級の開設について	議案書その1 P. 1
4	議 案 第 1 2 号	和泉市環境保全条例制定について	〃 P. 3
5	議 案 第 1 3 号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	〃 P. 24
6	議 案 第 1 4 号	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例制定について	〃 P. 28
7	議 案 第 1 7 号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案書その2 P. 1
8	議 案 第 1 8 号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	〃 P. 4
9	議 案 第 1 9 号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	〃 P. 7
10	議 案 第 2 0 号	和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	〃 P. 10
11	議 案 第 2 1 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	〃 P. 13
12	議 案 第 2 3 号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	〃 P. 21
13	議 案 第 2 4 号	和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	〃 P. 36
14	議 案 第 4 号	昭和57年度和泉市一般会計予算	別 冊
15	議 案 第 5 号	昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	〃
16	議 案 第 6 号	昭和57年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	〃
17	議 案 第 7 号	昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	〃
18	議 案 第 8 号	昭和57年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	〃
19	議 案 第 9 号	昭和57年度和泉市水道事業会計予算	〃
20	議 案 第 1 0 号	昭和57年度和泉市病院事業会計予算	〃
21	議会議案 第 1 号	予算審査特別委員会設置について	別 終
22	議会議案 第 2 号	予算審査特別委員会委員の選任について	〃

(午前10時5分開議)

- 議長(藤原要馬君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しい中多数御出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在24名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告どおり、出席議員数24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和57年和泉市議会第1回定例会を開催いたします。

○

- 議長(藤原要馬君) 本日の議場に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○

- 議長(藤原要馬君) ここで市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和57年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案申し上げます議案は、昭和57年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数御提案を申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしく願いを申し上げます。

○

- 議長(藤原要馬君) それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本件については、会議規則第103

条の規定に基づき、1番、若浜記久男君、2番、竹内修一君、6番、三井正光君、以上3名を指名いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 日程第2「会期の決定について」は、お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月24日までの21日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は本日より3月24日までの21日間と決定いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第3「青年学級の開設について」より日程第20「昭和57年度病院事業会計予算」までは、いずれも昭和57年度の予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみを朗読し、遂一の朗読を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第111号

青年学級の開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和57年3月4日提出

161

和泉市長 池田 忠雄

青年学級

- | 1 名 称 |
|-------------|
| 和泉市立和泉青年学級 |
| 和泉市立北池田青年学級 |
| 和泉市立南池田青年学級 |
| 和泉市立横山青年学級 |
-
- | 2 開設者 |
|-------|
| 和泉市 |
-
- | 3 開設期日 |
|-----------|
| 昭和57年4月1日 |

- 4 開設期間 自 昭和57年4月1日
至 昭和58年3月31日
- 5 開設場所 和泉市立市民会館
和泉市立北池田小学校
和泉市立南池田公民館
和泉市立槇尾中学校
- 6 学習内容 一般教養（一般社会・書道）
家事（茶道・華道）
- 7 学習時間 各青年学級とも1年間を通じ、1人100時間以上

議案第11号参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）抜粋

（開設及び実施機関）

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第12号

和泉市環境保全条例制定について

和泉市環境保全条例を次のように制定する。

昭和57年3月4日提出

1
0
1

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号
和泉市環境保全条例(案)

目次

第1章 総則

目的(第1条)

基本理念(第2条)

定義(第3条)

市長の責務(第4条)

市民の責務(第5条)

事業者の責務(第6条)

第2章 公害の防止

第1節 工場等における規制(第7条～第13条)

第2節 建設工事等における規制(第14条)

第3節 静穏の保持(第15条・第16条)

第4節 自動車等に対する規制(第17条～第19条)

第5節 屋外燃焼行為(第20条～第23条)

第6節 その他の公害の防止(第24条・第25条)

第3章 生活環境の保全

- 第1節 不法投棄の防止(第26条・第27条)
 - 第2節 廃棄物の処理(第28条～第30条)
 - 第3節 し尿浄化槽の管理(第31条・第32条)
 - 第4節 公共等の場所の環境保全(第33条～第36条)
 - 第5節 空地の管理(第37条・第38条)
 - 第6節 愛玩動物の管理(第39条・第40条)
 - 第7節 自転車等の管理(第41条～第43条)
 - 第8節 ため池等の危険防止(第44条～第46条)
 - 第9節 家畜の管理(第47条・第48条)
 - 第10節 日照障害の防止(第49条)
 - 第11節 電波障害の防止(第50条)
 - 第12節 広告伝行為(第51条・第52条)
 - 第13節 環境影響調査(第53条)
- ### 第4章 自然・文化環境の保全
- 第1節 緑化の推進(第54条～第56条)
 - 第2節 樹木等の保護(第57条～第64条)

第3節 動植物の保護 (第65条)

第4節 文化財の保護 (第66条・第67条)

第5章 補則

立入調査 (第68条)

この条例の予想しない環境破壊に対する措置 (第69条)

関係行政機関への要請 (第70条)

公表 (第71条)

委任 (第72条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、和泉市における良好な環境の保全及び育成に関し、必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な環境は、次の各号に掲げる基本理念によって確保しなければならない。

- (1) 自然及び社会と人間との健全な調和を図りつつ市民の良好な環境を確保すべきこと。
- (2) すべての市民は、良好な環境のなかで生活を営む権利を有し、その実現のためには市長、市民並びに事業者は、互

いにこれを尊重し、それぞれの責務により協力していくべきものであること。

(3) 良好な環境は、市民全体の重要な共有財産であると共に将来へ継承すべきものであること。

(定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 市民が健康で安全にして快適な生活を営むことのできる環境をいう。

(2) 生活環境 人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物等をいう。

(4) 文化環境 人間性豊かな文化を創造し、発展させていくために基礎となる環境をいう。

(5) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。））、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康又は生活環境が阻害されることをいう。

(6) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

(7) 公害関係法令 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、工業用水法（昭和31年法律第146号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、

大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）をいう。

（市長の責務）

第4条 市長は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、進んで良好な環境の確保に努めると共に、市及び関係行政機関が実施する良好な環境の保全、育成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を損なわないよう、関係法令等に抵触しない場合であっても最大限の努力をもって自己の責任と負担で必要な措置をとると共に、市及び関係行政機関が実施する公害の防止及び環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 公害の防止

第1節 工場等における規制

（規制基準の遵守）

第7条 工場、事業場（以下「工場等」という。）を設置又は管理している者（以下「工場等の設置者」という。）は、当該工場等から公害関係法令で定める事業活動その他の活動を行う者が遵守すべきばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生、井戸に係る許容限度（以下「規制基準」という。）を超える公害の原因となる物質等を発生、排出又

は飛散させてはならない。

(事前協議)

第8条 工場等の設置者は、公害関係法令に定められた特定施設、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、井戸、届出施設、揚水施設（以下「特定施設等」という。）を設置又は変更するための許可申請又は届出の手続きを行うととする場合は、あらかじめ市長に協議しなければならぬ。

2 工場等の設置者は、特定施設以外の施設等であって規則で定めるものを設置又は変更しようとする場合は、あらかじめ市長に協議しなければならぬ。

(公開説明会の開催)

第9条 市長は、前条の協議の結果必要があると認めるときは、当該事業者に対して公開による説明会を行わせることができる。

(協議事項の遵守)

第10条 工場等の設置者は、第8条において成立した協議事項を遵守しなければならない。

(地下浸透の禁止)

第11条 工場等の設置者は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（環境庁告示第3号）で定める物質及び規則で定める物質を地下に浸透させてはならない。

(違反時の措置)

第12条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し直ちに事態を除去するため必要な措置を

とることを勧告し、又は命ずることができる。

(事故時の措置)

第13条 工場等の設置者は、当該工場等において、故障、破損その他の事故により公害の原因となる物質等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに応急の措置をとると共に、事故の復旧に努め、速やかにその状況及び復旧計画を市長に報告しなければならぬ。

第2節 建設工事等における規制

(公害の防止)

第14条 建設工事を行おうとする者は、公害等が生じないよう適切な措置をとらなければならない。

2 大阪府公害防止条例に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、あらかじめ市長に協議しなければならぬ。ただし、災害その他の非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合はこの限りでない。

第3節 静穏の保持

(静穏の保持義務)

第15条 何人も、付近の静穏を害する騒音及び振動を発生させないよう努めなければならない。

2 飲食店、サービス業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までにおいては、当該営業場における音響機器音、人声等による騒音を屋外で、又は屋内から屋外へ発生させないことにより付近の静穏を害してはならない。

3 何人も、商業宣伝を目的として、拡声機を使用して、付近の静穏を害さないよう適切な方法によらなければならない。

らない。

(違反時の措置)

第16条 市長は、前条第2項に違反して騒音、振動を発生させている者に対し、当該違反行為の停止その他必要を措置をとるよう勧告し、又は命ずることができる。

第4節 自動車等に対する規制

(自動車排出ガスの抑制)

第17条 自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転又は所有する者は、自動車等の運転を自粛すると共に、適正な整備及び運転をすることにより排出ガス、騒音及び振動の抑制に努めなければならない。

(要請等)

第18条 市長は、自動車等の通行に伴って発生する排出ガス、騒音及び振動によって市民の平穏な生活が妨げられると認めるときは、関係行政機関に対し自動車等の通行の禁止、制限又は道路の改善等適切な措置をとるよう要請するものとする。

(運輸事業者の義務)

第19条 運輸事業者は、適正な運行管理をすると共に 公害の防止及び生活環境の保全に努めなければならない。

第5節 屋外燃焼行為

(燃焼不適物質等の燃焼禁止)

第20条 何人も、廃油、廃液、廃紙、硫黄、ゴム、皮革、合成樹脂、皮革、ビッチその他燃焼に伴い著しくばい煙、悪臭を発生する

もので規則で定める物質を屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却炉等を用い、ばい煙、悪臭等の発生を最小限にする方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

2 何人も、屋外燃焼を業として行ってはならない。

(届出)

第21条 何人も、木類、枯草等を屋外において多量に燃焼しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならぬ。ただし、日常家庭生活に伴う一時的なものについては、この限りでない。

(指導)

第22条 市長は、前条の屋外燃焼行為により、周辺的生活環境を著しく害していると認められる場合は、当該行為者に対し、その行為を改善するよう指導することができる。

(違反時の措置)

第23条 市長は、第20条及び第21条に違反するもの並びに第22条の指導に従わないものに対し、その違反行為の停止について勧告し、又は命ずることができる。

第6節 その他の公害防止

(河川等の水質保全)

第24条 すべての市民は、泉州上水源地域としての特性を自覚し、ため池、公共水路、河川等の水質の保全に努めなければならない。

2 油類を使用する者は、油又は油類を含む汚水の流出及び地下浸透の防止に努めなければならない。

(住宅開発における配慮)

第25条 住宅開発を行おうとする者は、その住宅が開発されることにより、周辺の環境が阻害されないよう、又は将来入居者から公害等の苦情が生じないよう配慮しなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 不法投棄の防止

(不法投棄の禁止)

第26条 何人も、道路、河川、水路、空地等に廃棄物を投棄し、生活環境を悪化させるような行為をしてはならない。

(指導等)

第27条 市長は、不法投棄の事実を知ったときは、その行為者に対し投棄物の除去等について指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第2節 廃棄物の処理

(事前の届出)

第28条 廃棄物及び残土の埋立処理を行おうとする者(以下「廃棄物処理業者等」という。)は、事前に規則の定めるところにより市長に届出し、指導を受けなければならない。

(指導事項の遵守)

第29条 廃棄物処理業者等は、前条により受けつけた指導事項を遵守しなければならない。

(指導等)

第 3 0 条 市長は、第 2 8 条の届出をせずに埋立を行っている者 又は前条の指導事項を遵守していない者に対し、届出若しくは指導事項の遵守を勧告し、又は命ずることができる。

第 3 節 し尿浄化槽の管理

(し尿浄化槽の管理)

第 3 1 条 し尿浄化槽の所有者は、常に適正な管理を行い、河川、水路等を汚濁しないよう努めなければならない。

(指導等)

第 3 2 条 市長は、前条の規定に違反して河川、水路を汚濁していると認められる場合は、その者に対し施設の改善等について指導することができる。

第 4 節 公共等の場所の環境保全

(公共等の場所の保全)

第 3 3 条 何人も、良好な環境を保持するために道路、河川、水路、公園、広場 その他公共の施設（以下「公共等の場所」という。）をみだりに占有し、又は汚損してはならない。

(管理者の義務)

第 3 4 条 公共等の場所の管理者は、その施設の清潔を保持するよう適正な管理をしなければならない。

(印刷物等の除去)

第 3 5 条 公共等の場所において印刷物等を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所及び周辺に印刷物等が散乱した場合には、速やかに清掃し、その印刷物等を除去しなければならない。

(違反時の措置)

第 36 条 市長は、第 33 条及び第 35 条の規定に違反しているとき、その者に対し、改善するために必要な措置をとるよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第 5 節 空地の管理

(空地等管理義務)

第 37 条 空地等の所有者、占有者又は管理者（以下「空地等管理者」という。）は、常にその空地等を適正に管理し、良好な環境の保全に努めなければならない。

2 空地等管理者は、その空地にある資材及び器材等により、住民の生命、身体又は生活環境に危害を及ぼすことのないよう必要な措置をとらなければならない。

(指導等)

第 38 条 市長は、前条に違反していると認めるときは、その空地等管理者に対し、必要な措置をとるよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第 6 節 愛玩動物の管理

(管理義務)

第 39 条 愛玩動物の飼育者は、その動物の性質、形状に応じた完全な飼育舎を設け市民に危害を加えることのないよう適正な管理をすると共に悪臭の防止、病虫害の発生予防に努め、糞尿については、飼育者の責任において適切に処理しなければならない。

2 愛玩動物の飼育者は、当該動物が不要となったとき又は死亡したときは、自らの責任において適切に措置しななければならぬ。

(指導等)

第40条 市長は、愛玩動物の飼育により近隣へ迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められるときは、飼育者に対し、その飼育方法の改善その他必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

第7節 自転車等の管理

(自転車等の管理義務)

第41条 何人も、道路その他公共の場所（以下「道路等」という。）に自転車又は原動機付自転車（以下「自転車等」という。）を放置してはならない。

(放置者への指導)

第42条 市長は、前条に違反して道路等に放置された自転車等に対し、自ら除去すべき旨の警告をすることができる。

2 市長は、前項による再三の警告にもかかわらず放置されている自転車等については、関係行政機関と協力して移送することができる。

(保管及び処分)

第43条 市長は、前条により移送した自転車等について一定期間保管したのち、申出のないものについては、これを処分することができる。

第8節 たぬ池等の危険防止

(災害等の防止)

第44条 ため池、野井戸及び野つぼ(以下「ため池等」という。)の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)

は、災害の未然防止と共に事故防止に努めなければならない。

(保護者の義務)

第45条 幼児、児童及び生徒(以下「幼児等」という。)の保護者は、幼児等がため池に近づかないよう注意し、不慮の事故防止に努めなければならない。

(指導等)

第46条 市長は、ため池等の管理が不相当と認めるときは、その利用者等に対し必要な措置をとるよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第9節 家畜の管理

(家畜飼養者の管理義務)

第47条 家畜の飼養者は、周辺の生活環境を損なわないよう家畜の種類、飼養頭数等に適した飼養施設を設け、悪臭の発生防止、病害虫の予防等に努めると共に、糞尿を適正に処理しなければならない。

2 不要となった家畜は、飼養者の責任において適切に処理しなければならない。

(指導等)

第48条 市長は、家畜の飼養により周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、家畜の飼養者に対して、その飼育方法の改善その他必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

第10節 日照障害の防止

(日照障害の防止措置)

第49条 建築物の建築主、設計者又は工事施行者等（以下「建築主等」という。）は、建築物を建築しようとするときは、当該建築物が近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響をあらかじめ調査し、近隣の建築物等の所有者又は占有者の生活環境に支障をきたさないよう必要な措置をとらなければならない。

第11節 電波障害の防止

(事前協議)

第50条 建築主等は、建築物を建築し、又は改築することにより放送電波の受信に著しい障害が生ずると予想される場合は、近隣住民と事前に協議しなければならない。

2 建築物が建築又は改築されたことにより近隣住民に放送電波の受信障害が生じた場合、建築主等は、その障害を受ける近隣住民と協議して正常な電波を受信できるように必要な措置をとらなければならない。

第12節 広告宣伝行為

(義務)

第51条 何人も、屋外において広告物により 広告宣伝行為を行うにあたっては、通行、美観、風致を害し、又は公衆に危害を及ぼさないよう努めなければならない。

(指導)

第52条 市長は、前条の規定に違反していると認められる者に対し、必要な改善措置をとるよう指導することができる。

第13節 環境影響調査

(環境影響調査)

第53条 市長は、公害を防止し良好な環境を保持するために特に特に認められた開発行為等について、当該開発行為者に対し、事前に環境への影響の調査を行わせることができる。

第4章 自然・文化環境の保全

第1節 緑化の推進

(公共等の場所の緑化)

第54条 市長及び公共等の場所の管理者は、緑の確保に資するため、その管理する場所における緑化計画を定め樹木等の植栽に努めなければならない。

2 市長は、市民の緑を愛する意識の高揚に努めなければならない。

(緑化の育成)

第55条 すべての市民は、その占有し又は管理する敷地に樹木等を植栽し、積極的に緑豊かな環境を育成するよう努めなければならない。

(山林等の所有者の緑化義務)

第56条 山林等の所有者又は管理者は、立木を伐採したとき、又は立木が枯死したときは、その跡地が荒廃しないよう緑の回復に努めなければならない。

第2節 樹木等の保護

(保護樹木等の指定)

第57条 市長は、良好な自然環境を保全し、美観、風致を維持するため必要があるとき、又は市民に親しまれ、理由がある樹木若しくは樹林にあっては、それぞれ所有者等の同意を得て保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する保護樹木等の条件に該当する樹木又は樹林の所有者等は、自ら保護樹木等の指定を市長に申請することができる。

(標識の設置)

第58条 市長は、保護樹木等の指定をしたときは、規則で定める標識を設置するものとする。

2 何人も、前項の規定により設置された標識を移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。ただし、市長の許可を得た場合はこの限りでない。

(保護)

第59条 保護樹木等の所有者等は、保護樹木等の枯損の防止など、その保護に努めなければならない。

(届出)

第60条 保護樹木等が枯死等により滅失したときは、その所有者等は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 保護樹木等の所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(行為の制限)

第 6 1 条 何人も、保護樹木等を伐採し、若しくは損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為はこの限りでない。

(指定の解除)

第 6 2 条 市長は、保護樹木等が滅失し、又は特別な理由があると認めたとときは、第 5 7 条第 1 項に基づく指定を解除するものとする。

2 保護樹木等の所有者等は、市長に対し保護樹木等について前項の規定による指定解除の申請をすることができる。

(通知)

第 6 3 条 市長は、第 5 7 条第 1 項に基づく指定、又は前条第 1 項に基づく指定の解除をしたときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

(原状回復命令)

第 6 4 条 市長は、第 6 1 条の規定に違反している者に対し、当該行為の停止又は現状の修復を命ずることができる。

第 3 節 動植物の保護

(動植物の保護)

第 6 5 条 何人も、自然に生息する動物、又は生育する植物を生活環境を害しない範囲において、その生息又は生育する自然環境と共に保護するよう努めなければならない。

第 4 節 文化財の保護

(教育委員会の義務)

第66条 和泉市教育委員会は、文化財の保護に関し市民の意識高揚に努めると共に、関係行政機関の指導のもとに必要
な施策をとらなければならない。

(市民の義務)

第67条 何人も、文化財の保護に関する諸規定を遵守すると共に、施策及び指導に従い、進んでその保護に努めなけれ
ばならない。

第5章 補則

(立入調査)

第68条 市長又は教育委員会は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に調査のため現場に立ち入りらせ、関
係者に対し説明若しくは報告を求め、又は必要な指示若しくは指導をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(この条例の予想しない環境破壊に対する措置)

第69条 市長は、この条例の予想しない物質、作業等の原因によって生じた環境破壊が、人の健康若しくは生活環境に
著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において特別の措置をとる必要があると認めるときは、その事態を
発生させた者に対しその事態を除去するため必要な措置をとることを勧告することができる。

(関係行政機関への要請)

第70条 市長は、この条例の適正な遂行に際し、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し必要な措置を要請す

るものとする。

(公表)

第71条 市長は、この条例の規定による命令に従わない場合には、その者の氏名その他必要な事項を公表することができる。

(委任)

第72条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して、6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章の規定は公布の日から施行する。

理 由

良好な環境は、市民全体の重要な共有財産であると共に将来へ継承すべきものであることにかんがみ、その実現のため市長、市民並びに事業者の責務を明確にし、もって良好な環境の保全と育成を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年3月4日提出

和泉市条例第 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営葬儀条例(昭和33年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「130,000円」を「160,000円」に、「75,000円」を「94,000円」に、「35,000円」を「40,000円」に、「8,700円」を「9,700円」に改め、同項第2号中「8,000円」を「8,500円」に、「5,300円」を「5,800円」に、「4,000円」を「4,300円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「6,000円」を「7,200円」に改め、同項第4号中「15,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「15,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同条第2項中「3,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市営葬儀条例の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀について適用し、同日前に執行する葬儀については、なお従前の例による。

理 由

諸経費の年次的増嵩による運営管理費の増加等にかんがみ、市営葬儀にかかる使用料を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号参考資料

和泉市営葬儀条例の一部改正(案)新旧対照表

新

(種別及び使用料)

第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。

(1) 葬儀飾付別使用料

種別	区分	使用料
5 段 飾 大	寺院、家庭用	160,000円
4 段 飾 小	家庭用	94,000円
8 段 飾	家庭用	40,000円
神式 8 段 飾	家庭用	40,000円
2 段 飾	家庭用	9,700円

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び盥きゅう車使用料

種別	棺箱	消耗品	盥きゅう車
5 段 飾 大	円	円	円
4 段 飾 小	8,500	4,800	7,200
8 段 飾			
神式 8 段 飾			

旧

(種別及び使用料)

第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。

(1) 葬儀飾付別使用料

種別	区分	使用料
5 段 飾 大	寺院、家庭用	180,000円
4 段 飾 小	家庭用	75,000円
8 段 飾	家庭用	85,000円
神式 8 段 飾	家庭用	85,000円
2 段 飾	家庭用	8,700円

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び盥きゅう車使用料

種別	棺箱	消耗品	盥きゅう車
5 段 飾 大	円	円	円
4 段 飾 小	8,000	4,000	6,000
8 段 飾			
神式 8 段 飾			

新

2	段飾	5,800	3,300
(4) 火葬料金			
	種別	料	金
	4段以上の飾付を行うもの		20,000円
	3段の飾付を行うもの		15,000円
	2段の飾付を行うもの		7,000円
	火葬だけを行うもの		40,000円

2 死胎の火葬料は、1胎につき4,000円とする。

旧

2	段飾	5,800	3,000
(4) 火葬料金			
	種別	料	金
	4段以上の飾付を行うもの		15,000円
	3段の飾付を行うもの		10,000円
	2段の飾付を行うもの		6,000円
	火葬だけを行うもの		80,000円

2 死胎の火葬料は、1胎につき8,000円とする。

議案第14号

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例制定について

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例を次のように制定する。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

議案第 17号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年 8 月 4 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条中「71,000円」を「80,000円」に、「48,000円」を「49,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に、「21,000円」を「24,000円」に、「17,000円」を「20,000円」に、「16,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「13,000円」に改める。

第13条第1項中「800円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

近年における諸物価の高騰などの諸情勢を勘案し、団員の処遇改善を図り、消防団の組織運営をより一層充実させるため、消防団員報酬及び費用弁償の額を増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号参考資料

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧																																										
<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、次により報酬を支給する。</p> <table border="0"> <tr><td>団 長</td><td>年額</td><td>80,000 円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>年額</td><td>49,000 円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>年額</td><td>32,000 円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>年額</td><td>24,000 円</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>年額</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>年額</td><td>19,000 円</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>年額</td><td>13,000 円</td></tr> </table> <p>2 } 略</p> <p>3 }</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水・火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償として、その従事1回につき<u>1,000 円</u>を支給する。</p> <p>2 }</p> <p>3 } 略</p> <p>4</p>	団 長	年額	80,000 円	副 団 長	年額	49,000 円	分 団 長	年額	32,000 円	副分団長	年額	24,000 円	部 長	年額	20,000 円	班 長	年額	19,000 円	団 員	年額	13,000 円	<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、次により報酬を支給する。</p> <table border="0"> <tr><td>団 長</td><td>年額</td><td>71,000 円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>年額</td><td>43,000 円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>年額</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>年額</td><td>21,000 円</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>年額</td><td>17,000 円</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>年額</td><td>16,000 円</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>年額</td><td>11,000 円</td></tr> </table> <p>2 } 略</p> <p>3 }</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水・火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償として、その従事1回につき<u>800 円</u>を支給する。</p> <p>2 }</p> <p>3 } 略</p> <p>4</p>	団 長	年額	71,000 円	副 団 長	年額	43,000 円	分 団 長	年額	28,000 円	副分団長	年額	21,000 円	部 長	年額	17,000 円	班 長	年額	16,000 円	団 員	年額	11,000 円
団 長	年額	80,000 円																																									
副 団 長	年額	49,000 円																																									
分 団 長	年額	32,000 円																																									
副分団長	年額	24,000 円																																									
部 長	年額	20,000 円																																									
班 長	年額	19,000 円																																									
団 員	年額	13,000 円																																									
団 長	年額	71,000 円																																									
副 団 長	年額	43,000 円																																									
分 団 長	年額	28,000 円																																									
副分団長	年額	21,000 円																																									
部 長	年額	17,000 円																																									
班 長	年額	16,000 円																																									
団 員	年額	11,000 円																																									

議案第 18 号

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 3 月 4 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市実費弁償条例(昭和31年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「3,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

近時の社会経済の諸情勢にかんがみ、地方自治法第207条の規定による出頭人に対する実費弁償日額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号参考資料

和泉市実費弁償条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定による出頭人に対する実費弁償額は、日額<u>4,000円</u>とし、その都度これを支給する。</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定による出頭人に対する実費弁償額は、日額<u>8,000円</u>とし、その都度これを支給する。</p>

議案第 19 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 3 月 4 日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

議員等の報酬月額

区 分	報 酬 月 額	額
議 長	月 額	400,000円
副 議 長	月 額	390,000円
議 員	月 額	380,000円

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、議員等の報酬月額を引き上げる必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 19号参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

区 分	報 酬 額	
	新	旧
議 長	月額 400,000円	月額 350,000円
副 議 長	月額 390,000円	月額 340,000円
議 員	月額 380,000円	月額 330,000円

議案第 20 号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例制定について

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 3 月 4 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）
和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年和泉市条例第22号）の一部
を次のように改正する。

第2条中「450,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、教育長の給料月額を引き上げる必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号参考資料

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額 <u>500,000円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額 <u>450,000円</u>とする。</p>

議案第 21 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
制定について

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

昭和 57 年 3 月 4 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和81年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「125,000円」を「150,000円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）特別職の職員で非常勤のもの、報酬額

区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月額 75,000円
教育委員会委員（委員長である委員を除く。）	月額 64,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 20,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 64,000円
選挙管理委員会委員長	年額 216,000円
選挙管理委員会委員（委員長である委員を除く。）	年額 112,000円
公平委員会委員長	年額 80,000円
公平委員会委員（委員長である委員を除く。）	年額 64,000円
農業委員会会長	年額 160,000円

農業委員会副会長	年額	107,000円
農業委員会委員（会長及び副会長である委員を除く。）	年額	96,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額	40,000円
附属機関の委員	日額	6,000円
社会教育委員	月額	6,000円
選挙長	1選挙ごとに	10,000円
投票票管理者	日額	8,000円
投票票立会人	日額	7,000円
選挙立会人	日額	7,000円
地方自治法第182条による補充員	日額	8,000円

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、非常勤の特別職の報酬額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 21 号 参考資料

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(報酬の額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>8 前 2 項に規定するものほか、臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額は、月額 150,000 円を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める。</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>8 前 2 項に規定するものほか、臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額は、月額 125,000 円を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める。</p>

別表(第 2 条関係)

区 分	報 酬 額	
	新	旧
教育委員会教育長	月額 75,000 円	月額 66,000 円
教育委員会委員(教育長である委員を除く。)	月額 64,000 円	月額 57,000 円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 20,000 円	月額 18,000 円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 64,000 円	月額 57,000 円

選挙管理委員会委員長	年額 216,000円	年額 191,000円
選挙管理委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 112,000円	年額 99,000円
公平委員会委員長	年額 80,000円	年額 71,000円
公平委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 64,000円	年額 57,000円
農業委員会会長	年額 160,000円	年額 142,000円
農業委員会副会長	年額 107,000円	年額 95,000円
農業委員会委員(会長及び副会長である委員を除く。)	年額 96,000円	年額 85,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額 40,000円	年額 35,000円
附属機関の委員	日額 6,000円	日額 4,000円
社会教育委員	月額 6,000円	月額 5,000円
選挙長	1選挙ごとに 10,000円	1選挙ごとに 9,000円
投票票管理者	日額 8,000円	日額 7,000円
投票票立会人	日額 7,000円	日額 6,500円
選挙立会人	日額 7,000円	日額 6,500円
地方自治法第182条による補充員	日額 8,000円	日額 7,000円

議案第 23 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 3 月 4 日提出

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中ウを削る。

第13条第3項中「1,000円」を「12,000円」に、「7,500円」を「8,000円」に改める。

第14条の2第2項中「100分の8」を「100分の9」に改める。

第14条の3第1項を次のように改める。

職員に、月額17,500円(医療職給料表(-)の適用を受ける職員のうち規則で定めるもの)あつては月額23,500円)を超えない範囲で住居手当を支給する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	118,900	101,900	—
2	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	220,700	188,400	158,400	138,200	118,900	88,700
5	230,200	196,600	166,000	145,300	125,000	91,500
6	239,800	204,800	173,600	151,800	131,100	94,700
7	249,500	212,700	180,900	158,400	138,200	98,200
8	259,200	220,700	188,400	166,000	145,300	101,900
9	269,200	230,200	196,600	173,600	151,800	106,900
10	279,200	239,800	204,800	180,900	158,400	112,600
11	289,900	249,500	212,700	188,400	165,300	118,900
12	300,900	259,200	220,700	195,900	172,400	125,000
13	311,900	269,200	228,700	203,400	179,400	131,100
14	323,200	279,200	237,000	210,900	186,300	137,300
15	334,800	289,200	245,300	218,500	193,100	143,700
16	346,400	298,900	253,600	226,100	199,700	149,800
17	358,000	308,600	262,000	233,800	206,200	155,800
18	368,900	318,000	270,200	241,600	212,700	161,800
19	379,100	327,200	278,400	249,500	219,100	166,800
20	389,300	336,100	286,600	257,400	225,200	171,800
21	398,700	343,900	284,700	265,100	231,100	176,700
22	407,300	350,000	302,400	272,100	236,500	181,600
23	411,900	356,100	309,900	278,900	241,700	186,400
24	416,500	360,400	316,000	284,400	245,600	190,700
25			321,700	289,400	248,900	194,800
26			325,600	293,000	252,000	198,900
27			329,400	296,600	254,500	202,600
28			333,200	300,200	256,900	205,700
29				303,800	259,300	208,700
30					261,700	211,000
31						213,300
32						215,500
33						217,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	410,600	301,100	231,200	-	138,300
2	420,900	311,000	241,300	201,600	146,500
3	431,200	320,900	251,400	211,400	154,800
4	441,900	330,700	261,500	221,300	163,200
5	452,600	340,400	271,400	231,200	172,800
6	463,500	349,800	281,300	241,200	182,400
7	475,000	359,100	291,200	251,200	192,000
8	486,800	368,000	301,100	261,200	201,600
9	499,100	376,900	311,000	271,000	211,200
10	511,600	385,800	320,900	280,800	220,700
11	523,900	394,700	330,700	290,600	230,000
12	535,900	403,600	339,800	298,900	237,800
13	547,800	412,500	348,700	307,200	245,400
14	559,600	421,400	357,500	315,000	252,800
15	571,100	429,200	366,300	322,800	260,100
16	582,100	436,900	374,900	330,500	267,400
17	592,700	443,600	383,000	338,100	274,600
18	603,000	449,300	391,100	345,600	281,800
19	612,100	454,100	399,200	353,000	288,300
20		458,900	405,500	358,900	292,700
21			411,800	364,800	297,000
22			416,100	370,100	300,100
23			420,400	373,800	
24				377,500	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

1 医療職給料表 (二)

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	-	-	118,900	101,900	-
2	173,600	142,600	125,000	106,900	83,400
3	180,900	147,800	131,100	112,600	85,900
4	188,400	153,100	137,300	118,900	88,700
5	196,600	158,400	142,600	125,000	91,500
6	204,800	166,000	147,800	131,100	94,700
7	212,700	173,600	153,100	137,300	98,200
8	220,700	180,900	158,400	142,600	101,900
9	230,200	188,400	166,000	147,900	106,900
10	239,800	196,600	173,600	153,200	112,600
11	249,500	204,800	181,200	159,800	118,900
12	259,200	212,700	189,000	166,300	125,000
13	269,200	220,700	196,900	172,400	131,100
14	279,200	228,700	203,400	179,400	137,300
15	289,200	237,000	210,900	186,300	141,900
16	298,900	245,300	218,500	193,100	146,500
17	308,600	253,600	226,100	199,700	151,200
18	318,000	262,000	233,800	206,200	155,800
19	327,200	270,200	241,600	212,700	161,800
20	336,100	278,400	249,500	219,100	166,800
21	343,900	286,600	257,400	225,200	171,800
22	350,000	294,700	265,100	231,100	176,700
23	356,100	302,400	272,100	236,500	181,600
24	360,400	309,900	278,900	241,700	186,400
25		316,600	284,400	245,600	190,700
26		321,700	289,400	248,900	194,800
27		325,600	293,000	252,000	198,900
28		329,400	296,600	254,500	202,600
29		333,200	300,200	256,900	205,700
30			303,800	259,300	208,700
31				261,700	211,000
32					213,300
33					215,500
34					217,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

別表第 3 特別職の職員の給料月額

区分	給料月額
市長	620,000円
助役	550,000円
収入役	500,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の 3 及び別表第 3 の改正規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の和泉市職員の給与に関する条例(第 14 条の 3 及び別表第 3 を除く。以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)から適用する。
- 3 昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に限り、改正前の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第 14 条の 3 の規定にかかわらず、同条第 1 項中「13,000円」とあるのは「14,000円」とする。
- 4 切替日の前日において、改正前の条例別表第 2 ウの適用を受けていた者で、改正後の条例別表第 2 イの適用を受けることとなるものの切替日における同表の適用については、切替日の前日においてその者に適用されている次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じ右欄に定める職務の等級に切り替えるものとする。

等級	等級
特 1	特 1
1	1
2	2
	3
3	3
	4
4	4

- 5 改正前の条例別表第2イ及びウの適用を受けていた職員の切替日の前日においてその者の受けていた給料月額を基準として市長が定める。
- 6 改正後の条例及び第3項の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例及び第3項の規定による給与の内払とみなす。
- 7 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める。

理 由

人事院の勧告による一般職の国家公務員の給与改定の趣旨にかんがみ、本市の一般職の職員についても、同改定に準じて、その給料月額、調整手当額、扶養手当額及び住居手当額の改定を行うとともに、その一般職職員の給与改定、近隣都市の実情その他諸般の情勢にかんがみ、市長、助役及び収入役の給料月額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 23 号 参考資料

(一) 和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(案) 新旧対照表

新	旧
<p>第 5 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第 1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第 2)</p> <p>ア 医療職給料表(一)</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 13 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがな く主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満 18 才未満の子及び孫</p> <p>(3) 満 60 才以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満 18 才未満の弟妹</p> <p>(5) 不具障害者</p>	<p>第 5 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第 1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第 2)</p> <p>ア 医療職給料表(一)</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 13 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがな く主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満 18 才未満の子及び孫</p> <p>(3) 満 60 才以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満 18 才未満の弟妹</p> <p>(5) 不具障害者</p>

新

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については12,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ3,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については8,000円）、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。

（調整手当）

第14条の2 職員に調整手当を支給する。

2 前項の規定により支給する調整手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の9を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第14条の3 職員に月額17,500円（医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち規則で定めるもの）にあっては、月額28,500円を超えない範囲で住居手当を支給する。

2 住居手当の月額及びその支給に関し必要な事項は、規則で定める。

旧

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については11,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ3,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については7,500円）、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。

（調整手当）

第14条の2 職員に調整手当を支給する。

2 前項の規定により支給する調整手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額18,000円（医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち規則で定めるもの）にあっては、月額20,000円を超えない範囲内で住居手当を支給する。

2 住居手当の月額及びその支給に関し必要な事項は、規則で定める。

19	8,791	8,626	165	8,272	8,119	158	2,784	2,647	137	2,495	2,377	118	2,191	2,088	108	1,668	1,588	85
20	8,898	8,728	165	8,861	8,205	156	2,866	2,726	140	2,574	2,452	122	2,252	2,148	109	1,718	1,681	87
21	8,987	8,822	165	8,439	8,283	156	2,947	2,805	142	2,651	2,525	126	2,311	2,201	110	1,767	1,678	89
22	4,078	8,908	165	8,500	8,344	156	8,024	2,880	144	2,721	2,592	129	2,365	2,254	111	1,816	1,724	92
23	4,119	8,954	165	8,561	8,405	156	8,089	2,954	145	2,789	2,658	181	2,417	2,304	113	1,864	1,770	94
24	4,165	—	—	8,604	8,448	156	8,160	8,014	146	2,844	2,711	188	2,456	2,342	114	1,907	1,818	94
25	—	—	—	—	—	—	8,217	8,071	146	2,894	2,761	188	2,489	2,375	114	1,948	1,854	94
26	—	—	—	—	—	—	8,256	8,110	146	2,980	2,797	188	2,520	2,406	114	1,989	1,895	94
27	—	—	—	—	—	—	8,294	8,148	146	2,966	2,833	188	2,545	2,481	114	2,026	1,981	95
28	—	—	—	—	—	—	8,332	8,186	146	8,002	2,869	188	2,569	2,455	114	2,057	1,962	95
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,088	2,905	188	2,598	2,479	114	2,087	1,992	95
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,617	2,508	114	2,110	2,015	95
81	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,188	2,088	95
82	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,155	2,060	95
83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,177	2,082	95

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

7 医療職給料表(一)

職務の 等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級			
	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧		
1	4,106	3,926	180	2,865	146	2,312	2,193	119	—	1,383	1,312	71
2	4,209	4,027	182	2,960	150	2,413	2,289	124	2,016	1,465	1,390	75
3	4,312	4,129	183	3,054	155	2,514	2,385	129	2,114	1,548	1,469	79
4	4,419	4,233	186	3,148	159	2,615	2,481	134	2,213	1,632	1,548	84
5	4,526	4,339	187	3,241	163	2,714	2,577	137	2,312	1,728	1,639	89
6	4,635	4,448	187	3,333	165	2,813	2,673	140	2,412	1,824	1,730	94
7	4,750	4,560	190	3,425	166	2,912	2,769	143	2,512	1,920	1,821	99
8	4,868	4,676	192	3,512	168	3,011	2,865	146	2,612	2,016	1,912	104
9	4,991	4,796	195	3,599	170	3,110	2,960	150	2,710	2,112	2,003	109
10	5,116	4,916	200	3,685	173	3,209	3,054	155	2,808	2,207	2,093	114
11	5,239	5,035	204	3,771	176	3,307	3,148	159	2,906	2,300	2,182	118
12	5,359	5,150	209	3,857	179	3,398	3,285	163	2,989	2,378	2,256	122
13	5,478	5,265	213	3,943	182	3,487	3,322	165	3,072	2,454	2,328	126
14	5,596	5,379	217	4,029	185	3,575	3,409	166	3,150	2,528	2,400	128
15	5,711	5,490	221	4,104	188	3,663	3,495	168	3,228	2,601	2,471	130
16	5,821	5,600	221	4,178	191	3,749	3,579	170	3,305	2,674	2,542	132
17	5,927	5,706	221	4,245	191	3,830	3,657	173	3,381	2,746	2,612	134
18	6,030	5,809	221	4,302	191	3,911	3,735	176	3,456	2,818	2,682	136
19	6,121	5,900	221	4,350	191	3,992	3,813	179	3,530	2,883	2,745	138

(単位 百円)

20			4,589	4,398	191	4,055	8,876	179	3,589	3,422	167	2,927	2,789	198
21						4,118	8,939	179	3,648	3,481	167	2,970	2,832	198
22						4,161	8,982	179	3,701	3,584	167	3,001	2,863	198
23						4,204	4,025	179	3,788	3,571	167			
24									3,775	3,608	167			

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

- イ 医療職給料表(二) } (略一別紙参照)
- ウ 医療職給料表(三)

新

別表第3 特別職の職員の給料月額

区分	給料月額
市長	620,000円
助役	550,000円
収入役	500,000円

旧

別表第8 特別職の職員の給料月額

区分	給料月額
市長	550,000円
助役	490,000円
収入役	450,000円

(II) 改正前の条例別表第2イ及びビウ

イ 医師給料表 日

職階の等級 号	特1等級		1等級		2等級		3等級		4等級	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	226,400	171,500	127,000	100,000	—	—	—	—	—	—
2	235,900	178,800	133,100	104,800	82,100	—	—	—	—	—
3	245,400	186,100	139,200	110,000	84,800	—	—	—	—	—
4	255,100	194,300	145,300	115,500	87,700	—	—	—	—	—
5	264,900	201,900	151,400	121,000	91,300	—	—	—	—	—
6	274,700	209,500	157,600	126,500	95,000	—	—	—	—	—
7	284,200	217,100	164,600	132,000	99,000	—	—	—	—	—
8	293,800	225,000	170,300	137,500	103,500	—	—	—	—	—
9	303,000	232,900	176,900	142,900	108,700	—	—	—	—	—
10	311,900	240,800	183,400	148,300	114,100	—	—	—	—	—
11	320,500	248,800	189,900	153,700	120,300	—	—	—	—	—
12	328,300	256,800	196,100	158,600	126,500	—	—	—	—	—
13	334,400	264,700	202,300	163,500	132,000	—	—	—	—	—
14	340,500	272,600	208,500	168,300	137,500	—	—	—	—	—
15	346,600	280,500	214,600	173,000	142,900	—	—	—	—	—
16	350,900	288,000	220,400	177,600	148,300	—	—	—	—	—
17	—	295,400	226,100	182,000	153,700	—	—	—	—	—
18	—	301,400	231,400	186,100	158,600	—	—	—	—	—
19	—	307,100	235,400	190,200	163,500	—	—	—	—	—
20	—	311,000	238,900	193,800	168,300	—	—	—	—	—
21	—	314,800	242,200	196,800	173,000	—	—	—	—	—
22	—	318,600	244,700	199,100	177,600	—	—	—	—	—
23	—	—	247,200	201,400	182,000	—	—	—	—	—
24	—	—	249,600	203,600	186,100	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	190,200	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	196,800	—	—	—	—	—
27	—	—	—	—	199,100	—	—	—	—	—
28	—	—	—	—	201,400	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	203,600	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医師給料表 日

職階の等級 号	特1等級		1等級		2等級		3等級		4等級	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	192,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	199,200	150,600	128,500	95,600	—	—	—	—	—	—
3	206,200	157,100	133,800	99,700	—	—	—	—	—	—
4	214,000	164,600	139,700	104,000	—	—	—	—	—	—
5	221,800	171,800	145,200	108,500	—	—	—	—	—	—
6	230,200	179,200	150,100	113,600	—	—	—	—	—	—
7	238,500	186,700	155,400	118,800	—	—	—	—	—	—
8	247,400	194,300	160,600	123,700	—	—	—	—	—	—
9	256,400	201,900	165,900	128,300	—	—	—	—	—	—
10	265,500	209,500	171,200	132,900	—	—	—	—	—	—
11	274,700	217,100	176,500	137,500	—	—	—	—	—	—
12	284,200	225,000	181,800	142,000	—	—	—	—	—	—
13	293,800	232,900	187,200	146,500	—	—	—	—	—	—
14	303,000	240,800	192,600	151,000	—	—	—	—	—	—
15	311,900	248,800	198,100	155,300	—	—	—	—	—	—
16	320,500	256,800	203,500	159,500	—	—	—	—	—	—
17	328,300	264,700	208,500	163,700	—	—	—	—	—	—
18	334,400	272,600	213,300	167,900	—	—	—	—	—	—
19	340,500	280,500	218,100	172,000	—	—	—	—	—	—
20	346,600	288,000	222,900	176,000	—	—	—	—	—	—
21	350,900	295,400	227,700	180,000	—	—	—	—	—	—
22	—	301,400	232,000	183,800	—	—	—	—	—	—
23	—	307,100	236,300	187,500	—	—	—	—	—	—
24	—	311,000	240,600	191,100	—	—	—	—	—	—
25	—	314,800	243,300	194,400	—	—	—	—	—	—
26	—	318,600	246,000	197,200	—	—	—	—	—	—
27	—	—	200,000	189,900	—	—	—	—	—	—
28	—	—	—	195,700	—	—	—	—	—	—
29	—	—	—	198,300	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

議案第 244 号

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 3 月 4 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第5条の3を次のように改める。

(住居手当)

第5条の3 住居手当は、職員に対して支給する。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号参考資料

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(住居手当) 第5条の3 <u>住居手当は、職員に対して支給する。</u></p>	<p>(住居手当) 第5条の3 <u>自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、住居手当を支給する。</u></p>

昭和 57 年度 和 泉 市 一 般 会 計 予 算

昭和 57 年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,056,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条第 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	金	額
1. 市	税		7,482,549
	1. 市	民 税	3,513,334
	2. 固	定 資 産 税	2,431,132
	3. 軽	自 動 車 税	50,757
	4. 市	た ば こ 消 費 税	407,755
	5. 電	気 税	317,638
	6. カ	ス 税	9,000
	7. 特	別 土 地 保 有 税	116,904
2. 地	方	計 画 税	586,029
	議 与 税		156,645
3. 自	動 車 重 量 議 与 税		91,645
	取 得 税 議 与 税		65,000
4. 国	有 提 供 税 取 得 税 交 付 金		170,500
	村 助 成 設 等 所 在 交 付 金		170,500
市	町 助 成 設 等 所 在 交 付 金		202,913
	町 助 成 設 等 所 在 交 付 金		202,913

款	項	金額
5. 地方交付税		4,724,000円
	1. 地方交付税	4,724,000
6. 交通安全対策特別交付金		14,000
	1. 交通安全対策特別交付金	14,000
7. 分担金及び負担金		353,848
	1. 分担金	12,512
	2. 負担金	341,336
8. 使用料及び手数料		293,857
	1. 使用料	250,288
	2. 手数料	43,569
9. 国庫支出金		4,864,099
	1. 国庫負担金	2,437,530
	2. 国庫補助金	2,383,935
	3. 国庫委託金	42,634
10. 府支出金		1,496,778
	1. 府負担金	166,289
	2. 府補助金	1,199,218
	3. 府委託金	130,059
	4. 府交付金	1,212

11. 財 產 收 入			355,698 円
1. 財 產 運 用 收 入	入		6,255
2. 財 產 売 払 收 入	入		349,448
12. 寄 附 金		金	280,000
1. 寄 附 金		金	280,000
13. 繰 入 金			329,388
1. 基 金 繰 入 金	入	金	329,388
14. 諸 収 入			2,722,840
1. 延 滞 金 及 び 加 算 金		金	6,500
2. 市 預 金 利 子		子	34,770
3. 貸 付 金 元 利 収 入		入	713,130
4. 受 託 事 業 収 入		入	20,000
5. 雑 入		入	1,948,440
15. 市 債		債	1,658,890
1. 市 債		債	1,658,890
歳 入 合 計		計	25,056,000

歳 出

款 項 金 額		
1. 議 会 費		221,276 円
1. 議 会 費	費	221,276

款	項	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	2,072,866円
	2. 徴税費	1,086,626
	3. 戸籍住民基本台帳費	449,328
	4. 選挙費	173,612
	5. 統計調査費	35,667
	6. 監査委員費	15,547
	7. 同和対策費	18,786
3. 民生費		293,300
		7,232,079
	1. 社会福祉社費	3,024,015
	2. 児童福祉社費	2,223,057
4. 衛生費	3. 生活保護費	1,980,707
	4. 災害救助費	4,300
		2,396,161
	1. 予防衛生費	1,185,685
5. 労働費	2. 環境衛生費	1,134,985
	3. 墓地管理費	51,271
	4. 上水道費	24,220
	1. 失業対策費	69,882
		69,882

6.	農 林 水 産 業 費		205,722冊
	1.	農 業 費	195,255
	2.	林 業 費	10,467
7.	商 工 費		193,254
	1.	商 工 費	193,254
8.	土 木 費		3,380,348
	1.	土 木 管 理 費	231,754
	2.	道 路 橋 梁 費	353,219
	3.	河 川 水 路 費	190,809
	4.	都 市 計 画 費	709,699
	5.	住 宅 費	1,894,867
9.	消 防 費		595,248
	1.	消 防 費	595,248
10.	教 育 費		4,733,193
	1.	教 育 總 務 費	286,532
	2.	小 学 校 費	1,134,591
	3.	中 学 校 費	2,173,271
	4.	幼 稚 園 費	763,602
	5.	社 会 教 育 費	320,001
	6.	保 健 体 育 費	55,196

款		項	額
11. 公	債		3,082,961 円
	費		
12. 諸	支	1. 公	3,082,961
	出	債	
	金	費	
			828,010
		1. 開 発 公 社 貸 付 金	90,000
		2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1,800
		3. 諸 支	188,210
		出	
		金	
		4. 基	548,000
		金	
		費	
13. 予	備		50,000
	費		
		1. 予	50,000
		備	
		費	
	歳 出	合 計	25,056,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
伯太小学校体育館増築事業	昭和57年度 ～ 昭和58年度	100,625	千円
光明台南小学校体育館建設事業	昭和57年度 ～ 昭和82年度	103,271	
光明台中学校増築事業	昭和57年度 ～ 昭和82年度	208,674	
信太中学校増築事業	昭和57年度 ～ 昭和82年度	258,469	
改良住宅建設事業	昭和57年度 ～ 昭和58年度	1,077,384	
農林漁業金融公庫に対する債務の損失 補償（鳥池排水路改修工事）	昭和57年度 ～ 昭和75年度	元金 90,000 及びその利子	

事 項	期 間	限 度	額
都市計画事業等用地取得事業	昭和57年度 ～ 昭和60年度	34,000	千円
教育施設用地取得事業	昭和57年度 ～ 昭和59年度	739,370	
環境改善整備事業用地取得事業	昭和57年度 ～ 昭和61年度	1,647,570	
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和57年度 ～ 昭和61年度	元金 2,420,940 及びその利子	
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和57年度 ～ 昭和61年度	元金 502,000 及びその利子	
合 計		4,761,363	

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	法
老人福祉施設整備事業	千円 7,100	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行 政銀 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	
国民年金保険事業	921	同上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内)ただし、 同上	
共同浴場整備事業	1,300	同上	同上	府行 政銀 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上	
災害援護資金貸付事業	1,800	同上	同上	同上	20年以内(内据置8年以内)ただし、 同上	
診療所整備事業	2,200	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上	
道路橋梁整備事業	13,500	同上	同上	同上	同上	
環境改善道路整備事業	18,300	同上	同上	同上	同上	
都市計画事業	61,400	同上	同上	同上	同上	

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
改良住宅建設事業	655,900 <small>千円</small>	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	7,700	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	804,669	同上	同上	同上	同上
幼稚園施設整備事業	84,100	同上	同上	同上	同上
計	1,658,890				

昭和 57 年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和 57 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,269,100 千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 8 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 57 年 3 月 4 日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳

入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		1,493,000
	1. 国民健康保険料	1,493,000
2. 一部負担金		10
	1. 一部負担金	10
3. 使用料及び手数料		500
	1. 手数料	500
4. 国庫支出金		2,506,556
	1. 国庫負担金	2,081,218
	2. 国庫補助金	425,338
5. 府支出金		73,842
	1. 府補助金	73,842
6. 繰入金		70,000
	1. 一般会計繰入金	70,000
7. 諸収入		125,192
	1. 延滞金及び過料	365
	2. 預金利息	10,027
	3. 雑収入	114,800
	歳入合計	4,269,100

歳

出

款		項	金	額
1. 総務費			141,603	円
		1. 総務管理費	41,018	
		2. 徴収費	99,116	
		3. 運営協議会費	1,139	
		4. 趣旨普及費	330	
2. 保険給付費			4,089,537	
		1. 療養承諾費	4,057,737	
		2. 助産費	25,800	
		3. 葬祭費	6,000	
3. 保健施設費			1,500	
		1. 保健施設費	1,500	
4. 公債費			2,959	
		1. 一般公債費	2,959	
5. 諸支出名			3,501	
		1. 償還金及び還付加算金	3,501	
6. 予備費			30,000	
		1. 予備費	30,000	
	歳出	合計	4,269,100	

昭和 57 年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和 57 年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 167,087 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

昭和 57 年 3 月 4 日 提 出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歲入歲出預算

歲 入

款	項	金 額
1. 繰 入	金	44,687 兩
	1. 繰 入 金	44,687
2. 市 債		122,400
	1. 市 債	122,400
歲 入 合 計		167,087

歲 出

款	項	金 額
1. 公共用地先行取得事業費		122,400 兩
	1. 公共用地先行取得事業費	122,400
2. 公 債 費		44,687
	1. 公 債 費	44,687
歲 出 合 計		167,087

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地先行取得事業	122,400 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 政 行 銀 所 の 他	10年以内(内据置4年以内)ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。

昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和57年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ615,660千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和57年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	額
1. 分担金及び負担金		25,832千円
2. 使用料及び手数料	1. 負担金	25,832
		19,111
3. 国庫支出金	1. 使用料	19,111
		51,000
4. 府支出金	1. 国庫補助金	51,000
		5,375
5. 繰入金	1. 府補助金	5,375
		294,842
6. 市債	1. 一般会計繰入金	294,842
		219,500
歳入合計		615,660

出

歲

款	項	金	額
1. 下水道事業費		513,304	円
	1. 下水道總務費	414,821	
	2. 下水道整備費	98,983	
2. 公債費		101,856	
	1. 公債費	101,856	
3. 予備費		500	
	1. 予備費	500	
歲出合計		615,660	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 219,500	借入は 普通貸は 又証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	30年以内(内据置5年以内)、ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるとする。

議案第 8 号

昭和 57 年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算

昭和 57 年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 383,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

昭和 57 年 3 月 4 日 提 出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	額
1. 諸 収 入		383,000 円
	1. 受 託 事 業 収 入	383,000
歳 入	合 計	383,000

歳

出

款	項	額
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		363,000 円
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	363,000
2. 予 備 費		20,000
	1. 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	383,000

昭和 57 年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 昭和 57 年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	38,000 戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	10,901,000 m ³	
(3) 一 日 平 均 給 水 量	29,866 m ³	
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	(イ) 配水管整備事業	10,700 冊
	(ロ) 配水管更生事業	27,000 冊
	(ハ) 水道施設等整備事業	174,000 冊

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		1,585,266 冊
第 1 項 営 業 収 益		1,890,186 冊

第2項	営業外収益	194,980 冊
第3項	特別利益	100 冊

支 出

第1款	水道事業費用	1,621,887 冊
第1項	営業費用	1,336,716 冊
第2項	営業外費用	283,171 冊
第3項	特別損失	1,000 冊
第4項	予備費	1,000 冊

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額86,497冊は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする)

	収	入
第1款	資本的収入	435,580 冊
第1項	企業債	204,000 冊
第2項	工事負担金	224,070 冊
第3項	負担金	7,500 冊
第4項	固定資産売却代金	10 冊

支 出

第 1 款	資本的支出	522,077 円
第 1 項	建設改良費	415,667 円
第 2 項	企業債償還金	106,410 円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償 還 の 方 法
配水管整備事業	10,000 円	証書借入 又 は 登録公債	9.0% 以内	政 府 公 庫 銀 行	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管更生事業	26,000 円				
水道施設等整備事業	168,000 円				

(一 時 借 入 金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000 円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営業費用	原水及び浄水費	557,787 円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	288,121 円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

1. 職員給与費 476,448 円
2. 交際費 450 円

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000 円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、168,287 円と定める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和 57 年度和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 昭和 57 年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	327 床		
(2) 年 間 患 者 数	98,550 人	外 来	173,745 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	270 人	外 来	585 人
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費 30,000 千円		

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、事業運転資金にあてるため一般会計から 61,609 千円を借り入れる。

第 1 款	病院事業収益	3,585,036 千円	収 入
第 1 項	医業収益	3,366,866 千円	

第 2 項	医 業 外 收 益	1 7 7, 6 9 0	冊
第 3 項	特 別 利 益	4 0, 4 8 0	冊

支 出

第 1 款	病 院 事 業 費 用	3 7 4 8, 5 5 2	冊
第 1 項	医 業 費 用	3, 4 1 7, 6 4 1	冊
第 2 項	医 業 外 費 用	3 3 0, 6 1 1	冊
第 3 項	予 備 費	3 0 0	冊

(資 本 的 收 入 及 び 支 出)

第 4 条 資 本 的 收 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、 次 の と お り と 定 め る。

第 1 款	資 本 的 收 入	6 8 3, 1 9 0	冊
第 1 項	出 資 金	1 4 7, 7 9 9	冊
第 2 項	他 会 計 長 期 借 入 金	5 3 5, 3 9 1	冊

	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出	7 2 3, 6 7 0	千 円
第 1 項 建 設 改 良 費	3 1, 2 3 3	千 円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	2 1 6, 4 3 7	千 円
第 3 項 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	4 7 6, 0 0 0	千 円

(一 時 借 入 金)

第 5 条 一 時 借 入 金 の 限 度 額 は、 2 0 0 0, 0 0 0 千 円 と 定 め る。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 流 用)

第 6 条 予 定 支 出 の 各 項 の 金 額 を 流 用 す る こ と が で き る 場 合 は、 次 の と お り と 定 め る。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議 会 の 議 決 を 経 な け れ ば 流 用 す る こ と が で き な い 経 費)

第 7 条 次 に 掲 げ る 経 費 に つ い て は、 そ の 経 費 の 金 額 を、 そ れ 以 外 の 経 費 の 金 額 に 流 用 し、 又 は そ れ 以 外 の 経 費 を、 そ の 経 費 の 金 額 に 流 用 す る 場 合 は、 議 会 の 議 決 を 経 な け れ ば な ら ない。

- (1) 職員給与費 1,774,258 円
(2) 交際費 850 円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、192,171円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,161,889円と定める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（藤原要馬君） それでは、ここで市長より昭和57年度市政方針について披露願います。

（市政方針説明）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和57年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和57年度の各会計予算案を初め関連諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の所信の一端と予算案の大綱を申し述べ、市議会議員各位並びに市民の皆様方の深い御理解と御協力を仰ぎたいと存じます。

昭和57年度のわが国経済を取り巻く内外環境をながめてみますと、国際的には、先進工業諸国におけるインフレの収束と景気の回復が期待され、当面、世界の石油需給につき大きな変化がないものと予測されております。国内経済においても、物価の安定を基礎として国内民間需要を中心とした景気の着実な回復を促進する一方、調和のある対外経済関係の形成を図り、中、長期の安定成長軌道に即した適切な経済運営を基本としているものの、食糧、資源、エネルギーの大半を海外に依存している資源小国の脆弱性あるいは経済摩擦の問題、国家財政の極端な硬直化など、多くの難題を抱えている状況にあります。

こうした状況のもとに、政府は、経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るため、内外の社会経済情勢の推移に即応しつつ内需中心の景気拡大に配意し、一方、行財政改革の基本路線を堅持して昭和57年度予算案を編成しており、歳出面では、経費の徹底した節減、合理化によりその規模を厳しく抑制し、歳入面では、公債発行額の縮減を基本とし、その結果国家予算の伸びは、昭和31年以来の6.2%という低い伸び率に抑えられているものでございます。

さて、自主再建途上にあります本市の財政環境でございますが、私のかねてより念願といたしております「住みよい和泉市、住みたくなる和泉市」を創りあげてゆくに当たり、都市基盤の整備、生活環境の整備など諸般の施策を実現可能ならしめるためには、財政基盤がしっかりとしたものでなければなりません。そのためには、赤字体質からの一刻も早い脱却を図り、都市経営に対応できる財政力の回復こそが緊急の課題でございます。幸いにして、昭和54年度から単年度収支均衡を保持しながら、昭和56年度におきましても、引き続き単年度収支均衡は達成できるものと見込んでおり、ようやく単年度収支均衡基調は軌道に乗り、実質収支赤字の解消もそう遠くはないものと見込んでおりますが、一面、本市財政構造の体質は申すまでもなく脆弱であり、税収の大幅な自然増は期せるものでなく、いまだに財政自体は「養生期間」にあり、不断の健全化努力を必要とするところであります。したがって今後とも施策の推進は財政構造の悪化を招かず、財政秩序を乱さず、一步一步着実に進めてゆくことが私の基本的な考え方でございます。

かかる認識のもとに、昭和57年度予算案の編成に当たりましては、国及び地方財政計画の厳しい抑制基調と本市の財政体質を踏まえながら、変化に対応し得る慎重な財政運営が必要であり、

総じて「安定した予算」ということを編成の基本にいたしております。したがって、当面、緊急の課題であります「財政健全化」に意を配りながら、歳出面では、一般行政経費の節減、合理化、職員定数の適切な管理等を行いながら経常的経費の縮減に努め、投資的経費については、事業効果をよくみきわめつつ、本年は、特に教育、都市計画、土木施設などを重点的に実施してまいりよう配意いたした次第であります。

なお、各種の使用料につきましては、できる限りその引き上げを見送らせていただく考え方に立ち、し尿、ゴミ等の企業者からの料金引き上げ要請については、市民負担を求めることなく、市で吸収するなど最大の努力を重ねつつ、今般、真にやむを得ないものにつき、その適正化を図るためお願い申し上げることにいたしました次第であります。

また、国、府に対し、各種の超過負担の解消を初め、地方交付税の増額あるいは同和対策経費の特別な助成措置などを積極的に要望してまいり、極力自主財源の確保に努め、収支均衡を保持してまいりたいと存じております。

しかしながら、今日の多様化した行政需要に対応いたすためには抜本的な都市財源の拡充が必要であり、この点特に本市の実態を訴えてまいりたいと存じております。

それでは、昭和57年度の市政の基本目標と、その内容について御説明申し上げます。

本年度は昨年に引き続き

- ㊦ 教育環境の充実と社会教育の振興
- ㊧ 市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉
- ㊨ うるおいのある生活環境の整備
- ㊩ 都市基盤の整備と産業の振興

を基本的指標とし予算案を編成いたしました結果、それぞれの予算規模は、一般会計250億5,600万円、特別会計(4会計)54億3,484万7,000円、企業会計(2会計)66億1,618万6,000円、計371億703万3,000円と相なった次第であります。これを前年度と比較いたしますと一般会計29億1,300万円(13.2%)特別会計(4会計)1億7,905万3,000円(3.4%)企業会計(2会計)7億3,136万5,000円(12.4%)計38億2,341万8,000円(11.5%)の増加となるものでございます。

次に、基本指標に従い順次、その概要を御説明いたします。

第1の指標「教育環境の充実と社会教育の振興」でございます。

どの時代におきましても、常に教育は民族の将来を左右する重要な課題であります。とりわけ昨今は、進学問題のほか非行の増加、校内暴力、生涯教育の取り組みなど、教育に対する市民の関心が一段と高まっております。私は、こういった問題の背景には、今日の社会における物質

的な豊かさの中で「心の大切さ」が見失なわれがちな風潮、家庭におけるしつけ、学校における教育指導のあり方など複雑な要因が考えられますが、少なくとも、学校、家庭、社会におけるそれぞれの教育機能が一体となって解決を図っていかねばならないと存じております。激動の21世紀に主体的に生き抜く身心ともにたくましい子供を育てることが私達の責務であるという認識に立ち、厳しい財政環境ではございますが、長期的な展望をもって教育環境の充実に努めてまいり、今次予算案を編成いたしました次第であります。

まず、かねてから懸案事項でありました石尾中学校のマンモス化の解消を図るべく、(仮称)第二石尾中学校の新設事項につきましては、昨年より用地確保に着手し、本年は造成工事、外構工事、校舎、給食室の新設事業などを行い、昭和58年4月1日開校に向けて積極的に準備を進め、所要の措置を講じたものであります。また、光明台団地における人口増加を勘案しつつ、

(仮称)光明台北小学校の来るべき開校に備え、本年は、学校用地の取得事業費を計上いたしました。さらに、児童、生徒の社会増に対処すべく、郷荘中学校、信太中学校の増築事業、石尾中学校の特別教室の整備など所要の措置を行い、学校教育の場を通じての体位向上を図るため、南松尾小学校の運動場拡張工事、幸小学校の小体育館の改築、幼稚園教育の振興の観点から、伯太幼稚園、横山幼稚園の新設移転事業など、長期的展望に立ち積極的に取り組んでまいりましてございます。

なお、国庫補助の採択など特定財源の確定をまって着手すべく、伯太小学校、光明台南小学校の体育館建設事業、北松尾小学校の校地拡張事業など、別途、債務負担行為に計上いたしました次第であります。

一方、学校教育の場における教育指導面につきましては、従前より実施いたしております社会科、道徳教育等の副読本の無償配布を一層強化いたしますとともに、昨年に引き続き障害を持つ児童、生徒の就学の保障と安全を図るべく、通学タクシーのほか養護教育補助教員を増員いたしました。また、生徒指導、同和教育に関し一層の充実を図るため、生徒指導主事研修費、同和主担者研修費の増額措置を行い、教員研修を一層推進してまいり所存であります。

社会教育につきましては、生涯にわたって自己を育て深めようとする学習意欲は年々高まり、これに即応する適切な施策の推進が望まれるところでございます。そこで、文化環境づくりでは、成人を対象とする文化講座を初め各種の講座を実施するほか、いま、市民文化活動が活発に展開される中で、文化サークルの育成と意識高揚のため市民参加による「市民劇場」を開催するほか、市立図書館の蔵書の充実、かねてより準備を進めてまいりました美術館も本年中に開館の運びを予定しており、これら地域文化の向上に大きく期待するところでございます。青少年問題につき

ましては、第3の危機を迎えたと言われ、この背景を見ると、行政、市民が一体となって社会全体の課題として対処しなければなりません。そのためこれまで校区青少年問題協議会を中心に各種の事業を実施いたしておるところでございますが、本年は、毎月5日を「こどもを守る日」として、環境浄化運動や健全育成を啓発し協力を訴えるとともに、奉仕活動や青少年グループの育成を通じ、青少年の健全な育成を図ってまいりたいと存じております。

次に、社会体育につきましては、これまでの「見るスポーツ」から「参加するスポーツ」へと参加意識が高まり、みずからの健康増進と体力の向上、さらに、スポーツ技術の向上も期待されるところであります。このため市立体育館におきましては、各種のスポーツ教室を初め諸事業を実施するほか、市体育連合に結集する団体の育成を通じ、市民全体が気軽に参加できるスポーツの推進を図るとともに、総合運動施設の整備につき、関係行政機関と協議の上、早期実現へ努力いたしたく存じます。

第2の指標「市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉」でございます。

市民の豊かな日常生活の基盤は、まず、「健康」の保持であります。市民に密着した総合的健康づくり対策……国民健康づくり地方推進事業……は、市医師会との関係をもとにより一層充実したものとして引き続き実施し、地域での講演会を通じ、みずからの健康と疾病の予防につきその意識の高揚を図りますとともに、もとより各種の予防接種を初め胃ガン検診、子宮ガン検診、循環器の集団検診を拡充し、市民の健康づくりに寄与してまいりたい所存であります。さらに、母性に対する教育の果たす役割は大きいものがございまして、母子保健に関する各種の保健教育を初め、妊娠中あるいは出産後における個々のケースに応じたきめ細かな保健指導が必要でございます。このため本年より府の保健所と密接な関係を図りながら、市において妊産婦、乳幼児に対し個別の保健相談事業を行うことにより、母性及び乳幼児の健康の増進を図ってまいりたいと存じております。

また、本市の将来における大きな財産ともいえる出生児に対し、その期待と祝福を込めて、本年度よりささやかながら出生記念品を贈呈いたしたいと存じます。

一方、市立病院におきましては、経営環境は依然として厳しい状況下にあります。疾病の多様化に即応すべく渴望しておりました「全身用コンピュータX線断層装置」を導入し、さらに、「眼科用レーザー凝固装置」、「循環器X線検査装置」など近代的医療器械の充実に努め、診療体制の拡充を図り、より行き届いた総合病院を目指し熱意を傾注して、市民の皆様方の健康の保持に貢献してまいりたいと存じます。

次に、社会福祉面でございますが、老人・身体障害者（児）など社会経済状況の変動の影響を最も受けやすい人々に対してはきめの細かい配慮を行い、心の触れ合いを基本として各種の施策

を行ってまいりたいと存じます。まず、老人福祉でございますが、高齢者問題の中心は、やはり生きがいを求めることにあるかと存じます。本年は、高齢者に対する総合的な職業情報の供給と、高齢者が長年培われた知識・経験を生かし生きがいを見出す事業、いわゆる「シルバー人材センター」を設立し、高齢者の雇用機会の拡大に努めてまいりたいと存じます。また、寝たきり老人、1人暮らし老人については、常に地域の民生委員を通じ実態把握に努め、医療ヘルパーや家庭奉仕員の派遣事業、老人クラブ員による友愛訪問、「寝たきり老人短期保護事業」を初め、老人の健康対策の一環としての老人医療公費負担事業、老人・向老期の方々の健康診査事業など多面的な施策を実施することにより、行き届いた老人福祉の実現に努めてまいっている所存であります。さらに、老人が学習・趣味・娯楽を通じ生きがいを求める場としての「老人憩の家」は、すでに市内に11箇所設置を致しておりますが、本年も新たに1ヶ所の建設をいたすべく、所要の措置を講じたものであります。身体障害者福祉につきましては、昨年「完全参加と平等」を唱えた国際障害者年の一連の取り組みによって障害者問題の関心は一段と高まっているところでありますが、本年より外出の困難な在宅重度身体障害者に対するコミュニケーションと緊急連絡の手段を確保するため、身障者福祉電話を新設するとともに、身体障害者用自動車改造事業、障害者の集い、手話講習会、盲人ヘルパー事業など、多角的に取り組んでまいりたいと存じます。また、在宅心身障害者の授産対策の一環として、軽易な作業指導を行っております和泉市心身障害者簡易授産所の充実・強化を図り、引き続き身体障害者（児）の障害を補うための補装具及び日常生活用具の給付、医療費の公費負担、家庭奉仕員の派遣事業などを行いますとともに重度心身障害者（児）の給付金の増額措置を図り、障害者の自立更生と日常生活の向上の推進に努めてまいっている所存であります。さらに、地域に根ざした社会福祉の充実、その担い手としての民生児童委員、老人クラブ、日赤奉仕団、社会福祉協議会あるいは献血推進協議会など各種福祉団体の果たす役割はますます大きく、各機関の連帯と充実を図ることにより、福祉施策の拡大と多様化に対応してまいりたいと存じております。

第3の指標「うるおいのある生活環境の整備」でございます。

本市は、大都市近郊にありながら緑豊かな自然と多くの文化遺産に恵まれ、自然の恩恵をふんだんに享受できる環境にあります。この環境をより市民のものとし、うるおいのあるまちづくりを体系的につくりあげてゆく観点から、この一環として昨年歩行者のみち……府中今福歩行者専用道の完成を見、引き続き本年も忠岡池公園、肥子池公園の整備事業を行います。単に周辺住民の利用のみならず、より広域的な利用促進を図るべく整備を行い、特に本年より黒鳥山公園は多くの市民のうるおいの拠点として、その整備はもとより、用地の積極的な拡大を図るべく、公共用地先行取得事業特別会計に所要の措置を講じたものであります。

次に、災害から市民の生命、財産を保護し市民生活の安全性を図るため、引き続き防火水槽の増設、消火栓の充実、消防ポンプ自動車の購入など一連の措置を講じ、初期消火活動の効果を高めてまいりたいと存じます。

さらに、河川、水路の改修及び浸水対策など市民の生命財産を守るための事業として、北池田幹線排水路、烏池排水路、阪本東排水路の整備事業など幹線排水路の整備を行いつつ、各地域の生活用水路整備につき所要の措置を講じ、将来に向けての基本的対策として、南大阪湾岸北部流域下水道事業の促進あるいは公共下水道小田第2幹線、和気第2幹線の整備を行ってまいりたいと存じます。

一方、上水の安全給水の確保は健康で文化的な生活を維持する上において必要不可欠のものでございます。本市の水道事業も、経営の健全化を図りつつより良質な水を供給するため、引き続き水質試験設備の拡充を図り、配水管及び施設の維持改善など、水道施設整備事業を進めてまいりたいと存じます。

また、市民の交通安全対策につきましては、歩行者の安全を守るべく、かねてから御要望をいただいております観音寺田線外2線の歩道新設事業の外、府中我孫子線外1線の継続事業に所要の措置を講じ、各種交通安全施設につきさらに充実させてまいりたいと存じます。環境保全対策面では、公害監視機能の拡充を図るため測定機器の導入を図り、その効果を高めてまいります外、良好な都市環境の形成と市民の健康で安全、快適な生活環境を確保する目的のもとに、昨年より検討を続けてまいりました「和泉市環境保全条例」の成案を見、過日、和泉市環境保全審議会より答申をいただいたものでございます。今次市議会に市条例として制定すべく、御審議をお願い申し上げているところでございますが、これが施行に関し、広く市民に周知するとともに、関係各課の連携を密にし、その目的達成に努めてまいりたいと存じます。

国民健康保険事業は、市民の医療保険として大いに貢献いたしておるところでございますが、本年は、かねてから懸案でありました老人保健制度の実施が国会において審議されており、このため国民健康保険事業特別会計予算の編成に当たりこの点を勘案し、療養給付費等の歳出経費及び保険料等の歳入財源は前年度並みに据え置き、これらが確定した段階で、予算の組み替え等所要の措置を講じる所存でございます。

同和対策事業につきましては、環境改善整備事業を中心とした物的整備対策と人権擁護活動の充実を柱として、国及び府と相互に協力しながら計画的、総合的に進めてまいります。特におこなわれている道路、住宅等に係わる事業につき重点的に取り組んでまいりたいと存じます。

また、本年3月末日に失効いたします現行の同和対策事業特別措置法にかわる新たな法律として「地域改善対策特別措置法」が政府から国会に提出され現在、審議がなされておりますが、こ

のことに對し、去る昭和56年第3回定例市議会において可決御決定を賜りました「同和対策事業特別措置法強化改正についての要望決議」の趣旨に沿い、大阪府市長会、大阪府など関係行政機関と協力の上、より一層の内容の充実を図るとともに、同和問題の早期解決を目指すための国の責任の分担を明確にさせてゆく要望を今後ともねばり強く国にせまっております。また、このことが本市における同和行政の展望を明らかにするとともに、市民の合意と理解を深めてゆく道につながるものと確信をしておるものでございます。

第4の指標「都市基盤の整備と産業の振興」でございます。

本市の人口の伸び率は、昭和55年の国勢調査によりますとやや鈍化している傾向にあります。公的な地域開発あるいは民間の根強い需要に支えられた住宅建設などにより、のどかな田園的都市形態から一段と都市的色彩を深めつつある状況でございます。

こうした中で、都市基盤の整備と市民生活の利便性の確保が重要な課題であろうと考えております。まず、本市の総合基本構想に基づき計画されている和泉中央丘陵整備事業の促進に全力を傾注いたしたいと存じます。本事業は、鉄道の延伸を中心とする交通基軸の確立と都市基盤の充実、地域環境の整備を図り、あわせて低廉な良質の住宅地の供給と文化的施設の計画立地による新しい総合的な町づくり……夢と希望のあふれる都市づくりを行ってまいりたいと存ずるものであります。昨年は、議員各位の御指導と御協力を賜り、用地集約に全力を傾注いたしました結果一応の集約率が達成できましたが、本年は、用地集約の終結に向けて権利者各位の合意を得るべく、最善の努力を行ってまいりたいと存じます。また、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定あるいは都市計画手続に向けての一連の諸手続を図ってまいりますとともに、農業施設などの整備計画につき、関係者との十分な協議を行ってまいりたいと存じております。何とぞ議員各位のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、地域幹線街路であります泉大津阪本線、和泉府中北通線、上代伏屋線、伯太山荘線の整備事業を行いますとともに、市内一円の生活道路の整備につき、所要の措置を講じたものでございます。さらに、本年より琴ノ坂橋の橋梁改修工事に着手すべく、諸準備を始めてまいるものであります。

なお、和泉府中北通線、伯太山荘線の整備事業は、本年で完成をいたしたいと存じております。一方、都市機能の効率化を目指す広域的幹線街路の整備の観点から、大阪岸和田南海線、外環状線、池上下宮線、近畿自動車道などの整備促進を関係行政機関に要請してまいり、市民の利便性の確保と都市の効率化に努めてまいりたいと存じます。

農業振興対策につきましては、大都市近郊農業としての有利性を生かした健全な発展と、地域の意向ならびに実態を踏まえた施策を行うべく地域農政推進対策事業を実施するとともに、南横

山地区における園芸団地の整備事業を初め、横山、小川地区においては、経営の近代化と生活環境改善を主軸とした新農業構造改善事業の導入を図るべく、その計画の樹立を行ってまいります。また、森林内容の充実と人工林の健全な育成を図るため、間伐促進事業と推進してまいります。さらに、本年より5ヶ年計画で柑橘の優良品種に更新を図るため優良柑橘類穂木生産母樹園の設置を行い、農家の経営の安定に資するべく所要の措置を講じたものであります。

なお、農道、水路、ため池などの農業基盤の整備につきましてはその積極的な推進を図るべく、各種事業に係る農業経営者の負担の緩和を図るため、和泉市土地改良事業及び耕地災害復旧事業分担金条例の改正をお願い申し上げた次第であります。

次に、商工行政でございますが、繊維工業を中心とする本市の産業実態はいずれも経営基盤の脆弱な小規模経営が中心であり、加えて現下の厳しい社会経済情勢の中にあつてきわめて至難な環境にあります。このため市商工会と相互緊密な連絡のもとに、商工専門相談員による経営の指導改善、融資対策あるいは小規模事業対策等の助成金の増額措置などのほか、誠意をもって創意と工夫による各般の振興対策を講じてまいりたいと存じます。さらに、本年も地場産業の振興と異業種間の連携を図り、市民の地元産業に対する愛着心の高揚と産業の重要性を高めるため、「地場産業まつり」を引き続き行うべく、所要の措置を講じたものでございます。

さて、まちづくりの第一歩は、まず都市の未来像……ビジョン……を明らかにすることから始まろうと存じます。本市の新総合計画も鋭意策定作業を進め、近く審議会を設置いたし、基本構想、基本計画の概案をお示しし、幅広く御意見を拝聴する機会を得るべく準備を進めてまいります。

最後に、本市にとりまして重要課題であります関西国際空港につきましては、昨年4月から進められております運輸省と3府県知事との予備審議もいよいよ取りまとめの段階に入りつつあります。私といたしましては、住民の生活に障害を及ぼすことなく地域の発展につながり、もって市民の福祉の向上に資するものであることを基本理念とし、今後とも議員各位の意見を十分尊重しながら対処してまいりたい所存であります。

以上が、今回、御提案申し上げました昭和57年度の予算案の概要と今後の市政運営の基本的方針でございます。本予算案は、冒頭申し上げましたとおり、内外を問わずきわめて厳しい環境にあつて変化に対応できる「安定した予算」を基本とし、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、市民福祉の向上を目指し精いっぱい努力をいたしました。今後の行財政運営の前途にはなお困難な課題が山積することと存じますが、引き続き新たな決意と勇断を持って職員と一丸となり、市民の信託に応えるため、渾身の努力を傾注してまいります。何とぞ私の意のあるところをおくみ取りいただきまして、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し

上げる次第であります。

- 議長（藤原要馬君） 昭和57年度市政方針の要旨説明が終わりました。

先ほど一括上程いたしました議案の説明を順を追って願います。

まず、教育委員会の所管より願います。

- 教育次長（杉本弘文君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第11号「青年学級の開設について」の提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

（議案書1ページ）

本件は、昭和57年度において開設しようとする青年学級を設定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

開設の内容といたしましては、勤労青年を対象といたします青年学級は、昭和57年度においては、和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけての開設期間といたしております。

開設場所は、市民会館、北池田小学校、南池田公民館、横尾中学校とし、学習内容は、一般教養と家事で学習時間は、各学級とも年間を通じ1人100時間以上を計画いたしております。

以上、簡単でございますが、本議案についての説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 次に、産業衛生部所管の説明を願います。

- 産業衛生部長（広岡次郎君） それでは、御上程いただいております産業衛生関係の3議案につきまして、まず、議案第12号「和泉市環境保全条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本市における住環境の改良と良好な都市環境の形成は、広く市民各層から要望されており、また、市議会におきましても、かねてからこれら対策の指針となる条例等の制定について、たびたび御指摘をいただいていたところでございます。

これらからして昨年11月10日、市内外の有識者21名でもって構成されております和泉市環境保全対策審議会に、その条例制定の必要性の有無及び内容について諮問いたしました。同審議会では、全体会議さらには小委員会等数回を通じ御熱心に御審議をいただき、本年2月9日、条例制定の必要性等々について御答申をいただきました。その趣旨に沿って今回、御答申を内容とした条例案を御提出ささせていただいた次第でございます。

それでは、議案書6ページからその内容について御説明申し上げます。

まず、この条例は、取り締まり条例ではなく理念条例であることを基調として、5章23節

72条から成っております。第1章では、総則として目的、基本理念、用語の定義、市長及び市民並びに事業者それぞれの責務等を定めております。

第2章(8ページ)では、公害の防止として、第1節で工場等の設置者に対する規制、第2節では、建設工事等における規制、第3節では、静穏の保持として、騒音等の発生を規制いたしております。第4節では、自動車等に対する規制として、自動車等の運転又は所有者が守らなければならない諸事項を示しております。第5節では、本市の立地条件からして、多発してまいっております屋外燃焼行為について規制し、第6節では、それ以外の公害防止として河川等の水質保全、住宅開発における配慮等を定めております。

第3章では、市民生活に最も影響の深い生活環境について、そのための事項を規定いたしております。まず、第1節では、河川、空き地等への廃棄物の不法投棄を禁止、第2節では、廃棄物及び残土の埋立処理について定め、第3節では、最近ますます増加の傾向にあります尿浄化槽の管理について規定し、第4節では、道路、河川、公園等公共等の場所における環境保全を定め、第5節では、雑草等で問題の多い空き地等の管理について、第6節では、住宅団地等で問題となっておる愛玩動物の管理について規定しており、第7節では、自転車放置対策を初め、第8節では、ため池等の危険防止、第9節では、家畜の管理、第10節では、日照障害の防止、第11節では、電波障害の防止、第12節では、広告宣伝行為について規定いたしております。

なお、13節として、今後、本市において増加することが予想される大型開発行為について、環境影響調査実施について規定いたしております。

第4章(19ページ)では、本市の自然環境を保全し、よりよい文化環境を育成することを主眼とし、それぞれ規定いたしております。まず、第1節では、緑豊かな郷土を保持するための緑化推進を、さらに第2節では、成育した緑を愛するための保護樹木等の規定を定めております。第3節では、緑の育成とともに、その中に生息する動植物をその自然環境とともに保護するよう規定し、第4節では、市内に所在する文化財について、その保護を定めております。

第5章(22ページ)では、この条例の円滑な運営を図るための対策を補則として定めております。

なお、附則として、この条例は、公布の日から起算して、6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとし、ただし、第1章の規定は公布の日から施行する旨を定めております。

以上、和泉市環境保全条例制定についての提案理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第13号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」(24ページ)

提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

現在の葬儀使用料は、昭和54年4月改正を行ったもので、前回の改正以降現在まで、経費節減のため霊園における職員の不補充、各委託業務料金の据え置きあるいは上昇率の圧縮などの措置を講じてまいりました。

しかるに、昭和56年度市営葬儀関係の収支を見通しますと、葬儀件数の漸減現象等により約1,766万円の市費持ち出しがあります。また、昭和57年度におきましては、霊きゅう車運転委託料等の増加などで約2,317万円の市費持ち出しが予想されます。

これらのことから、市民の方々に御負担をかけることはまことに恐縮に存じますが、5段飾使用の場合現行料金に対し20%、4段飾の場合20.31%、3段飾の場合15%、2段飾の場合9.76%、平均16.27%の料金改正をお願いし、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容を御説明申し上げます。(25ページ)

条例第5条第1項第1号に定める葬儀飾付別使用料の5段飾13万円とあるを16万円に、4段飾7万5,000円とあるを9万4,000円に、3段飾及び神式3段飾3万5,000円とあるを4万円に、2段飾8,700円とあるを9,700円に改め、同項第2号中に定める棺箱については、5段飾から神式3段飾を使用する場合8,000円を8,500円に、2段飾を使用する場合5,300円を5,800円に、消耗品については、5段飾から神式3段飾を使用する場合4,000円を4,300円に、2段飾を使用する場合3,000円を3,300円に、霊きゅう車使用料については、全種別6,000円とあるを7,200円に改めようとするもので、同項第4号中の火葬料金につきましては、4段飾付以上の飾付を行うもの1万5,000円を2万円に、3段飾付を行うもの1万円を1万5,000円に、2段飾付を行うもの6,000円を7,000円に、火葬だけ行うものにつきましては3万円を4万円に改め、第5条第2項の死胎火葬料1胎3,000円を4,000円に改めるもので、第5条第1項第3号の葬儀進行料は、現行のまま据え置くものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例は、昭和57年4月1日から施行し、第2項では、改正後の和泉市営葬儀条例の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀に対し適用し、同日前に執行する葬儀については、なお従前の例によることとしております。

本案は、市民の方々にまことに恐縮に存じますが、本市の財政事情をひとえに御理解賜り、また、市営葬儀執行にはなお一層の工夫と充実を図るとともに、経費節減にも最大の努力を重ねてまいる所存でございます。なお、本議案参考資料として、26ページ以降に新旧対照表を記載させていただいております。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第14号「和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例制定について」(28

ページ) 提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、今回の条例制定理由の骨子といたしましては、現行の和泉市土地改良事業及び耕地災害復旧事業分担金条例並びに和泉市林業関係事業補助金交付規程を廃止いたしまして、現状に即した地元分担金算出表現の簡素化と一元化した形式に改めるとともに、苦しい財政事情ではございますが、地元負担軽減に努め、より一層の農林業の振興を図りたいと考えてるものでございます。

次に条例案の内容をご説明申し上げます。

第1条は目的として、和泉市が施行する土地改良事業及び林業関係事業に要する費用に充てるための分担金を徴収することを定めております。

第2条では、対象となる事業を別表で掲げ、第3条は、分担金を徴収する者の範囲で、対象となる事業により利益を受ける者より徴収することにいたしております。

第4条は、分担金の額でございますが、別表に掲げる比率を乗じた額とし、第5条は、分担金の徴収であります。原則として、工事着手前に徴収することといたしております。

第6条は、分担金の延滞金の徴収を定めており、第7条は、分担金の還付等でございますが、工事完了後精算した結果、過不足を生じた場合の還付又は追徴を定めております。

第8条は、分担金の徴収猶予等でございますが、市長が認めたときは、分担金の猶予又は減免することができることと定め、第9条は、この条例の施行について必要な事項は市長が別に定めるといたしております。

なお、附則では、第1項として、この条例は昭和57年4月1日から施行する。

第2項として、和泉市土地改良事業及び耕地災害復旧事業分担金条例は廃止する。

第3項として、この条例の施行前に納付し、又は納付すべきであった分担金については旧条例の規定の例によるといたしております。

なおまた、別表は31ページに、新条例制定による地元負担割合新旧対照表は32ページに記載させていただきます。

以上、提案理由並びに内容について御説明を終わります。よろしく御審議を賜り、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長(藤原要馬君) 次に、市長公室所管の説明を願います。
- 参与(西川喜久君) お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました市長公室関係の議案第17号外6議案につきまして、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

説明に入る前に恐縮ですが、お手元の正誤表のとおり一部誤りがございますので、御訂正をお願い申し上げます。訂正箇所でございますが、議案書「その2」の17ページ、別表第2条関係の区分欄の最初に「教育委員会教育長」とあるのを「教育委員会委員長」に、また、その下のカ

ッコ書きの「教育長」を「委員長」に御訂正いただき、23ページの行政職給料表の2等級21号給の給料月額「28万4,700円」とあるのを「29万4,700」に御訂正をお願い申し上げます。まことに不手際心よりおわび申し上げます。

それでは、議案書「その2」の1ページ、議案第17号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

消防団員の報酬につきましては、昭和55年4月から据え置いており、社会経済の諸情勢を勘案し、報酬額の改定をいたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

内容につきましては、まず、条例第12条第1項に団員の報酬年額を定めてございますが、団長年額7万1,000円とあるを年額8万円に、副団長年額4万3,000円を4万9,000円に、分団長年額2万8,000円を3万2,000円に、副分団長年額2万1,000円を2万4,000円に、部長年額1万7,000円を2万円に、班長年額1万6,000円を1万9,000円に、団員年額1万1,000円を1万3,000円にそれぞれ改めようとするものでございます。

また、同条例第13条第1項に、団員が水火災、警戒、訓練等に従事する場合、費用弁償として、1回につき800円と定めてございますが、これを1,000円に改めるものでございます。

なお、この条例は、来る昭和57年4月1日から施行いたしたく存じている次第でございます。

次に、4ページの議案第18号「和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

近時の社会経済情勢の推移にかんがみ、地方自治法第207条の規定による出頭人、すなわち議会の出頭請求による出頭、監査委員の出頭請求による出頭等の出頭人に支給いたしております実費弁償額を改定しようとするものでございます。

改正の内容は、この出頭人に対してその実費を弁償するため、日額3,000円を支給することになっておりますものを日額4,000円に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、来る昭和57年4月1日より施行いたしたく存じている次第でございます。

次に、7ページの議案第19号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

議員各位の報酬額については、昭和54年12月より据え置いていること、また、経済諸情勢の推移、近隣都市の状況等にかんがみ、報酬額の改定をする必要がございます。

その内容につきましては、報酬月額をそれぞれ5万円引き上げ、議長35万円を40万円に、副議長34万円を39万円に、議員33万円を38万円とし、昭和57年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に10ページ、議案第20号「和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条

件に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございます。提案理由につきましては、議員各位の報酬の改定と同様の趣旨でございます。内容につきましては、同条例第2条に教育長の給料月額を45万円と定めてございますものを50万円に改め、昭和57年4月1日から施行いたしたく存する次第でございます。

次に13ページ、議案第21号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、昭和55年4月より据え置いていることにかんがみ、特別職の職員で非常勤である各行政委員会の委員及び附属機関の委員等の報酬を引き上げたく、御提案申し上げる次第でございます。

その内容につきましては、まず、条例第2条第3項に臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬月額を定めてございますが、「月額12万5,000円を超えない範囲内」とあるを「月額15万円を超えない範囲内」と改めようとするものでございます。

また、別表の報酬額、教育委員会委員長月額6万6,000円とあるを月額7万5,000円、教育委員会委員月額5万7,000円を月額6万4,000円に、市議会議員の中から選任された監査委員月額1万8,000円を月額2万円に、知識経験を有する者の中から選任された監査委員月額5万7,000円を月額6万4,000円に、選挙管理委員会委員長年額19万1,000円を年額21万6,000円に、選挙管理委員会委員年額9万9,000円を年額11万2,000円に、公平委員会委員長年額7万1,000円を年額8万円に、公平委員会委員年額5万7,000円を年額6万4,000円に、農業委員会会長年額14万2,000円を年額16万円に、農業委員会副会長年額9万5,000円を年額10万7,000円に、農業委員会委員年額8万5,000円を年額9万6,000円に、固定資産評価審査委員会委員年額3万5,000円を4万円に、附属機関の委員月額4,000円を月額6,000円に、社会教育委員月額5,000円を月額6,000円に、選挙長一選挙ごとに9,000円を1万円に、投開票管理者月額7,000円を月額8,000円に、投開票立会人月額6,500円を月額7,000円に、選挙立会人月額6,500円を月額7,000円に、地方自治法第182条による補充員月額7,000円を月額8,000円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、来る57年4月1日より施行いたしたいと存じております。

次に、21ページ「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございます。昭和56年8月7日、人事院は、国家公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づきまして、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与を平均5.23%引き上げるよう勧告いたしました。本市におきましても、同勧告の趣旨及び労働経済情勢にかんがみ

一般職の給与を改定し、また、昭和55年12月より据え置いておりました市長、助役、収入役の報酬額についても、経済情勢及び近隣都市の状況等にかんがみ改定しようとするものでございます。

内容につきましては、第13条第3項の改正は、扶養手当額を改定するものでございまして、配偶者に係る者1人1万1,000円を1万2,000円に、配偶者のない場合の扶養者の1人につきましては7,500円を8,000円にそれぞれ改めるものでございます。

第14条の2第2号の改正は、調整手当の支給率の改正でございまして、100分の8とあるを100分の9に改めるものでございます。

第14条の3第1項の改正は、住居手当額の支給限度額を改正するもので、「自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額1万3,000円」とあるのを、住居手当は「職員に月額1万7,500円を超えない範囲で支給する」と改め、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあつては月額2万円とあるを2万3,500に改正するものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療職給料表を全面的に改め、かつ、従来病院、診療所の看護婦に適用しておりました医療職給料表(3)を同表(2)に統合し、給与体系の簡素化を図るものでございます。

別表第3の改正は、市長、助役、収入役の報酬月額を改正でございまして。市長55万円を62万円に、助役49万円を55万円に、収入役45万円を50万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

附則第1項から第7項につきましては、所要の経過措置を定めたものでございます。

以上の改正は公布の日から施行し、住居手当額の改正及び特別職報酬月額を改正につきましては来る昭和57年4月1日から施行し、その他の改正規定及び住居手当額の支払限度額を昭和56年4月1日から昭和57年3月31日の間に限り1万3,000円を1万4,000円とし、昭和56年4月1日にさか上って適用しようとするものでございます。

なお、ただいま申し上げました一般職の職員の給与改定による改定率を人事院方式で算出いたしますと行政職給料表適用職員については5.38%となり、1人当たり1万1,800円程度となるものでございます。

最後に、36ページの議案第24号「和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございまして、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

内容でございまして、同条例第5条の3に「自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、住居手当を支給する」とあるのを規定の整備を図り、「住居手当は、職員に対して支給する」と

改めようとするものでございます。

この改正は、来る昭和57年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第17号外6件の議案につきまして、提案の理由及びその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、引き続いて予算の説明に入ります。

まず、一般会計、特別会計の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました諸議案のうち、議案第4号一般会計予算から議案第8号までの5つの予算について、概要の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど市長が表明いたしました市政方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再認識し、予算を編成いたしましたものでございます。

昭和57年度の一般会計の歳入歳出予算は、総額250億5,600万円と相なるわけでございまして、前年度当初と比較いたしますと、29億1,300万円、13.2%の増加となっております。増額の主なものとしたしましては、職員の給与費を初め、（仮称）第二石尾中学校新設事業費等の建設事業費の増加でございます。

予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の第1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算は、250億5,600万円と定めるもので、この款項の区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額を定めるもので、学校並びに改良住宅建設事業及び用地取得費など、47億6,136万3,000円の計上でございまして、期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございまして、事業目的、借入限度額等を定めるもので、その内訳明細は、第3表のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるもので、50億円計上いたしました。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算よりその内容について御説明申し上げます。
39ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位の報酬を初め、議会運営経費として、2億2,127万6,000円を計上いたしてございます。

次に、総務費につきましては、20億7,286万6,000円計上いたしました。総務管理費につきましては、特別職、一般職員の給与を初め、庁舎管理経費などおおむね経常的な経費でございます。一方、年々増加する交通事故より市民を守るべく、歩道、防護柵の設置等、交通安全対策経費も計上いたしてございます。

次に、徴税费、統計調査費、監査委員費、同和対策経費につきましては、それぞれ前年同様の経費を計上いたしてございます。

選挙費につきましては、明年4月に執行される知事・府議会議員の選挙費用の一部を計上いたしてございます。

また、戸籍住民基本台帳費につきましては、今年度より出生児に対して出生記念品を贈呈すべく、予算計上いたしましたものでございます。

次に、民生費でございますが、72億3,207万9,000円計上いたしました。社会福祉総務費につきましては、心身障害者、各種老人に対する福祉経費及び医療助成を初め、老人集会所の建設費、また、今年度に創設されるシルバー人材センターに対する経費等を計上いたしましたものでございます。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当、扶助費、保育所及び、母子寮の運営管理経費を計上いたしてございます。

生活保護費につきましては、生活保護家庭の見舞金等の扶助費を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、23億9,616万1,000円計上いたしました。まず、予防衛生費でございますが、市民の健康を保持すべく、市立病院に対する補助金を初め、結核、成人病、インフルエンザ等の予防接種経費及び休日急病診療所等の管理運営経費を計上いたしました。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集及び処理委託経費を計上いたしました。

墓地管理費につきましては、市営葬儀等の運営経費を、上水道費につきましては、本市水道事業及び泉北水道企業団に対する補助金をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、労働費でございますが、失業対策関連経費として、6,988万2,000円計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、2億572万2,000円を計上いたしました。

農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、ため池、農道等の農業基盤の整備に関する経費を計上いたしてございます。

林業費につきましては、林道の整備及び森林間伐の促進費を計上いたしました。

続きまして、商工費でございますが、1億9,325万4,000円計上いたしました。地元中小企業の振興対策経費を初め、事業資金の融資、勤労青少年ホームの運営経費等を計上いたしてございます。

次に、土木費でございますが、33億8,034万8,000円を計上いたしました。

まず、土木管理費につきましては、昨年より実施いたしております道路台帳の作成経費を初め、管理経費等を計上いたしてございます。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備を初め、継続事業である防衛施設周辺の整備事業費、環境改善道路の整備事業費及び今年度より琴ノ坂橋の改築に着手する経費、また、念願の市道光明池和田線の完成を目指し、予算計上いたした次第でございます。

次に、河川水路費でございますが、昨年同様、東松尾川、南面利川の河川改修、鳥池排水路の改修を行うべく、予算計上いたしたものでございます。

都市計画費につきましては、公園、街路、下水道費の経費でございまして、公園につきましては、肥子池、忠岡池、旭、光明池及び光明池緑地のそれぞれ公園の整備事業費でございます。

また、街路事業費につきましても、今年度完成予定の府中北通線を初め、泉大津阪本線及び阪和東側1号線の整備事業費でございます。

また、浸水対策費として、北池田排水路及び阪本東排水路の改修工事費を計上いたしてございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理経費及び改良住宅建設事業費をそれぞれ計上いたしました。

次に、消防費でございますが、5億9,524万8,000円計上いたしました。消防署と消防団の経費でございまして、防火槽の新設及び消防ポンプ自動車の購入費などを計上いたしてございます。

続きまして、教育費でございますが、総額47億8,319万8,000円で、前年度当初より18億4,032万6,000円、63.6%の大幅な伸びとなっておりますが、(仮称)第二石尾中学校の新設事業費、郷荘中学校増築事業費等、各中学校の整備事業費の増額と、伯太、横山西幼稚園の新設移転に伴う建設費の増加が主でございます。その他、小学校、中学校、幼稚園については、それぞれ管理運営維持経費を計上いたしたものでございます。

社会教育費及び保健体育費につきましては、各公共施設の運営管理維持経費等、昨年度実績を

勘案の上計上いたしました。

次に、公債費でございますが、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金並びに一時借入金の子子等、30億8,296万1,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、開発公社の貸付金、災害援護資金貸付金、一部事務組合に係る地方交付税の配分金及び公共施設整備基金積立金として、8億2,301万円を計上いたしました。

最後に、緊急または、不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円を計上いたしてございます。

以上が、歳出予算の事項でございますが、総額250億5,600万円を計上いたしましたものでございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたすべく、歳入予算について御説明申し上げます。

まず初めに、市税でございますが、前年度見込み額等を勘案いたしまして、74億3,254万9,000円計上いたしてございます。

次に、地方譲与税1億5,664万5,000円、自動車取得税交付金1億7,050万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億2,913,000円、地方交付税47億2,400万円、交通安全対策特別交付金1,400万円につきましては、それぞれ前年度実績及びそれぞれの法令を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次の分担金及び負担金につきましては、3億5,384万8,000円計上いたしてございます。分担金につきましては、農林水産施設整備事業の分担金でございますが、今年度、地元負担の軽減を図るべき措置を講じているものでございます。また、負担金につきましては、精薄、老人、保育所の収容措置費負担金を初め、都市計画事業等に伴う負担金をそれぞれ計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので2億5,028万8,000円。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の手数料として、4,356万9,000円それぞれ計上いたしました。

なお、葬儀使用料につきましては、今年度、その負担の適正化を図るべく、予算計上いたしましたものでございます。別途議案で御審議をお願いいたすところでございます。

次に、国庫支出金48億6,409万9,000円、府支出金14億9,677万8,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費と関連いたすものでございまして、現行基準に従いまして、それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入でございますが、不動産売払収入など、3億5,569万8,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金及び開発指導要綱に基づく寄附金2億8,000万円計上い

たしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金等からの繰入金3億2,938万3,000円を計上いたしてございます。

諸収入につきましては、27億2,284万円計上いたしました。主なものは、病院事業等の貸付金元金収入の7億1,313万円及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございますが、16億5,889万円計上いたしてございます。これは歳出予算の事業費と関連いたしますものでございまして、適債事業に対し充当率等を勘案いたしまして、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算でございまして、総額250億5,600万円と相なる次第でございます。

以上が、昭和57年度一般会計予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第5号「昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、市民の医療保険としてその重責を果たしてまいっておりますが、年々増高する医療費のため、その運営が非常に厳しいものとなっております。このため国におきましても、今年度の国家予算の中で国保財政窮状打開のための方策として、高額療養費自己負担限度額の引き上げ、老人保健制度の創設等、制度の改革を打ち出しております。当国保会計につきましてもこれらの点を勘案いたし、療養給付費等の歳出経費並びにこれらに充当いたします保険料等の歳入財源を前年度並みに据え置き、予算を編成いたしましたものでございます。国において老人保健法が新制度として実施が決まった段階で所用の措置を講じさせていただき所存でございますので、よろしく御賢察賜りますようお願い申し上げます。以下、その内容につきまして御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を42億6,910万円と定めるものでございます。なお、この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨、規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして歳出予算から内容を御説明申し上げます。予算書の244ページでございます。

まず、総務費でございます。総務管理費につきましては、保険給付を行ってまいります上の職員給与費及び事務的経費でございまして4,101万8,000円、徴収費につきましては、保険料

賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして、9,911万6,000円計上いたしましたものでございます。

次に、運営協議会費でございます。これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございますまして、113万9,000円計上いたしました。

次の趣旨普及費につきましては、啓蒙活動経費でございますまして、33万円計上いたしましたものでございます。

次に、保険給付費でございます。昭和57年度におきまして、老人保健制度の創設、高額療養費自己負担限度額の引き上げ等制度の改正が見込まれますので、これらの点を考慮し所用の措置を講じたものでございまして、療養給付費といたしまして35億3,735万1,000円、療養費といたしまして3,039万6,000円、高額療養費といたしまして4億8,000万円、審査支払手数料といたしまして999万円、助産費といたしまして2,580万円、葬祭費といたしまして600万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、保険施設費でございます。優良家庭及び健康老人の表彰を行います上の経費といたしまして、150万円計上いたしました。

次に、公債費でございます。歳計現金に一時不足が生じたときの借入金の利子でございますまして、295万9,000円計上いたしましたものでございます。

次に、諸支出金でございます。保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、350万1,000円計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございます。疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため、3,000万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算計上いたしまして42億6,910万円と相なるものでございます。

次に、これら歳出に充当する歳入につきまして御説明申し上げます。241頁でございます。

まず、国民健康保険料でございます。老人保健制度の創設、高額療養費、自己負担限度額の引き上げ等の措置により国保会計にとりましては、従来のような急激なる支出の増は避けられる見通しでありますので、今年度も保険料率を前年度並に据え置き対処いたすことにいたしましたものでございまして、14億9,300万円計上いたしましたものでございます。

次の一部負担金につきましては1万円、使用料及び手数料につきましては、50万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。事務費負担金として6,253万2,000円、療養給付費負担金として20億1,868万6,000円、助産費補助金として860万円、財政調整交付金として4億1,673万8,000を、国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしましてそれぞれ

計上いたしましたものでございます。

次に、府支出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金として1,684万9,000円、老人医療波及分補助金として4,132万7,000円、障害者医療波及分補助金として1,566万6,000円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございます。被保険者の負担の軽減等のため一般会計から繰り入れいたすものでございまして、7,000万円計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入でございます。第3者納付金、医療費返納金等々いたしまして、1億2,519万2,000円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入合計いたしまして、42億6,910万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第6号「公共用地先行取得事業特別会計」について御説明申し上げます。予算書の16ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を1億6,708万7,000円と定めるもので、予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的、限度額を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、公園用地等の購入費1億2,240万円と、前年度以前に借り入れしました地方債の元利償還金でございます。

これに充当いたすべく財源といたしまして、地方債と一般会計より繰り入れいたすべく予算措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計について、内容の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第7号「公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書の19ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を6億1,566万円と定めるものでございます。款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により、歳出予算からその内容について御説明申し上げたいと存じ

ます。263ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理管理経費、湾岸流域下水道事業の負担金等4億1,432万1,000円計上いたしました。

また、下水道整備費につきましては、小田第2幹線、和気第2幹線整備事業費9,898万3,000円計上いたしました次第でございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金として、1億1,855万6,000円計上いたしました。

予備費といたしましては、50万円計上いたしてございます。

次に、これら歳出に充当いたします歳入について御説明申し上げます。

負担金につきましては2,583万2,000円、下水道使用料1,911万1,000円、国庫支出金5,100万円、府支出金587万5,000円、市債2億1,950万円それぞれ計上いたしました。これらは歳出に関連いたします歳入でございまして、歳入不足相当額を一般会計から繰り入れたすべく措置いたしているものでございます。

以上が、歳入歳出予算の内容でございまして、総額6億1,566万円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号「昭和57年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げたいと存じます。

和泉中央丘陵整備事業につきましては、昭和48年に定めました総合基本構想に基づき、中部丘陵地帯に鉄道の延伸を中心とする交通基軸の確立と都市基盤の充実、地域環境の整備を図り、あわせて低廉かつ良好な住宅、宅地供給と文化的施設の計画的立地による新しい総合的な町づくりを行ってまいりたいとするものであります。昨年は、用地買収に全力を傾注いたしました結果、一定の集約率が達成できましたが、さらに、本年は用地買収の終結に向け、権利者各位の合意を得るべく最善の努力を行ってまいりたいと存じます。また、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定あるいは都市計画決定に向けての一連の手続を図ってまいりますとともに、農業施設などの整備計画について、関係者と十分な協議を行ってまいりたいと存じております。

以下、予算の内容についてご説明申し上げます。予算書の23ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算総額を3億8,300万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、まず、歳出予算から御説明申し上げます。276ページで

ございます。和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、関係職員の給与費及び用地取得等事務費といたしまして3億6,300万円、それと、緊急または不測の経費に充当いたします予備費といたしまして2,000万円、合わせまして総額3億8,300万円を計上いたしております。

以上が、歳出予算でございますが、これに充当いたします歳入予算につきましては、事項別明細書の275ページでございますが、住宅・都市整備公団の受託事業収入といたしまして、歳出予算の相当額3億8,300万円を計上いたしてございます。

以上が、昭和57年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして、議案第4号から第8号までの一般会計及び特別会計の提案理由並びに内容説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

議案第9号「昭和57年度和泉市水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務の予定量でございますが、第2条において、給水戸数3万8,000戸、年間総給水量を有収率8.83%と見込み1,090万1,000立米、また、1日平均給水量については、2万9,866立米と予定いたすものでございます。

また、主要な建設改良事業としましては、環境改善整備事業に伴う配水管整備事業に1,070万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に2,700万円、また、54年度より施行しております水道施設等整備事業につきまして、1億7,400万円をもって和田浄水場浄水設備及び電気計装設備並びに水質検査設備の整備及び計画に基づく配水管布設工事延長1,600米余を施行予定しているものでございます。

次に、第3条は、経営収支の予定でございますが、収益的収入より申しますと、第1款水道事業収益を15億8,526万6,000円と予定し、第1項営業収益において、過去の実績を款案し、前年度当初予定より8.0%増の13億9,018万6,000円を計上。第2項営業外収益では、一般家庭のほか府住宅供給公社等の加入金を予定して、昨年度より14.8%増の1億9,498万円を予定いたしました。次に、第3項の特別利益につきましては、過年度分水道料金の追加調定見込みとして10万円計上いたしました。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用を16億2,188万7,000円と予定し、第1項営業費用では、職員給与費、受水費、受託工事費等の諸経費の増加を見込み、前年度より8.8%増の13億3,671万6,000円と予定いたしました。次に、第2項の営業外費用でございますが、企業債利息において増加しておりますが、不良債務解消に伴う一時借入金利息の減少により、前年度より2.2%減の2億8,317万1,000円と予定しました。次に、第3項の特別損失につきましては、過年度分水道料金の調定減として実績により100万円と予定いたしまし

た。また、第4項の予備費については、昨年度同様100万円計上いたしました。

以上、収支差し引きいたしますと、3,662万1,000円の当年度純損失が見込まれる予定です。

次に、第4条でございますが、これは、主として建設改良事業に伴う資金収支でありまして、収入面より申しますと、まず、第1項企業債は、2億400万円を予定いたしております。内訳といたしましては、配水管整備事業債1,000万円、配水管更生事業債2,600万円、水道施設等整備事業債1億6,800万円となっております。次に、第2項工事負担金については、光明台水道施設建設及び開発行為による計画外の配水管布設工事等の原因者負担として2億2,407万円を、また、第3項負担金は、消火栓新設に伴う一般会計負担金750万円であります。次に、第4項固定資産売却代金は、單車等買いかえに伴う下取り価格で1万円と予定しまして、資本的収入総額を4億3,558万円と予定するものであります。

一方、支出につきましては、第1項の建設改良費を4億1,566万7,000円と予定し、さきに申し上げました配水管整備事業費に1,070万円、配水管更生事業費に2,700万円、水道施設等整備事業費に1億7,400万円及び開発行為等原因者負担による改良工事費に1億4,900万円、光明台水道施設建設費に4,160万円計上するとともに、営業設備費に1,336万7,000円をそれぞれ予定しているものでございます。次に、第2項では、すでに政府等より借り入れた企業債の償還元金として1億641万円計上いたしております。

以上、合計いたしますと、資本的支出の予定額は5億2,207万7,000円となり、収支差し引きいたしますと、8,649万7,000円の資金不足が生じますが、これは減価償却費等による内部留保資金で補てんを予定いたしております。

以上の結果、給水収益の伸びを上回る諸経費の増高により、累積欠損金は、5億7,100万円余になりますが、収益的支出予算の減価償却費は資金が外部に流出しないため、資金的には少し余裕が出る見込みであります。

次に、第5条でございますが、これは前述いたしました企業債の借入予定について、目的、限度額、方法、利率及び償還の方法について定めているものでございます。

第6条は、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

第7条は、各経費の金額を流用できる場合を定めております。

次に、第8条は、議会の議決がなければ流用することができない経費を定めております。

第9条は、一般会計より受ける補助金を1,000万円と定めておるものでございます。

次に、第10条は、建設材料等のたな卸資産購入限度額を1億6,828万7,000円と定めるものでございます。

以上が、上程させていただきました昭和57年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださりまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 最後に、病院事業会計予算の説明をお願いします。
- 病院事務局長（内田 繁君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第10号「昭和57年度和泉市病院事業会計予算」について御説明申し上げます。説明に入ります前に、予算書の一部に誤りがございましたので正誤表のとおり御訂正をお願いいたしまして、おわびかたがたお許しを願いたいと思います。

本市病院は、医療需要の増大と医療高度化情勢の中で、地域医療に基づき医療の確保とその推進向上に努めておりますが、本年度において、近年の高齢人口の増加に伴う眼科、泌尿科等の疾病患者の増大すう勢に対処し、関係医師を初めとして医療要員を確保するとともに、あわせて近代的医療器械設備等も整備し、診療機能の充実を図ってまいらる方針でございます。

他方、病院事業の経営につきましては、より行き届いた病院を目指して設備を充実するとともに経営努力等にも専念し、医業収入の状況は若干好転のきざしを見ましたが、社会経済情勢に対応した医療費改正がなされない等の諸要因により、遺憾ながら本年度も一步前進を許されませんでした。もとより財政の健全化は、病院運営上きわめて重要な課題であり、今後、さらに病院経営の安定向上に邁進していく所存でございます。

続いて、予算各条の御説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量でございますが、まず、病床数につきましては、昨年、病院改築事業によって24床の増床を得ましたので、本年度は327床といたしました。

次に、診療患者数は、入院1日平均270人、年間延べ9万8,550人、外来では、1日平均585人、年間延べ17万8,745人と予定いたしました。前年度当初予定に比較いたしますと、入院1日9人、年間延べ3,285人、外来は、1日25人、年間延べ7,425人のそれぞれ増加でございます。

主要な建設改良事業費といたしましては、高度診療機能の充実を図るため、高度特殊医療器械備品購入費3,000万円を予定、措置いたしました。

次に、第3条は、經常収支に相当いたします収益的収入及び支出予算でございます。収入では、医業収益33億6,686万6,000円、医業外収益1億7,769万円、特別利益4,048万円、合計事業収益が35億8,508万6,000円と、前年度当初予定額に比べ4億5,952万2,000円、14.7%の増収でございまして、うち医業収益4億3,740万9,000円、14.9%、医業外収益2,211万3,000円、14.2%の各増加となっております。

支出につきましては、医業費用34億1,764万1,000円、医業外費用3億3,061万1,000円、予備費30万円、合計事業費用として37億4,855万2,000円で、前年度当初予定額との比較では、3億9,616万円、11.8%の伸びでございますが、医業費用4億3,606万7,000円、14.6%の増と、医業外費用で3,990万7,000円の減少、10.8%の減と相なっておるわけでございます。

これら収支の差し引きは、医業収支で5,077万5,000円、医業外収支で1億5,292万1,000円といずれも欠損で、特別利益を含めた経常収支は、1億6,351万6,000円の損失と相なるわけでございますが、単年度不良債務は生じない見込みでございます。

なお、本年度も依然として多額の不良債務を抱えていることから、事業運転資金に充てるため、一般会計から6,160万9,000円を借り入れることになっております。

以上のように単年度収支は、前年度より以上に改善に努力を尽くしてまいりますが、巨額の累積欠損金を抱えているため、経営環境は依然として厳しい状況下にあります。その現実を受けとめ、医療の積極的な充実強化を進めつつ、経営健全化に向け今後ともあらゆる努力を尽くす所存でございます。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定でございますが、収入では6億8,319万円、支出は7億2,367万円、収支差し引き4,048万円の不足を生じますが、これを収益的収入の中の特別利益をもって補てんいたすものでございます。

それらの内訳につきましては、まず支出は、建設改良費3,123万3,000円、企業債償還金2億1,643万7,000円、一般会計からの長期借入返還金4億7,600円でありまして、これらの財源に充てる収入は、一般会計からの出資金1億4,779万9,000円と一般会計からの長期借入金5億3,589万1,000円となっております。

以上の収益的収支、資本的収支の要点につきましては、本日、お手元に配付させていただきました参考資料の1ページに取りまとめ、2ページ以下にグラフを添付しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

第5条は、一時借入金の限度額を定めるものでありまして、本年度は20億円を限度といたしたく、第6条、第7条は、流用及び議会の議決を必要とする流用経費。第8条は、一般会計からの補助金。第9条は、たな卸資産の限度額を定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、昭和57年度病院事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。5ページ以下に所要参考資料を添付しておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○ 議長（藤原要馬君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第 21「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 1 号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第 110 条第 1 項並びに和泉市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和 57 年 3 月 4 日

提出者

和泉市議会議員

天 堀 博	並 河 道 雄
若 浜 記久男	穴 瀬 克 己
竹 内 修 一	大 谷 昌 幸
田 中 包 治	奥 村 圭 一 郎
勝 部 津喜枝	貝 淵 博 治
成 田 秀 益	

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和 57 年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員 13 名をもって構成する

4. 付託期限

昭和 57 年和泉市議会第 1 回定例会会期中

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。

○ 10 番（天堀 博君） それでは、ただいま上程されました議会議案第 1 号「予算審査特別委員会設置について」はなはだ僭越でございますが、提出者を代表いたしまして提案理由を御説

明申し上げます。

本議案は、先ほど上程されました日程第 3「青年学級の開設について」より日程第 20「昭和 57 年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案、すなわち昭和 57 年度一般会計予算及び特別会計水道、病院の各企業会計予算並びに関連議案を慎重に審議するための特別委員会を設置するものでございます。何とぞよろしく満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 1 号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第 22「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 2 号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和 57 年 3 月 4 日

和泉市議会議長

藤原要馬

記

予算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（藤原要馬君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、はなはだ僭越ですが、私より選任させていただきたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 予算審査特別委員会委員に田中包治議員、三井正光議員、原重樹議員、天堀博議員、並河道雄議員、赤阪和見議員、橋本佳行議員、松尾孝明議員、大谷昌幸議員、出原平男議員、池辺秀夫議員、飯坂楠次議員、貝淵博治議員。

以上、13名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号、委員の選任は朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、付託せられます諸議案をよろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○

- 議長(藤原要馬君) お諮りいたします。本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

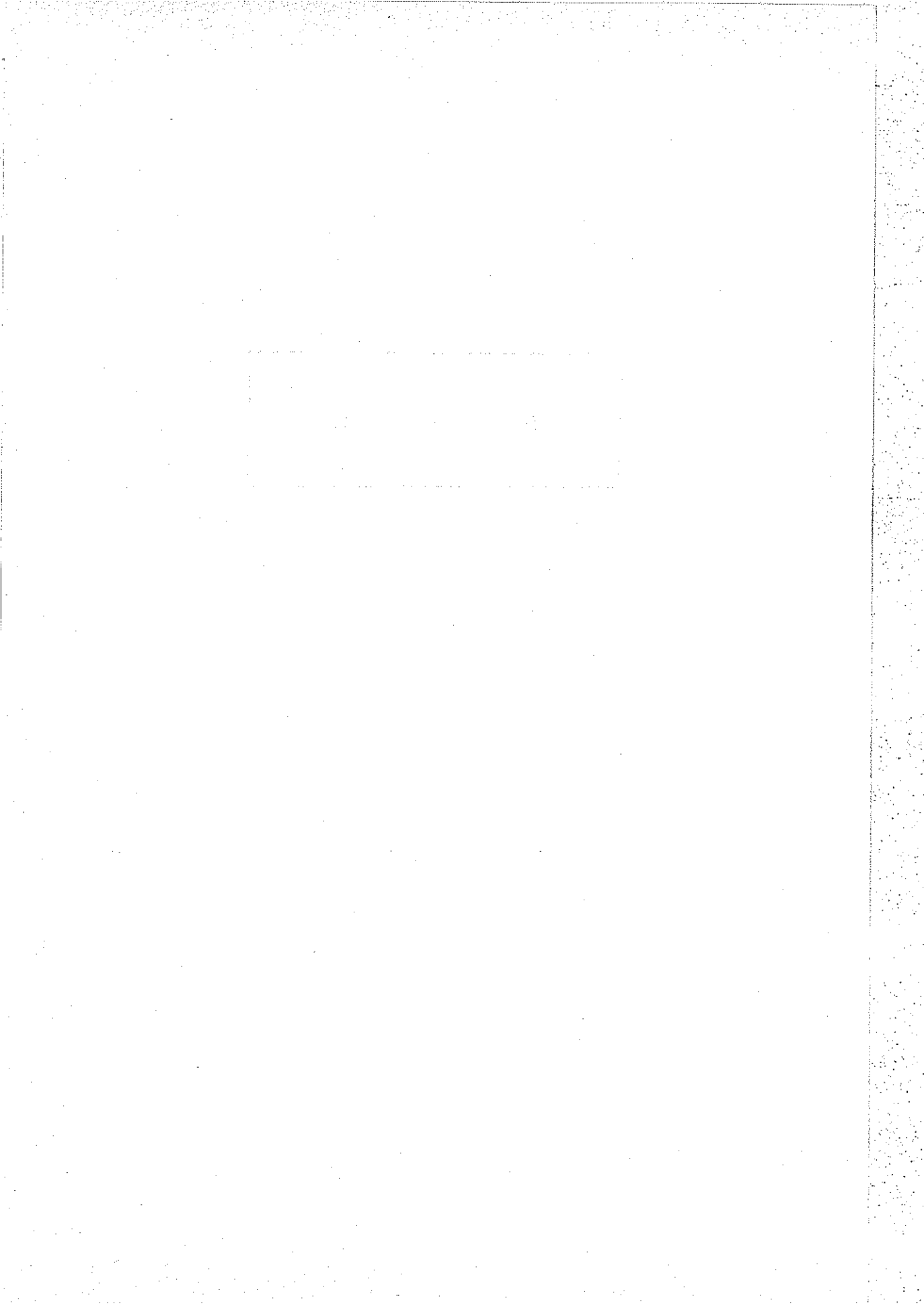
御異議ないものと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日5日より7日までは休会とし、8日から一般質問並びに総括質問に入りますので、定刻御参集を願います。長時間まことに御苦勞様でございました。

(正午散会)

○

第 2 日



昭和57年3月8日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君
16番	赤 阪 和 見 君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生 田 稔
助 役	坂 口 禮之助	市 民 部 長	富 田 宏 之
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 次 長 兼 長	中 川 鉄 也
参 兼市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	福 祉 事 務 所 長	広 岡 史 郎
参 与	林 德 次	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
財 務 部 長	麻 生 和 義	(商 工 担 当)	青 木 孝 之
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 課 長	大 塚 孝 之	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長	吉 田 日 出 男
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	事 務 取 扱	事 務 取 扱
		都 市 整 備 部 長	淺 井 隆 介
		都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道

都市整備部次長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	西川武雄	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長	前田守正	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長	藤原光夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
水 道 部 長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会 計 課 長	赤田備信	選挙管理委員会 事務局長	農端小一
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長 兼消防署長	湯川行夫	監査事務局長 兼公平委員会事務局長	向井洋
用地担当理事 土地開発公社事務局長	平野誠蔵	農 業 委 員 会 会 長	坂上国治
用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
教 育 委 員 長	堀内由延		

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
係 長	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月8日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及発言の主旨(57.3)

発言順・議席番号

① 15番 穴 瀬 克 己 議員

57年度市政運営方針について総括質問

1. 教育環境の充実と社会教育の振興について
2. 市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉について
3. うるおいのある生活環境の整備について
4. 都市基盤の整備と産業の振興について

② 2番 竹 内 修 一 議員

1. 都市計画
2. 教育行政
3. 幼児教育

③ 9番 直 村 静 二 議員

同和行政について

1. 解放センターの運営
2. 同和事業計画について
 - イ. 計 画
 - ロ. 設備運営
 - ハ. 是正について(効率化)
3. 同和財政について
 - イ. 起 債

ロ. 債務負担

ハ. 見直し

④ 13番 並河道雄 議員

1. 福祉行政について

イ. 幼児保育について

ロ. 老人対策

ハ. 国際障害者年、次年度としての対策

2. 青少年問題について

3. 水道検針について

⑤ 17番 橋本佳行 議員

一連の差別事件について

⑥ 5番 田中包治 議員

1. 工事請負契約について

2. 土地開発公社事後処理と中央丘陵との関連について

⑦ 7番 勝部津喜枝 議員

市長 市政運営方針と57年度予算案について

⑧ 1番 若浜記久男 議員

1. 市政運営方針について

2. 特別職報酬について

3. 市設墓地について

○

(午前10時4分開会)

- 議長(藤原要馬君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは17名でございます。欠席届の議員さんはございません。松尾議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、17名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(藤原要馬君) 日程第一「一般質問について」を行います。15番、穴瀬君。

- 15番(穴瀬克己君) 通告に基づいて趣旨の説明を行います。

市政運営方針について総括的に質問いたしますので、市長初め担当部課長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

市長のかねてからの念願である「住みよい和泉市、住みたくなる和泉市」をスローガンに、都市基盤の整備、生活環境の整備など諸般の施策を挙げられておりますが、実現可能にしていくために、赤字体質からの脱却を図らなければならないわけであります。今日までの累積赤字はいかなる要因によってできたのか、現実をしっかりと見詰め、財政の健全化を図らなければならないのは当然であります。赤字要因の基本的な説明がなされていると思うが、お答えをお願いいたします。また、累積赤字の解消を何年をめどに考えてるのか、また、見通しがついたのかどうか、あわせてお答え願いたいと思ひます。

次に、市政の基本目標の第一の指標であります学校教育施設の充実に対し一定の評価をするものでありますが、一方では、教育の名のもとに受験戦争の激化、落ちこぼれ、校内暴力や青少年の非行化の問題等、憂慮すべき人間阻害が進行しております。市長は、学校、家庭、社会におけるそれぞれの教育機能が一体となって解決を図っていく、とのことですが、具体的施策はあるのかどうか、お尋ねいたします。

社会教育行政について、市長は、見るスポーツから参加するスポーツへ、とありますが、市民全体が気軽に参加できるスポーツの推進を図ると言ってるが、社会教育の文化・スポーツに必要な施設と指導者の整備を図らなければ実現可能とならないのであります。基本的かつ根本的問題

でありますので、基本講想をお聞かせ願ひ、また、具体的施設、指導員の整備計画等はどうか、御答弁をお願いいたします。

第二の指標について、きめ細かな社会福祉とありますが、生きがいと活力のある福祉社会の建設が新しい時代の要請でもあり、そのために市民の連帯と社会参加の推進で身障者、老人、母子、生活保護家庭の生活水準の向上発展のためにきめ細かな施策が必要不可欠であります。行政の合理的改善が必要であると思いますが、最近、痛ましい事件が相次いで起こっております。貧困生活者の一家心中であるとか、新聞記事によりますと、生活保護が受けられないとされておりました、本市において聞いておりませんが、現在の保護家庭の件数はどのようになっているのか。また、ケースワーカーが何名で対応しているのかも聞かせ願ひたい。

次に、出生児に対して記念品の贈呈とありますが、どのような形で運用するのか、お尋ねいたします。

続いて、シルバー人材センター設立については、どのような規模で運用を図っていくのか、お聞かせ願ひたい。

第三の指標について、市民の身近な公園として、住民憩いの場として、また、レクリエーションの場として、本格的な公園施設整備が住民の強い要望のあるところであります。本年度より黒鳥山公園の整備はもとより、用地の拡大を図る、とありますが、整備計画と公園規模についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、各種交通安全施設についてさらに充実を図っていく、とのことですが、整備点検等管理欠どうするのか、よくカーブミラー等施設の不備なため事故等が多く発生しております。総点検の必要があり、施設管理を徹底しなければならないと思うが、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、和泉市環境保全条例について一定の評価をするものでありますが、施行に関して広く市民に周知徹底するとともに、関係課の連絡を密にその目的達成に努める、とありますが、どのような形で運用するのか、お聞かせ願ひたい。

第四の指標であります和泉中央丘陵整備事業の促進について、本年は用地集約の終結、とありますが、見通しはどのようになっているのか。また、夢と希望のあふれる都市づくりを行うとし、あるいは総合的なまちづくりとありますが、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定はどのようにしていくのか、お聞かせ願ひたい。

次に、ダイエー、ニチイ等の大型店出店について、どのような状況にあるのか、お聞かせ願ひたい。

次に、地域幹線街路並びに広域的幹線街路整備事業の促進であります、他市に比べ和泉市の

事業計画が非常におくれているのはどういった要因なのか、お聞かせ願いたい。

最後に、本市の総合基本構想の見直しで新総合計画の策定作業が進められていると聞いておりますが、どのような形で進められ、また、いつごろ策定案ができるのか、お答え願いたい。

以上、数点にわたって質問の要旨の説明を終わります。答弁のいかんによりましては再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 最初の財政状況の赤字の要因であるとか累積赤字解消の見通し等につきましての二点についてお答え申し上げたいと存じます。

すでに御案内のとおり、本市の財政状況は、昭和42年度に地方財政再建整備法の指定を受け、財政再建を行った過去の経験があるわけでございます。それは44年度に財政再建の完了ということで自治大臣の確認があったわけでありまして、以後、ほぼ順調に財政状況が実質収支黒字ということで推移してまいった次第でございます。

40年代の終わりから50年代へかけていわゆる大都市周辺、堺泉北臨海工業地帯等のベッドタウンとして人口が急増し、住民の方々の御要望が、いわゆる大都市並びに堺市並みの公共施設整備といった住民のニーズ、御要望がございまして、いろいろ経済成長で施設等をかなり整備した半面、本市の産業は、繊維業を中心といたしまして、人口急増による財政需要の増高と反比例して自主財源の拡充が及ばなかったことで、御案内のとおり、繊維産業の衰退等で税収が落ち込み、財政力が年々悪化してまいりました。經常収支比率も当然、悪化する一途でございまして、昭和53年度で14億3,100万円といった実質赤字が出たわけでございます。この段階で実質収支比率が19.4%、20%にあと少しのところまで立ち至った次第であります。しかし、小中学校関係を初めとする各般の施設を整備しなければならないといったことで、施設建設事業費の財源を依存財源、すなわち起債に多くを求めて事業を行った。それが後年度の財政負担にかなり影響を及ぼし、それが公債費比率の悪化ということになったわけでありまして。

したがって、議員各位並びに市内部での自主的な努力を進めまして、54年度から一応、単年度収支が黒字、53年度までは単年度赤字ということで過去数カ年度経過しましたが、幸いにして議員各位のお力添えをいただく中、54年度から単年度収支が黒字に転換いたしました。先般、2月臨時会で御認定をいただきました55年度の決算で2億7,500万円といった単年度黒字ということでございます。56年度も引き続き現在、鋭意努力中でございます。今後数カ年は、単年度黒字基調でもって財政運営を行ってまいりたいと存じております。

赤字解消の見通しでございますが、計画的に数カ年度推移して、本市の財政規模は脆弱でございますが、社会経済情勢を十分見きわめつつ厳しい姿勢で今後とも財政運営に邁進したい。実質

収支の赤字解消と相まって経常収支比率、公債費比率は申すに及ばず、財政力の回復に向けて鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、簡単でございますが、お答えにかえさせていただきます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 教育次長（杉本弘文君） それでは、二点目の教育環境の充実の御質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり、受験戦争といわれる中で非行の増発等、まことに憂慮すべき事態になっております。私ども教育委員会といたしましては、これに向けて取り組んでるところでございますが、その対策についての御質問でございます。

まず、学校教育につきましては、児童生徒の生活実態を的確に把握して充実した教育活動を展開し、児童生徒、教師の相互の人間関係を深め連帯感を高める等積極的な生活指導に努めるよう、学校長あるいは中学校にあっては指導主事等を通じて、教育委員会として指導努力いたしております。また、家庭や地域諸機関との関係を深めまして、学校との連絡を密にした広域的な指導推進に取り組んでるところでございます。

特に本市におきましては、少年補導協助員の方々と中学校の生徒指導の先生方が密接な関係をとっていただき、不良少年の指導に当たっております。また、地域ぐるみの補導活動といたしまして、青少年指導員の方々を初め各町会長さん、防犯委員さんあるいは子供会の役員さん方の関係諸団体の方々によって組織されております校区青少年問題協議会の皆さん方のお力もお借りし、少年を取り巻く社会環境の浄化に積極的に取り組んでるところでございます。

簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

まず、第一点の生活保護でございますが、生活保護の適切な実施につきましては、被生活保護者が個々に抱える諸問題を把握し、それに見合った対策等をもって指導することが大切だと考えております。そのために家庭訪問その他関係機関の訪問等が絶対に必要な業務と認識しております。当市におきましては、現在、約8百世帯の要保護世帯がございます。これに当たる職員につきましては、査察指導員も兼ねております生活保護を中心にケースワーカー10名、それに付随する生活保護医療問題につきまして女子3名の職員を配置し、万全を期しておる現状でございますので、今後なお御心配をいただきますような不幸がないように、家庭訪問、関係機関の訪問等の充実を重ねてまいりたいと考えております。

二点目の出生記念品の件でございますが、これにつきましては、和泉市も年々都市化が進むにつれて、人口が増大してまいっております。その中で人間関係を大切にするため、次代を担

うこれらの子供たちに郷土に育つ市民愛、温かい隣人愛を期待と祝福を兼ねて本年度より出生証明誕生証書付きの記念アルバムを考えて予算措置したものでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。参考までに申し上げますと、年間約1,700名から1,800名の出生児があるというぐあいに推計をしております。

引き続きまして、シルバー人材センターの件でございますが、これにつきましては、定年退職後において雇用関係を有しない補助的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図る目的におきまして、その組織づくりを考えてるものでございます。

組織につきましては、4月中にその事務局を設置しながら、本年度3月を目標にシルバー人材センター準備委員会の設置を行い、その中でいろんな御意見を拝聴しながら本年7月ごろをめどに事業実施にかかりたい、こう考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 指導部次長（明坂貞土君） 社会体育関係につきましてお答えいたします。

まず、基本計画でございますが、教育委員会といたしましては、社会体育振興を図る一定の基本方針を定めてございます。すなわち、市民が体育、スポーツ、レクリエーション活動を通して健康で文化的な生活の推進と体力の増強を図り、さらに、スポーツの振興と体力づくり運動を生涯体育として定着せしめるように推進を考えておるわけでございます。

その中で、御指摘のスポーツ施設整備と活用促進、また、スポーツクラブの育成と指導者養成についてのお尋ねでございますが、基本計画といたしましては、既存の体育施設、すなわち現在の市民グラウンドの整備を56年度事業としてただいまも実施しておるところでございます。さらに忠岡池公園の公園内ミニグラウンドの整備、肥子池公園のミニグラウンド整備等も本年度中に関係部局にお願いして完成する予定でございます。

また、新設のグラウンドにつきましては、光明池緑地整備工事の一環といたしまして、野谷池の埋め立てによる運動広場の築造、また、甲斐田川広場の新設グラウンド等、施設整備については、いろいろと考えてるところでございます。

さらに、指導員の要請につきましては、体育指導員の方々を中心に毎年、各傘下の連盟の役員の方々とともに、われわれといたしましては、赤十字法による講習、またテーキング等の指導を行っております。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 四点目の公園についてお答えいたします。

御指摘のように、和泉市の主な公園といたしましては、榎尾山、松尾寺、黒鳥山公園の三公園がございます。特に御指摘の黒鳥山公園につきましては、計画面積の約半分、6ヘクタールしか現在、買収されておりません。本年度も一部用地の買収にかかっているか、かように思っております。現在、用地の先行取得をしておるわけでございますが、何を申し上げても国の補助が低りございます。十分国とも交渉をいたしまして、できるだけ早い時点で全計画面積の開設に努力したい、かように思っております。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 生活環境整備の中で交通安全施設についていろいろと御指摘をいただいております。まず、57年度対策といたしましては、歩行者の安全を守ることにいろいろ御要望がございますが、まず、観音寺寺田線外二線の歩道設置事業の外、府中我孫子外一線等の継続事業の所要の措置を講じてまいっております。

それから、施設管理上の点検整備等についてカーブミラーをお示しいただいております。これにつきましては、運営管理上整備を図っていかなければならない大切な施設でもございますので、いろいろ各種団体等の協議、ライオンズクラブ等から申し入れもございます。4月4日に環境整備課を中心として、また、交通公害課、和泉市ライオンズクラブ等々で、市内一円のカーブミラーを中心として総点検を行っております。今後、これを一つの契機として、台帳等の整備もあわせて年何回かの総点検をやる形で現在、いろいろ計画等を検討しているわけでございます。

次に、環境保全条例についてのお尋ねで、今後、どのような形で運営していくのか、ということでございます。まず、窓口を交通公害課に置きまして、本条例案の規定から申して、その対応は多くの課にわたりますので、その目的達成のために各課の関係を密にして取り組んでいきたい。特に関係のある課は、まず建設総務課、土地開発公社、社会教育課、管財課、計画課、農林課、環境整備課、交通公害課、消防等々でございます。これらの関係を密にしながら対応してまいりたいと思います。

新年度予算でPR等の経費を含めて130万予算計上させていただいております。これらはまずPR経費として広報誌に特集なりで十分市民皆様方に理解と協力を賜るよう取り組んでまいりたいと思います。また、60万円余につきましては、環境保全対策費として、空き缶等の対策についても対応してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

まず、中央丘陵の用地買収の見通しでございますが、用地買収につきましては現在、面積比49%に至っております。本年度は、買収の終結の年といたしたく、任意で買収でき得るものはすべて買収いたしたい。年度末には90%を目標として、全力を挙げて取り組みたいと考えております。

また、周辺地域との調和の問題でございますが、中央丘陵の開発計画は、和泉市総合基本構想の中部地区の具体化のための事業化でございまして、単に開発地域のみを整備ではなく、周辺地域とも調和のとれたものでなければならぬことは御指摘のとおりでございます。したがって現在、各部担当者を中心といたします専門部会等の審議を経、道路等を中心とする関連公共施設の整備等試案を作成、公団法33条協議の事前協議に入っているところでございます。できるだけ早く叩き台をつくり上げ、まず特別委員会に御説明申し上げ、地元の御意見等も聴し、市広報等を通じて全体を明らかにして市民の御意見、御批判を仰ぎたい、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） 新総合計画の進捗状況と今後の予定についてお答えいたします。

総合計画の見直し作業につきましては、56年度中は基礎的な調査に重点を置いて取り組み中でございまして、その主な内容としましては、庁内の策定組織の設置等体制づくりに始まり、計画策定に必要な基礎資料の収集あるいは市民アンケート調査を実施、また現下の課題と問題点の整理等々、これら基礎調査はおおむね完了してございます。

そして、57年度4月からいよいよ基本構想計画案の策定に取りかかる予定でございます。したがって、おそくとも今春初めごろから審議会の審議をお願いしながら57年度中には完成いたしたく考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） ダイエー、ニチイ等の大型店の進出についての現状はどうか、とのお尋ねでございますが、関係省庁で対応していることから御説明申し上げてまいりたいと思っております。

通産省産業政策局長の諮問機関でございます大型店問題懇談会では、大型店の出店等々に対する規制等を打ち出し、本年1月30日付けで通産省産業政策局長より大型店の届け出に係る当面の措置について通達が参っております。その内容を見ますと、大規模小売り店等々における小売

り業の事業活動の調整に対する法律の運用につきましては、当分の間、抑制的に作りとして、まず第一点、出店届け出をする場合、必ずその予定地の市に対し計画内容説明を行うということを義務づけてまいっております。また、二点目として、大型店舗の出店が相当水準に達していると認められる市町村については、通産局長は市町村に対して相談をしながらその届け出の自粛を指導していく、とされております。

これらの措置から、本市に出店予定がありますニチイ、ダイエーにつきましては府がいろいろと指導しておりまして、その内容から、ここは抑制の対象市であるかどうかについて通産局に照会している段階でございます。いずれ通産局長より本市に対し意見調整を求めてくるというように考えております。

なお、これから現状、ニチイ、ダイエーについては動きがないという形と解釈いたしております。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 地域計画街路整備についてお答え申し上げます。

計画道路計画につきましては、非常におくれて申しわけなく思っております。市の計画道路として施行いたしておりました府中北通り線も買収のおくれもありましたが、ようやく57年度で完成することになるということで取り組んでおります。また、泉大津阪本線についても、57年度で買収を完了し、引き続き築造工事を完成したい、かように思っているわけでございます。

また、府の計画道路でございます和泉中央線あるいは岸和田南海線等につきましては、現在、府が買収に入っておりますが、一日も早い時点で完成をすべて強く要望をしているところでございます。また、国の施行する近畿自動車道あるいは外環状線につきましても、一日も早く工事を完了するよう強く要望したい、かように思っております。

○ 15番（穴瀬克己君） 答弁は簡単明瞭にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初の財政問題でございますが、54年度から単年度黒字ということですが、その中でも累積赤字10億ほど抱えてるようにも聞いております。この中で単年度黒字でいく中、住民の要望する施策については、かなり縮小されていっているようにも感ずるわけでございます。当然、累積赤字の解消を図っていくと同時に住民のニーズに応えるべき施策について留意していかなければならないと思っております。現時点までの累積赤字額、10億余だと思っておりますが、正確な額をお示し願いたいと思っております。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、普通会計の決算状況につきましては、昭和

55年度一般会計及び特別会計等の純計による実質赤字額は、2月臨時会で御認定いただきましたが、10億4,721万9千円でございます。これが現時点と申されるのは、今日ということですとちょっと申し上げにくい面がございます。と言いますのは、今日段階の会計は、4月1日から翌年3月31日までということで決算がなされるので、5月31日に出納閉鎖をして収支状況が決定するとなつてございますので、現時点でのお尋ねでございますと、10億4,721万9千円ということで御理解をお願いしたいと思います。

- 15番(穴瀬克己君) 単純に考えても10億余の赤字でございますので、1年度で2億の黒字を出していったとしても5年かかるわけでございます。そういう形になりますと、先ほど赤字解消年度のめどと申しましたのも、もっと計画的な赤字解消に向けての構想をきちっとつくってもらわなければ、12万市民の血と涙の血税でございます。その意味からも赤字解消に向けての抜本的な方策、支出面の考え方、また、赤字になった根本的要因等を真剣に受けとめていただきたいし、10億の赤字解消に向けてきちとした計画性を持って取り組んでいただかないと、さらなる赤字の上乗せになっていくと考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育関係でございますが、青問協、積極的な先生方の御活動に対しては一定の評価をするわけでありましたが、家庭の親、子供さん、また教職員の皆さんとの連係的な施策というものが一つ見当たらないように思います。一方通行で各協議会連合みみたいな形で進んでるようですが、一つ提案なんです、校長先生方の代表、教職員組合の方々の代表、また親御さんたちの代表、知識経験者の代表などの形の中で教育問題を協議する機関をつくってはどうか。いまの形の中では、従来から校内暴力、受験地獄の問題等いろいろ問題提起され進められてきたはずなんです、一向に校内暴力などは低下していかない。青少年の非行化がますますふえる一方です。

こういった現況の中で、いままでの方法を抜本的に見直していかなければならないのではないか。いままで青問協の人たち、先生方の指導ができていないということではなく、新たな角度で検討していくべきではないか、このように提案するものであります、御答弁をお願いいたします。

- 教育次長(杉本弘文君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、家庭、親、子供、教職員等の連係をもって指導に当たらなければ、この問題の解決は非常にむずかしゅうございます。御指摘いただきました点につきましては、いままで学校においては、指導主事を中心とする中で、特に家庭のお父さん、お母さん方に対しても、この問題についての提起もいたしております。また、学校によっては、それぞれの町会単位で回られて、父兄との懇談会も開いております。問題提起もいたしております。御指摘の代表による教育問題を協議する機関をつくってはどうかということでございますが、確かに現状、非常に深

刻化してきております。この問題についての御提言を真剣に受けとめて検討させていただきます。

- 15番(穴瀬克己君) 特に一定の問題だけではなく、今後の21世紀につながる教育問題、地域の教育計画などについて、提案したような各種の代表のメンバーが集まって協議、審議していく。こういった幅広い形の中で一体となった教育行政というものを一度見直していただき、検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、社会教育行政の中では通り一遍の回答しか得られなかったんですが、市長のおっしゃる身近かなところで手軽に、気軽に見るスポーツから自分たちがするスポーツ、このような形の市政方針がございました。そういう角度からいっても、施設の整備からいっても、現在のスポーツ施設の限りある中で市民のニーズにこたえられない現状でございます。この中で抜本的に検討しなければならない。いま、各地域で学校の開放、学校を地域コミュニティの場として活用される現況がございます。この点の制度改正が必要なわけです。これについて、基本的な考え方を築き上げていかなければならない。いままでの形の教育施設を、体育施設を、そのままに市長のおっしゃる身近な中での開放と考えるから一向に進まない。その意味から市民スポーツ憲章の制定などを考え、そういった理念に基づいて運用、活用面の制度化、条例化をしつつ、広く地域の市民が健康にしかつ生涯教育を行える場を提供していく、こういった企画立案をお願いしたい。前々からの私の要望でございますが、地域の代表の皆さん、スポーツ連合の皆さん、社会体育の関係者、こういった人たちでじっくりと協議していただきたい。一向にスローガンを上げるが、具体的施策がついてこない。絵にかいたもちみたいな形です。幾ら市政方針で言ったところで、実際の行政がついてこないという現況でございます。この点について強く要望するものでございます。毎回毎回の一般質問で言っていますが、具体的な方策がない。前向きな検討ばかりです。これについて、今後の取り組みについて明確な回答をいただきたいと思っております。

- 指導部次長(明坂貞士君) 学校体育施設の開放につきましては、かねがね再三御提言いただいております。私どもといたしましては過般来、市内の小学校18校、中学校4校の26校全部について実態を調査したわけでございます。その結果、その学校ごとにそれぞれの考えを踏まえ、学校長の判断に従って開放をされてるわけでございます。御指摘のように、一定の基準を設けて公平な運営を図っていくことは、私ども願うところでございますが、それぞれの事情を全く無視できない面もございます。

この際、私どもが考えておりますのは、利用頻度の非常に高い学校を一枚だけモデル校として選択いたしまして、有効かつ公平な運営を図っていきたいと考えてございます。考え方といたしましては、学校開放運営小委員会というような形で、教頭先生を中心にPTAの代表の方、また、私ども教育委員会の職員、また、使用者側の頻度の高い種別、いわゆるバレーボールとか子供会

の剣道など、それぞれの代表の方々をお集まりいただき、できるだけ早い時期に、まず、4月に学校の新しい体制ができ次第一校を選んで、その中で協議していきたいと考えております。

- 15番(穴瀬克己君) 現段階でも学校の施設が一般住民に開放されてる、夜間も開放されています。体育館も開放されていますが、利用の制度や運用の基準とかが設けられてない。その中で、利用する側も気がねをして利用してる。こういった中できちっとしなければならない。学校長の判断に任せてるとか、そんな形ではどんどん問題が起こってきますよ。主体性のある考え方でやらなければ、どこの施設でもきちっとされてますよ。そんなええかげんな形で学校長の判断に任しておれば、事故がどんどん起こってきたなどうするのか。

現在、電気の使用料の問題もあります。ただで貸してるんですからね。地域住民全体に光が当たってるんならええが、一部だけですからね。全体が利用できるような受け皿をこしらえ、なおかつ地域住民のために無料で利用できる状況ができれば市民も全部納得するが、一部の団体だけしか利用できない形だと市民全体にこたえる施設の利用とならない。特定団体の利用の形になる。そういった面から、社会教育の基本的なものの考え方からひとつ見直していただきたい。そういうことを強く要望しておきたいと思います。

次の社会福祉の問題なんです。現在の要保護家庭が8百世帯とお聞きしたんですが、ケースワーカーが10名、1人当たり80世帯の担当です。一日2軒ずつ回っても40日かかる。本当に公正な更生への手が差し伸べられない実態でございます。

そこで一つ提案ですが、やはり高齢者の方も、病気の方もおられるでしょう。健康になって働けるという状況じゃない。年長的に更生が不可能な方の世帯数、こういったものをきちっと割り振りしていく。更生不可能な老人世帯については、一人で百軒でも大丈夫でしょう。そういった角度でちょっと合理的な改善が必要ではないか、その点の考え方をお聞かせください。

- 市民部長(富田宏之君) お答え申し上げます。

市内に約8百世帯の要保護世帯がございますが、御指摘をいただく実態から御答弁を申し上げますと、高齢者、おおむね60歳以上ですが、それと障害、疾病の世帯、これらはなかなか自立更生が困難でございます。こういう世帯が8百世帯のうち590世帯、全体の75%を占めてございます。その中で更生可能となると、あとの25%となるわけでございますが、査察指導員を中心として、また、課長補佐、課長を中心としながら、その辺の25%に対する更生指導については今後、計画的に毎年目標を設定しながら御指導、御援助申し上げていくという形をとっていきたくて考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 15番(穴瀬克己君) 特にひとつ中身の検討をお願いしたいと思います。というのは、10名の方たちの事務的な処理も大変だと思います。こういったものを含めての家庭訪問、更生指導を

していかなければ、膨大な資料を抱えながら本当にきめ細かな福祉行政、かゆいところに手の届くような、本当にその人たちが自力で更生していけるよう指導していかないと福祉の弊害が出てくる。この点を強く感ずるんです。福祉は与えるだけでなく、きめ細かな施策を考えていていただきたいと強く要望いたします。

次に、出生の記念品の贈呈ですが、今回、アルバムといった固定した考え方ではないと思うんですが、一つ提案ですが、特に和泉市は緑豊かな町づくりをスローガンに今日まで来てるわけですので、その意味から出生児に対して記念植樹等をしながら、家族で記念植樹に行く、草刈りに行く、肥料をやりに行ったりできるような情緒のある施策をつくったらどうか。子供が大きくなって記念植樹もどんどん大きくなっていく。一つの提案ですが、検討していただきたい。ただ、アルバムだけに固執するのではなく、幅広い記念樹等の考え方も持っていただきたいと強く要望いたします。

それから、シルバー人材センター設立の問題ですが、7月をめどに検討していくということですが、特に市で発注できる業務の内容についてはほぼ集約されてると思いますので、そういった問題、また、市以外での業務についても早急に取り組んで見通しを立てていただきたい。開いたわ、全然仕事はないわ、という形で市民が落胆しないよう、盤石の体制をとっていただきたいと強く要望しておきます。

次に 公園についてですが、黒鳥山公園が大々的に用地の買収計画をされ、かなり公園の整備計画をされてるようでございますが、ともにすべての児童公園に至る管理整備ができてない状況でございます。本当に残念なことです。りっぱな児童公園、都市公園がございますが、これについての管理的な面が伴っておらない。この管理運営に対してどのような考え方を持っておられるのか、御答弁をお願いいたします。

- 計画課長（山崎琢磨君） 公園の管理でございますが、再々申し上げておりますように、小さい公園、いわゆる児童公園と、大きい黒鳥山公園については、若干、方向を変えて考えてるわけでございます。児童公園については、周辺住民が主として利用されることから地元管理ということをお願いしてまいってるわけですし、黒鳥山公園につきましては、周辺以上の広い範囲の住民が御利用されるということで、本市の直管、矢対及び直管で管理をしてる現況でございます。
- 15番（穴瀬克己君） 特に公園の樹木については生き物でございますので、当然、手入れも必要でございます。これが伸び放題、幾ら住民の憩いの場といっても、身近な近隣からも来ていただけるということでやってるわけですから、本当に公園に対して市民の場としての施策を遂行していこうとするならば、いまの体制ではどだい無理ですな。土木の所管でしょう。公園に携わる職員さんはしれてますわな。パトロールしかできない。こんな形の中で、果たして本当に皆が

憩える場の管理運営ができるのかどうか。あんな広いところを地域の人たちに依存しても無理でしょう。

いま、近隣の市を見たところ、公園課のないところはおまへんわ。あの小さな泉大津市でもきちんと公園課を設置してます。周辺でないのは和泉市だけですわ。ほったらかしにやってるのは…。これだけの槇尾山、黒鳥山公園にしても、本当に他市がうらやむような環境です。これに対して、もっと力を入れて整備をしていただきたいし、管理運営をしていただきたい。ひとつ公園課の設置をして住民サービスを徹底して喜んでいただけるような公園計画を練っていただきたい。現状の中でやれと言っても無理だと思います。市長、市政方針でも大々的にスローガンを上げておられるので、一言お答え願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ穴瀬議員さんから御指摘をいただいております。確かに緑豊かな本市の公園をどのように管理していくか、非常に現状については、前向きに検討させていただき、管理の推進について今後、改善を図ってまいりたい、これは明確に申し上げたい。このように存じます。御指摘ごもっともです。

○ 15番（穴瀬克己君） 具体的な施策をしていただきたいと要望しておきます。

次に、交通施設の件ですが、カーブミラー等は、要望して設置はされるが、これも管理運営がされていない。住民任せの感じです。本当に与えるばかり、かえって交通の妨げになるような安全施設がある。カーブミラーも横向いとる。車が走ってきてもわからない。そのために交通事故が何件か起こってます。私もそのことに気づいて交通公害課にお願いに行きました。「それ、取り外しましょう」とその場所探すのに地図見てもあるところがわからない。取り外すまでに事故が起ってしまったという具体的な例もございます。交通安全施設なので、安全でなければ意味がない。全然曇って見えないものもあります。また、通学道路の安全さくが切れて歩道の方を向いとるわけです。こういうものが放置されたまま、ここらの管理運営を真剣に考えていただきたい。現状、市民任せではとうてい無理です。それだけ地域住民の協力を得るならば、その体制を築かんとあかん。掛け声だけではだめです。その点のきめ細かな施策を考えていただきたい。

同時に一つ提案したいが、カーブミラー等ひとつ総点検をしていただき、その設置場所のナンバーを打っていただきたい。「Aの13番のところのカーブミラーが割れてまっせ」となったら、担当ですぐわかり、処理もスムーズにいく。地域の皆さん方の協力、管理を頼むにしてもスムーズな運営が図っていける。この意味で、交通安全施設管理の問題でナンバー等記号を打って管理していただきたい。住民協力の上からも早く対応できるように思うわけですが、どう考えておられるか、御答弁をお願いしたい。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） カーブミラー等の交通施設は、必要上、必要な個所に設置した

ものでございまして、その効果が十分果たされていなければなりません。いろいろ御指摘をいただいておりますように、台帳等の整備によって今後の対応を考えていきたい。たまたま4月4日に総点検を行うことになっておりますので、それを契機に十分検討してまいりたい、かように思います。

- 15番(穴瀬克己君) それを機にきめ細かな管理運営体制の確立を要望いたします。

次に、環境保全条例案ですが、これも運用面では交通公害課が窓口でやっていくという御答弁でございましたが、果たしてこれで成果を出そうとしておるのかどうか、疑問でならないわけです。当初、委員会には理念条例であるということでしたが、理念条例であっても、広く市民に徹底して成果を挙げなくては何のための条例かわからない。その意味で、果たしていまの交通公害課が窓口として対応できるかどうか。

例を挙げると、夜、カラオケ騒音の通報が市民から入ったが、職員さんが昼間一緒に行って発生源に対してきちっとした対応をされるのかどうか。また、セイタカキリン草の通報が市民から入ったときも同じです。ただ、市民さんに広く徹底してるから、市民の御理解のもとで解決していくという感じのものがたくさんあるわけです。その意味で、市民からの相談、苦情が殺到するように思っています。相当各細部にまで制定されてる。ベットのフンまで出てるが、こういった苦情が出て、市民に対する理解どころか、かえって「何もならんものを制定したんかいな」という形になりはしないかと懸念します。

そういう面から苦情処理的な窓口を明確にしないと、先ほど細部にわたる担当課を言われたが、これはあんたどこや、これはあんたどこや、という感じでたらい回しをしたあげく、なかなか市民さんには伝わらない、成果があがらないという結果に終わるんじゃないかと懸念しますが、その点についての御見解をひとつ。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 議会に御上程申し上げ、御審議をいただく環境保全条例の基本となるのは、おっしゃるような理念条例であるということでございます。関係課としては、市の中でプロジェクトチームを編成、各課主管者の意見を聞いてまとめたものでございますので、今後の運営に当たっては、交通公害課が窓口であっても、各現課のこうしていきりではないか、という総意の元で決定したものですので、それらの対応を十分果たしていただけるものと考えております。

なお、いろいろ細部にわたって規定しておりますが、すべて市長が公の施設の管理等々、また、市民、事業者の方々がそれぞれ分担して守っていかなければならない条例でございます。条例制定後、条例違反ではないかといういろいろな苦情は多少はふえようかと思いますが、常々、市民の皆さん方を含め御理解と御協力を賜っていかなければならない条例であると理解しております。

で、運用に当たっては、まずPRを徹底してその中で御意見を聞き、各課の係をもつて対応していきたいと考えております。

○ 15番(穴瀬克己君) なぜそのような回りくどいことを言うか。当然、一定の評価をしてるわけですが、逆に公害ができてきたら何もならない。空念仏に終わってしまったら困るということです。これね、市長権限でできるものがあるわけです。条例の中を見たらね。それでは、理念だけだといえども、これはこりしなさい、セイタカキリン草は地域住民が大きく迷惑してるから刈り取りなさい、と命令できるわけです。ずっと見たらかなりある。ところが、市長が決済権を持つから、住民さんから言えば、何とか早くせんかい、早く対応せんと地域の迷惑になってしょうがない、ということでどんどん苦情がくるが、処理班がおらんわ、聞く方は電話で聞くが、処理班がおらん。市長が決済をおろしたのに対してどう処理するか、その辺の対応をお聞きしたい。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 従前、本条例の内容の中に盛り込まれてる個々の問題について、すでに対応してる問題も文書で明文化したという性格のものもかなりございます。今後の対応では、交通公害課を窓口として各課の係を密にする中で、交通公害課の窓口担当にも人的な配置も必要ではないかということで、いま、トップともいろいろ協議をさせていただいてる段階でございます。

○ 15番(穴瀬克己君) 細かい点については予算委員会で審議をしていただきたいと思いますので、その辺で置いときます。

次に、中央丘陵がらみの整備事業ですが、90%の目標で用地集約をやっていくということでございまして、特に土地利用計画の策定については非常に市民が期待し、また心配するところなんです。周辺部との調和のとれた町づくりという形で、地域住民の意見をよく取り入れて策定をし、叩き台をつくっていただきたいと強く要望するものでございます。

特に企業誘致等についての考え方があるのかどうか。いままでの新聞報道によると、一部張りつけをしていくという形の報道もなされておりましたが、どのような考え方に立っておるのか、御答弁を願いたいと思います。

○ 都市整備部長(浅井隆介君) 本計画の構想の段階で産業ゾーンの構想について発表してございます。産業ゾーンにつきましては、この新住法にはストレートにはあがりませんが、高度な政治的な配慮を図りつつ将来の方向を位置づけるために、現時点でサービスインダストリーというエリアを確保してるところでございます。今後の事業促進の中で関係機関と十分協議の上、関西新空港の造成等も勘案しつつ具体的な方向をまとめていきたい、そういう段階でございます。

○ 15番(穴瀬克己君) これも総合基本構想の見直しの中で新総合計画の策定案に織り込まれ

てるだろうと思いますので、その中でまた細かく論議していきたいと思います。

次に、地域幹線街路の進捗状況が非常におくれているということで、通り一遍の御答弁でございましたが、周辺の市はかなり計画の市の動脈というか、そういう形の道路整備はいずれも徹底して完備されておりますね。その意味では、和泉市は非常におくれている。だから、産業の誘致ができず、後手後手に回っている。この点について、本当に相互実現を目指していく決意があるのかどうか。

これは、広域的な幹線道路については若干わかります。二国が開通せんから土地利用もできない。泉大津は臨海道路があるから先に工事が進むという状況はわかるが、周辺ができるときには和泉市が着工にかかり、次の工事が施行される形のものに取り付けなければならない。泉大津の道路しかり、堺もしかり、岸和田、高石しかり、市内道路の整備はきちんとされてます。広域的な幹線の進入道路も接続されてる。和泉市だけが接続されていない。一本もない。やっとならんど泉大津ですが、二国が通っただけ。本当に広域幹線道路並びに地域幹線にかける市の決意は、いつも同じ形で一つも進んでいない。やっとならできたのは市長の前、市長が黒鳥へかわったらさっと進みましたが、ほかのところは全然進んでません。もっと計画道路の進捗について真剣に考えていただきたいし、関係省庁に徹底した陳情、要望を起こさんといけな。理事者だけでだめなら議員団も徹底して応援してやらなければならない。そんな相談もありませんしね。完全なめどがついてるのかどうか、その点をお聞きしたい。

○ 建設部長（逢野一郎君） 御指摘の計画道路ですが、非常におくれていることは事実でございます。ただ、一昨年から府の方に再三陳情いたしまして、現在の見通しといたしましては、岸和田南海線の着工に全力を尽くすということで確約をいただいております。その他の路線についても今後、府とも折衝して御期待に沿えるようがんばっていきたくて考えております。

○ 15番（穴瀬克己君） 特に中途半端で終わったような形態が続くと市内の交通がズダズダになっていく。周辺からの入り込みで非常に交通公害を来している。この点について、もっと基本的な進め方、省庁への陳情の取り組み方等を再度検討して力強い推進を願いたい。

同時に在来道路との関連です。阪和東側線の整備予算が計上されておりますが、在来線との接点非常に整備されていない。非常に心配しているわけです。具体的に北信太信太山線の整備がやられてるが、高石へ下る信太線がありますが、この交差なんて、舗装されたらどう交通対策を講ずるのか、心配でならない。そういう幹線道路との接続、在来線との拡幅という道路整備が非常に重要になってくる。このことを憂慮するのでありますが、この点については、同時解決を図っていただける対応がなされなければならないと考える次第でございます。

あと細かい諸点については、予算委員会等で十二分に審議されることと思いますので、この辺

で一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。



- 議長（藤原要馬君） それでは、2番・竹内修一君。
- 2番（竹内修一君） 通告に従い一般質問をいたします。

まず、都市計画について、全市民関心の的である中央丘陵開発事業が進められておるとき、全市民参加の都市計画のもとで進められるべきだと思います。と申しますのは、現都市整備公団と協議の上中央丘陵開発を進めておるといふ答弁がありました。その前身である住宅公団等が新住法に基づき開発した団地等が和泉市にありますが、基本的な都市計画の精査検討が不十分であったのか、間違ったのか、入居した市民が大変苦労しておるのが現状であります。市長の言う「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」とはほど遠く、先立っての和泉市泉大津市行政境界の問題にいたしましても、ほとんどが泉大津市に住みたいというのが現状であります。私は、基本の都市計画策定の段階からよくよく検討しておかねばならないと思いますので、具体例を挙げて質問をいたします。

いままで都市計画に基づいてつくられた地域、光明台、鶴山台等に入居した住民の手直し、見直しの切実なる要望に対する対応のテンポが本市は非常におそい。市において速やかに責任を持って見直しを実施されたい。開発負担金等もいただいているはずでありますので、融通性を持って当たるべきではないかと思いますが、具体例を申し述べますと、先ほども一部回答がございましたけれども、4月に使用可能なような回答が前回、わが新政会議員の質問に対してお答えがありましたけれども、そういうきざしは感じられません。すなわち光明台の野谷池の野外グラウンド、甲斐田川ナイター設備の整備状況について。

次に、鶴山台地域にあります調整池、太三坊池、これは放置したままでございます。先立っても新聞紙上で建設等の見解として、公団の所有する遊休地に対しては払い下げ云々という記事がありました。住民は現状のようであるならば、住民から一刻も早くその運動に取りかかるべきではないかという声が盛り上がっておりますが、それぞれの計画があって放置した形になっておると思いますが、この有効利用について市はどう考え、公団等に要望していくのか。

それから、市長も市民の要望を認め、率先取りかかったホームの拡張等の改修工事は放置されているが、どうなのか。

先ほど、浅井整備部長が、そういう地域の開発に当たっては、周辺地域のミニ開発も含めて歯どめなり、適切な開発指導をしていく、というぐあいと言われておりますが、先立って管財の方で処分した市の収入源という意味において了とするんであります。鶴山台三丁目の開発においては、16戸の分譲地を建てていくということを知っておりますが、毎年2戸か3戸建ててい

く、という回答を得ております。こういう開発をされて、やっと十年たって落ち着いた地域としてははなはだ迷惑であります。数字的に言いならば、毎年2戸建てて分譲するならば8年かかるわけですが、その間やはり資材の搬入等があるわけで、小さな子供もおり、交通安全の立場からも後手後手ということにおいても困るわけですが、今後、そういうような点はどのように考えてるのか。

それから、中央丘陵の開発等も進み、泉北高速鉄道の延伸も予想され、阪和線各駅といったところの結びつき、住民の意思疎通という意味において、やはり生活の利便性も考えて、市内循環バス路線を設定すべき段階だと思われませんが、どのように計画等に盛り込んで実施を図っていくのか。

次に、先ほどの穴瀬議員の質問にもありましたが、大型店舗進出に伴う道路計画をどのように考えておるのか。交通の渋滞はつぶさに説明があったとおりでありますので、そういうところの対応をどう考えておるか。

次に、鋭意努力されてわが市も美術館の誕生を見、図書館、文化会館もでき上がってきつつある段階におきまして、本市の特徴として、埋蔵文化財も多く有しております。ここで文化宣言都市として諸施策を推進しては、と思いますが、その計画はあるのか、お伺いいたします。

二番目教育行政について。信太中学、石尾中学校の教室の増改築をするに当たり、前回から多くの議員が要望しておりましたところのLL教室を組み入れていくと思われましても、すでに教育成果を上げておられるところの中学校2校のその教育効果を発表していただきたいと思えます。

次に先日、信中に関して地域住民に対して配布された教育委員会の見積もりは常に間違っており後手後手である。信中は4月開校というが、授業に間に合わず、そして生徒に迷惑をかけておる。プレハブ教室で対応していくんだ、というビラが配布されたことは教育委員会も承知のことと思えますが、それについて二、三質問をいたします。義務教育においてプレハブ教室が好ましくないことは、南北小学校の再編成の問題のときにも大きくクローズアップされたことであり、教育委員会としても重々承知しておられると思うんですが、その対応はどのようになるのか、お聞かせいただきたい。

その2として、そのビラの発行責任者として、「準備委員長」という名前において確かに地域に住んでおる住民であります。住民が運動することは合法的でありますけれども、住民なるが故に、その方が本市の中学校の先生であることも明白であります。そこでいろいろ住民から、次に申し述べる青少年非行化の激しいとき、先生がそういう住民を扇動するようなことに熱中しておっているのではあろうか、しかし、それを統轄するところの教育委員会がどのように指導しようと

しておるのか、お伺いいたします。

次に、青少年非行化防止について。これも前質問者が質問したとおりであります、大切なことでありますので重ねて質問をいたします。教育委員会としては最大限の努力をしておるよう説明がございましたが、まず、実態解明から質問をいたしますと、56年中和泉警察署において補導された生徒はどれくらいおるのか。しかし、警察で補導するまでには、学校で並み並みならぬ努力が払っておるわけで、警察で補導した数は氷山の一角と私は承知しておりますけれども、実際、学校で苦勞して補導しておる実数はどのようにおるのか、そして、その対策はどうか。

先立って私の住んでおる地域においても、未だかつてないほど学校へ行けば、特色としては、女の番長がおってこわいという声が多くなり、しかも残念なことに、私の居住しておる棟の番号をあげ、そこらに6人くらいおるんだ。何とかこの問題は学校、家庭、地域ぐるみで善導していかねばいけないということで話題が出ましたので、解明すべく、また、善処すべく努力しておるんであります。と申しますのは、学校にもお伺いして御意見を承りましたところ、非常な努力をしておられますが、これは世界的傾向の現象でありますので、全部で解決していかねばいけないわけでありまして。

そういう観点で、青少年問題対策協議会というものが市で設けられて熱心に各校区の皆さんが意見をだし、努力をしておられるわけです。そのときに、各校区のほとんどの役員さんが申されるのは、何といても教育環境というか、健全育成のためには環境をよくしていきたいということで、各校区ごとにやるよりも、本市が挙げて取り組んでおるといふ関心を高める意味においても、せめて各校区で2校くらいのいろいろな啓蒙看板を立てていきたい。ある校区においては、交通安全等で30万円も出してつくっておられる。また、看板等もある校区においてははりっぱにつくっておられる。しかし、それではもう手ぬるい。どうか市挙げてそういう対策を講じてもらいたい、という意見があったんですけども、教育委員会から出ておられた方は、「ごもっともです」と議会並みの返事です。「善処いたします」ということで、校区ごと2枚の看板さえ即答できないという教育委員会の財政措置について、私は非常に残念に思いました。

それと同時に、環境を浄化したいという御意見に対して先ほど承りますと、環境条例を制定して対応するのは交通公害課であり、そして、密なる関係のもとに、とりまく部長は言うておりましたが、調整機能はどむずかしい機能は、役所、行政の機能においてないのではないかと思っております。穴瀬議員も力説しておりましたけれどもそういうことで実効があげられるのかどうか、私も穴瀬議員同様はなはだ疑問に思っております。

そういうことで、私は要望しておきたいのでございますが、まず、環境条例の施行期間として手始めの6カ月の間に、泉南線十三号線沿いの不法看板、これを市の条例に基づいて、関係機関

と連絡を密にして撤去を図っていただきたい。もちろん、地域住民も希望しておることですので、協力は惜しまないと思います。

次に、第三項の幼児教育。園児減少のとき、本年度公立幼稚園2校の建設を実行する教育委員会に対して、まず敬意を表します。そこで、たびたび議会でも要望して回答も得ておる件でございますけれども、諸般の情勢を勘案して当初の要望は、時勢にかんがみ、せめて信太小学校に併設してもらいたいという、地域住民の切なる要望の対応をどうしていくのか。

その2として、前回の議会で四、五歳園児の就園を要望されたと思いますが、その対応をどうしていくのか。やはり公立幼稚園と保育園と相まって幼児教育の質の向上を図っていくべきだと思います。

再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 第一点目の都市計画について御回答申し上げます。

野谷池あるいは甲斐田川の件でございますが、特に野谷池につきましては、先立っての議会でも申しあげましたように、3月末をめどに埋め立て完了ということで種々努力してきたわけでございますが、当初より若干おくれ、5月末が埋め立て完了の予定でございます。この後、できるだけ早い時点で利用のできるよう努力したい。かように思うわけでございます。

二点目の調整池の太之坊池の件ですが、これらの池の跡地利用につきましては、庁内で企画課とも十分調整しながら公団と交渉を行っていきたいと思っております。

三点目の国鉄北信大駅ホーム拡張でございますが、この件につきましては、国鉄と再三折衝を行っているわけでございますが、なかなか国鉄としても動きが見受けられません。われわれとしては、さらに国鉄に要望いたしまして、ホーム拡張が一日も早くできるようがんばっていきたい、かように思います。

以上です。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） 市内循環バス等の計画について新総合計画の中にどう盛り込んでいくか、ということでございますが、新総合計画の中身に関する点につきましては、57年4月以降、本格的に取り組む予定でございますが、その中で、本市の望ましい理想像としてふさわしいものについては、当然、取り入れるべきものと考えております。御指摘の点についても、関係各層の御意見を十分にお聞きしながら進めてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 教育次長(杉本弘文君) それでは、二点目の教育委員会に関する御質問につきましてお答え申し上げます。

まず、第一点目のLL教室の教育効果を示せ、という御質問でございます。LL機器につきましては御承知のとおり、学習者自身が録音教材の中で、話し手と対一の関係を保ちつつ、映像を音声言語として習得させることを直接の目的としておるものでございます。したがって、LLは生徒のヒアリングとトーキングの能力を伸ばすに適しながらも、その効果はきわめてむずかしいものがございます。

その本質的なものとしては、音声という固定できないものにかかわるものであるという点に尽きると思うんですが、一方、今日の英語教育が読み書き文法を中心とした入試英語となっている点でございます。一つの単語を生徒が自分の発声機関でもっていかにか正しいアクセントで発声できるかという実際を見るのではなく、その単語の発音記号やアクセント記号をいかにか正しく書けるかということが入試学力の点になっておるわけでございます。

したがって、先生方にも教材の編集や作成に学力が多くとも、LL機によって実用英語の力を付けさせたいという相当な意欲を持っていただいておりますが、入試学力という点では、労多くして実りのあがない点がございます。この辺でLLの問題点、課題等の壁に突き当たっているのも事実でございます。LLの有効性が言われながらも、未解決の問題点や課題の多いのもこのLLの特徴というところでございます。効果についてお答え申し上げます。

二点目の信太中学校の住民ビラ配布について、プレハブ対応ということが書かれておるということでございますが、信太中学校の増築工事が、設計の段階で校舎の配置の問題、基礎工事、生徒推計による将来計画等いろんな問題がありまして、当初計画から実施できなく、大変おくれを生じましたことを深くおわび申し上げます。

このような関係で来年度の生徒数からして特別教室、特に音楽教室に不足が生じてまいるわけでございます。現在、学校と協議をいたしておりますが、どうしても現在の特別教室の中で運用できない場合、増築校舎の完成までの間、一時的にプレハブ教室でもって対応しなければならないことも考えられております。まだ現在、学校とも協議中でございますが決定したわけではございませんが、そういう経過でございます。

それから、三点目のビラ配布の問題でございますが、御指摘のとおり、このビラを配布した者は、教育委員会の監督下にある市立学校の教員であり、その服務監督は、私どもの責任とするところでございます。しかしながら、その権限の及ぶ範囲は法律の定めるところでございます。すなわち、地方公務員法に定められているところの職務上の義務法令及び職務命令に従う義務、また、職務に専念する義務、職務外の義務すなわち信用失墜行為の禁止、また秘密を守る義務等々

ございます。

この問題につきましては、公立学校教員といえども、勤務時間外であれば、一市民としての思想信条等を表現をし、行動する自由は相当幅広く認められるところであります。議員さん御指摘の点は、好ましくないという倫理的な評価はできなくもないとしても、法的根拠を持って指導監督でき得るケースかどうか、慎重に検討してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 指導部次長（竹田明郎君） 少年非行化につきましてお答えいたします。

先ほど教育次長からもお答え申し上げたとおり、社会環境あるいは家庭環境の変化、また、青少年の価値観の多様化等大きな要因がございますが、非常に重要な問題となっております。まず、第一点目の56年度の実態でございますが、われわれがいただいた資料によると、和泉署で扱われた非行少年の犯罪件数ですが、近隣都市の青少年の分も含まれるわけですが、56年度におきましては、206件がこの12月までに検挙されております。この中で多いのは窃盗168件、知能犯が20件、粗暴犯が10件となっております。これらの件数は、前年度に比較すると44件余り多い数となっておりますが、これらのほとんどは、自転車あるいはオートバイ等の窃盗の増、いわゆる半ば遊び型の犯罪傾向が示されてることが明らかになっております。

また、不良行為につきましては、これも警察の少年補導の方で扱ってありますが、56年度は690件、行為別では喫煙が328件、薬物乱用が151件、深夜まで遊んでるのが100件という形でございまして、数の上ではやや減っております。しかし、気になりますのは、薬物乱用等いわゆるポンド、シンナー等の件数が上がってきてることで、これらの問題は早期に解決しなければならぬ問題として、われわれに与えられた責任にもなっております。

また、御質問ございました中学校の件数は、ただいま申し上げましたのとちょっと変わりますが、学校からあがってくるのは、4月から12月までで466件、大体、去年よりも若干増加の見込みでございます。しかし、これは補導でございまして、先生方が直接校内あるいは街頭で御注意なされた件数は御指摘のとおり、まだまだ多いかと思えます。

このためにどういう対策をとっていくのか、ということでございますが、まず、学校におきましては、生徒指導の推進をきめ細かくしていきたい。また、健全な生活環境の育成にも留意してまいりたい。このほか生活指導担当の先生方の研修会をより多く開き、学校、家庭、地域の連絡調整あるいは情報交換等をする中で街頭補導も強化してまいりたい、かように思っております。

さらに、本問題につきましては、単に学校だけ家庭だけの問題ではなく、社会全体の問題とな

っております。このため議員各位の御支援を得る中、校区青少年問題協議会をつくっていただき、いろいろきめ細かな啓蒙活動を中心に事業を推進していただいております。これら地域の実態に合ったきめ細かな青少年の健全育成にかかわる事業を教育委員会からお願いし、展開してまいりたいと存じます。

また、文化都市宣言についての御質問がございましたが、近年、体育館、図書館あるいは近々開館する予定の美術館等、いろいろ社会教育施設も充実していただいております。また、これを受けまして、住民の方々も和泉市文化協会を中心に非常に活発な活動を展開され、大きな成果をあげております。いまこそ私たち担当者は、この芽をどんどん伸ばしていく必要があろうかと思っております。

この中で御提案のありました文化都市宣言でございますが、私どもが一番大きな目標としております市民憲章の中にも、このことが文化活動を盛んにしていく、ということが明記されておりますし、いわゆるこの宣言そのものは、住民へのアピールを強化するためだと思っておりますので、これらにつきましてよく検討してまいりたい、かように思います。

簡単でございますが、御答弁といたします。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 教育次長（杉本弘文君） それでは三点目、幼児教育についてお答えいたします。

幼稚園新設のお尋ねでございますが、この問題につきましては過去、議員さんから何回かの御質問の中で強い御要望もいただいております。御承知のように、過般の議会でもお答え申し上げましたが、今日、全国的な出生率低下の中で、本市の幼児数も年々減少いたしております。56年度における公立幼稚園の園児数も、すでに御承知かと思いますが、収容定数1,080名に対して在園園児数が631名、率にして58.4%、60%に満たない就園率でございます。

また、ちなみに私立幼稚園におきましても同様の傾向でございます。市内18園ございます私立幼稚園の合計定員数に対しまして、本市の在住園児の就園率は5歳、4歳、3歳を含めて2,116名、これは私立幼稚園の就園率からいたしまして67%でございます。

このような実態の中で幼児数が非常に減少傾向にあり、議員さんの御質問の趣旨は十分理解をいたしておりますが、このような実態を十分見きわめるとともに、今後の推計をも勘案して取り組んでまいりたいと存じますので、御了承賜りたいと存じます。

それから、二点目の4歳児の対応についてでございます。この問題につきましてもいま、お答え申し上げました定数1,080名に対して就園数が631名と定数を大きく割ってる実情から、4歳児の受け入れについては、以前からいろいろと議員先生方より御指摘をいただいているところでございます。過半の議会におきましても、請願の中にもこれらの問題も要望されておるところ

でございます。

本市の幼稚園規則には、定数に満たないときは、学齢前2年の幼児を入園させることができる、とございます。ただ、これを実施するとなりますと、幼稚園設置基準では、学級は同じ年齢で編成しなければならないということになっておりまして、4歳、5歳児の混合保育はできないということになります。一学級40人以下を原則とする中で、定員数から見ますと、学級数は市内8園で27学級ございますが、この27学級のところ現在、23学級が充足されてるわけでございます。したがって、56年度においては、4学級の空きしか生じていないのが実態でございます。この実態から、4歳児対応について、市内全幼稚園での実施は、非常にクラス編成の中からむずかしいのが実態でございます。御了解いただきたいと存じます。

- 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。お昼でございますので、ここで休憩したいと思いますが、いかがでございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、休憩いたします。

（正午休憩）

○

（午後1時2分再開）

- 議長（藤原要馬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。午前中の竹内議員の一般質問を続けます。その中で大型店舗に関する質問に対する答弁がなかったようですので、答弁をお願いいたします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 大型小売り店舗進出に伴う周辺道路整備についてお答え申し上げます。

先ほど穴瀬議員さんの御質問でお答え申し上げましたとおり、当分の間抑制的に行うということとされております。ただ、ダイエー、ニチイの出店希望申し出があった段階から、出店予定地周辺の環境整備について、特に道路整備につきまして、庁内関係課相寄ってプロジェクトチームを編成いたしました。そして、泉大津粉河線及び大阪和泉南線の交通量調査も完了いたしております。一定の結論を得ております。したがって、今後、通産局よりの調整の段階におきましては、ニチイ、ダイエーと十分協議し、市の要望実現に格段の努力を図っていきたい、かよう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 2番（竹内修一君） それでは、一応の回答を得ましたので、特に大事と思う点について再質問いたします。

その第一点目は、公立幼稚園問題でありますけれども、隣接の高石市及び泉大津市においては

私立幼稚園が少ないわけでありますが、本市においては先ほどの回答にもあったように、13園あるかと思えます。そして先日、父兄の質問等に答えるべく府庁の方へ参りましたら、千円以上の所得のある幼稚園に対しては、税理士ではなく公認会計士を経て書類を出すようになっておると聞きましたが、本市の私立幼稚園の経営状況はどうかということ、私立幼稚園と公立幼稚園のいろいろな格差は正というか、たゞいま住民が要望しておるのは、教育内容が公立幼稚園の方が優れておるから就園させたいという希望ののっつきの要望では必ずしもないかと思えます。

そこで、本市においては、私立幼稚園の園児に多額の就園奨励費を出しているように思うんですが、近年、可処分所得の減少にかんがみて、本市においてこのように支給しておる就園奨励費はたしか個人給付が本音かと思うんですが、そういうことをほとんどの市民が理解しておりませんので、どうかこの点周知徹底を図るべく措置していただきたいと思えますが、どうですか。

- 教育次長(杉本弘文君) お答え申し上げます。

私立幼稚園の経営状況についての立ち入った調査はいたしてございません。

二点目の私立幼稚園の助成については、幼児教育の振興に資するため、私立幼稚園に就園する4歳児、5歳児の保護者で所得が低い家庭に対する助成はいたしております。

なお、この内容を一般に周知せよという御質問でございますが、市行政の内容を市民に周知し、御理解、御協力を得ることは、大変大事なことであると考えます。したがって、御指摘を受けまして今後、最善の方途を考える中で周知の方途を考えてまいりたいと考えます。

- 2番(竹内修一君) それでは教育次長が回答してくれましたので、強く要望しておきます。

なお、そういう措置と相まってなお公立幼稚園を、という声が高まってこようかと思えますが、最小限、時勢の推移、園児の減少等を勘案して、新たに建ててくれとは言いかくなくなってまいりましたので、中学校単位に公立幼稚園を立てていくという先立っての教育長の回答に基づいて近き将来、信太小学校に併設してもらいたいと強く要望いたしますが、教育長、どうですか。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

幼児教育につきまして、いろいろ深い御識見をいただくわけでございますが、先ほど次長から御説明申し上げましたように、客観的には今日、非常に幼児数が減少傾向にございます。これは全国的、全市的な事象でございますが、加えて先生も御理解のとおり、現在、経済的あるいは社会的な動向から御婦人の方々が就労して社会参加をする人々が多くなってまいりました。こうした事情から長時間保育を希望されまして、保育所の方を好む傾向が強いのでございます。信太地域の実態については今後、出生数の状況等を把握いたしまして、市の全体像の中で信太小学校併

設に向けて検討してまいりたい、かよう考えますので、御理解いただきたいと思います。

- 2番(竹内修一君) 教育長も承ると、体の調子もよくないということでございますので、あえてしつこく究明をする意思はございませんけれども、この問題は、園児が少なくなったということで回避する傾向もありましたが、そういうことのないように、教育次長がパトタッチして先立って回答しておりましたので、次は、教育長がどういことがあろうと、教育次長も聞いておるといふ点で追及をしていきたいと思いますが、強く要望しておきます。

次に、環境浄化の問題でございますが、青少年の非行化の増加防止には、教育委員会も力を入れておられるのはよくわかりましたけれども、回答の中では、担当するのは交通公害課が主体ということでございますが、果たして住民要望が出てきてそれが消化できるのかどうか。幸い、担当課長が出席しておりますので答えてもらいたいと思います。

なお、先ほど13号線沿いと指摘しましたが、手始めに努力していただいて、理念条例は非常に結構だと思いますけれども、施行6カ月の間に努力し、なおかつ不備なところがあれば、実行しやすいものに修正してもらいたい。

なお、泉大津の例を再三挙げますけれども、生活環境課におきましては数年前から実施をし、関係機関との調整はうまくいっているように担当の人も説明をしておりました。そういうことで現在、どのように主担当の公害課を増加するのか、あるいは関係機関との調整がとれていくのかという点について、重ねて回答を求めます。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) いろいろと御提言いただいております。環境保全条例の効率的な運用は、もちろん、市民皆さん方の深い御理解と温かい協力がなくては遂行できないと思います。その窓口を担当いたします交通公害課においては、いろいろ研さん等を含め効率的な運営について対応してまいっておりますけれども、現状の体制につきましては、どうも不足するんじゃないかという気分もいたしております。これは追ってトップといろいろ協議してまいりたいと思います。効率的な運営については、十分その機能を果たして環境整備、保全にいろいろ対応できる体制で臨みたい、かよう考えております。

- 2番(竹内修一君) その意気込みはよく了とするところでありますけれども、私、市役所へ来るときに通って来るわけですが、私のみならず、秩序なき行政が本市においては行われてるんじゃないか、不法ビラ等が気ままに張ってある状態を見て市民の声が多いわけですので、この点をまず手始めに改めていってもらいたいと思います。これも強く要望しておきます。

加えて、予算措置については、教育委員会から御回答がなかったわけでございますけれども、市民の協力を得て、そして、市民の責務だと条例にもうたっておりますけれども、うたうことは勝手にございます。実効があがらなくてはいけないと思う。重点施策である青少年非行化防止に

本当に市長、教育長が取り組んでやるならば、予算措置をすべきだと思います。たとえば協力団体、実際協力しておるところの防犯委員、それから青少年問題協議会、保護士会、婦人会等、聞くところによりますと、町会連合会の方には増額して協力を要請するような予算措置をしてあるように聞いておりますけれども、平等に協力団体に対して予算措置をする考え方があるのか、補正をしていく考え方があるのか、お尋ねいたします。

- 指導部次長（竹田明郎君） 先ほどの御質問で抜けておって失礼いたしました。私どもの方でも青少年問題協議会を初め青少年指導員あるいは婦人会、PTA、青年団等、各種団体にいろいろと各分担の行事をお願いし、それぞれ市行政についての御協力も賜っておるところでございます。委託金、補助金につきましては、市の財政事情もあり、本年度もできるだけ教育委員会に割り当てられました予算をもちましてそれらを有効に使用中で、各団体の育成に努めてまいり、また、補助金、委託金の増額につきましては、これからも関係部局にお願いしてまいりたいと思います。
- 2番（竹内修一君） それでは、回答を得ましたので、ここでお答えになったことは、再度繰り返して議員が質問しなくても済むように速やかに実行を強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○

- 議長（藤原要馬君） それでは、9番・直村静二君。
- 9番（直村静二君） 通告に従って質問いたします。

最初に、同和行政でございますが、市長はかねがね市民合意の同和行政、また、解放センターは広く市民に使っていただく、こういうことできております。私は前回の議会の質問でも、解放センターの運営について、すでに申し込んでおる同和事業対象地域の人々の使用申し入れを12月22日の分は断わった。さらに、2月22日に再度申し込みましたが、これは決算委員会で私が質問したとき、2月18日の解放センターの運営委員会で審議をしていただくということで答弁を得て、2月18日に運営委員会が開かれました。私はこの運営委員会に附属機関の一員という事で議会側として参加いたしました。

そこで、市長にお尋ねするんですが、当日は市長も出席しておりました。その使用許可問題につきまして、私は、直ちに使用していただくべきである、と言いました。ところが、運動側の団体の中で論議があり、継続審議ということの意見が出てまいりました。私は、それはいけないということで、直ちに使用させるべきだ、継続審議にも反対だ、容認しない、と言いました。しかし、満場一致でいくということもあり、これは継続審議という形になったんです。だから、二回申し込んで二回とも断わられたというのが実態です。

そこで、市長にお聞きしたいのは、この運営委員会に出席しておりました市側の委員が一言も発言がなかった。これはいかなる理由で発言をしなかったのか、明快にお答え願いたい。これが第一点です。

第二点は、解放同盟の役員の6名、議会側から2名、市行政側から5人、そして、地元町会を含む連町、伯太、王子を含めて3名、合計16名。そこで、こういう継続審議ということになれば、実質上、申し込んだ人は借れません。この継続審議ということになれば、これは今後とも使用させるべきである、いや、保留、継続審議となれば、永久にこれは貸してもらえないことになる。そうすると、この解放センターの設置の責任者は市長です。しかも、この運営委員会に市側の委員も入ってる。こんな場合、市の行政の主体性でどう措置するのか。たまたま、私は今回、運営委員になっておりますが、9月の役選でかわると、これはまたかわる。つまり、相手側の解放同盟の役員は常に6名、この団体があかんと言えば絶対に一致しない。これやったら、公共施設の運営について、広く市民に使っていただく、市民合意の同和行政に反することになるのではないか、その点ひとつ明快に行政の主体性をどう確立するのか、お答え願いたい。

さらに、私は希望を持っております。この論議の中で地元幸連町の役員さんは、やはり解放センターについては、同和问题で熱心に勉強してもらい団体には開放すべきだ、という貴重な御意見も出ておりました。私は、やはり市の主体性を持った、本当の意味で市長全体が納得できる、しかも、同和问题は何も解放センターだけでなく、一般の地域でもすべて自主的にやるべきだが、現在、そうになっておらないという点も指摘しておきます。

以上、三点で明快なお答えを願いたい。

次は、同和事業計画でございますが、まず最初に数字の面で確認の質問を先にしておきます。いままでの同和事業の実施総額、それに基づく各負担区分、国、府、起債、市単費ということでお答え願いたい。

それから二点目は、残事業といわれております事業費が二百数十億と聞いておりますが、この分の各負担区分もあわせてお答え願いたい。

三点目に、いずれも同和事業は計画を持って行われておりますので、53年度から58年度までの5カ年計画を立てて行われておりますが、これはどのように進んでパーセンテージでどうなってるのか、この点をお答え願いたい。

さらに四番目ですが、幸小学校が御承知のように八百人の計画でございましたが、同和事業計画の一つです。ところが、現実には330人と半分以下の生徒数になってる。私が調べたところ、人口面で昭和49年11月、池田市長は50年11月から就任しておりますが、その当時の人口から昨年11月、幸、山手、旭の三町で1,880人の人口が減少してるんです。つまり、他区域

へ転出されてるのかどうか。つまり、人口が減ということは、同時に児童数も減になってくるとすると、いままでやってきた同和对策事業計画が人口を減らしていくことになる。

解放同盟が昨年12月12日、対市交渉を行ったときの資料として、「このままでは村が死んでしまう」という文面も見られました。私は、本当の部落解放、差別解消の意味で、住みよい地域生活の向上という点からの計画はそごを束していると思いますので、今後の計画の実施については十分その点を考慮すべきではないか、この点を明快にお答え願いたいと思います。

なお、地区外に転出されてる方々の同和对策の給付、この問題についても解放同盟は、自民党と共産党が属地主義を言ってるので、この地区外に転出されている人々に対する同和の個人給付は廃止になる恐れがある、と指摘した内容も見当りました。その点、やはり部落差別の解消に真に役立つ市民合意、国民的融合の立場から計画を考えていかんといけないという問題を現在、提起してるのではないかと考えます。

次は、施設設備運営費についてお答え願いたいのは、簡単に申し上げますと、同和对策事業として老人解放センター、幸青少年センター、その他の運営費について、全体として国、府の補助、人件費など、その辺をひとつ明快にお答えを願いたい。

それから、是正という問題でございしますが、これは効率的運用ということなんです、一つの例を挙げますと、解放同盟の役員で住んでるところは池上、そして、奥さんは市の職員、そして、この保育料の減免は同和減免という点、人件費及びそういう一般との格差は正をという立場からこの際、そういう公務員とか給与の把握がはっきりしてる場合、対象地域内にお帰りになるかもしれませんが、現在は出てはる場合、同和の減免は遠慮してもらわないかん。もっともっと困ってる人に対して温かい施策をする、そういう点からは是正する意思があるかないか、その点のお答えを求めます。

三の同和財政。57年度の予算書を見ましても、起債は昨年を上回って250億、一般予算を上回ってるが、そのうちの同和の起債はいかほどになるのか。今後、残事業でそれに追加すれば、大変負担が大きくなってますます効率的な事業ができなくなる恐れがございしますので、同和起債の額と今後の残事業をやった場合とのぐらいふえるか、その点のお答えを願いたい。

(ロ)の債務負担ですが、本年度の債務負担行為の分で改良住宅の分、それから、昭和61年度までの環境用地買収の予算があがってますが、本年度は何ほあけてくるのか。と言いますのは、債務負担行為は将来、補助金がつく、起債の措置もつく事業認可を受けてやっていける見通しであるのか。実態は、債務負担行為の中で主に環境改善事業で先行取得を行うと認識してるんですけど、私の言いたいのは、同和事業対象地区内での用地買収になってるのか、それとも地区外の買収ということで先行していくのか、その点を明快にお答えを願いたい。先ほど言ったように、地

区外に転出され、地区内の人口が減っていく。事業をすればするほど、代替地を地区外で買収すればそこへ行く。前にも指摘しましたが、同和地区の拡散になる。そうではなく、国民的融合の立場から一般施策の格差の是正に重点を置くならば、やはり地区内に用地を求め、人口減からくる変更の恐れがないように、そういう面の債務負担行為はきちんとしてもらわないかん、かような考えで質問しておりますので、本年度の債務負担行為は地区外で何ほほどやるのか、その点のお答えを願いたい。

(ハ)の見直しは、個人給付を含めて財政上の見直し、これは補助金、その他独立独歩で歩いていく団体については助成金を遠慮してもらい、解放センターも無料貸し付けではなく使用料もいただく、そういう立場からも見直しをして市の行政の主体性、市民合意の公正な同和行政をやってもらいたいという立場からの見直し措置を申し上げました。

以上、るる申し上げましたが、ぜひとも明快な答弁を願いますし、また、答弁のいかんによっては再質問いたしますが、若干、申し合わせの時間が超えるかもしれませんが、ひとつその点は議長さんの方でよろしく願いしておきます。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの第一点の解放センター運営についてのお尋ねに対しまして、私よりお答え申し上げたいと存じます。

2月18日に開催いたしましたセンターの運営委員会には、直村議員さんを初め議会代表として御参加をいただいたわけでございます。いろいろ御意見を賜る中で継続審議ということに相なったことにつきまして、市の主体性についてのお尋ねではないかと存じます。

御案内のとおり、政党及びそれに関連する団体の施設利用につきましては、過去二回にわたって運営委員会で何かと御論議をいただいてまいり、継続審議となった次第でございます。しかし、いつまでもそういうわけにはまいらんという中で、次回五、六月ごろには再度、継続審議について運営委員会を開催するという、2月18日時点での申し合わせがなされたとは私は存じております。したがって、この施設利用につきまして、もろもろいろんな経過もございましたけれども、議員さんからいろいろ御指摘をいただいているわけですが、私たち行政側としても、重要事項につきましては運営委員会の設置を願い、御審議をさせていただき、そうした論議を踏まえながら対応させていただく態度をとらせていただいているわけでございます。

なお、施設利用について、政党あるいはそれに関連する団体ということでのむずかしい問題でございますので、私たち行政側といたしましては、運営委員会の御論議を十分見きわめつつその接点を求め、今後、主体性のもとに対応させていただかなければならないと存じているわけでございます。現実、重要問題で御論議をいただいている中でございますので、次回の論議も踏まえ、

私たちなりにそうした御論議の接点という中で、何とか前向きな結論が見出せるように努力してまいりたい、このように存じている次第でございますのでよろしく御理解をいただき、今後ともひとつ運営委員会の中での御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) 議会というものは、予算案でも条例でも、よっぽど野党の数が多いたときは飛んでしまいが、そうでない場合は大体通ってきている。そうすると、運営委員会を開いて私が出て行くといったらわかってますよ。議会の中で必ず使用させるべきだとの立場やしね。当日、市の行政側が発言しないということは、事前に根回ししてるんやと思いますよ、そうでしょう。その中で運営委員会を開いてもセレモニーか儀式みたいなもので、昼ごろになったらしまい、となって本当の意味の論議にはなってないと思う。はっきり言って言うばかり、私が言っても積極的な反論はなかった。考えないかんとなった。私はあのとき、議会側から出てますから、個人の資格で共産党議員団ということになってしまえばいかんのかなと思ひ、そんなに筋かんだことは言いませんでしたが、そういうときには、行政の主体性として根回ししてやっていただくことがあってしかるべきだと思います。そうせんと、委員会を開いても平行線です。中身はわかってる。

私は、前向きで言ってますので、ここで打ち切りたいと思いますが、今回の場合でも意見だけ言いますが、最初に共産党議員団が申し込んだ。あなたが市長になってから広く使っていただくと言ったが、私はどうせ使わせんと思つたが、とにかく出してください、と言うので出した。ほかの団体が出したが、これもあかん。今度は、地区住民の人も出したが、これもあかん。常日ごろ、市民合意や、解放同盟と合意したんです。解放同盟が同意しなかったら使えんとなってしまうから言ってる。市長はよりわかってもらわないかん。あんたは口うまいことは皆知ってますよ、弁論部にいたから…。皮肉で聞かんといはほしい。公約したら実行してもらいたいということです。われわれは何も市長の代りをできませんから、住民の代表として意見言ってる。あんたが公約したんやからね。この際、議会からということで、たまたまはっきり言わせてもらって、早く善処するように言いました。

最後に、何も言わんでも市長と解放同盟の関係はツーターですから、電話で話してもすぐわかる。だから、事後承諾でもええんじゃないですか。国会でも論議されてる新法、延長問題について学習する。勉強したいからと申し込んでも断わってる。行政の主体性で市長の事後承諾でもかまわんと思う。あのとき、あなたは和泉市民の自動車運転免許証の交付場所は今後、解放センターで毎週水曜日に行う、こういうことで解放センターの目的第一条からいって同和問題に役立つもんでしょ。だから今度、新法の問題で学習のため申し込んだ人も同和問題に役立つんです。免許証の交付は右も左もない、市民が皆使う。同時に第二市民会館の性格を持っていいということで、私は、それでいいやないかと思うんです。その点両面から検討して、どうしてもこれは貸

さないということは理不尽な決定だと強く主張し、今後、早急に解決するより迫っておきます。
事後承諾で運営委員会を開いてやっただらと思っておりますので、この問題は終わっておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 同和对策部長（橋本昭夫君） 第二点目の同和事業計画につきまして概略御説明申し上げます。

まず、第一点の計画につきまして、すでに実施済みの事業費総額並びに今後必要とされる事業費の総額、その負担区分を明らかにせよ、という御指摘でございます。

まず、第一点の現在まで実施してまいりました同和関連事業でございますが、事業費総額で384億4,000万円強でございます。この内訳は御案内のとおり、住宅改良事業、道路、公園、保育所、診療所、小中学校、解放総合センター、身体障害者解放会館、地区内の各種施設すべてを含む、すでに実施した分の総額でございます。

その財源内訳でございますが、384億4,000万円強のうち、206億5,000万円強が国並びに府の補助金でございます。ちなみに百分比は53.7%でございます。この事業費総額の中には、泉北環境で施行をお願いしております公共下水道並びに都市下水道幹線の事業費も含まれております。

続きまして、起債は、府貸付金を含めて164億3,000万円を充当してまいりました。42.7%でございます。残ります13億5,800万円強が一般財源、3.6%でございます。これが過去昭和42年以降実施してまいりました総額でございます。

今後の必要な事業費の見込みでございますが、いろいろ物価上昇等の修正は必要かと思っておりますが、現在のところ、総額から既実施額を引いた金額の見込みとして、泉北環境施行分を入れて、292億9,000万円強でございます。

なお、一般会計相当分から計画しております泉北環境を除く分は272億8,000万円強。財源内訳は、国、府補助金で約180億円強ございまして、率で66%、起債で充当すべき予算額が府の貸付金を含め89億8,000万円、33%、残り3億円弱が一般会計財源相当分でございます。今後の残事業につきましては、国、府の補助の充当率が高くなり、起債の発行率が実施済み額より低くなる傾向を示しておりますのは、何はともあれ、建設省所管の改良事業の残事業が非常に多いことが一つの原因でございます。

それから、計画等の中でいろいろ人口が現象してゐるのではないかということで、やはり実態的に十分地域の実態を把握しながら今後の事業計画を進めていくべきではないか、という御指摘でございます。いま申し上げましたように、進捗状況は金額からすると56.7%ございまして、まだ約43.2%の区画が57年度以降必要だということでございますが、たとえば改良住宅建設についても、やはり現在までいろんな変化がございます。若年層の流出とか、改良住宅の面積の制

約上から多人数家族の方々の持ち家思考とか、あるいは現在入居済みの住民の方々の高齢化とか、町づくりの中で一定の問題を抱えてる現状でございます。このような現状を踏まえて、やはり住みよい町づくりを目指すのがわれわれの使命でございますので、改良住宅オンリーという事業計画ではなく、総合的な町づくりのためにいかにすべきかは、今後とも実態を把握しながら十分検討してまいらなければならないと考えております。

それから、施設運営費の内訳でございますが、それぞれ個別に申し上げますと時間がございませんので、地区内にございます施設の総額の予算と財源等の区分並びに御指摘の人員費の数字を申し上げます。

対象にしておりますのは、診療所、老人解放センター、障害者解放会館、幸青少年センター、浴場、解放総合センター等の施設を本年度トータルで約5億30万7,000円の運営管理経費を見込み、そのうち8億4,797万4,000円が人員費相当分でございます。国、府の補助につきましては、そのうち約4,200万円強でございます、8割程度に相なってるのではないかと思います。

個人給付の関係で端的に所得制限の導入をいかに考えてるか、一つの例を挙げて公務員等の方々についておっしゃったと理解しますが、本来、個人給付というのは目的もございませうように、部落差別の結果、教育の機会均等あるいはいろんな対策が必要で補償をしなければ格差は正につながらない、あるいはまた、それが差別解消につながる。そのために就学奨励費、技能習得等々多くの個人給付をやってまいってるのが実情でございます。

御指摘のように、確かにいろいろ住民の方々の中に安定した生活の立場にぼつぼつ到達される方々がふえてることは、非常にわれわれとしても期待してきたところでございます。ただ、この個人給付は、あくまでも自分のものとして必要だということから要求としてあがってきてまいり、それを行政が受けとめていくわけでございます。したがって回路的な所得制限を現在実施することは時期尚早ではないかと考えております。あくまでも、個人の申請者各位の自覚に待つべきであると期待しながら、答弁にかえさせていただきます。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 財務部次長（北野敦雄君） お答えいたします。

三点目の同和財政ということで、その中の起債の関係でございますが、57年度の関連いたします同和对策事業の予算の計上額は7億8,100万円強でございます。一般会計の起債の総額は16億5,100万円でございます。

今後の残事業の起債の総額でございますが、先ほど同対部長からお答えがございましたので、省略いたします。

- 議長（藤原要馬君） 次。

○ 改良事業部長（西川武雄君） 改良部関係につきましてお答えいたします。

53年度における後期5カ年計画の建設戸数の問題でございますが、一応、54年度以降58年度までの5カ年計画の中で、54、55、56の3カ年の計画が650戸、そのうち建設したのが246戸で、37.8%の進捗状況でございます。残事業として住宅建設で704戸になるわけでございますが、前回の議会でも市長から御答弁させていただきましたように、57年度において住民実態調査、現地調査等を十分行って残事業の計画を樹立したい、かように考えてるわけでございます。

続きまして、改良事業の債務負担の内容でございますが、改良部関係の債務負担は、総額18億9,700万円でございます。そのうち建設関係につきましては約10億6,000万円、用地買収費として5億2,200万円でございます。地区内の改良住宅用地が約7,200平米、地区内の道路用地として約1,100平米、それから、不良住宅の補償費として約2億9,700万円、これが57年度改良事業部関係の債務負担の内容でございます。

以上です。

○ 9番（直村静二君） 計画がずさんであったと聞こえるんですが、いままでの計画は達成してないということからいくのか、それとも、人口減から幸小学校が廃校の憂き目の恐れがあるが、それでうまくいってるのかどうか。今後、その点の見直し、意識調査をしなければいかんということは市長、どういうことですか。うまくいってきたのか、幸小学校の人数が減ったということはどういうことですか。しかも、50何%の残事業があって、なかなか見直しは厳しいということですか。私の言ってるのは、市自身が実態を見直さないかんとということとちょっと食い違ってると思うんですが、その辺を確かめておきたい。学校の児童数が減っていいのか。いろんな面で窓口一本の解放同盟とあんたが進めてきてこうなったことがわからない。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 再度の御質問でございますのでお答え申し上げます。

若干、答弁で不十分な点があったとは存じますが、現在までの進捗状況のパーセンテージでお示しておりますのが、事業の中身に問題があったから、というわけではございません。いま、私たちが課題としておりますのは、やはり町づくりを進めていくためには、若い人、子供、老人も全部が住めるようなものに補完すべきは補完していかなくてはいかんと考えてるわけでございます。たとえば地区内代替地の十分な確保あるいは住宅改修資金の貸付等による存置住宅の機能強化というか、そういうことを図りながら進めてまいりたいということでございます。したがって、改良部長が申し上げましたのは、そういう中で、住民の意識に基づいて住宅等の建設を進めていくわけでございます。体質的に何点以上の不良住宅はすべて改良しなければいけないということではなく、お住みになる人の生活設計を十分に考えながら、それに対応する町づくりが差別

の解消になるということを申し上げておきます。

- 9番(直村静二君) あなたの答弁を聞いてると、どりやらポイントは意識調査にあると聞こえます。地元住民の声、要望によってやってきたが、現在、解放同盟自身からも、これではぐあい悪い、と指摘されたことは、明確な計画がそういう町づくりではなかったのではないかと。私は、前から持ち家を言ってきたが、すでに遅きに失した感がございます。市自身が、もっと独自の立場で計画を見直していく、財源の問題から見てきちんとしていくことが欠けていたのではないかと思います。その点はいずれ同和対策特別委員会で、意識調査、見直しの問題なんかも早急に一つの案を出して、市民の要望に合うように理事者は進めるかどうか、ちょっとお聞きしたい。
- 改良事業部長(西川武雄君) 先ほど御答弁させていただきましたように、57年度におきましてそれらの調査を十分行い、そして、建設省、大阪府等の指導も仰ぐ中でそれらの計画を立てていきたいと考えております。
- 9番(直村静二君) それはわかってる。この前も聞いた。正直言って、あなたは今期最後の議会で、次の特別委員会は出てこないの、市長にひとつお聞きしたい。
- 市長(池田忠雄君) 改良部長がお答えさせていただいたとおりでございます。よろしく。
- 9番(直村静二君) 意識調査をするのはわかってるが、特別委員会でその資料とか審議を仰ぐようにするのか、と聞いている。
- 市長(池田忠雄君) 恐れ入ります。御案内のとおり、もろもろのいろんな要件がございます。やはり地域住民のニーズ、意識、実態というものを行政なりに再度つかまなければならない、こういうふうに存じております。今後、そのために意識調査を行いつつ議会の特別委員会にもいろいろ御報告申し上げ、御協議もさせていただくこともあろうかと存じますので、その節はよろしくお願い申し上げたいと存じます。
- 9番(直村静二君) 私の言いたいのは、いまの事業は5カ年計画として行われてるわけでしょう。そのパーセンテージも一つの指標だが、実態としてうまくいってない。その証拠に幸小の減、転出による人口減、このままでは村が死んでしまい、という表現もあり、それやったら何という町づくりをしてるんや、と言いたい。見直しをせないかんが、今後の戸数は何ぼ建てるんか知らんが、人口が減ってる。だから、前にも言ったように、持ち家制度の導入ということを入れながら町づくりをしていかんと、鉄筋アパートばかりつくっても本来の村やない。その点の指摘を強くしてるんです。

うまくいってない、と答弁をすれば怒られるし、いってるとなると、どこがいつてるか、となる。だから、意識調査ということで逃げた答弁だと思います。逃げなしょうがない、といっても、実態に即応したものに切りかえてもらいたい。早く実態を見て、それなりの公正なものを出して

もらいたいと思います。1時間でできまへんが、特別委員会でこんなふうにしたい、ということを出してもらえんかという答弁を求めたんです。改良部長の答弁のとおり、計画自体見直しをせないかんことになってきているし、また、見直しを悪いとは言ってませんが、見直しはせないかん。

次は、財政問題ですが、起債のいままでの分、残る分は何か減ってくるのか、もう少し正確に教えてください。

- 同和对策部長（橋本昭夫君） 先ほど減ってくると申し上げましたのは、事業費に対する起債の充当率は、現在までの実施済み額が43%ほど起債を充当しています。これは改良事業以外の、たとえば義務教育施設を含めたいろんな事業をやってきた関係でございます。今後の起債充当見込みは約32%から33%と約10%起債が減るわけで、その分だけ国の補助金がふえる、ということ、残事業が建設省所管が多いでございます。その意味で、今後の起債充当額が低くなるわけでございます。

- 9番（直村静二君） 起債を認めてくれへんかったらぐあい悪い。また、ただ減るといっただけではぐあい悪い。むしろ金利とかをうんと減らしてもらわんとね。一般会計で250億以上になり、30億も払ってるから軽くせないかんと思います。

次は、債務負担行為ですが、もう少し教えてほしいのは、同和関係のすでに買ってある分を予算化したんですか、それとも、新たに買うということで組んでるのか。公社関係で31億円の用地があるが、あの分を取り出していくのか。

- 財務部次長（北野敦雄君） 債務負担の用地関係ですが、先ほど改良部長がお答えいたしました分は、改良住宅の部分に係る用地の先行取得の金額を申し上げたかと思えます。そのほかにも公園、地区内道路関係の先行取得用地もございます。これらの分についても57年度で先行取得する金額でございます。

- 9番（直村静二君） 公社関係の環境改善の用地31億円ですか、ことしはそこからもらわれないですか。改良住宅の分は先行取得してあるんですか。予算の性質上、債務負担行為であげたら、その分は公社に買ってくれと依頼をするわけでしょう。いままで買っていた30億円ほどの分の予算をことしは考えてるんですか。

- 財務部次長（北野敦雄君） ただいま申し上げましたのは、ことし新たに先行取得する分を申し上げたわけでして、おっしゃる先行取得してある分については、環境改善事業に係る取得の価格だと思えます。そのうち幾らかは、57年度予算で買い戻しの予算計上をいたしまして、その中で改良住宅の分については5億数千万円、予算の目的別に公園は公園関係の経費、地区内道路については地区内道路の予算計上の中で買い戻しをする、30数億円の部分的、目的別に予算計

上をいたしておるわけでございます。

- 9番(直村静二君) 私が債務負担行為で聞いたのは、本年度はこれだけほしいということで、開発公社の持つ分はこれから買い戻すという処理の仕方ですな。一応、債務負担行為は、大体、地区内で用地を求めるといふ答弁が出てるので、一応了とします。

さらに、見直しの問題ですが、設備運営でかなり効率的な運用をしないと、同対部長の答弁では6億円とはごっつい。そのうち4,200万円だけ補助、かなりきついですな。人件費の割合が圧倒的に高い。しかも、助成金その他についても、住民要望があるから当分是正できない、こういう答えを聞きました。

ちょっとここで再度言っておきたいのは、市長、やはり十年やってきたんですから、一般施策との格差は正の段階を迎えた。先ほど指摘したような問題も市民の口に乗ってる。デラックスやとね。そして、公務員であるのに同和の減免を受けてる。地区住民からも批判が上がってます。解同の職員になったらええな、職員になるにはどうするかとね。結局、生活水準の引き上げ、援助の観点からいけば、言葉としては所得制限ですが所得基準を導入することによって隣接周辺との整合性がきっちりしていくんじゃないか。そうでないと、先ほど指摘したように属地主義でいくと、地区外へ出て行かれる人は受けられなくなる。打ち切りの恐れもあると指摘されてる。切ってしまうばどうなるか、本当にやっていけない場合は元へ戻るんですか。

単なる住民要望だけで何でもやるという時代は過ぎたんじゃないですか。一般市民と変わらん所得があると当然、見直しはせないかん。施設の効率的な運営にしても詳しい内容は私も知りませんが、幸青少年センターとか身障会館がどんなふうになってるのか、すべて効率的な運営をしていきたいという質問なので、今後の実態を見たいと思います。

この際、財政の硬直化、累積赤字がある。開発公社も3億数千万円の赤字、56年度1億8,000万円、55年度1億6,000万円の赤字で人件費も持たせてるので、双方とも関連がありますから、きちんとしたものにしてほしい。財政再建の立場から、効率化と見直しを強く指摘しておきたいと思います。

一応、答弁は聞きましたが、時間的な面もあり、詳しいことを聞きたいが他の議員さんの関係もありますので、いずれ私が指摘したこと、数字的な面も含めて早くやっていただき、それなりの議会の審議を仰ぐということにしておきたいということを要望して、終わります。

- 議長(藤原要馬君) それでは、13番・並河道雄君。

- 13番(並河道雄君) 通告順に従って質問の要旨を述べさせていただきます。

福祉行政について。都市が自治を基本とするならば、福祉行政こそは、ますますそれぞれの都

市の——によって出発することを必要とする。都市という比較的多数の人間が集まる場所では、住民のニーズも多様化する。社会福祉はしばしば地域福祉と言われる。福祉行政こそは、地域性に密接につながっているからこそその発想である。社会福祉が地域福祉というのは、その行政というメカニズムの中に直接の人間関係、スキンシップという福祉の原点があるからである。あくまでも地域社会に愛情を持ち、その人間生活になじむから生まれる愛情までを感ずるようにならなければ福祉の充実は考えられない。およそ、社会福祉ほど地元とか地域が重要視されるものはない。

そこで二、三点お伺いしたい。

第一点目に幼児保育について。本市の福祉施策の中で重要な役割を果たしているものに保育所がある。この保育所の原点は託児所と言われたように、主として勤労者の子供を預かることに重点があった。それが保育所と名称が変わったのも見てもわかるように、育てる役割が表に出ている。近年、婦人の就労の増加が著しく、また、その就労実態も昼間のみならず、夜間、休日、数日にわたる出張等さまざまなものが見られ、保育ニーズが多様化している。そこで本市としてこれらの市民の要望にこたえるべく、保育時間の延長、休日保育、夜間保育、障害児保育、乳児保育の対象拡大と何らかの対応策が必要と思いが、お答え願いたい。

二点目に老人対策について。老人が経済的に恵まれていたとしても、家族がいない場合や、あるいは寝たきり老人と寝たきり老人との組み合わせであったり、寝たきり老人と障害者の組み合わせであったりする場合に、身の回りのことができない。つまり日常生活が困難な人々だけで形成されている家族であるために、毎日の生活の困難のみならず、生命維持の危険さえももたらされることである。たとえば寝たきり老人が一人である場合、炊事、食事、風呂、便所への移動と排せつなど、生理的生存に必要な日常生活の自立さえ困難であるという問題が起こってくる。つまり、ほかに家族のいない、生命維持活動のできない老人にどのような経済的保障があったとしても、生活の維持と保全さえないという問題が出てくる。特にこの日常生活の困難という問題は、私たちの生活の中で継続的に行われ、なおかつ突発的にさまざまな要求が起こるといった偶発性があり、個別的でもあって機械的に処理するわけにはいかない問題でもある。

さらにまた、一方で考えなければならないのは情緒的あるいは心理的な関係、つまり人間関係が非常に大きく作用するものであるということである。したがって、日常生活の課題は、できれば家族とともに生活をしながら、その元で解決されることが望ましいということになる。そこで、在宅老人についてホームヘルパー、福祉電話の設置状況、入浴問題、健康管理、食事関係、ディナーサービス等について具体的な対応策をお聞かせ願いたい。今期予算に計上されたシルバー人材センターについても、具体的、計画的運用についてお聞かせ願いたい。

三点目に国際障害者年次年度としての対応策について。一方、障害者はどうであろうか。寝たきりあるいは車いすに頼らざるを得ない身体障害者や体の不自由な老人たちはどうであろうか。身近に道路があっても一人では利用することができず、歩道と車道の段差が2cm以上あれば車いすとして乗り越えることができない障害である。商店が近くにあって買い物すらできず、電車、バスはもちろん、郵便局や銀行、デパートがあっても一人では利用することがなかなかむずかしい状態に追い込まれてる生活である。そのような都市機能や都市構造は、健康な人のみが享受するものであった。だから、いままで障害者の市民は家に閉じこもるか、あるいは生まれ育った土地を離れ身障者福祉施設に居住しなければならなかった。日本の社会福祉も長い間、社会福祉施設が中心的な役割を果たしてきた。

人間だれしも自分の家庭で家族とともに生活したい願望を持っている。だが、その受け皿となるべき生活機能、生活構造は健勝者のためにつくられてるので、身障者は福祉施設を利用しなければ、必ず他人のお世話になるか、あるいは極論すると、その場に生存することが不可能に近い状態になる。そこで、障害者年次年度としての行事計画、身障者対策をお聞かせ願いたい。また、推進本部が設置されたが、今後継続するのかどうか、その内容はどうか、お聞かせ願いたい。

次に青少年問題について。中学生の非行化問題についてお尋ねいたします。通学中の学生の中には、ゲームセンターや喫茶店への出入り、ボルノ雑誌を自動販売機で買い求めたり、パチンコ店、未成年者禁止映画館への出入り、喫煙、シンナー遊び、不純異性交遊、万引き等、目に余るものがあるようです。この点教育委員会として掌握できてるのかどうか。毎月五日は「少年を守る日」と制定されたが、具体的にどのような行事を実施し、また、青少年非行防止のためにどのような対応策を講ずるつもりか、お伺いします。

次に、水道検針について。現在、市内に雇用促進事業団が伏屋町及び葛の葉町の二カ所にありますが、管理人が検針及び集金業務等を行ってるが、市が行うのが当然と考えてますが、その点の見解をお伺いしたい。

再質問の権利を留保して、要旨説明を終わります。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 市民部次長（中川鉄也君） ただいま御質問いただきました福祉行政についてお答え申し上げます。

まず、保育所関係でございますが、保育時間については、児童福祉法の制定基準に基づきまして、一日につき八時間を原則とすると定められてるわけです。しかし、その家庭の状況、保護者の就労状況等によりそれを一定限度延長するということで、本市では現在、零歳児より預かっております保育所は、朝はおおむね午前8時より夕方午後6時まで、土曜日は午後4時ということ

で、それぞれパート保育を雇用して延長保育を行ってるところでございます。

しかし、保護者の要望と申しますと千差万別で、いろんな保育所に対する要望、要求もありまして、われわれとしても、それらの要求については前向きに対処していく立場をとりつつ、現行の保育行政については、さらに時間延長となると、職員の勤務、労働条件等の問題もありまして、非常にむずかしい現状であるわけです。今後、さらに検討したいと思いますが、これらの点を御理解願いたいと考えるわけです。

第二点目の休日、夜間保育問題でございますが、これについては特に夜間保育につきまして、昨年来、マスコミで社会問題として取り上げられたいいわゆるベビーホテル対策の一環といたしまして、厚生省では本年度、東京、大阪の大都市を中心に全国で二十カ所の保育所を試験的に夜十時まで保育するという事で対策の案が計画されてるわけです。幸いにして本市では、これらに類似するようなベビーホテル施設はございませんので、即大阪市等で実施するものを当市で、というわけではございませんが、今後、こういうものについても十分研究をしてまいりたいと考えております。

第三点目の障害児保育でございますが、これについては昨年、国際者障害者年ということもございまして、積極的に障害児についても、保育所への入所については取り計らったということで、56年度の実績でも50数名の障害児をほとんどの保育所で受け入れてるのが現状でございます。

なお、今後とも障害児保育については、入所だけでなく、いわゆる保育料問題でいろいろむずかしい問題もございまして、現場職員とも十分検討、研究しながら充実した障害児保育を進めていきたいと考えてるわけです。

それから、乳児保育ですが、零歳児からの保育ということで当市では現在、公立では10カ所、民間の3カ所、合計13カ所で乳児保育、零歳児保育を始めております。それからこの4月、南池田第一保育園移転改築に伴い、ここでも入児の受け入れということで検討しております。さらに、これ以外の保育所については今後、建てかえ段階で設備等を充実し、乳児保育を積極的に進めていく立場で努力していきたいと考えております。

第二点目の老人対策でございますが、そのうち第一点のホームヘルパー増員についてでございます。本市では現在、老人の障害者を含め4名のヘルパーによって20世帯について派遣しております。現在、派遣対象については、生活保護世帯ということで限定しておりますが、新年度は試験的にパートヘルパー1名雇用し、それらの生活保護世帯だけに限定せず、若干それらの所得階層をアップした段階も含めて検討していきたいと考えてるわけでございます。

それから現在、国において検討中で十月をめどに厚生省が実施するという事で、まだ詳細は承っておりませんが、低所得者世帯にかかわらず、一定の所得税課税世帯にもヘルパーを拡大し

ながら、いわゆる有料ヘルパー制について現在、検討されてると聞いていますので、本市としてもこれらの考え方がまとまれば、年度途中でも実施する方向で考えております。

それから、第三点目のティ―サービス問題でございますが、昨年来、並河議員さんからもいろいろ御質問いただき、現に八尾、松原等の先進的なところもございますが、まず、老人ホーム等でそういう施設を充実していかなければならないということもございまして、現在、本市にある老人ホームではそれだけの設備がございませんので、今後、もう少し検討の時間を貸していただきたいと考えております。

それから、シルバー人材センター問題でございますが、午前中にも御質問をいただき、本年度予算の中で一定計上させていただいておりますので、本年7月を実施のめどに現在、検討中というところでございます。内容につきましては、午前中の答弁以上のことはお答えできませんが、とりあえず全力を尽くしながら7月実施に向けて努力していきたいと考えております。

それから、国際障害者年関係に伴う問題でございますが、昨年は国際障害者年ということで官民挙げての取り組みの中で、障害者問題に対する市民の理解と認識が深まり、障害者の社会参加も一定進んだと判断しております。本市としても庁舎の整備、啓発、記念行事等々に取り組んできましたが、次年度は、引き続き啓発活動の強化を行っていきたく思っております。

それから、二点目は障害者の集いの開催、12月8日が「障害者の日」と定められておりますので、その前後を中心に障害者の集いを開催したいと考えております。

それから、授産所あるいは心身障害者児に対する市の業務提供の継続、障害者に対する市給付金の増額等を行いつつ今後、国際障害者年の中で昨年一年間で十分達成できなかったものを今後の問題として十カ年間の長期計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。この長期計画といたしましては、3月中に国の案が出されると聞いていますので、これらとの整合性を図りつつ、本市としても策定してまいりたいと考えております。

また、いまの社会の町づくりは健勝者のためである、障害者にとっては非常に利用が困難だと御指摘ももっともだと感じております。したがって、障害者にとって住みやすい福祉の町づくりについての建築物あるいは道路、公園、交通機関、駅舎など、何も公共の建物だけでなく、不特定の住民が多数利用されるそれらの建物等についても整備指針というものも非常に重要だと考えております。これも市町村ごとによりやることについては整合性の問題もあるので現在大阪府の中で一斉に検討を進めてございまして、3月末に大阪府下のそれぞれの施設、建築物等についての一定の整備指針がまとまる段階になっておりますので、これらの指針が出た段階で、本市としても、積極的にこれらに沿って行っていく方針を考えております。

それから、先ほど一点答弁が漏れてましたが、寝たきり老人等に対する福祉電話は現在、十台

設置しておる現状でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 二点目の青少年問題につきましてお答え申し上げます。

中学生の非行の現状につきまして御指摘がございましたが、午前中に竹内議員さんにもお答え申し上げましたとおり、幸い、本市の中学校におきましては、まだ大きな暴力行為等は起こっておりませんが、その中でやはり偶発的ではございますが、少々の暴力行為が出ております。しかし、学校内というよりも、下校時、地域、家庭がベースになっておりまして、学校からはちょっと目が離れてることになっております。これらの実態を受けて、われわれ教育委員会はもちろんのこと、全教職員を挙げて対応してまいりたいと考えております。このための具体策といたしましては、家庭、学校、地域との連帯協調あるいは情報交換を持ち、早期に芽を摘んでしまう、また、生活担当の先生方の街頭補導等も十分に行ってまいりたいと思っております。

一方、この青少年非行問題を見ますとき、非常に社会的な問題もあろうかと存じます。幸い、本市におきましては、昭和55年に先生方の御支援、御協力をいただく中、各種団体の方々が横の係をとっていただき、地域実態に合った青少年健全化育成を目指して校区青少年問題協議会をつくっていただき、いろいろと事業を展開していただいております。この席をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

その中で、昨年より大阪府が提唱しております「少年を守る日」、これを本市でも実践行動として進めるべく昨年より実施してまいっておりますが、昨年は、啓蒙活動を中心に各ターミナルや街頭に出て市民の方々に健全育成を呼びかけ、多数の方々の御参加をいただき効果を挙げるところでございます。57年度においては、この啓蒙活動を中心とした「少年を守る日」の行事はもちろんのこと、環境浄化等でもひとつお願いしてまいりたいと思っております。

また、青少年の健全育成を担当しております社会教育といたしましても、学校現場での対応はもちろんでございますが、われわれが青少年の健全育成事業といたしまして、57年度におきましても、芦部、光明台校区をモデル校区とした青少年の奉仕活動、ふるさと活動、また、新しく青少年の仲間づくりをいたします青少年の広場事業という大阪府の補助事業がございますが、これらも大阪府の中でのモデル都市として指定を受けてまいりたいと思っております。

それから、最初の教育の場である家庭においても、この健全育成を担う役割は非常に大きいので、57年度から各中学校区ごとに家庭教育学級を開設し、親としての自覚も持っていただくべく、いろいろと全体計画の策定をしておるところでございます。

さらに、先ほど申し上げました校区青少年問題協議会の事業につきましては、4月早々に各校区で陣容が固まり次第、役員会議を開き事業決定をしていくわけでございますが、われわれ担当

者といたしましては、「少年を守る日」、の具体策として啓蒙活動、環境浄化運動、パトロール等、きめ細かな活動を展開していただくようお願いしてまいろうと思っております。

以上、簡単ですが、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 水道部営業課長（西口規矩治君） お答えいたします。

市内二カ所の雇用促進団地の集検針を市で行うべきではないかという御質問でございます。この件につきましては、昭和43年1月23日付で雇用促進事業団大阪支部長との間で給水協定を結び、その協定書に沿って、市は、各団地の親メーターで検針をしましておりましたが、仰せのように各検針を市で行うよとのことでございますが、当団地では、受水槽方式になってる関係で、受水槽以降は、水道法、市条例では給水装置ではないという解釈から、各戸の検針について、市が実施しておる遠隔式メーターまたは集合式メーターの設置をしていただかない限り、受水槽の手前にある親メーターを対象に料金算定、取り引きというか、親メーターを対象に取り引きするのが本筋であると考えてる次第でございます。

以上でございます。

○ 13番（並河道雄君） 二、三再質問いたします。

幼児教育については、夜間保育あるいは保育時間の延長、いろんな保母さんのパート問題は労働条件があつてむずかしいことはよくわかるんですが、奥さん方の通勤時間等の問題があり、たとえば鶴山台から大阪市内に勤めに行きたい、そういう人たちがたくさん出てきております。その場合、保育時間の延長要望がたくさんあるわけですが、その辺、今後解決しないと、現在、和泉市内にはベビーホテルはない、非常に結構な御答弁ですが、ないからよけいに危険なので、今後、そういう人たちを対象にできる可能性もある。夜間の保育をしてくれるベビーホテルができ、そこを利用する人のアンケートによれば、いつでもみてくれるし、料金も割合1時間当たり安い。ただ、死亡者が出たので非常に危険だということで、厚生省あたりの規制があつて問題になる。

本市としても、保育時間の延長あるいは休日保育、また乳幼児、特に乳児保育ですが、零歳児という一番大事な時期ですので、お母さんが自分の手元で育てるのが筋だと思ひますが、いろんな事情でどうしても保育所で預かってほしいという要望もたくさんきております。そこで現在、市としてどれぐらいの零歳児の方を預かり保母さん一人で何名ぐらい預かってるのか。それから、この零歳児保育の対象者、所得制限があるとか、あると思ひが、その条件についてお聞きしたい。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 零歳児からの保育ですが、56年度当初では、全部で59名の零

歳児を入所させております。入所資格は生後6カ月以上、所得制限というのは一切ございません。保母一人当たりの零歳児の担当人員は一応三対一、子供3人に職員1名という割当てでございます。

○ 13番(並河道雄君) 老人対策で一点。福祉後退とか福祉の見直しとかよく言われますが、福祉の後退は何も財政をケチるとか、そういう意味ではなく、福祉の対象者も拡大していかなくてはいけない。たとえば生活保護世帯、非課税の人たちだけを対象にしたものではなく、ヘルパーの対象範囲を広げてほしいと前々回の議会で質問しましたが、一部有料制を導入してもヘルパーの増員を図るべきではないかと言ったが、東京都を初め各地方都市で見直し、徐々にそういう方向にもあるわけですが、本市でもパートヘルパーを導入してやるということですが、その具体策について、何名ぐらいでどのような規模でやられるか、もうちょっと詳しくお聞きしたい。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 現在、4名のヘルパーで20世帯を担当しております。若干、4名ではまだ余裕があると思うんですが、とりあえず新年度4月より1名だけパートヘルパーを増員していきたいと思ってるわけです。それから、4月の増員は有料ヘルパーということではなく、現在よりも充実し、生活保護世帯だけでなく、もう少し拡大したところからまず手をつけていきたいと考えてるわけです。

それから、並河議員さんの御意見の中にもございましたが、東京都では今年度、低所得者層に限らず、一定の所得税課税世帯にも有料ヘルパー制度を実施されておるわけです。これを受けて厚生省では、全国的にこの十月をめどに聞いてるんですが、東京都方式に近い形で一定の手数料、使用料をいただきながら有料ヘルパーを派遣するというので、いまのところ、厚生省からはまだ詳しい説明は聞いてませんが、十月に向けて、と聞いてますので、本市でも積極的に十月をめどに努力していきたいという現状です。

○ 13番(並河道雄君) ディナーサービスの件ですが、施設がないから困難だとの御答弁でしたが、人口6万人ぐらいの九州に春日市、岡山県に津山市がありますが、その老人対策ではディナーサービスをやられておまして、各家庭に即配布していく。老人福祉も施設中心から在宅中心、家族と一緒に福祉を充実する方向に変わってきております。施設に収容してそこで夕飯をサービスするとかだけでなく、各家庭に食事のサービスをする、その点で前回も言ったように、牛乳とかヤクルトの配布とか、お年寄りに喜んでいただける老人対策を今後ともお願いしたいと思っております。

それから、国際障害者年の次年度対策ですが、去年は行事もありましたけれども、まだまだ雇用問題とかいろんな面で問題がたくさん出ておりますので、そういう雇用の面はどうなってるのか。それと、身障手帳の持っておられる数をちょっと教えてください。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 市職員の雇用ということで御答弁させていただきますと、現在の市

職員では、1.9%という雇用率が定められてるわけで、本市では市長部局で2.1%、教育委員会部局で2.5%ということで、それぞれ雇用率は一応達成されております。ただ、今後の市職員を障害者別枠採用については、障害者に適した職種で欠員が生じた場合、別枠障害者として優先採用については、今後、人事当局と協議検討してまいりたいと考えております。

それから、障害者の人数でございますが、現在の総数は、いろいろ障害の種類もあるんですが身体障害者としては2,371名、身体障害児161名、それから精神薄弱者が92名、児が135名でございます。

- 13番(並河道雄君) 障害者採用の件ですが、周辺都市では別枠を設け、障害者の手に合った一つの行事として職員の採用をしてるところもありますので、今後ともどうか前向きで検討していただき、職員の採用を考えていただきたいと思っております。

青少年問題について青問協の話が出ましたが、昨年も「少年を守る日」ということでいろんな啓蒙活動、五の日に役員さんが立って花の種を配ったりいろんな行事が行われましたが、もうひとつ中身の充実した行事ではなかったように思います。そこで、いろんな自動販売機の撤去とか、そういった本年度の青問協の活動などを通して具体的な答弁をもう一回お願いしたい。

- 指導部次長(竹田明郎君) 校区青問協の方は、私どもの行政をお助けいただく団体でございますので、一定の役員改選が行われた後に御審議を賜り、計画を策定していただかなければならないのですが、私ども事務局といたしまして57年度に実施していただきたいのは、啓蒙活動が必要です。いま申されました自動販売機等の問題は御案内のとおり、大阪府の青少年問題連絡協議会あたりでも話題になりまして改正されておりますし、非常に不十分ながら一定の答えも出ておりますが、そこら辺を押さえて役員会にかけていきたい。本年度は浄化活動としてポルノ雑誌、ゲームセンター、パチンコ店への出入り、こころも活動に加えていただき、私ども行政とともに青少年の非行防止に努めてまいりたいと思っております。

- 13番(並河道雄君) 最後に水道検針の件ですが、お答えでは雇用促進事業団と43年1月23日に協定を交してるので、当然、管理人が見るのが筋である、ということです。当時の管理人は非常に苦勞しておりました、たとえばメーターの誤針、人間ならあると思っておりますが、それから水道料金が安いというトラブルとか、料金まで管理人のところへ苦情がきてるわけです。

調査では、富田林、柏原、八尾といったところにも雇用促進事業団がありますが、そこでは市の職員、業者委託もありますが、管理人は一切やってないわけです。富田林は当初、やはり管理人が検針をしておったわけですが、問題が生じてから、現在は市が集検針業務をやってるのが実情でございます。

もう一点、親メーターとの差水はどうされてるか、ちょっとお答え願いたい。

- 水道部営業課長（西口規矩治君） 御案内のとおり、松原、富田林、柏原につきましては、各戸検針をやっている状態でございますが、集合住宅を対象にして近隣衛星都市18市を調査いたしましたところ、ほとんどが遠隔式メーター並びに集合式メーターのいずれかを設置していただいた上で、市が各戸検針集金等を行っている状態でございます。

それと、差水問題につきましては、各集合団地等と市において協定書を結んだ中に差水の条項を入れる問題ですが、調査したところ差水を取っている市町村はほとんどございません。

- 13番（並河道雄君） 本市も当然、取ってないわけですね。
- 水道部営業課長（西口規矩治君） いまのところ取っておりません。
- 13番（並河道雄君） それと契約の件ですが、はっきり言ってできないのかどうか。結論として言えるのは、三市でやっているわけです。条件は、雇用促進事業団の当初のメーターそのままで行っているところもあります。差水料を払っているところもあります。ところが、遠隔操作に取りかえんといけないという理由は成り立たないと思う。確かに大半の市は、雇用促進事業団の管理人で集検針もやっていますが、三市は、市の方で行っているわけです。何でもそうですが、低い方に合わせるか、条件のええ方に合わせるか、違反でも何でもなし、やろうと思えばできると思うんです。

もう一点、管理人が集検針をやっているが、その手当は市から出ているのかどうか。

- 水道部営業課長（西口規矩治君） 現時点では出ておりません。
- 水道部長（田中稔君） 私からお答え申し上げます。
御承知のように、言われている三市は集検針をやっていますが、親メーターはついてないわけです。われわれも決して絶対できないということにはなっていないわけです。課長が申し上げますように、いずれかの方法で改良していけば、私の方で集検針をするわけです。集検針をしないということは、水道事業経営の上でどうしても合理化等、料金が高い中でおさらのことでございます。経費をできるだけ少なくするという基本的なものがあります。それに従って運営していますので、そういう集合メーターをつけていただければ集検針も必要ではないかという立場を持っております。そういうことですので、今後、管理人さんの方で雇用促進事業団の方へ申し入れていただき、私でもと事業団の方で協議し、何とか私どもの希望をかなえていただければ、先方さんの希望にも沿っていきたいと考えております。
- 13番（並河道雄君） 富田林では親メーターをつけてるらしいです。そのかわり差水料金も取ってないと聞いているわけです。それはいいんですが、結局、ここでいろんなキャッチボールをやっても時間がたつばかりですが、そういうわけで、管理人さんも無償奉仕で集金の金が高い、読み間違っているんじゃないかと、いろんな苦情がきて、何とかしてくれ、と再三市の方にも話が

いってると思います。そういう遠隔操作のメーターをつけてくれ、と言っても、ちょっと予算面でむずかしい。最近建つマンション形式のところでは新設してるが、既存の建物では何千万円もかかるのでむずかしいと思います。管理人さんの苦勞を考えたならば、当然、各戸検針を市で行うのが筋ではないかと思しますので、今後ともどうか前向きな検討をしていただき、話し合いで解決の方向に努力していただきたいとお願いして、終わりたいと思います。

-
- 議長（藤原要馬君） ここで暫時休憩をいたします。

（午後3時休憩）

（午後3時58分再開）

- 議長（藤原要馬君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

17番・橋本佳行君。

- 17番（橋本佳行君） 通告に従って一般質問を行います。

まず初めに、去年は、同和対策事業特別措置法の強化改正に向け議長初め各議員の皆さん、市長を中心とする和泉市推進本部や同和教育推進協議会など、和泉市民総ぐるみの御支援、御協力をいただきましたことに対し厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて現在、特別措置法の問題は昨年、臨時国会の与野党間の合意を受け、地域改善対策特別措置法として国会内で論議されてるところであります。現行法がことし3月31日で期限切れを迎えることを考えるとき、法の空白期間をつくらないためにも、何としても4月1日施行させねばならない、このように思います。また、地域改善という名称にもありますように、同和問題の解決という視点から薄らぐことのないよう、政府初め関係諸機関に十分考慮していただきますよう強く要望するものであります。この新法の成立、充実に向けてなお一層の今後皆様方の御支援、御協力をお願いしたいと存じます。

さて、和泉市においては、全市挙げての同和問題の取り組みをなされておるところでございますが、一方、昨年来、相次いで市内において同和問題や身体障害者にかかわる差別事件が発生しております。昨年9月16日と19日には、大阪府立伯太高校において生徒による部落差別発言や学級日誌への差別落書がありました。市立光明台中学校においては、民族差別の発言、部落差別の発言がありました。また、市立池上小学校においては、小学二年生の身体障害児に対する差別落書事件が二回も起こっております。このように次第を担う子供たちの間にも差別事件が絶えない現状であります。

さらに、昨年12月30日には、太町のある家のへいに40㎡にわたって黒のスプレーインキ

で「泉州四つグループ、エッタ」と書かれた事件がありました。また、ことし1月11日には、同じ太町の同和地区出身者の家のへいに20mにわたって赤のスプレーインキで「この家エッタの家」と書いた事件が起きました。さらにこのときには、その家の玄関、門、植木にバケツ一杯ぐらいの人ふんがまき散らされておりました。さらにことし2月19日には、あらゆる差別をなくするために建設されましたところの市立解放総合センターの一階男子トイレにおきまして、「部落よ伯太町に住むな、信太町へ帰れ」という差別落書が見つかっております。

このように本市内で昨年来、学校現場、市民の間で6件もの差別事件が発生しております。これら一連の事件は、いずれも悪質な人権侵害事件であります。特にことし1月11日の事件は、わざわざ同和地区外に住む地域出身者の家に「この家エッタの家」という差別言辞を用いて地区出身者であることをあばき、部落差別を扇動していると言えます。その上人ふんをまき散らすなど、人間としてあるまじき、人間としての存在すら否定する劣悪な行為であります。

そこで、私のお尋ねしたいことは、部落完全解放について大きく責任を持つ市行政の代表者としての市長は、この一連の差別事件をどのように考えておられるのかという点であります。市長の見解をぜひともお聞かせ願いたいと同時に、教育長の見解をも聞かせていただきたく存じます。

今回の一連の事件は、いままでの和泉市の行ってきた同和問題についての取り組みをも否定するものであろうという認識の上に立って、今後、市行政としてどのような取り組みを考えておられるのかという点であります。私は、一連の事件が、——による事件であり、だれが書いたか特定できないということから、二度と落書を繰り返さないためにも、市行政として重大な決意のもとに、今回の事件の重大性が市民にも十分認識されるような市行政一丸となった取り組みが必要ではないかと思えます。

幸い、2月2日付で市行政挙げて人権対策本部が設置されたと聞いております。基本的人権の尊重を保障した日本国憲法に照らしてみても明らかであり、日本政府も批准した国際人権規約の中にも、B規約20条の中に、「差別敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の衝動は法律で禁止する」と規定されております。しかし、いまの日本には、これに見合う法的措置はございません。国際人権規約というものが、その趣旨に沿って国内法を制定することが義務づけられております。しかし、いまの現状では、一連の差別落書を書いた当事者は、名誉棄損、器物破損という軽犯罪に問われるだけで、差別をしたこと、扇動したことについては、何ら罪を問われておりません。

今回の一連の事件は、いずれも人間の基本的人権を否定する悪質な差別事件であります。差別のない明るい和泉市は市行政の基本原則であり、すべての市民の願いと存じます。この点、市長初め市行政関係の皆さんにはよくこの点を御理解いただきまして、今後なお一層の人権行政の確

立を強く要請するものであります。

なお、答弁いかんによっては再質問の権利を留保して、質問要旨の説明にかえさせていただきます。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 一連の差別事件につきまして、橋本議員さんから端的な御指摘とお尋ねをいただきました。差別をなくそう、皆が同じ日本人として仲よく暮らそう、憲法に保障された基本的的人件を守り抜こう、こういうことの中で行政挙げて、あるいはまた議会の先生方、市民の皆さんの広範な御協力をいただきつつ同和行政を本市が推進してまいっております。御指摘のように、昨年末からの教育現場における一連の差別不祥事に続き、年末の太町における差別落書、また、本年に入ってから太町における差別落書事件あるいは解放センター内における落書等々、これらは、こうした願いを込めた私たちの同和行政推進の中で、きわめて悪質な差別事象であります。かつ最大の人権侵害事件だと存じております。私たちは、これらの行為に対しまして心から憤りを持ちますとともに、部落差別の完全解消に向かって日夜努力を重ねているすべての市民に対する露骨な挑戦であると厳しく受けとめております。

市といたしましては、早速統一見解を取りまとめまして、市内に人権対策本部を設置いたしますとともに、本部の当面の対策として御案内のとおり、市長、教育委員会の声明文を庁舎の玄関に掲示いたしました。市民アピールあるいは今後、広報誌等によります全市民に向けての啓発アピール、これらを実施していきますとともに、法務局あるいは人権擁護委員会、同和教育推進協議会等関係各機関及び団体の協力を密接にさせていただきまして、これから同和向けの研修を初め幅広い啓発活動に邁進させていただきたい、このように存じております。

私たち一同憤りを持ちまして、あってはならないこうした事柄に対しまして、今後とも信念を持っていろんな諸活動を展開させていただきたい、このように決意をさせていただいております。どうか御理解をいただき、議会皆様方の今後とも一層の御協力、市民の皆さんの御協力を得て、こうした悪質な差別落書等がないよう、今後とも一層推進をしていかなければならない、このように肝に銘じております。

以上、端的なお尋ねでございますので、考えております一端を申し上げ、教育現場のこと等につきましても、また、重ねてのお尋ねでございますので、教育長からも御答弁させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○ 議長（藤原要馬君） 教育長。

○ 教育長（葛城宗一君） 差別事象についての委員会の見解という御指摘でございます。お答え申し上げたいと存じます。

まことに遺憾なことでございますが、昨年9月以来、市内の小中高校等において、児童生徒の差別事象が見られました。教育委員会といたしましては皆様御理解のとおり、同和教育推進の責務を担うものとして強く反省し、これは同和教育の徹底していないことを示すのみならず、教育の基本でございます人権尊重の精神すら末だ徹底していないことを示すものであり、かつまた一生徒、一学校の問題にとどまらないと反省いたしまして、十月以来改めて各学校の同和教育の一層の徹底をするよう取り組んでまいった次第でございます。具体的には、校長教頭会を数回持ちまして、同和教育に対する校内での取り組みの姿勢を正すよう研修を強めてまいりました。あわせて校内情勢の強化と全市小中学校の同和教育実践交流会を教度にわたって開き、さらに今後継続することを念頭において具体的な指導に取り組んでまいったところでございます。

しかるに、昨年末から年明けにかけて、ただいま御指摘のような民家のへいに大きな差別落書が続けて起こりました。まことに残念であり、自責の念に耐えないところでございます。教育委員会といたしましては、学校同和教育の推進とあわせまして、社会同和教育の充実に力を入れてまいり、本市におきましては、各種団体を網羅いたします同和教育推進協議会の活動を通じまして、住民の方々の同和問題に対する理解と差別意識の払拭に努めてきたところでございます。いわれなき差別の現実、歴史を深く認識して、それを通じて生活などを改めるということを基本に据えて取り組んでまいったんでございますが、今回のような事象の発生を見るに至った次第でございます。そのいまだ取り組みの弱さをつぶさに反省するものでございます。私どもはこのことを謙虚に受けとめまして、学校同和教育、社会同和教育の今後より一層の徹底に努めてまいる所存でございます。

かつまた、市長からもお話がございましたように、市挙げての庁内人権対策本部の組織的な活動を図っていくという中で、その一翼を担って取り組んでまいりたい、かよう考えるんでございます。

なおまた、私どもの組織を通じまして、人権侵害に対する法的な規制措置の実現に向かって全力をあげて国に働きかけていく考えでございます。今後、微力ながらよりさらに同和教育すなわち人権尊重の教育に徹することを念頭に取り組んでまいる所存でございます。

以上、御理解いただきますようお願い申し上げます。

- 17番（橋本佳行君） 市長並びに教育長の見解をお聞かせいただいたわけでございますが、今後なお一層人権行政、明るい差別のない社会、和泉市をつくるためにも、このことを強く市長、教育長に要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

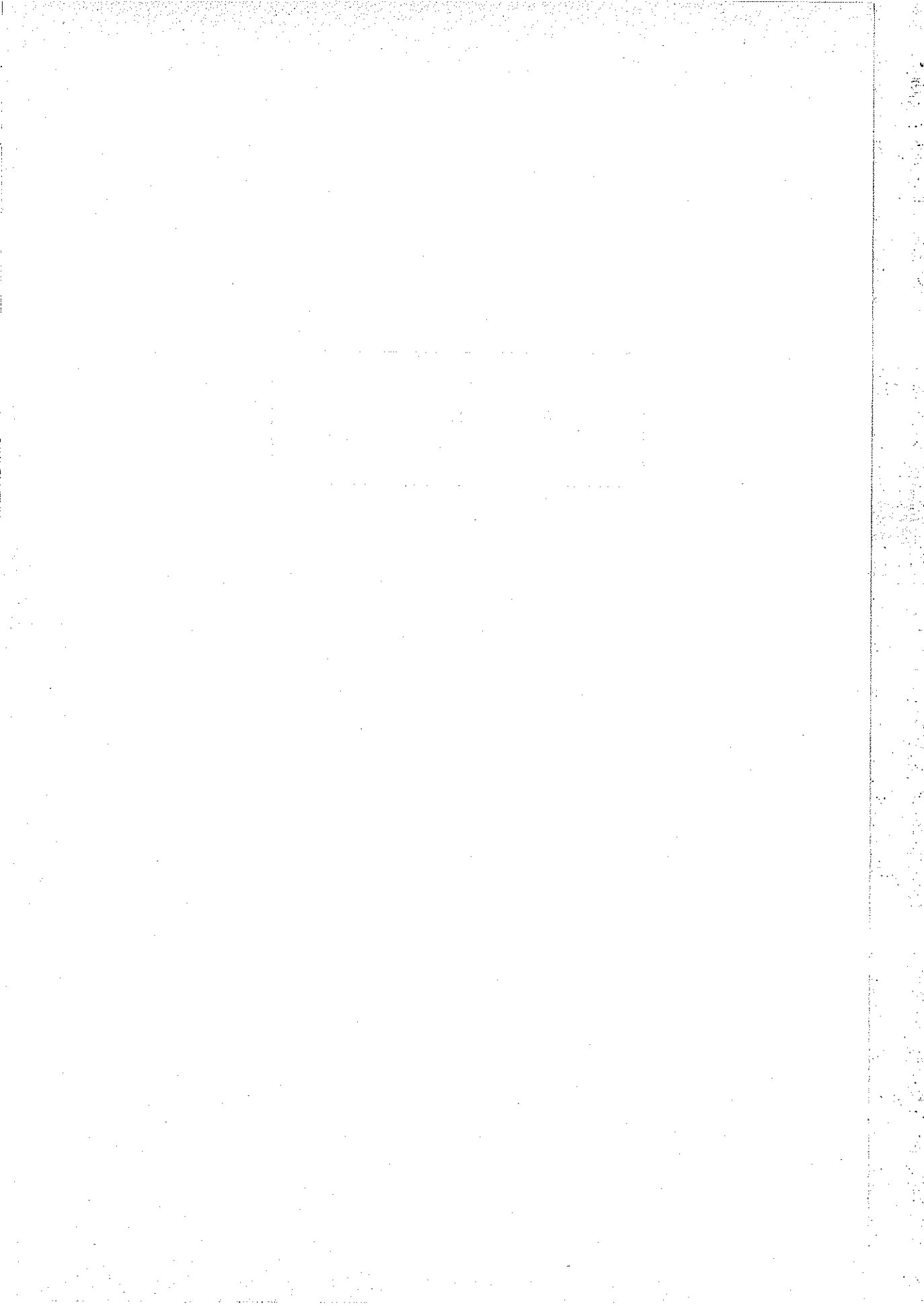
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明9日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。
長時間ありがとうございました。

(午後4時15分散会)



第 3 日



昭和57年3月9日午前10時、和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	若 浜 喜久男 君	17	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22	飯 坂 楠 次 君
10番	天 堀 博 君	23	田 中 昭 一 君
11番	成 田 秀 益 君	25	奥 村 圭一郎 君
12番	横 田 憲治郎 君	26	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28	貝 淵 博 治 君
16番	赤 阪 和 見 君		

欠 席 議 員 (2 名) 9 番 直 村 静 二 君 ・ 29 番 藤 原 要 馬 君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	財 務 部 長	麻 生 和 義
助 役	坂 口 禮 之 助	財 務 部 次 長	北 野 敦 雄
収 入 役	中 塚 白	財 務 課 長	大 塚 孝 之
参 事 兼 市 長 公 室 長 取 扱	西 川 喜 久	同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫
参 与	林 德 次	同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	市 民 部 長	富 田 宏 之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市民部次長兼福祉 事務所長	中川鉄也	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
産業衛生部長	広岡史郎	用地担当理事 土地開発公社事務局長	平野誠蔵
産業衛生部次長	角谷泰夫	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井益一
産業衛生部次長 (商工担当)	青木孝之	教育委員長	堀内由延
建設部長	逢野一郎	教 育 長	葛城宗一
建設部次長兼土木課長 事務取扱	吉田日出男	教 育 次 長	杉本弘文
都市整備部長	浅井隆介	管理部次長	逢野博之
都市整備部理事	西川武道	指 導 部 長	高橋貞良
都市整備部次長	萩本啓介	指 導 部 次 長	竹田明郎
改良事業部長	西川武雄	指 導 部 次 長	明坂貞士
改良事業部次長	前田守正	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病 院 長	竹林淳	選挙管理委員会事務局長	農端小一
病院事務局長	内田繁	監 査 委 員	久光喜多男
病院事務局次長	藤原光夫	監査事務局長兼公平 委員会事務局長	向井洋
水道部長	田中稔	農業委員会会長	坂上國治
会計課長	赤田備信	農業委員会事務局長	信田種行
消 防 長	松村吉堯		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士

中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	藤原寛治

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時4分開議)

- 副議長(仁井 明君) おはようございます。議員の皆様方には連日の御出席を賜り、ありがとうございます。

ここで、皆様に御報告を申し上げます。

実は議長が所用のため、やむを得ず欠席の届けがございましたのでよろしく御理解のほど、御協力を賜りたく存じます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは、19名でございます。藤原議長さんから欠席の届け出が副議長さんにございました。

なお、直村議員さんから遅刻の届け出がございます。ただいまお見えになっていない議員さんにつきましては、ほどなくお見えになると思います。現在20名でございます。

- 副議長(仁井 明君) ただいまの報告どおり、出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の議会を開きます。

○ 副議長(仁井 明君) 日程第一「一般質問」を行います。5番田中包治君。

○ 5番(田中包治君) 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

まず最初に私は、一般質問する前に皆様方に、議会の関係役員なりお願いしたいのは、私が質問をすると12月の議会においても全然返答ないまま終わっております。私たち議会といたしましては法規、法令に基づいて理事者が執行しておるか、しておらないのかということ进行调查し、そして追求するのが議会の役目であり、そういう役目を果たさずして何が議会だと言いたいと思います。したがって、議長がきょうはおりません。12月の議会も欠席しております。こういうことで私たちは非常に一般質問に対してどうあるべきかということは、われわれ議員としても、十分考えなくてはならない問題ではなからうかと考えます。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、第一に、工事請負契約でございます。いままでAランクとか、Bランクとか、あるいはCランクとかよく言われております。したがって、このランクというものはどういうようにして決めておるのかということです。というのは業者の選定に当たっては、まず第一に資本金、そして従業員、それからそれに伴う建築士の資格問題一級が何名である、二級が何名であるか、あるいは設備がどういうように充実しておるか、こういうことがランクの基本にならなくてはならないと思います。特に問題になるのはBランクについては全然そういうものがないのではなからうかと考えております。したがって、この問題について明確なる基準をここで示してもらいたいと思います。この問題については、2〜3年前に竹内建設が、贈収賄の当時に問題になって建設委員会においてはっきりそういう基準を作るという約束があって、請負契約を承認したこともございます。したがって、こういうものをどういうようにその後はっきりしたのか、明快なる回答を願いたいと思います。

それから市長はいつも地場産業の育成だと言っております。しかし、果たして現在の指名請負契約がそういうことになっておるだらうか。御存知のとおり業者がやる地域が決まっておる、たとえば大高建設については南北横山あるいは南池田、北池田程度まで来ております。福本工務店については和泉府中の和泉周辺と、それ以外はやっておりません。それから小野林建設については南北松尾と和気校区、それから石尾中学、こういうようにはっきり決まっておるわけですね。そして竹内建設については御存知の通り同和事業がほとんどです。そして池上校区、あるいは光明台の中学、小学校ですかね、これを全部一社において引き受けております。こういうことが、現在新聞紙上に言うところの談合によってやってないとはだれが断言できるだらうか。私はこういうことは業者寄って市の税金を分捕り闘争をやっていると思うのです。そういうことであるので私は、この問題についてもいささか疑義を感じております。なぜこうなるのか、私の言うてい

ることが間違えておるなら10年間の請負契約の経歴を出してください。こういうことをはっきりしてもらいたい。

私は建設委員長当時、ずっと前の話ですが請負契約に立ち会ったことがあります。そうするとどういふことかと言いますと、最初は全部あかないわけですね。ところが落とす業者が一番下値なんです。次のときもまた同じように下値なんです。三遍目にあるのが和泉市のいわゆる請負契約の本体なんです。なぜこうなるかということですね。そして一遍やれば、これは業者はかわるべきなんです。それをやらずして、最高三遍もやらしている。これはどういう意味だという——そりゃ政治に密着しているのかもしれませんが、そういうことで市民の税金が分捕り合いの場になっておるといふことだけは、私は事実と思います。

そもそも請負契約というものは大手を二、三カ所入れて、そして地元業者と競争させることによつて地元産業の育成になると思うのです。そうすることによつて各市の市長がよく言っているように、請負契約が2割安くなる、これは泉南の市長であってもよその近接の市長も言っているわけですね。こういうことが公然と行われているということは、私はどうしても納得できない。地場産業育成と言われているが、実際は税金の分配闘争ではないだろうか、こういうように考えております。明快なる御回答をお願いしたいと思ひます。

それから「土地公社の事後処理と中央丘陵との関連」ということですが、御存知のとおり現在、土地公社は10億程度の赤字を持っております。そして市長は毎度、単年度黒字だと言っておるわけですね。まず私が聞きたいのは、土地公社の借金というのは和泉市の借金と違ふのかどうか、まずこの点を質問したいと思ひます。

第二点に、ここで何度かもめました協会当時の財産取得、御存知のとおり進入道路もなし使えない財産がたくさん残っております。私がまず聞きたいのは、この協会当時にやった執行が市長が誤っておるといふのか、間違っておったといふのか過失であったのか、それとも故意であったのか、それとも市長が正しいと認定しているのかということですね。こちらが私は問題だと思ふ。というのは、もし市において、この開発協会であつた大きな土地を——要らぬ土地ですね、買うたやつが正しいとするなら、これはまさに何をか言わん、直ちに一般会計に投入して負担を一般会計で補てんすべきだ。そして、いま残っているものを早急に市有財産として弁済すべきだ。この点をどう考えておるのか。もし開発協会の中で、正しくなかつたと認定するのならこれは御存知のとおり公務員の過失責任、あるいは故意の責任かは知りません。だがしかし、これは国家賠償法に基づいて当事者に対して請求するのは、日本法治国家の任務なんです。この点がはっきりせず、10年になんなんとする間をほうっておいておる。これがどれぐらいの金額になっているか、われわれにはわかりませんが、こういうようなことがあつてしかるべきだろうか、こ

これは行政の責任において処理すべきが妥当だと思います。

たとえば兵庫県の小野市のように、県から青少年グラウンドをつくるのだという要請があったなかった問題で最高裁まで——県に返せということで最高裁まで争っております。これは皆さん方、新聞紙上でわかっていると思います。そして最高裁でその売買の問題は負けたので前市長に対して国家賠償法に基づく賠償要求をしているわけですね。これが行政のあり方なんです。われわれは法治国家である以上、やはり法に基づいて処理すべきだ、それをウニウニ・10億になんなんとする赤字をほうっておくというようなことは、行政の怠慢というか何であろう。そして片一方では一生懸命1億円か2億円か知りませんが1億円ぐらいの程度は単年度黒字やとはっきり言っているわけですね。これで和泉市の市政はガラス張りの市政だろうか、私はそこに問題があると思います。

そして皆さん知っている人も多いと思うのですが公社の——協会のときは議会と、そして理事者が理事長であり、議長が副理事長であり最初は2人入っておったんですね、理事にこれは私、議事録を見てわかっておるんですけども議長交代したら4名出ているわけですね。だから協会が議会と理事者と共同にやったような印象がある。ところが私、土地公社の委員長している当時に調べたのですけれども、理事会の議事録は全然ない。ただ、ほかの役員がかわった等の議事録はあっても、買収の経過の議事録というものは全然ないわけですね。こういう行動をとっておったと思うんです。あれは青少年グラウンドだと府から言われたんだと言っているならなぜ府に対してそれをしなかったかということですね。あるいは、いろいろあると思います。そんなことはいまさら論議しても2期以上の人については、十分御存知であるので省くとしても、こういうことが行われてきた同じことが和泉中央丘陵でもやろうとしておる。私も知らなかったのですが、地元の人が聞いたら賠償に金払うておるということですね。というのが私はなぜそれを言うかということ、新住法の適用をやっておらないんですよ。できなかつたらどうするんだと言いたい。そしたら助役が、これは公団が責任を持ちます、それやったら職員が引き揚げるべきであり、現在、行われている中央丘陵特別委員会というものは解散すべきなんだ。というのが前の議会とやったと同じコースをたどろうとしている。この点が、私はまあ中央丘陵の委員長が了解はしていると思うんですよ、というのがこんなこと、委員長なり正副議長が知らずに金を払わないと思う。当然なんです。新住法の適用を受けてこそ初めて開発行為なんです。こういうことが公然と行われているところに問題があると思う。そういうことで議会が参加しているといわれたら困ると思う。そやから、中央丘陵特別委員会は解散すべきだと言っている。

これね、私は土地開発公社の開発委員会のときに、これはさかのぼりますけれども、最初土地開発委員会に審議してもらいたいという話が出たわけですね。そのときに私は付託案件でないか

らいやだと言った。そしたらゴタゴタもめて議員総会やったと思いますね。議員総会やって、私の言うことが間違っておるんやったら反論してください、そしたら、だれも反論しなかったと思う。そして最後に貝瀬議員が、「まあ、聞くだけでいいやないか」という話があった。「そのかわり質問できません」と私言った。これが問題の発端だと思います。ところが、それが1年経過後に、直村議員が副議長の当時に何とか審議するようにしようじゃないかということでそれでは、ということで、まず付託案件と同等の扱いをし、重要なことを決める場合は議会の承認を得るという約束でこの和泉中央丘陵特別委員会が開催したんですね。

ところが、すでに買収をやっておるわけです。それでも本会議にもかけなければ、われわれ開発委員にも連絡はないわけです。そうすると、ちよつど同じことなんです。協会のときに2〜3の人が物を買ってそして、いやあればここでやってはりました、こういうようなごまかして逃げられるんです。私はそういうことはまかりならぬから、はっきり——そりゃまあ、ここに委員長おられることやから聞いたかどうか知りませんよ。しかし、聞いてなかったら大きな問題やと思う。あるいは議長が今日——私が質問すると言ったら議長は出てきませんので、私質問できないけれどもこの点をはっきりしてもらいたい。こういう立場の中で私は一応このくらいの質問にして、自席から明快なる答弁をお願いいたします。

○ 副議長（仁井 明君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 第一点目について建設部からお答えを申し上げます。

御質問の第一点の、業者のランクづけでございますが、和泉市は昭和53年度から市内の業者のランクづけを始めておりますがこれは2年ごとに一応見直すということで行っております。

ランクの基本的な考え方といたしましては、業者より提出された建設業法第27条の「建設業者の経営に関する事項の審査」という、入札参加資格申請書の内容を検討しながら過去の実績等を十分考慮いたしまして、それらを担当課でまとめまして指名委員会の議を経るわけでございます。御指摘のようにいろいろとランクについては問題はございます。幸い本年度はそのランクの見直しの年に当たりますので、この件につきましては過去2年間の各工事の実績を担当者あるいは検査員の検査審査という表を作っております。これらの表を参考にしながらもランクの見直しに当たりたいと、かように思うわけでございます。

次に、第二点目の業者の地域性ということで御指摘をいただいておりますが、これはわれわれ業者の技能育成という面もありましていろいろと地域性あるいは工事内容、工事規模等も十分勘案いたしまして指名を行っているわけでございますが御指摘のようにある程度、地域的にはまとまった傾向もございます。今後は建設者からもいろいろと業者の指名については御指摘がございますので、われわれといたしましては今後はでき得る限り業者数をふやした形で指名を行って

きたい、かように思うわけでございます。

第三点目の入札方法でございますが入札の回数につきましては御指摘のように現在、「入札要綱」には、「3回の範囲内」というふうなことで入札の回数をうたっております。これらもやはり「入札要綱」におきまして、入札の前日におきます。入札の原則の場所におきまして入札の要綱という形で配布しておりますので現在は、3回の回数で行っておるわけでございます。いろいろと入札については議員さんも御指摘のように過去入札のときに正副委員長さんの立ち合いのもとにやったこともございます。そういうふうなことから、いろいろと現場も入札についての立ち合いについては非常に厳しくやっております。その結果、現在では入札が1回ないし2回というケースが多々ございます。議員さんの御指摘は十分胸にいたしまして今後入札に携わっていききたいと、かように思います。

- 5番（田中包治君） 建設部長、私の質問に答えてくださいよ。基準を言いなさい、と言っているんです。業者の選定は必ず技術裁量といわゆる資本金と技術者とかね、これ以外ないはずですよ。2級しかおらぬようなところとか、1千万円以内のところ、これはもう業者の資格にもあるわけですよ。そんな業者はほとんどおらないのと違いますか。私が言っているのはそこですよ。そやから基準というものが、AランクはこれだけですとBランクはこれだけです。Cランクはこうだと。お宅の言う話を聞いていると何かしら政治家とつながっている、あるいは市に力のある人だけが選ばれて、力のないやつはけ落とされておる、こういうようにとってもよろしいか、それが1つ。

それから、私が言っているのは地元業者がやるということは地元の市民から文句言われぬようにやるんですね。そうでしょう。私はいつやらこの問題で論議したことあると思うんですね。学校長から、PTAからやかましく言われて、ここでけんかしてそしてやらした。それは業者が直したんじゃなくて、市の補正予算から直したんですね。その次のときに工事契約すると言うから、私はまかりならぬということでけんかした。そういうことも私、あると思いますよ。最初は、地元というのはおかしいですよ、文句言うてるんですね。それでやって、今度はそれに基づいて追及したら、もう勘忍してくれとこうくる。この実態を私は目の前にしているから言っているわけです。何で横山地区やったら大高、北松尾地区やったら小野林と、これは何で決まっていますねん。この理由を言うてください。

- 建設部長（逢野一郎君） 基準でございますが、一応、われわれの基準といたしましては現在では従業員数あるいは技術者数、また資本金、施工料、これらを一応ランクの基本といたしております。

二点目の地域性でございますが、われわれは先ほども申し上げましたようにある程度の地域性

等、工事がスムーズに地域をよく知っているということで工事がスムーズにできるというふうな観点から地域の人を指名しておりますが、落札についてはやはり、われわれは一向に関知はいたしておりませんので、その辺は御理解をお願いいたしたいと思います。

○ 5番(田中包治君) いま、いみじくも地域性ということを言うたと思いますね。これははっきり指名入札ですよ、そうでしょう。われわれには競争入札で、現実には指名入札でしょう。いま地域性ということではっきりと答え出てきたじゃないの。これ、どう思いますねん。責任者の回答を願いたい。

○ 副議長(仁井 明君) 答弁。

○ 助役(坂口禮之助君) 工事請負契約の特にいま御指摘をいただいております地域的に偏っている——業者の事務所所在地に近い所の工事は、その周辺の業者が請け負うという、厳しい御指摘でございます。

御指摘のとおり過去の工事実績等を見ました場合には、そのような傾向にあることは間違いございません。ただ、建設部長からも御答弁申し上げておりますように決してそうした配慮を意識的にやっているということではございません。ただ御承知のとおり特に建築関係の業者につきましては、和泉市内ではいわゆるある程度の工事をこなしていけるだろうというふうに判断をいたしておりますBランク業者は5社でございます。従来はやはり和泉市域内の業者の育成と申しますか、地場産業の振興という観点等から他市の業者はできるだけ入れずに市内業者だけで指名していく、そういう面がございました。したがって一定の金額以上の工事になりますと、Bランクの5社が常に指名の範疇に入ってくる、こういう経過がございました。その中で、どの業者がお取りになるかということにつきましては、これはわれわれの手の及ばないところでございまして業者間の競争入札によって、その入札の結果の最低価格、かつ予定価格の範疇におさまっているというところから落札している、このように思っているわけでございます。決して意識的に、その地域の業者に取らすとか取れとか、そんなことは当然われわれの方では申し上げることもございませぬし、全くそれは業者間の能力、力によって落札されているものだというふうに解釈いたしておるわけでございます。ひとつその点は御理解をいただきたいと思います。

○ 5番(田中包治君) まあ、助役さんはうまいことを表現しておりましたけれどね、問題は現実ですよ。これは談合しているということではっきりしてますねん。談合せんならこんなことあり得ないんですよ。北松尾はどこ、横山はどこ、同和の事業はだれ、こんなもの談合してんなら、だれが信用しますねん。私、そやから言っている。そうなると結局は市の税金ですよ。われわれの払っている税金ですよ。私らも百万ほど税金を取られますけどね、税金を払っている金が地域の商売人によって分捕り合いをやっておるわけですね。これ認めざるを得ないでしょう。何で第三者的な大手の2つや3つ、ほうり込まないんです。談合していない、絶対そんなことありませんと言うのだったらこれはど

うなるのかとこうなる。そりゃ小さい——私は言いたいけど、Cのクラスと一緒にと思う。業者が寄ってたかって市の税金を分捕り合っているのと違うかという、私の言うことが間違っているというのだったら資料出してくれたらわかりますわ。北松尾やったらどこ、横山やったらどこ、皆決まっていますねん。そうでしょう。そんなこと常識で考えられますか、本当の競争入札やったら。それと私が言っているのは大手をほうり込んだら2割程度安くなるということですよ。私、市長の底値は何ばか知りませんよ。そやけども常識で考えて、いわゆる標準設計士がする価格の4割程度は引けるはずなんです。これは、われわれがいろいろ建設に参加した経験上、大手としたことがありますけれども、やはり4割は——設計価格いわゆる、あれはどこでどないつなぐということは設計上あるはずですよ。あれは標準価格ですからね、市価の。そういう金をちゃんと出したら4割引きというのは普通の——久保惣のあれやっているの聞いてみたらわかりますわ。大体4割は引いているはずですよ。これが常識なんです。そやから、普通の人々が工事するときは絶対地元業者にやらさない。大手からもってくる。なぜか、高いんです。高いというよりも私たちが言いたいのは、そういうことが現在新聞紙上なりあるいは建設者等から文句出ているのは事実なんです。そやから今後、結局私が言うように入札するなら大手2つか3つ、ほうり込むのかほうり込まんのかどっちなんだ。それともあなた方が談合は認めます、そして税金はお互いに業者に分配するんやとやうのか、これははっきりしてください。

- 助役(坂口禮之助君) いろいろ御指摘をいただきまして恐縮に存じております。2つの問題点がございまして、いわゆる工事請負等に関しましては設計金額の40%ぐらい引けるのじゃないかという、先生の過去の経験における御指摘でございまして非常にこれは和泉市の場合、あるいは公共事業を発注いたしております、現在の建設省あたりからの御指導からいたしましても、それだけの大きなダウンは非常にむずかしいだろうというのがわれわれの見解でございまして。この点にひとつ現状は大阪府の発注、あるいは国、建設省等の発注の場合でもいわゆる歩切りと申しますか予定価格を入れる場合に大幅な金額のダウンはさせてはいけないという非常に強い指導がございまして、これは会計検査院なり行政監察局あたりから過去の特に市町村の個人経営の実態、いわゆる設計金額と落札金額の差があまりにもひど過ぎるのではないかと、それでは正常な堅実な事業ができないというようなことから御指摘があつて建設省あたりから、その運用につきましては十分注意せよという通達も流れてきているというような現状でございまして、われわれといたしましてはできるだけ安くしかも良い工事をやっていただくということがモットーでございまして、いたずらに建設省あたりの御指導のままに予算費目で価格を入れるというようなことはいたしてございませぬが、40%ということとはどうも期待できないだろうという金額であると私たちは認識しておるわけなんです。

それから、今後の指名業者の扱いの問題でございますが、確かにごく最近の社会情勢、あるいはマスコミ等の報道等によりますといわれる全国的に建設業上の談合というものが増大化されてますけれども、われわれがそれらの状況をも十分参酌いたしまして従来国の工事の請負の場合は指名競争入札であれば、一件について数業者を単位として指名しなさいというような連絡があったわけなんですけれども、こうした社会情勢等から建設者自身も数業者を20業者以上とできるだけ多くの業者を指名して競争をしていただくという方法をとっておるようでございますし、われわれの方へもそのような指導が参っております。したがって先ほど申しましたように市内のいわゆるBランク以上の建設業者と申しますと5社しかございません。できるだけ5社というようなことでなしに、いわゆる談合防止と申しますか、正常な競争入札をしていただくということのために業者数をふやしていくというふうに考えてございます。したがって今後のそれらの入札につきましては自然、市内業者だけで限定してやるということではなしに他の地域なりいわゆる仰せのような大手の業者等も入れまして、できるだけ多くの業者によって競争入札をやっていただくという方向で考えていきたいと、かように存じております。今後、御趣旨を体しまして適正な入札が行われるようにわれわれも懸命に努力をいたしたい、このように存じておりますので御理解を賜りたいと思っております。

- 5番(田中包治君) これは見解の相違になりますので、このくらいで終わっておきますけれども今後、だれが見ても談合のでき損ないだというような印象がないような入札というものが行われるべきではないだろうかというように考えております。これはお互いに見解の相違でも私も談合を見たわけではございませんので、これ以上は追及いたしませんけれども第三者が冷静に考えたらそういうように思われるということで、これはこういうことのないようにわれわれは税金だという気持ちをやはり執行する側も持ってもらわなくちゃ困るじゃないかと、こう考えております。

次、頼みます。

- 副議長(仁井 明君) 次。
- 用地担当理事(平野誠蔵君) 二点目の公社問題につきましてお答え申し上げます。

公社の諸問題につきましては、いろいろ御心配等いただきましてまことに恐縮でございます。まず、第一点の公社の借金は即市の借金ではないのかという、非常に端的な御質問でございます。先生、十分に御存知のように公社と市行政とは表裏一体の関係でございますので、公社の諸問題は市の方にも大きく関係、影響するところで赤字財政につきましても市と十分に協議、検討を進めておるところでございます。

それから、公社の保有地の処分につきましては当然に一般会計の方で引き取って市有財産として処分するのが正当じゃないかという御趣旨でございます。御趣旨はごもっともでございます、

決して否定するものではないです。開発公社が、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づきまして市にかわって公有地の土地の先行取得を行う目的をもって創設されているという経緯からいたしまして公社の保有地の処分につきましては、依頼主である市に戻るのが原則であるということでございます。しかし、実態的にながめると、市の諸事情、財政事情等によることもございますし、また普通財産として市の方で競争入札等の方法で行った場合に果たして有益な結果が得られるかどうか等々の実態的な判断の中で一面、公社財政の圧迫要因、資金流動化の必要性等の実態から実態に即した処理を行っておるというのが現状でございます。今後ともに法令、定款等に抵触しないように運営に十分留意を行いまして処分に際しましては議会、委員会の十分の御理解と御指導も得ていくように今後とも努めてまいりたいと存ずる次第でございます。

なお三点目の欠損対策でございますが、御指摘のように56事業年度の欠損見込みは、累積で9億3千百万円——約10億円に近いという、まことに厳しい状態と受けとめておる次第でございます。公社財政につきましては51年度以降、慢性的な欠損という形になっておりましてこの大きな原因の1つに経常支出に対します経常収入の不足、つまり経常収支の不均衡が続いておるわけでございます。したがって当面、この経常収支対策が急務というふうに受けとめまして公社と市と検討、協議を重ねておりまして経常収支改善策を打ち立てているところでございます。57年度以降、年次計画をもって経常収支を改善するよう対応してまいっております。その方法といたしましては公社の財源でございます付帯事務費の率を約倍に引き揚げまして手数料収入の倍増を図るとというのが第一点であります。

次に公社の支弁いたしております職員の給与負担、これは過去、年次的に減らしてまいっておりますが今後も年次的に市の支弁に切りかえていただきまして人件費も軽減を図っていくという両面でもって年次的に収支の改善を図っていききたいというふうに努めておるところでございます。

保有資産等の処分につきましてはいろいろな御指摘もございますが鋭意、早期効果的な処分におきまして全力を尽くしたい所存でございます。

- 副議長（仁井 明君） 次。
- 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

議員さんの御指摘のとおり、中央丘陵開発事業につきましては新住法等に基づく事業決定はまだ受けておりません。しかしながら、事業を円滑に推進するために決定までの間にできるだけ先行買収すべく、建設大臣が先行取得のため新住法に準ずる規定を行いまして国税等を協議を行い、事業決定を得たと同様の税の取り扱いを受けておるものでございます。私どもは住宅都市整備公団と、用地買収のための業務委託契約を締結しておりまして、その実経費を受け取るものでございます。契約に当たりましては住民と即公団との契約になるものでございますので、赤字は生ず

ることはございませんけれども、先生の御趣旨は十分今後とも業務遂行に当たりまして胸にし業務に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

- 5番(田中包治君) 質問の要点がわからないのかな。質問していることに答えてないんですね。自分の都合のいいことだけ答えているような感じがするんですがね。私は10倍にやらんとする欠損がある。これは市の財産なら何でも市がそれを補償しないのかと、それと開発協会当時にやった行為が正しいのか正しくないのか、この点ははっきりしてください。そうやないとこれは話の論法が進みませんよ。

- 用地担当理事(平野誠蔵君) 再度お答え申し上げます。

まず、第一点の10億の赤字は市の借金なのかということにつきましては、先ほど申し述べましたように公社と市の関係からみまして市にも十分に影響するところでございますというふうに判断せざるを得ない。したがって、この解消、再建策につきましても公社と市が十分に協議をいたしまして一定の方向を見詰めておるといふ次第でございます。

それから二点目の開発協会当時の取得は正しいか正しくないかという、非常に端的な御質問でまことにお答えに苦しむわけでございますが、われわれといたしましてはその適否——適切であったか不適切であったかという御批判はあろうかと存じますが正しくなかったというお答えは、まあ、いたしかねるのでございます。

- 5番(田中包治君) 正しいというのなら、なぜすぐに市有財産にしない。市が買うて同じことでしょう。そしたら、ほおっておくのか。正しいというのならすぐに移行したらい、むずかしい話と違う。市がそれを全部抱いたらいい。行政が正しいというのならどないするねん。ここ1週間の間に手続きぐらいできるでしょう。やったらどうやねん。これもはっきりしてください。
- 市長(池田忠雄君) 私からも田中議員さんの端的な御質問でございますので、お答えをさせていただきますと、このように存じます。

議員さんの御指摘につきましては、ここ数年来、公社の健全化ということの中でいろいろと週般の議会あるいは特別委員会で御論議をいただいてまいったところであるわけでございます。とりわけ田中議員さんには、その当時の土地開発公社特別委員長として何かと御指導と御配慮をいただいてまいりまして、感謝にたえない次第でございます。そのときの論議がいろいろとございます。協会当時、私の先代の時代の話でございますがその当時御論議をいただく中でいろいろと議会の皆様方にも御心痛を煩わし、何とか市と表裏一体の開発公社に健全化せよということが議会の御指摘でございます。その御指摘を胸にいただきまして現在、公社の理事会がえりを正し、あるいは議会の特別委員会で御協議をする中で、現在の公社運営を図らせていただいている

というのが過去の経験に照らしての、いわゆる実態でありますことは議員さんも御案内のとおりでございます。その中でいろいろと問題があった点がありました。御指摘もいただいております、その中で現在懸命に公社の財政の健全化に向けて鋭意努力中でございます。先ほど来、公社局長よりお答えをいたしましたとおり経常収支のこうした改善策につきましては表裏一体でございますので、もちろんいろいろと改善策——市当局あるいは公社当局との協議の中で現在経常収支対策の改善ということにばく進をいたしております。いつも御指導をいただいているわけでございます。

あるいは保有地処分につきましても、いわゆる処分の方法でございますが、るる経過のある中で特別委員会の大勢として早期に保有処分について処分をするようにという大勢としての御指導をいただいているわけでございます。筋目として議員さんおっしゃるように市で公社に先行取得させたものについては目的が変わり、いろいろあっても市にいわゆる一般財産として取得し直してその上で処分するのが筋ではないかという御指摘で私、ごもっともな点があるかと存じます。過去におきましてもそうした経過は踏まさせていただきました。

しかしながら、実態的には先ほど局長が申し上げましたとおりよりよい値段で処分しなきゃならぬということが至上命令でございます。そういう中でいろいろ競争入札に付した点もございましたけれども思っている点に達しなかった、こういうような点がございましてその当時特別委員会でいろいろと御論議をいただく中でやはりこうした保有地については公社の独自処分という形の中で、理事会で検討し特別委員会と相語りながら、より有効、適切な処分をすることが一番妥当であろうと、こういうような御指導もいただいている現状でございます。

そうした中で議員さんのおっしゃる、いろいろと御論議は過去にもいただいてまいりました。きょうも御指摘をいただくところでございますが私たち開発公社理事会といたしましては何とかして公社の健全な運営という意味で経常収支の改善対策、それから保有処分のいわゆる早期な処分ということに向けまして二面性を持って努力をさせていただく中で公社会計を今後とも一歩ずつ健全化を図らせていただく、こういうふうに存じておりますのでいろいろ御指摘はよく胸にいただきながら運営させていただきたいと思っておりますのでこの点、よろしく御理解を相賜りたいと思います。

- 5番(田中包治君) 私の言わんとするところは一つも答えてくれないんだな。協会当時の執行が正しかったか正しくなかったかということですか。公社の報告を見たら進入路なし、飛び地、それから青少年グラウンド、工事できっこない所を買っておいてこれは府から来たと、それやったら府で府が指示したんなら府で買うてもらったらよろしい。それもやらない。過失があったのか、なかったのかと私は聞いているわけです。そうでしょう。過失がないと言うのなら直ち

に返さないかん。これは法規、法令に基づく処理や時間さえ来たらいいという話だったら私は通らぬと思う。議会というものはそんなものと違います。法規、法令に基づいて処理するのが議員の任務だし議会の任務なんです。われわれは行政に介入する権限も何もありませんよ。ただ、理事者が理事者が法規、法令に基づいて執行してあるか、しておらないかということを見るのがわれわれ議会の任務なんです。そうでしょう。これははっきりしているわけなんです。そして地元の要望については決議案なりその他において市に要求していくというのも議会の任務ですわな。私ら市長の諮問機関でもなければ何でもない。何かわれわれ議会というものが諮問機関であるように思うているんですね。私が聞いている——言えがいい。それから都市整備で答弁しておったことも一緒に聞きますけどね、建設省が許可したら議会の許可なくて新住法適用、無条件にできますのか、それやったら。

- 副議長（仁井 明君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 重ねてのお尋ねでございますので、重ねて御答弁申し上げたい、このように存じます。

いろいろと過去数年来、公社の健全化に向けまして御指摘をいただいてまいったところでございます。その中でいろいろと議会の特別委員会でも御論議をいただいてまいった経過はございます。健全化に向けて現在進んでいるということの中で、いわゆる協会当時のことが正しいか正しくないか端的なお尋ねでございます。私たち、その当時先代時代のことでございますが挙げて議会の御指摘をいただく中で理事会としていろいろと論議もし、検討も重ねさせていただいてまいりました。いろいろとその当時なりの問題点があったとは存じますけれども少くともこれはやはり公社として1日も早く処分をしなければならぬということの中で現在取り組んでいるということでございますので、その点ひとつ御賢察を相賜りたいと思います。

- 5番（田中包治君） 時間が来たから、という話やけどもうちょっと待ってもらいたいと思います。議会のあり方の問題ですからね、これははっきりしてもらわんと困りますよ。私が言っておるのは、それは事務屋がやることなんです。事務屋なんです。責任がどうやというのは過失があるなら国家賠償法に基づいて請求すればいい。なかったら自分が責任でやったらいい。そうでしょう。あなた方、正しいというのやったら市が買い取ったらいい。そして事務的に処理したらいい。損失は市民が負担したらいい。私、それ言うてるわけです。それは事務的な問題で議会がどうたらこうたら言いますけどね、私、それははっきり言うてるわけです。責任があったのか、なかったのかと言うてるわけです。飛び地ばかり買うておいてそれで過失がなかったのかどうかですよ。
- 市長（池田忠雄君） 先ほど来、私がお答えいたしております点について、ひとつ田中議員さ

ん、私が申し上げていますのはそうした論議については過去数年特別委員会でもいただいてまいった経過もございます。そうした経過を踏まえる中で公社の経営を1日も早く改善しなさい、ということが議会としての大方の御指摘であるところを受け取りまして、いわゆる早期処分に向けて公社として取り組んで経営収支の改善も図っていきつつあるということでございます。正しいのか正しくないのか行政運営の中で私なりにその当時のことをいろいろと数年前説明も私なりにした経過もございます。いろいろとその当時の社会情勢の中での問題点も多々あったろうと存じますけれどもそうしたことの中で議会の御論議を踏まえながら現在、公社としての独自処分を行っていきつつあるというのが実態でございます。その辺御理解をいただきたいと思います。

○ 5番(田中包治君) あのね、非常に重要な問題やと思うんです。自分が事務処理して議会が言ったとそんな意見出したこともないし10億の赤字出てますねん。それやったら、あなた責任持つというのやったら一般会計の予算組み直しなさい。当然でしょう。議会がどうたらこうたら言うのやったら。10億円の借金はよそに隠しておいて議会が言うておるからしたと言うのやったら話は通りません。それやったら予算委員会ではっきりしてもらいましょう。そんなばかなこと通りませんよ。

○ 市長(池田忠雄君) 私が申し上げている趣旨は公社の経営の健全化ということについては、これは理事会の責任でございまして、一生懸命に議会の御指摘をいただきつつ現在邁進をいたしております。これはやはり現状を踏まえながらこれからの計画性の中で公社の経営の健全化は当然図ってまいらなきゃならぬ、このように存じております。そうした点につきましてひとつ御理解をいただきとうございます。

○ 5番(田中包治君) 公社がどうやったら言っているけど、公社の理事長というのは市長も一緒やないか。

○ 市長(池田忠雄君) 同じです。

○ 5番(田中包治君) 何やないか、それこっちへ持ってきたら問題あれへん。あなた、それでいいと言うてるねんから。何で持ってこられへんの。飛び地とか使えぬ土地、たくさん買うたやつが高い金で。あれ5年したら倍になりますねん金利で。1万円のやつが2万円になりますねん。決算ふえるだけです。しかも現在処理したと言いなながらも10億円の赤字やという、そうでしょう。これ一体どう思いますねん。私は責任でございまして。健全財政してまうと言うのやったら健全財政にしたらいい、全部両方とも。そうでしょう。これどないなるねん。そんなばかな話ありますかいな。これは赤字で努力してまうと言ったって、もうける土地は売りましたわ、いま残っているのは売れぬ土地ばかりです。公社の事務局長、あなた、損せな売れぬと思うているのか損していることははっきりしてまうがな。10年したら値段が倍から3倍になる。そうでしょう。それはやりながら、いや公社の健全化でなぜ10億円の赤字出してますねん。

- 用地担当理事（平野誠蔵君） 再々の御指摘でまことに恐縮でございます。市長も申していますように現実に10億に近い赤字がございまして、この赤字の解消策につきましては公社の問題であると同時に市にも十分に関係する問題であるという認識のもとに公社と市が十分に協議をいたしまして、まず10億の約6割に当たる経常収支の赤を何とか改善すべく、現在のところ努力をしている次第で決して放置をしていくということではございません。

また、現在の保有地につきましては確かに先生おっしゃいますようにいろんな条件が整った有利な土地ではございませんが、そこをあらゆる工夫をいたしましてできるだけ損失を少く有効的な処分に全力を尽くしたいという存念でございますので、ひとつ実態的な面を御理解いただきとう存じます。

- 5番（田中包治君） 全然答えになっておらんのかな。これ、お互いに。そうでしょう。

それとね、公社の事務局長、一体、何考えているのか知らんけどね、あんたとはっきり使っているのは5名か6名、あとは皆、改良住宅とか、すったもんだというて行ってしまっている。なぜ、そない納得して借金背たらわされてね、何で黙ってますねん。実際、改良事務所か何か、あそこへ皆、派遣したり教育委員会へ派遣したりしているんでしょう。あんた、指揮命令権は一金で買える指揮命令権はないんです。あんた、ないでしょう。それであんた、何で納得してますねん。

- 用地担当理事（平野誠蔵君） いま公社の給与負担の職員のことと御質問でございますが私自身の納得の問題は別にいたしまして現状は確かに御指摘のように56年度での公社の給与支弁職員は27名でございます。この内訳を申し上げますと、事務局が10名と改良事業部並びに建設部のいわゆる用地対策室が17名、この用地対策室と申し上げますのは、いわゆる先行取得を行う関係で、もちろんこれはそれぞれの現課の所属長の指揮命令を受けながら主として先行取得に当たりまして公社の職員と市の職員と兼務してもらっておるところへんからの、公社の給与支弁という協定になっておるわけでございます。しかしながらこれも、先ほど申し上げましたように年々に減らしてまいっておりまして最高は52年段階では39名でございましたが、54年、55年、56年と段階的に減らしてまいりまして、現在、22名になっております。

なお、57年度予算案におきましても一応、5名を減員いたしまして22名にする。それ以降につきましても年次的に一般会計の事情等を考慮しながら減らしてまいるといふような基本的な人の合意はできているわけでございます。決して過去それから将来に向けまして同じ数で固定しているということとでなしに実情等からこれを逐減してまいるといふ、基本的な考えに立っておるわけでございます。

- 5番（田中包治君） まあ、論議しておってもしょうがないからなにしますけどね。本当はね、

市長が単年度予算では黒字や言うてますねん。何であんたとこ高いとたの土盛りせないきまへんねん、実際問題として。まあ、それはあんたに聞いても…。それから市長が責任がどうたらこうたら言わなければ、問題は市の政治的な判断と法規、法令に基づく問題やと思うんですよ。あなた方が前の市長だからということで打げまわすからで、だれかがその責任をはらさないかん。そやから4年間の間に責任をとるべきだ。そうやないと永久に次から市長なんか出てくる人おりまへんわ。こんなもん、大きな赤字を背ったらわわさせられて、行政できませんわ。それが1つの選挙対策というのなら話は別やけどね、大きな借金背ったらわわされて、あれ20億、30億そのくらい損しているというのは確実なんだ。まあ、そういうことでいいかげんにするけども中央丘陵の返事ください。

- 副議長(仁井 明君) 答弁。
- 都市整備部長(浅井隆介君) 私が申し上げましたのは新任法に基づく事業決定ということでございまして先行取得のために準ずる規定でございます。先生の御指摘のとおり建設大臣が即都市計画事業である新任法の開発行為を許可できるとすることではございません。先日もしましたけれども、現在公団法33条の協議の事前協議で詰めておるところでございましてそれが詰まりますと特別委員会の皆様方の御審議を経て和泉市の都市計画審議会、大阪府の都市計画審議会の決定を経て大臣の承認と、こういうことになるのでございます。私の答弁が不十分でございまして御迷惑をかけました。
- 5番(田中包治君) あのね、私はそりゃ中央丘陵の開発には反対だから言うのじゃないですけどね。これは国家施策である調整区域の土地なんです。農家をどうして守ってやるかということとを全然考えてない。替え地、替え地と言ってあくまでそんなもん周辺にないわけです。遠い所へ行ってそんな百姓できるものじゃない。それだから私はできないだろうと思う。大体、宅造というのはほっておいたって6割程度は買いますねん。あとの4割、2割程度は金額の問題だ。あとの2割はあかんというて、これははっきりしている。計画どないしてくれるんだと、はっきりしてますねん。そして国が、ここは農地として努力しなさいと言うて金をつぎ込んでますねん。国の考え方と正反対、背中合わせなんです。そういう宅造計画というのは私はできっこないと思う。そして、お宅さんが言われるように先行投資したからといって損はしないのだとそれで済みますか、実際何十億、何百億という金を使い込んで。私は、この中央丘陵というものは業者が買いに入ってよう買わなんだ土地を市が肩がわりしてやっているんだと思う。資本家のため擁護のために肩がわりしているのだという認識なんです。政府だって6割か6割5分はすでに買うてますがな。あと4割はあかんんだ、これは農家がアップしているからあかんわけ。そしてあなたはいや、新住法なんかどうでもよろしいからと言う。こういう買うとか買わんというのは重要な問題ですよ。土地公社が買うて全部買えるやろうというのが買えなんだから残ってますねん。

そうでしょう。これで大きな宅造会社も買えるだろうと思うて買いかけたけれども、6割か7割程度買えたらあと買えない。どうにもならぬというのが実態なんです。それを議会、しかも議会の本会議の決議に基づいてね、重要事項であつたら議会の承認を得ると、そうなっておつた。それを直村議員、きょうはおりませんけれどもこれは池辺元議長も知っておるはずや、私が提案したんだ。そしたらね、正副議長のね委員長でさえあれば何してもいいというのか、あとは知らんということなんやね。それやったら私はこんな下役員なんかやめます。そんなの、やっておられません。そうでしょう。これはまあ議会の話だからまたあとから話するとしても、これはやっておられません。そんな責任を転嫁されたら困る。それだけはそう言っておきます。まあ時間も長くなりましたけれども、まともな答弁がないので予算委員会あるいはその他において12月の積み残し等ありますので十分時間をとってもらいたいと思います。これをもって一応終わります。



- 副議長(仁井 明君) 次に7番・勝部津喜枝君。
- 7番(勝部津喜枝君) 勝部でございます。市長の市政方針と57年度の予算案についての総括的な質問を行います。

まず、市長の市政方針について御質問を申し上げる前に2, 3の点で御指摘しておきたいことがございます。市政方針の中でも国家予算が26年ぶりの低い伸び率であるということが申されておりますけれどもなお内容を詳しく見ますと社会保障費が2.8%, 文教費2.6、中小企業対策は伸び率ゼロというようにまた一方国民生活は5年据え置き of 所得税減税、課税最低限の据え置きなどによりまして大変暮らしの実態は四苦八苦ということであります。個人消費の落ち込みの一番影響を受けやすい中小、零細企業の倒産も史上3番目という状況の中で、あなたのおっしゃるように国民生活の安定と向上、内需の拡大に配慮されているという認識は状況から見て大変に一致しない状況ではないかというふうに指摘しておきたいと思います。

また、同和対策であります。御承知のように昨年12月、中央の同対協が13年間の同和関係施策の総括を行って1つには同和問題は日本社会の歴史的発展の過程で形成されたものであるというだけに真の解決にまだ相当の努力が必要であるとするともに、あわせてこの13年間民間運動団体の要望に押されて事業量が拡大したことそのために周辺地域に不均衡が生じたこと、見過ごすことはできないと指摘しております。そのために新規立法においては1つには物的施策については周辺地域の格差是正に留意すること、個人給付については行政の主体性と公平の確保が必要であることを提言して財政的には事業の見直しと個人給付については経済的に真に必要な場合に限って行うことが広く住民一般のコンセンサスを得る道であると是正方向を示しております。しかるにあなたの市政方針の中では和泉市の今日の同和行政の展望と市民合意の道は国への

責任の分担を明確にして強く迫っていくことであると示されておりますが、この点も非常に重要なことでもありますけれども大切な部分が抜けているという点では今後の和泉市の同和行政に対しての片手落ちの観点ではないかと指摘しておきたいと思っております。

次に空港問題であります。コースの変更に伴って飛行テストが9日、10日の2日間行われるということですが、基準を上回る騒音は陸には及ばないという、自信満々の運輸省の態度だと一般新聞でも報道されております。ところで大阪府はこれまで予備的協議の段階では可否判断はしないという態度をとってまいりました。しかし3点セットの1つであります環境影響評価案について、府独自の検討の結果を発表しておおむね妥当であるという見解を府民に発表しております。本年1月24日付、府政だより№81でも御存知のとおりであります。

しかし、この府の独自の検討は基準値を2倍に緩和している上に適用地域を都合のよいように限定しているなど手法や内容において“合わせメント”であるという判断も出されるなど最初から答えの出ている、自作自演と住民や科学者の間で、いまなお大きく疑問視されているところであります。しかし、強引に環境問題が解決済みであるという府の意向がその後もさまざまな政治的思惑と絡んで空港問題はいまや国策空港から請願空港に変質したために財政的には最大の事業量である空港島造成費を地元で負担するというように一層地元高負担の押しつけが目に見えております。市長の言われる、市民福祉の向上に資するという基本理念は非常に大切なことであり、貫かれていかなければなりません。現状は非常に厳しいものがあるということを指摘しておきたいと思っております。

さて、市政方針に対しての質問の第1は赤字体質の脱却のために都市経営に対応する財政力の回復が緊急の課題であると申されておりますが自治体における都市経営論とは具体的にはどのようなことを示されているのかお尋ねしたいと思います。

第2点は、57年度予算編成の基本を变化の対応と安定した予算に置かれているとのことですがその具体的な内容をお示しいただきたいと思っております。

第3点は各種使用料についてであります。葬儀料の値上げについて真にやむを得ないものと判断したのはどういう理由であるのか、お尋ねしたいと思います。

4番目に総合会館建設であります。当初予算百万円の調査費が計上されております。市政方針の中では触れられてはおりませんがこれまでの検討経過と今年度の目標などについてお考えをお尋ねしたいと思います。

5番目に和泉市環境保全条例であります。この条例制定の審議の過程については参画いたしております。立場からお尋ねしたいのは運用に当たっての市長の基本姿勢であります。

6番目に町づくりの問題です。都市の未来像はまずビジョンを明らかにすることからと申され

ておりますが、住民参加と情報公開を貫くことを強く要望しお考えをお尋ねしたいと思います。
以上6点、市長みずからの御答弁をいただきたくお願いいたします。

次に若干の個別の問題についてお尋ねしたいと思います。

1つは財政問題ですが本年の予算案の中での個人市民税の伸び率の計算基礎、伸びの根拠をお示しいただきたいと思います。あわせて法人市民税の減の理由また、広域市町村圏策定によります地方交付税算入は本年度はいかほど見込まれておりますか。基地交付金2億2百万円の算出基礎とさらに自治省、防衛庁の配分いわゆる75%、25%の内訳をお示しいただきたいと思います。そして基地交付金については本年度は今後の見通しをどのようにお考えになっておられますか、さなな都市整備基金の金額、合計幾らになりますか、あわせてその利子の扱いは当初予算ではどのようにしておりますか。

次に2番目に市民部関係であります。

第1番目に国保会計について市政方針の中では国会の審議の状況を見て所要の措置を講ずると申されておりますが老人保健法案が10月より実施された場合、本市で個人負担が幾らぐらいに試算されているのか明らかにしていただきたいと思います。

次に福祉都市の指定については計画があるのかないのか、またあわせてその準備を進めておるのかその辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に57年度当初予算の中で児童手当について減の予算措置になっておりますが御承知のように所得制限が強化され、対象者が減少される方向にあると思っておりますが本市の対象除外の人数は幾らと見込んでいるのかお尋ねしたいと思います。

次に保育料についてであります。55年度決算で保育料徴収総額と月額1人平均保育料とを一般園と同和園に分けてさらに同じ内容で56年度の決算見込みを数字でお示しいただきたいと思っております。

3番目に商工行政の中でスーパー問題であります。本年1月30日付で通産省通達は出店予定地の市町村へ届け出の説明を行うこととしております。

そこで質問の第1は本市に出店予定があります大型店はこの事前説明がすでになされたか見ているのかどうか、府はどのような見解を持っているのかお尋ねをしたいと思います。

質問の第2は本市における状況を水準に達しているというふうに府が見解を持っているのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

4番目に町づくりに関してであります。新総合計画について昨日来よりの御答弁では基本的な資料収集におおむね完了して今週中にも審議会を開きたいとのことでありましたが質問の第1は審議会構成のメンバーを明らかにしていただきたいこと、第2番目は基礎調査の資料収集が概

略どのような内容で行われていたのかをお示しいただきたいと思います。さらに泉北地域広域行政協議会の動向はどのようになっていますか。

最後に第5番目、学校教育に関して非行問題であります。昨日来より各議員さん方の非常に青少年対策、非行問題についての御質問が出されておりましたが改めて本市教育行政の中での非行問題の現状把握と方針をお伺いしたいと思います。

以上、質問の要旨を申し上げましたが再質問の権利を留保して終わります。

- 副議長（仁井 明君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 勝部議員さんの和泉市の市政運営方針と57年度予算案につきまして、きめ細かなたくさん御質問をちょうだいさせていただきました。考え方だけ私から申し述べさせていただきます。あと以下担当部長よりそれぞれの担当につきましてお答えをさせていただきます。ということで御了解賜りたい、このように存じます。

今年度の予算編成、運営方針につきましていただいておりますとおります。財政の健全化に意を配しながらいろんな市民需要に極力おこたえさせていただくべく4点の、「教育環境の充実と社会教育の振興」、「市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉」、「うるおいのある生活環境の整備」、「都市基盤の整備と産業の振興」、こうした4点を基本指標といたしまして財政再建にお意を配しつつも、こうした市民需要に対応して重点的な点に意を配しまして今年度の予算編成をさせていただいたのがいわゆる財政再建は端的に書いてございまして、まだまだ55年度末、単年度収支均衡を56年度も昨年並みの何とか単年度黒字を出したいということで努力中でございます。そうしたまだまだ赤字体質の克服、いわゆる財政再建の「養生期間」という言葉で申し上げております。非常にまだまだ予断を許さない状況でございますので、そうした点に意を配しながら重点的な点につきましては積極的な予算を計上させていただく。特に教育、福祉等そうさせていただく。こういうような点が今回の予算編成の基本的な考え方でございます。言いかたとしては都市経営への対応、変化への対応、いろいろと申し上げさせていただいたということで御理解を相賜りたい、こういうように存ずる次第でございます。

それから使用料の問題につきましては、ここに書かせていただいております。実はできるだけ抑制をさせていただきたい、昨年度は議員皆様方の御指導も御協力もいただきまして一切使用料等につきましては抑制措置をとらせていただきまして市負担の軽減を図ってまいりたい、こういうように存じて御協力をいただいております。今年度につきましては葬儀料につきましてはいわゆる赤字が多い中でせめて都階的に御負担をいただきたいということで五段、四段については20%をアップ、三段については約15%、二段の葬儀については9%ということでそれぞれ政策的な判断をいたしながら平均アップが約15、6%ということで御負担をちょうだいし

たい、こういうことで赤字の市営葬儀の中で若干の御負担増をお願いを申し上げたい、こういうように存じている次第でございますのでひとつ。

あとは極力、保育料等につきましては前年度、国基準の90%、3年前に決めてございますので昨年度は見送らせていただき、国基準は年々厚生省が改定をしていくという中で自然的にスライドさせていただいておるもので御理解を賜りたいと、こういうように存する次第でございます。そうした点だけに使用料改定については御規定をさせていただき、あとは苦しいながらやりくりをして使用料等の御負担を抑制させていただいていくというのが本予算案の考え方でございますので、ひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

総合会館につきましては前々から議会でもお話をさせていただいておりますけれども福祉的な諸団体からの福祉センター的な御要望、あるいは文化的な諸団体、教育諸団体、その他多方面にわたります。それぞれの運動のメッカと申しましょうか、そうした点が大きく希望として私の方にも議会の方にもよせられているのが実態でございます。一々そうしたことにおたえできる態勢はございません。何とかしてそうした市民各種団体の御要望を総合したのとして複合的な施設として総合会館にするということで対応できないものかということで、昨年度より若干の調査費を計上させていただき、本年度は御指摘のとおり若干の、これも調査費を計上させていただきながら何とかして複合的な総合会館の建設に向かって大きく調査を踏み出させていただくという意気込みをしております、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

なお、調査、検討の上に立って議会とお諮りをいたしながら私は総合会館の建設へ調査、検討の上に立って邁進をさせていただきたいと存じておりますので、その点ひとつ今後とも御理解と御指導と御協力を相賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

なお、勝部議員さんには担当産衛委員長として、あるいは審議会の小委員長として非常に環境保全条例の制定並びに御審議の原動力になっていただきましたので、この席上をおかりして改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。そういう中で、こうした保全条例、今議会に御提案をさせていただき市と住民と企業者すべてが協力をして郷土和泉市を本当に環境が保全された、きれいな町づくりということを理念といたしましていわゆる理念条例でございます。決して罰則を入れたり、いわゆる取り締まりだけを基本にした条例ではございません。御協力を相賜りたい、しかしながらやはり行政が条例を議会で御提案をいたしまして御議決をいただいたことに向かってはやはりきれいな町づくりを推進するために問題点については厳しい指導と関係機関との協議の中での1つの的確な行政指導というものはやってまいらなきゃならぬ、理念条例として市民各団体に御協力をお願い申し上げ、市も自主的な責任を持ってより一層環境保全、きれいな町づくりを推進していくというのが本条例の基本でございます。運営につき

ましての御指摘でございますが、行政としては乏しい人材の中ではございますが可能な限り横の連絡をとらせながら的確に市民需要に対応してまいりたい、そうした体制づくり——御議決をいただいた上立って私は至急に体制づくりをさせていただくことが運営の1つの柱であり、2つには十分本条例にも御提案申し上げますように、ゴミ撤去6カ月は1つの猶予期間として市民の皆様方、各種団体等を通じ、それぞれにこうした条例の職旨というものを御理解をいただく、いわゆるPRをさせていただく期間ということで十分6カ月の間に市民企業者の御理解を深めさせていただくことを運営の基本にさせていただき、行政なりに態勢をとりつつ、この保全条例の実施に向かってがんばってまいりたい、こういうふう存じておりますので一層の御協力と今後とも御指導をひとつお願いを申し上げたい、こういうように存じます。

以上、財政の問題あるいは使用料の問題、総合会館の問題、保全条例の運用の問題、基本的な点だけ私からお答えさせていただき、あと以下関係各部長からそれぞれお答えをさせていただくということで、よろしくお願い申し上げます。

- 副議長（仁井 明君） 欠。
- 財務部長（麻生和義君） 引き続きまして財政状況その他、運営状況等についてお答え申し上げます。

まず、1点目の個人住民税の伸びが10%増ということで56年度当初比で10%程度伸ばしたということで、本市の場合個人の市民税は、いわゆる特別徴収でいただいている税金が大半を占めている、ということは給与所得者が多いということで一定、年々給与所得が増収しているという点で前度もふえているという議論がございました。現行制度の中で経済全般が伸びているということで前年度より伸びてまいっておるということでもあります。これは毎年、着実に伸びてまいっております。一方、法人の所得割りの減でございますが残念ながら本市の産業が停滞しております、ここ数年来法人市民税が鈍化しているという実態でございます。そういった実態を踏まえながら現行の社会経済情勢を勘案いたしました、当初予算を見積ったという次第でございます。

それから、広域市町村圏の収入の問題でございます。すでに御案内のとおり、いわゆる地方交付税の普通分の算定に当たりまして土木費の中に算入されているというのが実態でございます。

4番目の基地交付金の問題でございます。いわゆる75%と25%の問題でございますが、国家予算の総額の75%を所在する町村の個人財産の評価額に従って評価額を基礎といたしまして算定されているというのが実態でございます。総額75%、それから25%を町村の財政事情を参酌して配分するというで残念ながら私どもの手元には総額のみ交付決定通知をいただいているということでございます。57年度の場合、2億291万3千円の歳入予算を計上いたしております。

それと今後の見通しというお尋ねでございますが、すでに国家予算が現在国会に提案されて審

議中でございますが、いわゆる伸び率ゼロの対象となった交付金ということで、これは全国市長会並びに基地協議会等を通じて全国から要望していただき担当セクションとしても強く国に要望したところでございますが伸び率のない予算ということでございます。したがって、国家予算、前年度全国で251億円でありましたので同額本年度も計上されたということであります。本市といたしましても増額について渾身の要望はいたしますものの、大事を踏まえて一応同額を計上したというのが実態でございます。今後さらに増望してまいるといふ次第でございます。

それから5番目の公共施設の整備基金の額の問題でございますが実は御提案申し上げております57年度予算の繰入金の中に3億2500万円を取り崩しさせていただくという手はずを整えておりましてその額を計上いたしております。

それから57年度中に発生いたします。この基金の利子でございますが現在のところ運用益の計上を当初にはいたしておりません。今後、金融機関からの利子を受け取るという段階で歳入に組み込んでまいりたいというふうに考えております。それと56年度の残高見込みが、約15億になる見込みでございます。

以上、簡単でございますが財政状況についての説明を終わります。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） 老人保健法案と国保の関係につきましてまことに僭越ではございますが保険年金課長からお答えさせていただきます。

国民健康保険は制度上、老人の加入の方が非常に多くそのため医療費の増高を来し財政上非常に厳しいものとなってございます。このため老人保健を別建てというかっこうで、かねてから要望いたしており、また当和泉市議会におきましても老人保健制度の抜本的改革を図るべき旨の要望を関係機関に提出していただいた経過もでございます。国におきましても各界からの要望を受け、今回の老人保健法案の国会提出となったものでございます。この法案は衆議院を通過いたしまして現在参議院で継続審議中でございます。

この法案が実施されました場合、老人本人につきましては外来1カ月400円、入院は2カ月を限度といたしまして1日300円の一部負担金を支払うこととなってございます。また、その残りの費用につきましては国が20%、都道府県が5%、市町村が5%、残り70%につきましては国民健康保険等の保険者が負担することになってございます。

この法案の中身によりまして和泉市の国民健康保険にかかる負担率を御説明させていただきます。55年度の決算でございますので、それからの――56年度以降の医療費の伸びがございしますが、その点御了承していただきとうございます。本人の負担でございますが、その医療費の約1.5%、1,800万ほどが個人の負担としてなっております。

以上でございます。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 障害者福祉都市の問題についてお答えしたいと思います。

御承知のとおり、この事業は納税人口 10 万以上の都市が国、府県の補助を得て、2 カ年間で実施するという制度でございます。大阪府下ではすでに守口、豊中、箕面、岸和田の 4 市が指定を受けております。当市といたしましても、この事業を積極的に評価し障害者対策の 10 カ年計画の 1 事業に取り入れるべきであるというぐあいに考えております。以前にも答弁させていただきましたが、国際障害者年の推進本部を 4 月以後も存続させていくという方針でございますので今後これらの中で十分検討を願い、できるだけ早い時期に指定を受けるよう取り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

それから児童手当については福祉課長の方から答弁させますので、お尋ねの保育料の 55、56 年度の決算額についてお答え申し上げます。

55 年度の保育料については総額で 2 億 2 千 31 万 3 千円でございます。そのうち 1 人当たりの平均額でございますが一般保育料適用者が 1 人 1 ヶ月平均で 10,502 円、同和保育料適用者が 1,149 円でございます。

56 年度の決算見込みで申し上げますと総額で 2 億 4,333 万 9 千円、一般保育料の 1 人平均でございますが 11,200 円、同和保育料 1,352 円という金額でございます。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 福祉課長（大塚俊昭君） 児童手当につきましてお答えいたします。

昭和 56 年、現在ですが児童手当の所得制限につきましては扶養 5 人の場合で 450 万円ということになってございます。現在 56 年度の支給人数については 2,571 人支給をされております。今度、第 1 次臨調の答申によりまして 57 年度から所得制限が 450 万円から 391 万円に下げられます。そのことで試算をいたしますと、57 年度の支給人数といたしましては 2,247 人ということで 56、57 年を比較いたしますと 324 名の方が支給できないという結果になるものでございます。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 大型店の出店に対する御質問にお答え申し上げます。

まず第 1 点目にダイエー、ニチイの出店の事前説明がどであったかという府の見解ということでございますが抑制策の通達後、両大型店は引き続きまして市の方にもいろいろと参ってきておりますけれども府並びに通産局のまず指導を受けるべきであるというように指導指示を行っているのが現状でございます。

それから 2 点目にお尋ねのございました相当水準に達しているか否かの府の見解でございます

けれども、この相当水準に達しているかどうかの判断につきましては出店申請受理の是非を決める際、いろいろの物差しで検討されるものでございます。現状知り得た物差しというものを御披露申し上げますと現状の市の人口及び人口の増加率、2点目に大型店を含む小売店舗の売り場面積、そのうち大型小売店舗の占める売り場面積の率、3点目に小売店舗の商業活動の現状、4点目に消費者が大型店舗の出店を望んでいるかどうか等々勘案いたしまして相当水準に達しているかどうかというような判断がされるわけでございます。

この判断は府並びに通産局等々の抑制対象基準とする市であるかどうかのいろいろと細かい協議をした上で一定の方針を打ち出されるということでございます。しかし、それらの内容につきましては現状は通産府等いろいろ協議をいたしている中でその審査基準の内容からその判断は公平さを欠かないために公表することが好ましくないような配慮でございます。したがって、この基準は絶対的なものでなくその市における消費者が大型店舗の出店を望んでいるかどうかということにも大きなウエートが占められてくるのじゃないかと、かように考えております。御承知のように大型店は消費者の立場に立って考えますとより豊富な商品、より新鮮な商品、より低廉な価格でという希望等々から消費者の立場も尊重していかなければならぬ、かように考えております。

御承知のように、わが国は自由国家であり自由経済であり、自由貿易を尊重されております。こういう点における商業活動は自由流通であるという判断をいたしております。今後ダイエー、ニチイの出店に伴う、いろいろな状況等につきましていずれ通産局から和泉市あて、その調整を求めてくるということは判断されますけれどもそれに至るまでの間に府、通産局等の御意見を聞きながらいろんな立場で総合的な判断をしていかなければならぬと、かように考えているのが現状でございます。

なお、商業活動調整協議会の調整についても公平でかつ適切な組織運営を確保すべきであるというような立場から委員の委嘱なり委員の職務を明確にするという、この法律の施行規則の一部を改正も行われたのが現状でございます。いろいろと手続きを踏んでいって最終的には商調協での調整機能をいかに果たすかにかかってくるかと存じておりますけれども、一応前段、現状についてかように評価させていただきます。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） 企画課の関係いたします、新総合計画並びに広域行政の状況等につきましてお答えいたします。

まず、新総合計画に関連いたしまして2点ばかりの御質問をいただきまして、その1点で審議会構成等についてでございますけれども審議会につきましては、実質、御審議をお願いする時

期は先日も申しましたとおり秋、早い時点であろうかと存じておりますが組織の編成につきましては57年度4月に入りますれば早速検討して選んでまいりたいと現在その構成メンバーについてまだ具体的検討には入ってはいませんが、審議会規則がございますので、これらにのっとって進めてまいりたい。

参考までに申し上げますと一応規則上は、審議会の委員は25名以内とする、そして委員は市議會議員、関係団体の代表者、学識経験者、市の職員とこういった一定の基準が示されておりますのでこれらの線におおむね沿った形で検討しながら編成をしてまいりたいとかように考えております。

次に基礎資料の収集の内容についてでございますけれども基礎資料のまず1点としましては昨年の9月ごろ全庁的に各課に対して基礎資料の調査用紙を配布しました。それは指標の作成、そして各事業項目についての何年かの推移を調べるための表の作成——全百2,30項目あったかと思っております、それらを作成願った、それが基礎資料の1点。

次に、2点目の資料としましては市民アンケート調査を実施いたしました。これにつきましてその調査結果の分析と申しますか、現在作業中でございまして間もなく成果があがろうかと存じます。

基礎資料の3点目としましてはさらに行政各部門ごとに、いわゆる課題シートという名称でございすけれども現状の問題点あるいは課題、それから課題の将来の方向づけといったものも各関係課に専門家も交える中でヒアリングをいたしてまいってございます。基礎資料の収集の内容はおおむねそういったことでございます。

次に広域行政整備計画のその後の動向についてでございますが56年度の経過でございますが、特に目玉的な目ばしいと言いますか動きはなくてまことに残念なんです協議会を設立いたしましたときに圏域の共同事業として検討する項目、5項目がございまして不燃物の処理施設の整備であるとか総合スポーツのできるレクリエーション施設の整備、休日、夜間診療のネットワークの確立、ボランティア活動の育成、中小企業従業者の技術修練事業の促進とこういった5つの検討課題がございす。それらにつきまして4市1町の事務レベル間で一定の調査をいたしましてそれらについてまとめの報告ができる段階までまいっております。また、これらを今後進めていく上でいろいろと参考とするために先進都市の視察等、事務レベルで実施いたしております。そしてこういったことを踏まえまして57年度は泉北広域行政圏としても圏域の共同事業を推進すべく調査、検討をさらに進めるといったことで今回負担金として52万1千円を計上させてもらっているわけでございます。

なお、この3月の20日に協議会を開催いたしまして56年度の決算、57年度の前算その他

圏域の共同事業等についてを議題といたしまして協議会を開催する予定となっております。

以上、簡単ですがただいまの関係のお答えを申し上げます。

- 副議長（仁井 明君） 次。
- 指導部次長（竹田明郎君） 青少年の非行問題につきまして担当の指導部・竹田よりお答え申し上げます。

昨日よりお答え申し上げてまいっておりますとおり青少年を取り巻く環境は、社会環境あるいはまた青少年の意識が非常に変革してまいりまして複雑、多様化してまいっております。本市におきましても青少年の非行につきましてはいろいろと特徴的なものが挙げられてまいっておりますが、特に凶悪または粗暴犯的な行為は横ばいの状況でございますが窃盗の中でも特に自転車あるいはオートバイ、またスーパーマーケット等における万引きというようないわば都市型のような犯罪が非常に増高の経過をたどっております。また、これらの年齢別に見ますときにも非常に低学年化していることも1つ、特徴として挙げられるのじゃないかと存じます。このほか、物の乱用、特にシンナー、ボンドにつきましてもやはりいろいろと対策を講じている半面、まだまだ減少に至らず青少年の健全な心身等を阻害しておりますので、これらも非常に大きな問題として扱わなければならないと思っております。

これらの対策といたしましてはまず家庭教育にも非常に大きな役割があると思っておりますので私たち教育委員会行政といたしまして本年度より中学校区ごとに家庭教育講座を開いてまいり、ひとつ家庭での親と子の問題等についても勉強会等を開いていきたいと存じております。

さらに学校におきましては生活指導の先生方の特に活発な活動を要請するところでございます。とりわけ家庭と地域との連絡の協調あるいは情報交換、また担当者の研修、連絡会の強化などを図っていくとともに事あるごとに街頭にも出ていただきまして行動していただきたいと思っております。これは生活指導の担当の先生だけでなく本問題解決には全職員が当たらなければならない問題でございますので児童、生徒の実態把握をいたし、また生徒、児童の理解を求めながらこれらの実態把握に努め指導してまいりたいと思っております。

また、この問題は社会全体の問題としても取り組んでいかなければならない問題でございます。幸いに本市では校区ごとにその実態に応じた事業を展開していただくために各種団体の方々のお力を得まして校区青少年問題協議会をつくっていただき、いろいろの活動を展開しているところでございますがさらに活発な活動を要請してまいりたいと思っております。また、社会教育の青少年対策事業といたしましては健全化に向けまして健全育成の事業、具体的には奉仕活動あるいはふるさと運動青少年の仲間づくり等の運動をも展開してまいりたいと思っております。

さらに現在、大阪府ではこれまでの大阪府の保護条例がございましたがただいま全面改正の機

運がございます。いろいろと審議されているところでございますが、この9月を目指して大阪府の青少年健全育成条例の制定をも目指しているところでございますし、これら条例制定を基にいたしましてきめ細かな事業を展開してまいりたいとかように思います。よろしく願いいたします。

- 副議長(仁井 明君) それではお昼のため1時まで休憩いたします。

(正午休憩)

(午後1時4分再開)

- 副議長(仁井 明君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。勝部議員。
- 7番(勝部津喜枝君) 休憩時間中に副議長さんから時間の御指摘を受けておりますので再質問を厳選いたしました。端的なお答えをお願いいたしたいと思います。

1つの財政問題で基地交付金の自治省、防衛庁の割合がわからないまま総額での決定を受けているということですが、この点はいつかの原議員の質問の中でも同じ御答弁をいただいた記憶があります。ひとつ予算委員会もでございますことで府へ問い合わせるなり、その辺が明らかにできないものかどうか御研究いただきたいと思います。あわせて例の射撃場が8月末で完成、まあ、ほとんどできているようなかっこうに見えますけれどもこの辺が理屈としては基地の能力強化ということいろいろありますけれども、やはり今後の見通しの中での総額予算としては市はどういうふうな態度をとっていかれるつもりなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

都市整備基金の利子が当初予算に組み込まれていないということにつきましての理由ですね、お答えいただきたいと思います。

第二点目に国保会計についてはさらに詳しい審議には譲るといたしまして端的に申し上げまして市政方針の中で国家の審議を見ての予算の組み替えですか、そんなことが書いてありますのでいわゆる年度途中の値上げというようなことはないかというようなことを確かめておきたいと思います。

それからスーパー問題ですけれども御発言の言葉じりをとらえるわけではございませんけれども消費者の要求ということで新しいとか、いろいろ言われておりますけれども現状は主婦の立場から見ましても安いとか新しいとかいうことだけでとらまえ方には大きな問題があります。それはさそおきまして確認したいのですけれども新しい通達が出てからいわゆる出店予定の大型店舗は、和泉市へ来ておるといふふうに理解していいかどうかですね、それとそれがいわゆる通達の中で書かれている「事前の説明」ではないというふうな受けとめでいいのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

それと学校教育に関してですけれどもいろいろと御努力をいただいておりますこと、昨日の答弁来よりなっているのですけれどもやはり大切なことはそれらを行うための予算措置が裏付けとして

当予算の中でどういうふうになっているかということが1つは明確ではないということ。あわせてまして私、卒直に疑問に思いますのは非行問題は社会教育全般、社会活動、青少年対策全般ということとあわせてやはり教育の現場で起こっている教育の荒廃ということが非常に大事な観点だと思っております。その辺では教育の現場における努力という点での対症療法的な解決策でない、また管理主義でない教育の現場のとらまえ方というものが必要ではないかと思っております。

その点で竹田次長の御答弁で一生懸命言っていたことは結構なんですけれども、やはりこれほどいまの教育問題の中で社会全体の問題として苦慮しているのにも関わらず、このことについての教育長の御発言がいただけないということについて非常に残念に思います。改めて御答弁いただければ幸いですし、指摘しておきたいと思っております。以上です。

○ 副議長（仁井 明君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 基地交付金と基金の利子についてお答えを申し上げたいと思っております。御指摘のように勉強させていただきたいと思っております。

それから基金の利子につきましては当初段階で金額がまだ不確定でございますので受取利息の確定した段階で歳入に計上いたしたいと考えておりますので当初計上いたしておりません。以上です。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） 国保会計の予算の組み替えの件でございますが現在参議院で継続審議されております老人保健法案が通過いたしまして、いま現在言われております10月実施ということになりますと、現在計上してございます歳入科目並びに歳出科目の組み替えが必要になってまいります。そういうからこうから法案が実施されました段階で予算の組み替えをさせていただきたい、それと保険料の件でございますが、今年度は老人保健法案の絡みもございましていまのところ値上げせずに56年度と同一の料率をもって運営してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） まず前段、先ほどの答弁の中で消費者の立場に立ってより豊富なまた商品の新鮮等々申し上げておりますのは大型店出店に伴ってこれらがマッチするものだというような判断で、私は申し上げたものではございませんので、ただ消費者の立場に立ってこれらを望んでおられる中で流通経済が成り立つのじゃないかと、かような判断で申し上げましたので誤解のないようお願いいたします。

それで大型店舗のダイエー、ニチイの出店計画は現実にあるのかどうかというお尋ねでございますけれども、現状の中から認識いたしまして出店計画ありというように私は判断いたしております。

それから2点目に現状の状況は事前説明に当たるかどうかということでございますけれども、府、通産の対応、またダイエー、ニチイの対応等々判断いたしまして事前説明の段階であるというように判断いたしております。

以上でございます。

- 副議長（仁井 明君） 次。
- 教育長（葛城宗一君） 青少年の非行対策の教育現場における取り組みについてお答え申し上げたいと思うのでございます。

お説のとおり現在の青少年の非行問題につきましては御理解いただきますように、いろいろ家庭、学校、社会の中にふくそうした問題がございます。その具体的な対策を立てるということはなかなか尋常ではございません。しかし、学校におきましては公教育に携わるものとして理由のいかんを問わないで責任の転嫁は許されないという考え方に立ちまして、まず、学校教育においてはその指導に当たって基本的な考え方として教師、先生等の共通理解をもって学校ぐるみで事に当たるということを強く指導しておるわけでございます。また、生徒の生活実態を的確に把握して充実した教育活動が展開できるように心掛けるということを指標といたしております。加えて生徒と先生の相互の心の触れ合う人間関係を常々深め、積極的な指導に当たるように常々取り組んでいる次第でございます。

なお、また先ほども次長の方がお答え申し上げましたが家庭や地域諸機関との連携を密にいたしまして御理解のとおり小、中、高等学校関係の連絡会を持つとともに、PTAの生活指導機関の方々等も交えてその指導に当たっているような実態でございます。

なお、また先般も御指摘ありましたように社会環境づくりの中では青少年問題協議会等のお力もいただき、その中でポルノ雑誌、あるいはまたシンナーその他等の自粛をして願えるように地域活動を続けますとともにそれらの取り扱っておる店に対しまして「少年を、青年を守る店」というステッカーを掲示願って協力願えるように呼び掛けているような実態でございます。今後さらに御指摘を体しまして本市には幸いにもマスコミに載るような大きな問題には至っておりませんが、軽微なことも含めて500件余の年間事件が発生しているような事情の中でよりさらに積極的に対処するように現場と一致して取り組んでいく所存でございます。その点、御理解いただきたいと思います。

- 7番（勝部津喜枝君） では最後に全体を通して意見を述べさせていただきたいと思っております。

最初の市長さんへの質問の中で、都市経営論といいますか都市経営の問題につきまして言い方、表現というようなことでの答えをいただいておりますけれども私はやはり今年の予算編成全体を通じての非常に無視できない重要な観点だということで、もう少し詳しいお考えをいただき

かったと思います。その点ではこれは大変幼稚な計算かも知れませんが1つの例として真にやむを得ない料金の値上げということで葬儀料でございませうけれども、いろいろ霊柩車の委託料、消耗品等の値上げ等も含めまして私が計算してみましたら、ざっと396万ぐらいかな、その中で増収見込みが1,039万ということでやはりあとはほとんど人件費ということが大きな比重を占めていると思うのです。私、事ほどきょうに人件費を含めてすべての経費の原価を出してこれを市民負担でやっていくということが1つは赤字財政脱却の本市における都市経営論というものの1つの基本ではないかというふうに推察するわけです。

その点でまた御異論は予算委員会等での細かい質問の中で明らかにしていただければいいと思いますけれどもすでに御承知のように2年連続の可処分所得のマイナスはもちろんのこと、総理府の統計調査によっても非常に深刻な国民生活の実態出ておりますし、あわせて大阪府の勤労家計の調査の中でも大阪府下の実質、名目を含めて賃金の伸びは全国の半分以下だということに出ておりますね。それがしかも構造不況の業種が多いことと残業やボーナスの伸びなかったということが大きな原因と指摘されておりますけれども先ほどの財政問題の質問の中でも年々法人市民税の鈍化の中で本年は3,900万円の減を見込んでいるというふうに国民生活の実態もまた中小零細企業を含めまして内需の発展に寄与しているという立場のとらえ方から見れば非常にあらゆる面で深刻だということです。あわせて児童手当の所得制限強化のための対象人数が300数十名削減されていることなど、また老人保健法案が結局は1,800万の個人負担の増に見られますように老人医療有料化への道を開くものであってまた診療を抑制するものであるというようなこと、また国民年金の保険料も16%も上げられるのに受ける年金はわずか4%の増というようなことで、すべての面で生活が大変になってきている、こういう中で二重、三重の実質増税の苦しさの中で都市経営論を主張することは私は、自治体をあずかるものとして今後の自治体行政の中でやはり無視してはいけない問題点の指摘として申し上げておきたいと思うのです。

もう1つは町づくりに関係といたしまして都市の未来像はビジョンを明らかにすることだということだということですので昨日来からの中央丘陵の開発に関しましても企業ゾーンの質問の中で何か新しい名称でエリアを確保している、協議中だというふうなことをお聞きしましてね利用決定はしてないけれども協議中だという点で一体どこまでどんな話が進んでいるのかということをお聞きしたいです。たとえば最近市役所が山手の方へ行くのと違うかというような街のうわさやら質問をよく耳にするのです。やはり大変大きな町づくり開発が行われるという中で街の中ではいろいろな推測、憶測があるのは事実です。そういう点では早く骨格だけでも示すべきであります。その点で当初申し上げましたように市民参加と情報の公開を原則ということではある資料をもっと明確に出すべきだということをおわせて中央丘陵の開発が昨日の御答弁で

も新総合計画の中で中部都市の開発の位置づけということも明らかにされておりますので審議会の資料に提出される予定の基礎資料、アンケート調査の分析を含めまして市議会への提出を要望しておきたいというふうに思います。

保全条例ですけれども、これは私自身が審議の過程に参加いたしましたので内容はさておきましてやはり運用の面での市長の政治姿勢をお尋ねしたわけです。基本はやはり上級法優先であるということ、これを指摘しておきたいということを申し上げたいと思います。意図的、政治的な運用に左右されない、真の環境をよくする立場を守っていただきたいということを申し上げたいと思います。

最後に保育料の値上げですけれども、これはやめていただきたいと思います。5千名を上回る要望署名も出されておりますこととあわせて市民部次長の答弁の中で56年度の決算見込みと55年度の決算状況が数字で言われておりますけれども実質保育料の値上げはしなくても所得税減税が据え置かれていた中で約3千万近い増収が見込まれるという中で本年度、保育料の値上げをやれば二重の値上げになるということ、また予算委員会の審議で詳しく御検討いただきたいのです。けれども57年度の当初予算の編成についてもよしんば値上げをしなくてもこの収入見込みでやっていけるということが出てくるのではないかとこのように思います。その点で保育料の値上げについてはやめていただきたいということを見解として申し上げておきたいと思います。

大変時間が超過いたしますようで、この辺で終わらせていただきます。



- 副議長(仁井 明君) それでは次に1番・若浜記久男君。
- 1番(若浜記久男君) 通告順に基づき質問の趣旨説明を行います。

まず、「市政運営方針」としてありますが内容はきわめて簡単でございますので端的にわかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

初めに国及び地方財政計画の厳しい抑制の中での予算編成、大変だったろうと思います。さて1982年度の国の予算でございますがこれらは昨年1月の臨時行政調査会の設置、第1次答申、臨時国会で行革関連法の成立、ゼロシーリングという一連の動きの中で編成されたもので次年度の予算を行革予算にしたと言えます。鈴木首相が、「増税なき財政再建」、いわゆる増税なしで1984年度の赤字公債をゼロにすることを公約したり、行政改革に政治生命をかけるといった政府方針があるわけでございますが、この政府予算案に市長はどのような見解を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

2目次に、また財政の果たす役割りについてどのように考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

次に本市の予算でございますが自主再建3年計画で順調な経過をたどってはいるものの、なお

予断を許されない状況にあることは十分承知をしておるところでございます。そのような中で新しい施策を盛り込みながら全体にいわゆる基本目標に配慮されていることには評価をするところでございます。しかし、市政方針演説を聞きますと財政の悪化を招きたくないということで消極的な市政担当としか受け取れないわけでございます。財政再建が最重要だとは私自身も同じ考え方を持っておりますが、やはり財政再建を図りながら積極的な行政を行うことが執行権者として優秀であろうかと思えます。この両面を持ち合わせた政策といいますか事業と申しますか、それらの考え方を持っておられるか、お尋ねしておきたいと思えます。

それから先ほども勝部議員さんの御指摘にもありましたように基本構想、基本計画等の代案が4月には出されるのではないかとというような答弁もあったわけでございますが重複する部分については省略をいたしますけれども1点だけお聞きしておきたいと思えます。この基本構想の代案の中において超目玉となるようなものがあるのかどうかということを端的にお答えを願いたいと思えます。

それからボランティア育成についてでございますが今後のあらゆる事業、行政を進める過程で先の広報にもボランティアの募集の掲載がされておったわけでございますがこのように奉仕活動いわゆるボランティア活動は避けて通らないものだと思います。そのような中であらゆる奉仕活動グループができてくると思えます。危険な奉仕活動もあるのではないかと、そういう中で事故等も当然予想されます。それらの事故等についての補償問題等について考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

最後に先ほども質問がございましたように本市の値上げ——いわゆる各地方自治体においてもいろいろな値上げが上程されております。本市におきましても葬儀料、保育料の問題が上程されておりますが非常に残念であり遺憾であります。この葬儀料の点だけを取り上げてみましても、上程の中で説明ございましたように年間2千万円ほどの赤字、その中のほとんどが人件費だというふうに聞いておるわけでございますが、その2千万の半分を市民負担お願ひしたいということでございますが、これくらいの金額ならば市負担で創意と工夫によってできるのではないかと、そういうふうに感じますのでこの点も答弁をお願いしたいと思います。

次に2点目の、「特別職の報酬について」でございます。特別職の報酬値上げが先の新聞で大々的に取り上げられ市の財政実態、公共料金等の高さ、使用料、手数料の問題、そういう問題の中から市民の感情を刺激していることは御承知のことと思えます。私はこの問題について質問するのは過去の経過からして判断に迷ったわけでございますが市民の声を無視するわけにはまいりませんので、あえて卒直にお尋ねをする次第でございます。しかし初めにお断りしておきたいのは特別職の——市長を含めた議員までの報酬が高いとか安いとか、値上げをするとか値上げを

しないとか、こういう問題については言っておるのではないということを理解していただきたい
と思います。

まず第1点として市長が和泉市特別職報酬審議会に諮問された経過等についてお聞きをして
きたい。

第2点目に市長が任命した和泉市特別職報酬等審議会のメンバーについて、これは肩書きだけ
でも結構でございますので教えていただきたいと思います。

第3点目に審議会において7人のメンバーの意見、質疑はどうだったのか詳しく報告してい
たきたいと思います。もちろん採決の結果も含めてございます。

第4点目に新聞等マスコミに記事提供をするのはどの窓口かをお聞きしたい。

第5点目として阪南の特別職の報酬について、わかっておれば答弁をお願いしたいと思いま
す。

次に3点目の「市設基地について」であります。和泉市も大阪のベッドタウンとして年々開発
が進み、第2のふるさととして永住を希望しておられる方が4割弱に達しておられると聞いてお
ります。既存の鶴山台、弥生町、光明池、青葉台、緑ヶ丘、さらには中央丘陵の開発と人口誘致
に積極的な姿勢を示すなら当然受け入れ側としてふるさとを捨て、骨を本市に埋めようと高価
なマイホームを購入された方々が墓地を希望される事実に対して要望を満たしてやるのが当然だ
ろうと思います。そこでお尋ねしたいのが市の管理する墓地の保有はどれほどあるのか、2点目
に、公募の考え方はないのか、3点目に造成の考えはないのかをお聞きしたいと思いま
す。

以上、簡単でございますが質問の要旨の説明といたします。

なお、質問の権利を留保いたしましてこれで終わります。

- 副議長(仁井 明君) 答弁。
- 市長(池田忠雄君) 若浜議員さんから市政運営方針についてほか2点、お尋ねがございま
した。基本的な考え方を私から申し上げ、あとは担当部長よりお答えをさせていただく、このよ
うに存じます。市政運営、予算の割り振り等について一定の御評価をいただきましてまことにあり
がとうございます。行き届きませんが一生懸命創意と工夫をこらす中で予算編成をさせて
いただいたわけでございます。

国予算、いま国会で論議中ございまして、これ一体どう思うかというお尋ねでございますが
まあ、国会の方でいま予算御論議中でございますので論評は1市長として差し控えをさせていた
だきますのでお許しを相賜りたいとこのように存じます。ただ非常に国の方も大きな赤字を抱え
ている、これをどうしていくのだという臨調なり行革という方針、あるいはそうした中での予算
のやりくりをしなければならぬという実態、赤字国債が何十兆という現況の中でやりくりをして
いくことになる。私は行政改革といいますがものはいかんにして国民に信頼をされる政治をしていく

のか、そのためにどのように効率のいい行政に仕上げていくのが21世紀に向かったの国民に負託された行財政改革の基本的な考え方ではないかと、そのように存じております。

そういう考えからするならば行政改革に一定の評価はしなければならぬ、ただ地方自治体の特徴として国の方のツケが地方自治体に回ってくる、地方に負担を押しつけての国だけの行政改革というか財政改革ということについては地方自治体として一定の、やはり批判は持っておるといように存じております。全国市長会、大阪府市長会では行政改革ということについては国民に信頼される効率のいい国政、政府のあり方というものをいかにするという点については一定の評価はしねがらも安易にそれを地方自治体にかぶせてくるというような行財政改革というものについては地方自治体の立場からしては政府に物申していかなければならぬと、こういうように存じております点だけ申し添えておきたい、このように存じます。それ自体の国家予算についての論評というものは現在国政で審議中のことですから、ひとつ差し控えさせていただきますことを御理解を相賜りたい、このように存じます。

予算編成の姿勢の問題につきましては御指摘のと通りの姿勢でございます。財政は再建しなければならぬ。しかしながら多様化する住民の要求には創意と工夫をこらして、ネコにはおっかぶりという後ろへ下がるのじゃなしに、やはり意欲的な面も持たなきゃならぬ、その相矛盾するものをいかにして調和をしていくのが行政の役割だと、このように存じております。そういう中で私を含めましてそれぞれ理事者一同、この予算編成やりくりをしながらいかにして市民の負託にこたえていくか、こうした点に留意しながら当予算案を作成させていただき市議会に御提案をさせていただいたもので御指摘のとおり財政再建と事業の実施という相矛盾点を調和と接点を図りつつ創意と工夫をもって予算を編成させていただいた点だけは、ひとつ御理解を相賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

それと料金の値上げについては非常に残念ですなという御指摘でございます私たち理事者もそうでございますが公共料金の問題につきましては厳しい目で考えてまいらなきゃならぬ、こういうような場からの御指摘であろうかと思えます。私たちがそうした点は配慮いたしている次第でございます。ちなみに昨年度は議会の皆様の御協力、いろいろと相まって1年間は公共料金の値上げすべてをストップさせていただいたという経過がございます。しかしながら部門部門によってやはり適正な御負担はひとつお願いを申し上げたい、このように存じております。できるだけ抑制する中で葬儀料につきましてはひとつ、いろいろと勘案する中で一定率の引き上げだけは御理解を賜りたい、そのかわり5段、4段、3段、2段それぞれのランクづけがございますが、ランクにあわせて政治的に配慮させていただき、庶民のお葬式については御負担をできるだけ上げないように1割足らずということで抑えさせていただきたい、こういう点、ひとつ御理解をい

ただきたいと存じます。

保育料の問題につきましては国基準が年々上がってまいります。1 昨年度国基準の90%をいただくということのルールを決めさせていただいております。昨年度ストップをさせていただきました関係上、国基準が上がる、うちがストップだという中で前年度国基準の80何%になっておったかと存じます。そういう点で前年度国基準の90%という決められましたルールに従ってのいわゆるスライドでございますので、ひとつその点は御理解を相賜りたい、ただし御父兄にとっては昨年より今年の方がちよっと負担増だという点については、まことに申しわけないと存じますがすけれども、ひとつ現下の保育実態——1人保育させていただきますと税金から4~50万1人当たりやはり持ち出しがあるという中で幾らか御負担をというような考え方でございます。スライドさせていただいたという点での御理解を相賜りますよう、これも前年度の国基準の90%ということでございます。今年度の国基準は3月に出てまいります恐らく前年度の国基準よりは大きくまた基準が上がってまいります。今年度の国基準はとらないで、昨年度の国基準の90%で抑えさせていただいたということでひとつ幾らかの御負担増でまことに申しわけございませんが御理解を相賜りたい。そのかわり他の料金の値上げについてはすべて抑制させていただいたという点、御理解を相賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

創意と工夫での予算編成でございますので、いろいろと御迷惑もあろうかと存じますが意のある点、御賢察をいただきまして財政再建とあわせまして意を配りながらも意欲的に教育、福祉あるいは土木関係等、それぞれの分野で積極的な面、もちろん持ちながらの予算編成であるという点でひとつ御理解と御賛同を得ますようによくよくお願いを申し上げる次第でございます。

それから2点目につきましては担当部長からお答えをさせていただきたいと存じますが基本的な考え方だけ。御諮問申し上げましたのが私でございますので一言だけお答えさせていただきます、あとは担当者の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

昭和54年以来、2年有余にわたります特別職報酬等の据え置きの結果、御案内のとおり近隣市との特別職あるいは議員報酬については格差が生じておりますことが第1点でございます。ちなみに申し上げますと3役につきましては府下、ほぼ最低の線に位置しておったというのが事実でございます。抑制をしておりました関係もございしますが、議員さんの歳費につきましても似たような点が言えるのではないかと存じます。こうした近隣各市との格差、並びにその他一般職につきましても給与改定を行ってまいっておりますので部長級の一部が特別職の、たとえば教育長、収入役をいささか上回ってくるというような現象も出ております。

そうした、いろいろ諸般の事情を考慮させていただきまして、もちろん御案内のとおりこれは同条例に基づきまして特別職、議員さんの報酬についてはお手盛りじゃないように、各界の代表

の皆様で十分御論議をいただいて、いわゆる御答申をいただいてそれを尊重させていただいて、私から議会で御提案させていただく、こういうルールになっております。もちろん各界代表、市内の代表の方、7名の委員さんをもって御審議をいただいた、こういう経過でございます。ひとつ、いろいろと御指摘があらうかと存じますけれども諸般の、そうした事情というものを御賢察をいただきまして何とぞよろしく御願ひ申し上げたいと、このように存ずるわけでございます。

2点目の細部につきましては担当者の方から御答弁させていただく、このように存じます。よろしく御願ひいたします。

- 副議長（仁井 明君） 次。
- 人事課長（稲田順三君） お答え申し上げます。

1点目の諮問の経過につきましては、いま市長が申し上げたとおりでございます。

2点目からの、委員の任命のかかわりでございますけれどもまず町会連合会会長、連合婦人会会長、PTA連絡協議会会長、農業委員会会長、農協連絡協議会会長、学識経験者として元市長、それから商工会の会長。以上7名とうかがっております。

それから3点目の意見、質疑の問題でございますけれども確かにいろいろな意見がございました。和泉市の財政状況を心配するというような形から和泉市の財政状況はどうなっておるかという点とか、累積赤字の解消はいつになるか、それから国の行政改革を主としてどうとらえているのか、民間企業における景気の動向をどうとらえているのか等々いろいろな意見が出されました。その中でいろいろ質疑したわけでございますけれども財政状況につきましては過去、財政赤字等抱えておりますとおり54年度を初年度とする赤字解消策と申しますか、そういう方策を講じながら54年、55年と2年間にわたって約4億程度の赤字解消を図ってきたという状況を説明いたしております。それから累積赤字の解消につきましては今後現段階では一応59年度程度を目指して、56年度から数年間というような程度で現時点では赤字完全解消を図るように努力しておるといふような御意見を御説明申し上げました。

それから国の行政改革を主としてどうとらえているのか、という問題につきましては先ほどの54年度から赤字解消を図っております。こういう上を立てて国の行政改革以前に市としての財政努力をすでに実施しておるといふような説明もいたしております。

次に4点目の新聞報道の関係でございますけれども新聞報道の窓口は秘書広報課がやっております。しかし、この特別職報酬等の問題につきましては人事担当の私も2回参加いたしております。

それから阪南の状況でございますけれども、いま市長が若干申し上げましたとおり8市中、市長は8位、助役については7位、収入役についても7位で今回の改正によって市長は4位、助役が4位、収入役が3位というような状況になるものでございます。

以上、簡単でございますけれどもよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 副議長（仁井 明君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 市設墓地についてお答え申し上げます。

端的な御質問でございますので簡単にお答え申し上げたいと、かように思います。

現在、市設墓園で保有する墓地の数は、ということでございますけれども現在えい地の墓地は8区画でございます。

それから公募の考えはということですが近くいろいろ態勢を整えまして空きえい地の公募に踏み切りたいと、かよう考えております。

それから造成の考えは、とおっしゃっておられることでございますけれども、これは新年度へ向けていろいろ対応の中で新総合計画の基本構想に取り組みおることになっておりますので、それらの基本計画の中で対応してまいりたいと、かよう考えております。

以上でございます。

○ 1番（若浜記久男君） 国の予算の件について市長にお聞きしたのは市長の政治姿勢というものとは先ほど勝部議員さんが指摘された答弁がなかったかということもございまして再度お尋ねするわけでございますけれども、国のことでございまして現在予算案というものが国会で論議されておるわけでございます。そういう中で防衛予算、軍備予算と申しますか、そういうものが非常に突出しておるこういう予算について世論の戦争反対とか軍備強化反対とかいうような声が強い中で市長がどういふふうにご考慮されておられるのかということで厳しい批判というものが出てくるのではなからうかというふうにご期待をいたしまして質問をさせていただいたわけでございます。

一般歳出の4本柱というのですか、この4本柱のうち防衛費の予算——市長も理事者の方も十分御承知かと思っておりますけれども防衛費の伸び率というのは7.75%あるということなんですね。教育が2.6%、社会保障が2.8%、公共事業は横ばいだけれども、それらを非常に圧倒しておるというようなことで前年度の防衛予算が細かい数字になりますけど、0.907かというふうにご記憶しておりますけれどもそういう数字の中から今度の予算案については0.93とこのような非常に大きな上昇が見られるわけです。いわゆる56年度の閣議の中でGNPの1%以内ということが制約としてあるわけですが、これらのことについてそれらを打破するというような非常に軍拡傾向というものご一段と加速しておるということで、私一介の——と申しますと失礼ですがけれども市長だからこういうことは言えんのだということではなくて、やはり真の声として批判をしていただきたかったというふうにご考えるわけです。これらをもっと詳しく、せっかくの機会でございますので理事者の皆様にも是非聞いていただきたいのですけれども、82年度の防衛予

算というものの、後年度負担と申しますか、これは伸びというものが異常な伸び方になっておるということは御存知だと思うんですね。この後年度負担というものが83年度以降のツケであるわけなんです。そうしますとこの総額は前年度に比較いたしまして29.7%——約30%増の1兆7千5百億ぐらいですか、こういう形で83年度に、そのうちの8千数百億を支払うというように地方交付税等にも十分影響してくるわけでございますので、これらについて反対をしていくというようなことで——私、詳しく知りませんが市長が全国市長会なり大阪府の市長会なり、そういう中で反映をさせていただきたいというふうに思うわけなんです。

そういう点でもう1点、お聞きしたいわけですが、この市長会というものが法的に根拠がどうかということと、調整力というのですか、そういうものがあるのかどうかをもう1点お聞きしておきたいというふうに思うんですけど。

○ 副議長(仁井 明君) 答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 国予算につきましての御評価というものはいろいろあろうかと存じます。ただ私、やはり各党、政党政治の中で国会の中で国会議員の先生方が政府から出された予算を審議中であるという厳正な事実の上に立って論評を差し控えていただきたいと、こういうふうにして申し上げております点、ひとつ御理解を相賜りますよう重ねてお願いを申し上げたい、このように存じます。

なお、私が申し上げました中で再度のお尋ねでございます。実は大阪府下31市でございます。町村もでございます。全国では657市でございます。それぞれ各首長があるわけでございまして、それぞれ地方自治体をおあずかりさせていただき議会と御協議をする中でそれぞれの地方の時代に即した地方分権政治を行ってまいっておる、こういう実態の中で市長が相寄ってお互いの話し合いをし、また要求すべきはそれぞれ各府県の首長に、あるいは全国市長会にまとめて一定の政府に対する提言をしたり或は陳情したりというようなことの中で、地方自治行政の進展を願う首長の団体としていわゆる相寄って市長会をつくっているというのが実態でございます。したがって、それは1つの首長の集まりでありいろいろと意見交換をし、あるいはまた要求すべきは国に対し府県に対し、お願いもしたりまた提言もさせていただいたりという中で国政の中における地方自治行政をどう守り育てていくのかということといろいろと活動を展開させていただき、議会の中での議長会におきましても同じようなそれぞれの仕組みで府下市長会、全国市長会という中で市民権の代表の市長としてそれぞれのためにいま申し上げた立場のとおりであろうと存じますけれども地方自治を守り、育てる、こういう観点で議会は議会なりに御活動をいただき、首長は首長で活動させていただいておる、こういう団体であるという点、ひとつ御認識のほどをいただきたいろいろと御協力も相賜りたい、このように存ずる次第でございます。

以下、諸点いろいろあろうかと存じますがいまの端的なお尋ねに対しまして御答弁にかえささせていただきます。

- 1番(若浜記久男君) 市長会というものがいまのお話を聞きますと非常に法的根拠とか、そういう強い調整力というものはないということでございますのでこれではせっかくの——みみっちいと言えば語弊はありますけれどもそういう中で国会議員ではないわけですけれども、少なくとも地方自治の首長ということで市長会とかそういうものが強い調整力を果たし得るような会にしてもらいたい、反映をしていただきたいというふうに考えるわけでございます。

それから財政の役割りについてということで先ほども言われておったわけですがけれども、国の予算が非常に超緊縮予算ということで社会保障とかそういうものが実質2.7%減っておる、所得税が実質3兆円ぐらいの増となるということで国民生活に不安を及ぼすというようなことで内需主導という安定成長を非常に危うくしているのじゃないかというような考え方がございます。しかしながらこれは国の問題でございまして、また今後こういう問題いろいろ地方自治にも波及してくるかと思っておりますのでそのときいろいろな形で対応していただきたいというふうに考える次第でございます。

それから第2点目でございますけれども先ほどいろいろ昨日もいろんな形で言われましたけれどもいわゆる基本計画ですね、これについて重複しますのでなかなかどこを取り上げていいのかちょっとわかりませんが、1つ大きな考え方——先ほど答弁の中にありました役所の中でのいろんな市民のアンケートなんか取られたということで大きな何かがあれば出していただきたいというふうに思うんですけども。

- 副議長(仁井 明君) 答弁。
- 企画課長(神藤恒治君) 基本構想の目玉と先ほどお聞きしたわけでございますがこれにつきましては現在、基礎資料の調査の段階でございまして7月以降、基本構想案並びに基本計画案の策定に取りかかる予定となっております。御指摘の目玉といった点につきましては、われわれ事務局としても非常に苦慮いたしているところでございまして、過日も専門の方も含めまして市内を巡回したりいわゆる目玉探しと申しますか、そういったことで準備を整え中でございます。

ただ、本市の場合全国的に強烈な目玉というものが非常にむずかしい、しかし新総合計画を策定する上におきまして何とか本市のそういった目玉というものを施策なり施設の中でも打ち出しながら和泉市のイメージアップ並びに本市の市民の誇りとなれるようなものを見出していこうというようなことで今後も努力をしまいたい、かように考えております。この点の具体化に向けましては4月以降いろいろと所管並びに関係策定委員会等々の中で十分御意見をお聞きしながら進めてまいりたい、かように考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

- 1番(若浜記久男君) これですの点につきましては結構でございますけれども、先ほど私、本市の予算案に対して若干触れさせていただいたわけですが、この和泉市におきましての地場産業と申しますか、繊維関係の長期構造不況ということで非常に厳しい状況にあるわけでございますので、そういう中でひとつ本市において事業を誘致するとか、企業立地と申しますか、雇用の拡大とか雇用の創出とか、いふ点を考えまして、何らかの考え方がないのかということをお聞きしたわけなんですけれども、その答弁が出てなかったようで非常に残念であるわけですが、各こういふ構造不況業種を抱えておる自治体において企業立地ということにいま真剣に取り組んでおるところが多うございます。

そういう中で工場建設の融資——低利で貸し付けるとか、税制面において助成するとか、そういう優遇政策を持ってやっておる自治体が非常に多うございますので、そういうことが市長の方の考えの中から出てくれば、というふうに期待しておたわけでございますけれども、そういった以外にも高等教育機関の誘致とか非常にまあ、こういうのは金もかからぬ、もうかるのじ、ないかと私自身が思っておるわけでございますので、ひとつそういう面も前向きに考えていただきたいというふうに考えるわけでございます。

それから、非常に簡単ですが、市政方針についてはこれで終わらせていただきまして、特別職の点について、ちよっとお聞きしたいと思ひます。

実は先ほど人事課長から言われましたが、この私がなぜ審議会のメンバーの肩書きをお聞きしたのかと申しますと、実はある所で非常に多くの市民の方々が集まっておられる中でのことでございますけれども、そういう形で間違いなく、このメンバーの中の1人でございますけれども、その方から「大体お前ら、幾らぐらい上げてほしいんじや。大体いまの報酬は安いのか」と、そういうことを端的に聞かれた経過がございまして、実際、この新聞報道に出る前、いわゆる答申の出る前でございますけれども、私自身が全く知らぬ間のことでございまして、私自身正直、面喰らったというか、ひどく困ったわけでございますね。非常に多くの市民の皆さんがおられる所でございまして、そういうことで、しかし「お前らが上げると言うのであれば、上げなきゃならんのだ」と、こういう言われ方をされますとね、この審議会そのものが非常に市長やら役所の隠れみのになっておる、いわゆる「言われたら上げないかん」これ私、先ほども質疑の内容等詳しく聞いたわけですが、けれども、この点どういふふうに考えておられるのか。それと、7人のメンバーの中で非常に反対の声が多かったのじやないかなというふうに思ふのですけれども、それを答申を尊重するという点であれば、まあ多数決では4対3だったかどうか知りませんが、その点どうでしょうか。

- 副議長(仁井 明君) 答弁。
○ 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。

先ほど申しあげました7名の委員さんで審議会を設置していただきまして2月1日に御諮問を申しあげ、その後3回慎重に御審議をいただく中で2月20日に御答申をいただいたわけですが審議の内容につきましては終始、私もその席におりましていろいろ1問1答もいたしました。それらの中で私も御説明を申しあげた内容は職員につきましてはこの2年間に約16%強の上昇率になっております。議員さん、特に三役——議員さんを含めまして厳密に申しあげまして2年3カ月程度改正をいたしております。その中で先ほど市長からも説明申しあげたとおりでございます。内容は、教育長、収入役あるいは助役等よりも職員の——1部職員でございますが、それらの職員の方がやや高くなってきておる、これでは特別職の報酬が適正ではないという判断はも立ちまして適正化について御諮問を申しあげたわけでございます採決でこれらの額が答申されたわけではございません。あくまでも7名の方々の慎重審議の中で全員最終的には一致という形で答申をされておりますのでその答申の内容を100%尊重した中での御提案でございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 1番(若浜記久男君) 私、冒頭に申しあげましたように特別職の報酬が高いとか安いとか言っているわけじゃないのです。正直言って議員を対象に考えてみますと、この金額の——報酬の額の尺度と申しますか、どれくらいのものであるとかその点はそれぞれのあれがあらうかと思っておりますので、これらの問題については私個人としては一番いいんじゃないか、現状でそういう考え方もあるわけでございますけれども要は、そうじゃなくて議員の地味な活動を——いわゆるマスコミに報道される内容、そういうものについて非常に市民の感情を揺さぶるというのが適切かどうかわかりませんが報酬の問題とか行政視察の問題ですね、さらには議員の定数の問題汚職の問題、こういうものが非常にニュースバリューとしてあるわけですね。そういう中で議員はそうしたら何をやっておるのだと、こういうことばかりしかマスコミに取り上げられない。正直言って議員、非常に地味な議案審議なり、さらには条例の問題なりそういうのにタッチしておるわけですね。そういうのをやはりマスコミに取り上げてもらいたいということで、こういうニュースバリューがあるということで議員の報酬の問題とか汚職の問題——汚職は別としましても行政視察の問題とかそういうことも大事かと思うのですけれどもやはりマスコミ対策として窓口になる方には議員はこういう良い問題を検討しているのだというようなことも、ひとつマスコミに大いに売り込んでもらう、活用してもらうということを切に考える次第です。これでは正直に言いまして議員そのものは永久に評価されるわけにいきませんので、こういう問題も十分考えて今後に対応していただきたいというふうをお願いをいたしましてこの問題については終わらせていただきます。

それから最後に墓地の問題ですけれども、現在8区画ということでこの8区画を公募するとい

うことですか、そうですか。ということはこれいつごろの予定になるか、その点ちょっとお聞かせ願えますか。

○ 副議長（仁井 明君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 公募につきましては市条例で定められておりました、できるだけ皆様方の理解を得られる、周知できるという方向で「広報いずみ」等に2回は掲載して徹底していかなきゃならぬとかよう考えておるわけでございます。新年度へ入りまして早速そういうふうな作業を進めながらなおまた御要望のございます造成等の御意見にも対応する、いわゆるどれだけの方が御希望があるかということが、その広報でキャッチできるのじゃないかということもございましていろいろ態勢を整備し、至急に対応していきたいとかよう考えております。

○ 1番（若浜記久男君） この墓地の問題と申しますと、非常にむずかしい面があるわけなんです。というのは墓地にするので売ってくれぬかということ、高い金積んでもなかなかやっぱり先祖伝来のということになりますとむずかしい問題でございますし、またその近辺の住民の方たちも非常に厳しい目で見るのでこの問題は非常に長く時間をかけなければならないということが言えると思うのです。

私、新興住宅地の方にいろいろ行かせてもらうわけですけども、そういう方たちが非常に墓地を欲しがっているわけですね。この間、ちょうど衛生課の課長さんの方に行きましてこういう要望ないかということで、まあ私とこは2軒だけですと、こういう話なんですけれども私の所に来ているのが、10区画ぐらい欲しいということで10人ほどの方が見えておるわけなんです。それで、私ども同僚の議員さんを通じて何とかあっせん方お願いをしたわけですけども、民間の寺院が持っておる墓地というのはもう飽和状態なんです。それと各町会が管理しておる墓地というものについてはなかなか制約があって非常にむずかしい。よそから移り住んだ人たちについてはその墓地のあっせんというものについては不可能に近いわけなんです。そういうことでやはり行政に頼る以外ないのだということで、この墓地の問題を取り上げておるわけですけども非常に造成ということについても消極的な答弁で残念ですけども、この問題についてはしつこく取り上げていこうというふうに考えておりますので、この墓地の造成の問題については一朝一夕にはできないということを十分胸に置いていただいて早急に取り組んでいただきたいと強く要望しながらこの問題を終わらせていただきます。

時間も来ましたので、私の質問についてはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 副議長（仁井 明君） 以上で皆様方の御協力によりまして一般質問は予定より早く終了いたしました。厚く御礼申し上げます。

連日、まことにお疲れのところ恐縮ですが過日の議会運営委員会で御了承賜っておりますので、11日の議案審議を明日10日に繰り上げさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

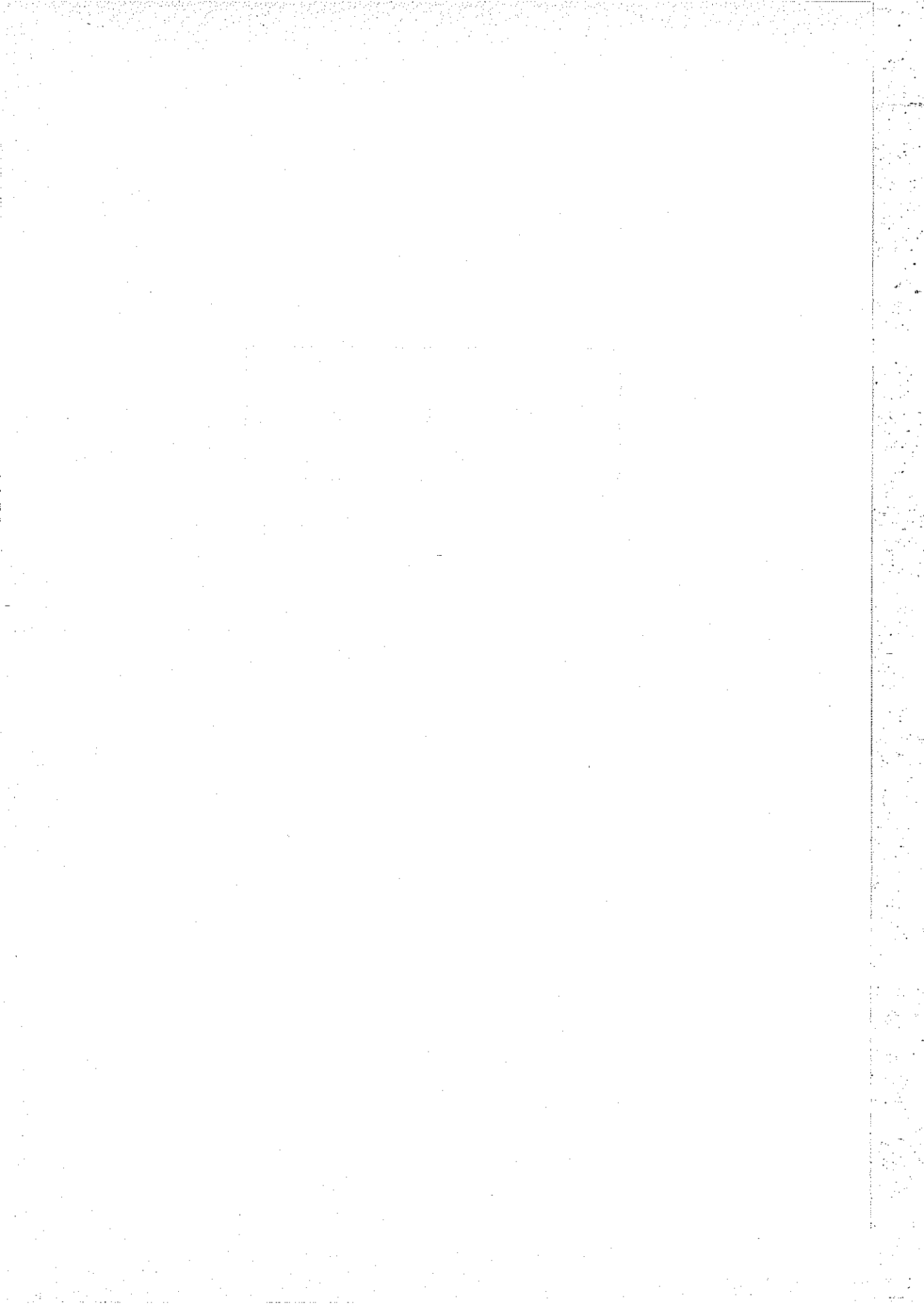
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。長時間どうもありがとうございました。明日も定刻御参集くださいますよう、よろしくお願いいたします。

（午後2時9分散会）

○

第 4 日



昭和57年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 若 浜 記久男 君	17番 橋 本 佳 行 君
2番 竹 内 修 一 君	18番 松 尾 孝 明 君
5番 田 中 包 治 君	19番 大 谷 昌 幸 君
6番 三 井 正 光 君	20番 出 原 平 男 君
7番 勝 部 津喜枝 君	21番 池 辺 秀 夫 君
8番 原 重 樹 君	22番 飯 坂 楠 次 君
9番 直 村 静 二 君	23番 田 中 昭 一 君
10番 天 堀 博 君	25番 奥 村 圭一郎 君
11番 成 田 秀 益 君	26番 仁 井 明 君
12番 横 田 憲治郎 君	27番 柳 瀬 美 樹 君
13番 並 河 道 雄 君	28番 貝 淵 博 治 君
15番 穴 瀬 克 己 君	29番 藤 原 要 馬 君
16番 赤 阪 和 見 君	

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池 田 忠 雄	市民部次長兼 福祉事務所長	中 川 鉄 也
助 役	坂 口 禮之助	産業衛生部長	広 岡 史 郎
収入役	中 塚 白	産業衛生部次長	角 谷 泰 夫
参与兼市長公室長 事務取扱	西 川 喜 久	産業衛生部次長 (商工担当)	青 木 孝 之
参与	林 德 次	建設部長	逢 野 一 郎
秘書広報課長	石 本 博 信	建設部次長兼 土木課長事務取扱	吉 田 日 出 男
財務部長	麻 生 和 義	都市整備部長	浅 井 隆 介
財務部次長	北 野 敦 雄	都市整備部理事	西 川 武 道
財政課長	大 塚 孝 之	都市整備部次長	萩 本 啓 介
同和对策部長	橋 本 昭 夫	改良事業部長	西 川 武 雄
同和对策部理事兼 解放センター所長事務取扱	生 田 稔	改良事業部次長	前 田 守 正
市民部長	富 田 宏 之	病院長	竹 林 淳

職 名	氏 名	職 名	氏 名
病院事務局 長	内 田 繁	管 理 部 次 長	逢 野 博 之
病院事務局 次長	藤 原 光 夫	指 導 部 長	高 橋 貞 良
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
会 計 課 長	赤 田 儔 信	指 導 部 次 長	明 坂 貞 士
消 防 長	松 村 吉 堯	選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉
消 防 本 部 次 長 兼 署 長	湯 川 行 夫	選挙管理委員会事務局長	農 端 小 一
用 地 担 当 理 事 長 ・ 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
用 地 担 当 参 事 長 ・ 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
教 育 委 員 長	堀 内 由 延	農 業 委 員 会 会 長	坂 上 國 治
教 育 長	葛 城 宗 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
教 育 次 長	杉 本 弘 文		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 吉 岡 昭 男
 次 長 吉 田 種 義
 係 長 西 井 正
 議 事 係 佐 土 谷 茂 一
 議 事 係 藤 原 寛 治

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年10月分)	P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年10月分)	P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年10月分)	P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年11月分)	P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年11月分)	P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年11月分)	P. 38
7	議案 第15号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	議案書その1 P. 33
8	議案 第16号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	議案書その1 P. 36
9	議案 第22号	和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案書その2 P. 18
10	議案 第25号	工事請負契約締結について (旭第二団地2期建設工事)	議案書その2 P. 39
11	議案 第26号	財産取得について (和泉市鶴山台北小学校校舎)	議案書その1 P. 62
12	議案 第27号	財産取得について (和泉市鶴山台南小学校校舎)	議案書その1 P. 64
13	議案 第28号	財産取得について (和泉市立光明台南小学校校舎)	議案書その1 P. 66
14	議案 第29号	財産取得について (和泉市立光明台中学校校舎)	議案書その1 P. 68
15	議案 第30号	昭和56年度和泉市一般会計補正予算 (第5号)	追加議案書 P. 1
16	議案 第31号	昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	追加議案書 P. 52
17	議案 第32号	昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	追加議案書 P. 59
18	議案 第33号	昭和56年度和泉市水道事業会計補正予算 (第1号)	追加議案書 P. 69
19	議案 第34号	昭和56年度和泉市病院事業会計補正予算 (第1号)	追加議案書 P. 92

(午前10時8分開議)

- 議長(藤原要馬君) 皆さんおはようございます。議員の皆様方には連日お疲れのところ多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。欠席並びに遅刻の届けの議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在、21名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告のとおり、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(藤原要馬君) それでは、本日の議事日程はお手元に御配付してあるとおりでありますので、御了承を賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第1より日程第6までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので一括議題いたします。報告の表題のみ朗読させます。

(市会議長朗読)

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和56年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年12月24日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年12月24日
- 2 検査の対象 昭和56年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年12月24日

監査委員 久光 喜多男

同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年12月24日
- 2 検査の対象 昭和56年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表の企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年12月24日

監査委員 久光 喜多男

同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年12月24日
- 2 検査の対象 昭和56年10月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年1月27日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年1月27日
- 2 検査の対象 昭和56年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年1月27日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年1月27日

2 検査の対象 昭和56年11月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年1月27日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

1 検査実施日 昭和57年1月27日

2 検査の対象 昭和56年11月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○ 議長（藤原要馬君） ただいまの報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第6号までの報告を終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第7「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第15号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市保育所設置条例(昭和48年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

和泉市立南池田第一保育園	和泉市和田町38番地の4
--------------	--------------

」を

「

和泉市立南池田第一保育園	和泉市浦田町1414番地の1
--------------	----------------

」に改める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

南池田第一保育園の移転建設により、その位置を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(藤原要馬君) 提案の理由を説明願います。
- 市民部長(富田宏之君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第15号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、既設の南池田第一保育園につきましては、老朽化が著しいことから本年度、国、府の補助金を取り付け、昨年9月市議会において園舎の建てかえに伴う予算と工事請負契約締結について御承認いただき、おかげをもちましてほぼ予定どおり、この3月末に完成の運びとなりました。したがって現在地より約100メートル西側にある、現在建設中の浦田町1414番地の1にその位置を変更する必要が生じたので、ここに提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、今般和泉市立南池田第一保育園の建設移転に伴いまして、和泉市保育所

設置条例の別表中、「和泉市立南池田第一保育園 和泉市和田町38番地の4」を「和泉市浦田町1414番地の1」に改めさせていただきたく存ずる次第でございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては、昭和57年4月1日から適用させていただきますたく存じます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤阪和見君） この改正には別段、問題はないのですが、若干、新しい園舎ということで、保育内容、人員等の点の御報告をついでにいただきたいという点と、今後の夜間警備ですか、いままででしたら、あの古い園舎のときは用務員さんが泊まりでやっておったという経過があると思うのですが、その点、今後どうなるかという点の2点についてお尋ねします。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） お答え申し上げます。

保育については本年4月より零歳児よりの保育ということで予定しております。

○ 16番（赤阪和見君） 内訳。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 定員は、零歳6名、1歳9名、2歳12名、あと3歳以上、全体で90名というのが定員でございます。

それから、警備については建てかえに伴いまして、機械警備ということで予定しております。

○ 16番（赤阪和見君） いま定員数を聞いたのですが、90名ということで、零歳から新園を開園するということですので、いままで3歳、4歳、5歳でしたね。その点の若干定数的に零歳、1歳、2歳を保育することによって定数が、3歳、4歳、5歳でどのくらい減るのかという点と、これに伴う人員の配置——保母さんの配置ですね。現在何名で今後は何名になるということで、再度お尋ねいたします。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 定数の総数については9月の議会にも出しましたけど、90名の定数というのは変わっていないわけです。そういう中で零歳児からの保育ということで、簡単に申し上げますと現在までの90名——3、4、5歳で90名の定員でやっておりましたのが、今回は零、1、2で定員27名、実際の申し込みはこれよりもかなり、零、1、2の申し込みは少ないものですから、実際は90名で残り63名ということではなしに、もう少し幅を持ったやつでいけるというぐあいに思っております。若干、定数をオーバーするものについても、いままでの経過がありますので、われわれとしても、弾力的に対処せざるを得ないというぐあいに考えております。

それから、職員配置については現在11名、職員配置を行っているわけです。まだ、最終的な入所決定を行っておりませんので、入所決定の段階で、それぞれの年齢に応じた人員配置をしていく必要があるわけですが、おおむね20名近い職員が必要ではないかというぐあいに考えております。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 10番（天堀 博君） 同じような質問なんですけども、大体零、1、2歳で6、9、12名ということではお申し込みが少ないというお話でしたけども、大体何名程度それぞれ申し込みがあって、ほとんどいまの段階では措置できるのかどうかということの見通しはついているというように思いますので、たとえば昨日でしたか1昨日でしたか、小さい子供については、3人で1名の保母とか決まっていますね。たとえば零歳児で3名の申し込みでしたら保母1名だと。それ以上になってくれば2名必要だということになってきますので、その辺との兼ね合わせで、1つは3、4、5歳の子供の申し込みが何ほあって、それに対して果たしてどこまで措置ができるのか、いわゆる昨年まで、従前のことを考えた場合に、十分市民の方、申し込まれている方の要望がかなえられるのかどうか、建てかえによる。その辺の不合理さというんですか、出てこないのかどうかと懸念されるわけですが。

それから一時、開園が間に合うかどうかということを言われてましたので、去年の説明会等のときも話が出ておったようですので、その点では、こういうように条例を出してくるということからすれば、十分間に合うように思うのですけれども、一応確認をしておきたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 現在、南池田第一保育園の入所の申し込み状況でございますが、零歳で3名、1歳で4名、2歳で7名、3歳が14名、4歳が46名、5歳が33名、合計107名という申し込み状況でございます。卒直に申しまして、4歳が46名という申し込みは、非常にわれわれとしてもしんどいわけなんですけども、従来の南池田第一保育園での状態もありますし、当分の間、経過措置等の中で弾力的に対処せざるを得ないというぐあいに考えておるので、その点で御了解願いたいと思っております。

それから、第2点目の開園時期の問題でございますが、建築課の方でいろいろ努力していただきまして、ほぼ他の保育園と同じように4月の2日の開園式に行けるというぐあいに、現在の時点では判断しております。

○ 16番（天堀 博君） 零歳児が3名、1歳児が4名、2歳児が7名の申し込みということで、ほぼ半数以下ですね、それぞれ。ですのでこれを、ずっとこれから、こういう申し込み状況になるのかどうか、ちょっとわかりません。逆に言えば、いまのところ山間部で未満児保育している

所と言え、公立では緑ヶ丘とここですかね。ですからそうなりますと、すいているというので、そこへというふうなことも考えられますし、それから減少傾向にあるという点から見れば、その点がどうなるのかというのが未定なんですけれども、これがもしふえてきた場合、3、4、5歳児については、また難儀しますわね。その点では定数90が——これは以前の、多少ぶり返しにもなるんですけれども、もう少し大きな幅で、たとえば120とか、そういう点での定数をとれるような措置ができなかったものなのかどうか、あるいは今後そういうものに対して、近くには幼稚園もございますけれども、幼稚園、それから南池田第2の問題ありますね。その辺とも兼ね合わせて、どういうふうにご考慮されるのか、その点だけ1つ確認をしておきたい。

- 市民部次長（中川鉄也君） 定数増については2年間ほど、何べんも大阪府を通じて厚生省に働きかけを行ってきたわけですけど、定数増は残念ながら実現できなかったというのが現状であるわけです。そうした中で、いま御指摘のとおり、南池田第一保育園に対する入所申し込みが、零、1、2歳の児童で殺到するという問題もありますので、われわれとしてはここだけにこだわらず、緑ヶ丘保育園、それから光明台にありますひかり保育園、それから将来的には、光明台にはもう1カ所ぐらい保育所の計画等もございますので、それらのことと、それ以外の古い保育所の将来の建てかえの中で、それらを対処していきたいというふうにご考慮しておるわけです。
- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これをお諮りいたします。
本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって議案第15号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第8「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第16号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「なおらない」を「治らない」に、「次条において」を「以下」に改める。

第13条第1項第4号を次のように改める。

(4) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員との親族関係が終了したとき。

第13条第1項第5号及び第6号中「第11条第1項第4号の」を削る。

第16条の2第1項を次のように改める。

遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(1) 第15条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）400倍

(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は廃疾の状態にある3親等内の親族 700倍

(3) 第15条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 1000倍

第17条第3項中「ことができる遺族の当該遺族補償年金を受ける」を削る。

第18条の2中「、第12条第1項又は第16条の2第1項本文」を「又は第12条第1項」に、「とする」を「とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。」に改める。

第19条第1項中「又は応急措置の業務」を削る。

第23条第1項を次のように改める。

年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても同様とする。

附則第3条の次に次の2条を加える。

(障害補償年金差額一時金)

第3条の2 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第18条の2の規定が適用された場合にあつては、同表の左欄に掲げる障害の等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、市は、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第9条第6項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、市は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

- (1) その者の加重前の身体障害の等級が第7級以上である場合、その者が加重後の身体障害の等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の身体障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害の等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の身体障害の等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（加重後の身体障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の身体障害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額
- (2) その者の加重前の身体障害の等級が第8級以下である場合、その者の加重後の身体障害の等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の身体障害が第18条の2に規定す

る公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害の等級に応じ、同表の右欄に掲げる額と同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に当該障害補償年金に係る第9条第6項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の身体障害の等級に応ずる同条第1項の規定による金額(加重後の身体障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、別表第3に定める障害の等級に応じ、同項の規定による金額と同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額)で除して得た数を乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、当該各号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟、姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟、姉妹

4 第12条第2項の規定は障害補償年金差額一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、第15条第3項、第17条第1項及び第2項並びに第21条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるので「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第3条の2第1項」と、第15条第3項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「附則第3条の2第3項第2号」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第17条第1項中「遺族補償」とあり、同条第2項中「遺族補償年金」とあり、及び第21条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第22条及び第23条の2の規定の適用については第22条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第3項中「遺族補償年金については、第11条第3項」とあるのは「遺族補償年金については第11条第3項、障害補償年金差額一時金については附則第3条の2第3項後段」と、第23条の2第1号中「又は葬祭補償」とあるのは「葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。

(障害補償年金前払一時金)

第3条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、市は、損害補

償年金前払一時金を支給する。

- 2 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
- 3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。
- 4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第9条第6項の規定が適用された場合にあっては、加重前の身体障害の等級に応じ前条第2項各号に定める額（加重後の身体障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該補償年金の額の合計を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍、又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。
- 5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、1に当該最初の障害補償年金の支給期日から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）1年につき100分の5を加算して得た数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達する月まで、その支給を停止する。

附則第4条を次のように改める。

（遺族補償年金前払一時金）

第4条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、市は、損害補償

費として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

- 2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
 - 3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。
 - 4 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1000倍、800倍、600倍、400倍、又は200倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の1000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。
 - 5 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上ある場合には、第1項の申出及び前項の選択は、これらの遺族がそのうち1人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。
 - 6 第12条第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、前条第5項の規定は遺族補償年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第4条第4項」と、前条第5項中「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「第1項の申出が第2項ただし書」とあるのは「次条第1項の申出が同条第2項ただし書」と読み替えるものとする。
 - 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第16条、第16条の2又は第22条の規定の適用については、第16条第2号及び第16条の2第1項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第22条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第3項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。
- 附則第5条を削り、附則第6条を附則第5条とし、同条第4項を次のように改める。
- 4 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当若し

くは福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から自治省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ自治省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

- (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合、児童扶養手当法第4条第2項第2号若しくは第4号若しくは第3項第3号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第2項に定める給付
- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合、児童扶養手当法第4条第2項第3号に定める給付

附則第5条の次に次の1条を加える。

（葬祭補償の額に関する暫定措置）

第6条 当分の間、第18条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和56年11月1日以後に死亡した場合について、新条例附則第3条の3の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。
- 3 改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例附則第4条第1項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新条例の規定を適用する。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度を創設するほか、遺族補償年金に係る一時金に関する規定の整備を行い、消防団員及びその遺族に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（松村吉堯君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第16号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令昭和56年政令第312号が、去る56年10月30日公布され、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払い一時金の支給に関する制度が創設されたほか、遺族年金にかかる一時金に関する規定の整備が行われたことに伴い、本市においても所要の規定整備を行う必要が生じたので御提案申し上げる次第でございます。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

本条例本文中、第11条第1項第4号、第13条第1項第4号、5号、6号及び第16条の2、第1項並びに第17条第3項、第18条の2、第19条、第23条の第1項のそれぞれの規定は、字句の訂正または表現の簡素化、明確化を図ったものでございまして、内容そのものの変更はございません。

附則第3条の次に2条を加え、先ほど提案理由の中で申し上げました「障害補償年金差額一時金」の支給をすることについて、第3条の2及び3として新たに入れさせていただきました。すなわち第3条の2では、障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、すでに支払われている年金及び前払い一時金の合計額が、おのおの障害等級に規定する倍率を障害補償基準額に乗じて得た額と差額等が生じた場合、それに相当する金額を「差額一時金」として支給するよう定めたものでございます。

同条第2項の規定は、加重による身体障害を受けた方が死亡した場合、これらの方々に支給する補償年金一時金の額の算定方法及び同条第3項では、それらの損害補償年金差額の支給を受けることのできる遺族の順位及びその範囲を規定したものでございます。

同条第4項及び第5項につきましては、それぞれ適用条文の読み替えについて規定してございます。

次に第3条の3は、障害補償年金前払い一時金について、請求に関する申し出の方法、支給額の選択及び算出並びに前払い一時金支給後の障害補償年金支給経過措置について、それぞれ第1項から第5項にわたり規定させていただきました。

同附則第4条は、従来暫定措置として規定してまいりました。遺族年金前払い一時金について制度化するものでありまして、申し出の方法及び額を選択、並びに遺族年金前払い一時金の遺族代表受領等について触れさせていただいております。

次に、附則第5条を削除いたしまして、第6条を第5条とし、他の法律による給付との調整について、特に同条第4項の児童扶養手当または福祉手当との併給について規定を改正させていただきました。

さらに、さきの附則第5条の次に1条を加え、附則第6条として、当該補償の額に関する暫定措置について、当分の間、補償基礎額の60倍を葬祭補償額として定めさせていただいております。

なお附則として、改正後の条例は公布の日から施行し、昭和56年11月1日以後に、それぞれの年金支給権利の発生者について適用いたしたく、また適用期日後、改正条例施行までの間について、みなし規定を定めさせていただいております。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお47ページ以降に参考資料として「新旧対照表」を掲げさせていただいておりますので、御参照の上慎重御審議を賜り、原案どおり御可決、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

日程第9「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第22号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の勤務時間は、1週間につき44時間を超えない範囲とする。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により前項に規定する勤務時間により難いと認める場合は、前項の勤務時間を変更することができる。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

近時の労働情勢及び近隣各市の状況にかんがみ、規定の整備をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新	旧
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、1週間につき44時間を超えない範囲とする。</p> <p>2 市長は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により前項に規定する勤務時間により難いと認める場合は、前項の勤務時間を変更することができる。</p> <p>8 略</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、1週間に44時間とする。</p> <p>2 市長は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により前項に規定する勤務時間により難いと認める場合は、44時間を下らず48時間を超えない範囲において前項の勤務時間を変更することができる。</p> <p>8 略</p>

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 参与（西川喜久君） それではお許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第22号「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

近時の労働情勢及び近隣都市の状況にかんがみ、勤務時間に関する規定の整備をいたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

その内容につきましては、条例第2条第1項中「職員の勤務時間は、1週間につき44時間」と規定しておりますのを「1週間につき44時間を超えない範囲内」に改めようとするものでございます。

また、同条第2項の改正は、1項の改正に伴い規定の整備を図るものでございます。

なお、この条例は、来る昭和57年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上、議案第22号についての提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（田中包治君） これね、私は問題があると思うんですよ。私は12月の議会で質問したときに討論もせずして、ごまかしの的に時間をごまかそうとしている。これ出すのでしたら、まず最初に、規則を参考資料として出すのが当然なんです。ところが出しておらない。それともう1点、それでは現在の規定が生きておるわけですね。そうすれば1時間の賃金カットをどう補正予算においてやっておるのか、ここらをはっきり、明確なる御回答を願いたいと思います。

それから、この規定からすると、同一労働同一賃金の原則からいって、病院なり消防署の勤務体制はどうなるのだ、こういういろいろの問題が絡んでくると思います。だれでも構わん、適当にやらず、まあまあ式的な条例であっては困る。したがって規則を並行して出すのと、過去何年間か知りませんが、遅刻が35分、早退が15分やっているわけです。毎日。この処置をどうするのか、この点、明快なる御回答を願いたい。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 人事課長（稲田順三君） お答えいたします。

規則の件に関しましては、本条例が御審議願って御可決された後、規則改正を行いたいということを出しております。

それから府下の状況でございますけれども……。

○ 5番（田中包治君） よその状況、聞いてへんのや。

○ 人事課長（稲田順三君） 規則の改正はそういうことでございます。

それから、予算の件に関しましては、この問題につきましては、昭和42年6月15日から現在の勤務体制になっております。そういう関係上、御理解願いたいと思うわけでございます。

それから、病院とか水道の件に関しましては、確かに39時間15分ということになりますと一部問題が生じますので、条例では「44時間を超えない範囲」ということに規定いたしまして、2週間なり、もしくは4週間で39時間15分を超えないということに対応いたしたいという考え方の上に立ちまして、条例上は「44時間を超えない範囲」という形で対応させていただきたいと考えますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 5番（田中包治君） 私は、1つの問題から考えて、それでは逆に聞きますわ。市長が、現在の勤務体系にする資格があるのかないのか、もしないとするならば、当然これは賃金カットすべきである。あるというなら、はっきりこれ言うてよ。

○ 人事課長（稲田順三君） 先ほども申しましたように、実態としては、42年からこういう経過を踏んできたということを御理解願いたいと、これで御理解願いたいということで説明させていただいておるわけでございます。

○ 5番（田中包治君） そんなもので納得できませんよ。議会を何と考えてますねん。議会冒瀆もはなはだしい。そうでしょう。はっきり条例が44時間でしておりますねん。大阪府もこの間の統計でも、44時間やっているのは和泉市とどこと、5、6書いておりました。外部には44時間とはっきり言うてます。これはまた言わな仕方ないから。実質はやっておるのや。私、聞きたいのは、条例をかえるのは議会しかない。この責任は一体どうしてくれますねん。そうなる、これははっきり言ひまして労働組合に団体交渉権ありません。ただ、勤務体系に対する具申するだけなんです。それで合うたら議会に出てくる。これ何でやらなんだ。団体交渉権のないところと相談して決めたものが、それがためにここに条例になってきておる。そんなでたらめなことをやっておって納得できるわけがない。いまになって納得せいと言ったって。それだったら前に質問したときになぜ言わなんだ。

○ 参与（西川喜久君） 確かに田中議員さん御指摘のとおりでございまして、現行条例では、職員の勤務時間は、1週間につき44時間とするということになっております。その後たびたび御指摘もいただきまして、前回も申し上げましたように、でき得る限り実態に即した条例改正をひとつ御提案を申し上げて御審議を願いたいというお答えを申し上げてきております。44時間、条例で決めておりながら、39時間15分で十数年間まいってきておることは事実でございまして、これにつきましては、先ほど人事課長からもお答え申し上げましたように、いろいろ労働諸条件のこととございまして、大阪府下31市ある中では28市程度が39時間15分、本市のよ

うな勤務状態に今日までなっております。それが44時間で条例で決めながら、おかしいじゃないかと御指摘もいただきまして、ごもっともでございます。したがって今回、実態に即した——実態は39時間15分になっておりますが、まあ、44時間を超えない範囲内と、実態に即した条例改正を御提案申し上げる次第でございます。この点、ひとつ御理解をいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

- 5番(田中包治君) そんなもの納得できませんよ。そうでしょう。議会が冒瀆されている。理事者が、議会がどんなものであるかということがわからない。そうでしょう。自分で勝手に、それに基づいて規則をつくってますねん。8時30分から5時15分。労使で勤務時間、勝手に短くした。短くしたら、それは効力発生しない、だれが考えたって。そうしたら賃金カットするのはあたりまえや。それは承知でやったんやろう、賃金カットを。
- 議長(藤原要馬君) 理事者答弁。
- 市長(池田忠雄君) いま、担当参与からお答えいたしましたように、確かに実態という面からいたしまして、種々御指摘をいただいていたところでございます。まあ、こうした実態に即した改正ということで、今回、御提案をお願い申し上げた次第でございます。この御可決を待って規則の改正を実態に即応したものにいたしたい。こういうように存じておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。
- 5番(田中包治君) そんなもの、そんなこと言うたらしょうがない。そりゃ4月1日からそうしたらいい。そやけど、それまでにやった行為の賃金カットをしなさい。当然。あなた方、権限ないんです。あなた方、8時15分から5時15分、書いて決めているんでしょ。何でやらの。それやったら、あなたのポケットマネーから弁償するのか。そりゃ1時間、平均出したら500円ある。それ賃金引いてもらわな困ります。あたりまえの話や。そりゃ議会は承知しませんよ。賛成する議員あったら言うてください。
- 助役(坂口禮之助君) 御指摘をいただいております点は、確かにそのとおりでございます。条例、規則あるいは理屈の上からいきましても田中議員さんおっしゃるように、いわゆる44時間に満たないような、39時間15分との差額は賃金カットせよと、確かに1つの、正しい理論かというふうには私も存じます。しかし42年以降、そのような扱い方でまいておることもまた事実でございますので、これはいわゆる団体交渉権云々の問題もございませけれども、市職員組合との間で、いわゆる大阪府下各市の勤務条件、勤務時間等の実態の上から再三、協議を重ねながら、そのような実態の扱い方にさせていただいてまいった次第なのでございます。そういう経過からいたしまして、今回御指摘をいただいておりますような賃金カットということにつきましては、これはまあ、大変な問題になります。事実上われわれといたしましても、まず、不可能に

近い問題ではないかというふうに思うわけでございます。何分ひとつ、何を言ってるかという御指摘があるかと存じますけれども、こういう過去、長い経緯と、それから実際の状態というものを御理解を賜りまして、この際ひとつ、原案どおり御可決いただきますように、これはお願いする以外ないと思います。ひとつよろしく御理解を賜りたい。かように存ずる次第でございます。よろしく願いいたします。

- 5番(田中包治君) そんな話はわかっていることなんですよ。こんなもの法規、法令に基づいたらはっきりしてます。賃金カットせないけませんねん。よそがしておるといふなら、よそはちゃんと議会の手続きしておるやないの。しているから文句がないわけです。うちだけ何で議会の手続きやらないの。それやったら、その当事者の責任はどうなる。私たちが賃金カットせいと主張するのはあたりまえや。議会が侮辱されているのだ。そんなもの議会が納得できますかいな。何かの方法で責任とるのやったら別としても、納得しません。法規、法令ではっきりしてます。これ市民から行政訴訟するいうたらどないしますねん。

- 助役(坂口禮之助君) 何回も同じことを繰り返すようでございますけれども、先ほど公室長からも御説明申し上げましたように、このような勤務時間の体系になっておりますのは、大阪府31市のうち28市までなっているのは事実でございます。こういうことを申し上げて、非常に遺憾でございますけれども、実は、これらの勤務時間の実態に合わせて条例を改正しなきゃならぬということにつきましては、われわれもそれは十分承知しておったわけなのでございますけれども、このようなことでこういうことを申し上げにくいのでございますが、実は、時間外勤務等の問題もございまして、勤務時間を39時間15分ということにいたしますと、その時間をはみ出した勤務の場合には、すべて時間外手当の対象になるということがあったわけです。

したがいまして、44時間ということの改正をせずに、実際は時間外勤務手当等につきましては、この条例並びに規則に決められておる時間の範囲内においては、実質的には勤務いたしましても、時間外手当の支給はしないというようなこと等もございまして、そうした財政的な面もあって改正の事宜というものが、自然とできてまいったような事実でございます。大阪府下の実態も調べてみたのでございますけれども、やはり実態に応じたように条例改正をいたしておる市もでございます。事実上は39時間15分の勤務でございますけれども、条例は依然として本市のように、1週間44時間ということで今日まで来ておる市もでございます。

今回は、12月の議会でも納得をいただきまして、やはり実態と条例が即応しておらなきゃならない。条例がこうあるのに、実態が条例を無視して行っておるといふようなことではいけないのじゃないかという、強い御指摘を受けまして、われわれは今回、実態に合ったようにすべきであるという判断に立ちまして、改正をお願い申し上げている次第でございます。その間の非常に

苦しい、いろいろな事情というものをひとつ御賢察を賜りまして、何とかひとつ原案どおり御可決をいただきますようお願い申し上げる次第でございます。よろしくようお願い申し上げます。

- 5番(田中包治君) これははっきりしていると思う。ごまかしのうちに、またもう一遍ごまかそうかという、いまの説明を聞いていると。これね、まあ、管理者の皆さん方がよく御存じだと思いますけれども、39時間単位にしたら1時間に200円程度の労務負担がふえますねん。これははっきりしています。それから、44時間以内と、こう書いてますねん。労働者の賃金構成というのはそんなものと違いますよ。あくまでも正規の時間は正規の時間、賃金体系のあり方から。あなた方、考えてごらんさい。そういうごまかしだということは、私は最初からわかっておった、44時間以内と書いておったから。私は質問したら、また、ごまかしたの提案したなど考えておりました。そりゃ年間2,000万か知らん。金は要るかも知らん、恐らく2、3,000万円要ると思う。

ただし、私が言いたいのは、そうやなくて、議会の相談もなくして、やれるというような考えを持っている理事者の考え方が気に食わん。われわれが物を頼んだら、いや規定がこうでございませう。いやこうでございませうと、けっておるやないか。それならわれわれ、けるのもあたりまえですよ。

- 助役(坂口禮之助君) 非常におしかりを受けて申しわけございませんのですが、決して議会に対しまして、こういうことを行って来たということにつきましては、これは陳謝する以外に道はございません。まあしかし、長い経過の中では、先ほど率直に申し上げたようなこともございまして、今日まで至ったということは、まことに申しわけないと思います。しかし、12月の定例会市議会におきまして議会側からの御指摘を受けましたので、すぐそれを受けて議会の御意思を尊重しながら、今回、実態に合うように条例改正をいたしたい。このような気持ちでございませうので、その間の事情をひとつ御賢察を賜りまして、何とかひとつ原案どおり御可決をいただきますようお願い申し上げたい。かように思う次第でございます。よろしくお願いたします。
- 5番(田中包治君) 納得してくれと言われても私1人どうこうというより、ほかの人も相談せんならんやろうしね。それと、私たちが言いたいのは、議会の権威があるわけですね。きのうもそれ、どうやと言ったら、答弁までももらえなんだけれども、私、そやからはっきり言うてますねん。答弁してくれなんたら、12月に言うたこと全部整理しますと言うてますねん。そしてたらごまかしてくる。そんなの納得できませんよ。
- 議長(藤原要馬君) ちよっとお諮りしますわ。——そやから、これは先ほどの答弁の中でもありましたね、これはわれわれ議会だけじゃなく、前からやっておったんでしやう。それで今度、気がついたからこれを改正しようとして書類出してきたんじゃないですか。だから、了解すべき

ものは了解してやらなんたら、議会というものは成立しないでしょう。

- 5番(田中包治君) あなた、何ですか、盗人しておったかて、いやもうしょうがない、ここから任すと……。
- 議長(藤原要馬君) いやいや違う。それやったら……。
- 5番(田中包治君) そうです。盗人ですよ。
- 議長(藤原要馬君) 違うよ。いままでの議長はどうしておったんだということや、それやったら。
- 5番(田中包治君) そんなもん知らん。
- 議長(藤原要馬君) きよう始まったのと違うやろう。
- 5番(田中包治君) あのね、私は気がついたのが10月やと言っているんですよ。12月に、そやから質問しているんです。
- 議長(藤原要馬君) そやから、それでいいのと違うのかいな。
- 5番(田中包治君) そしたら、12月から賃金カットしなさい。言われたときから賃金カットしなさい。
- 議長(藤原要馬君) 10月からか。
- 5番(田中包治君) 私、問うたのは12月からや。
- 議長(藤原要馬君) そやから皆の意見によって、やるべきだったらやったらいいし……。
- 5番(田中包治君) 意見じゃないですよ。法規、法令に基づく、これは法律ですよ。法治国家ですよ。
- 議長(藤原要馬君) そうですよ。
- 5番(田中包治君) 法治国家が、必ずそうなおったら、そうせなしょうがないでしょう。仕方ないとかどうだこうだということと違う。
- 議長(藤原要馬君) そやから、どうしたらいいねん。
- 助役(坂口禮之助君) 賃金カットせよというおしかりにつきましては、理屈の上では全く、私もよくわかります。しかし、こういうことを申し上げて非常に失礼でございますけれども、労使の間で少なくとも取り決められて、長年の経過を踏んできているわけなのでございます。これは一方的に市職員組合が条例なり規則を無視して、一方的に39時間15分というような勤務状態をやっておるということであれば、われわれとしても当然、賃金カットということをおし入れることはできます。しかし42年当時から、これは一方的に市職員組合が決めたものではございません。労使の間でお互いに議論をし交渉した結果、他市あるいは大阪府下各市の状況等も参酌して決められた勤務時間でございます。そういう経緯からいたしまして、今日の事態になって、

その間の勤務時間が4時間より少ないではないか、それを賃金カットするということは、労使間のお互いの信義にもとるといことになるわけです。そういう意味で私は、賃金カットは非常に、無理だというふうに思っておるわけなのでございます。

そうしたことを、市の議会の議決にもよらずに、勝手におまえたちでやってきたのじゃないか、というおしかりにつきましては、これは先ほどから再三、陳謝申し上げているとおりでございます。決して、厚かましいことでございますけれども、去年の12月に議会側から御指摘をいただきましたので、議会の御意思というものを尊重し、条例も実態に合うように改正すべきである。そのことのために、先ほどから田中議員さんのおっしゃっておられましたように時間外手当等、ある程度の財政負担もしている。これもやむを得ない。この際はやはり議会の御指摘どおりに、実態に合うような条例改正をすべきであるということで、議会の御意思に沿った方向で今回の条例を提案させていただきました。われわれの意のあるところを何とかひとつおき取りをいただきまして、原案どおり御可決をいただきますように、伏してお願い申し上げる次第でございます。

- 5番（田中包治君） あかね、それやったら、これ、だれが責任とりますねん。
- 21番（池辺秀夫君） 議事進行について。いま、田中議員さんの質問に対して議長、まあ、平行線というか、非常に答弁的にはそうしたことで、調整のために暫時休憩していただいてね、調整すべきだと私はかように思います。お諮りください。
- 議長（藤原要馬君） 皆さん、いま、池辺君から休憩の意見が出たんですけど、ここで休憩いたしますか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩します。

（午前10時53分休憩）

（午後零時35分再開）

- 議長（藤原要馬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
他に質疑、御意見ないものと認め、終結いたします。
なお、お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって議案第22号を原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（藤原要馬君） 日程第10「工事請負契約締結について」（旭第2団地2期建設工事）

を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第25号

工事請負契約締結について

旭第二団地2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 旭第二団地2期建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 473,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文 |
| 6 工期 | 自 昭和57年3月 日(議決の日)
至 昭和58年1月31日 |
| 7 契約保証金 | 23,650,000円 |
| 8 保証人 | 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎 |

議案第25号参考資料

旭第二団地2期建設工事概要

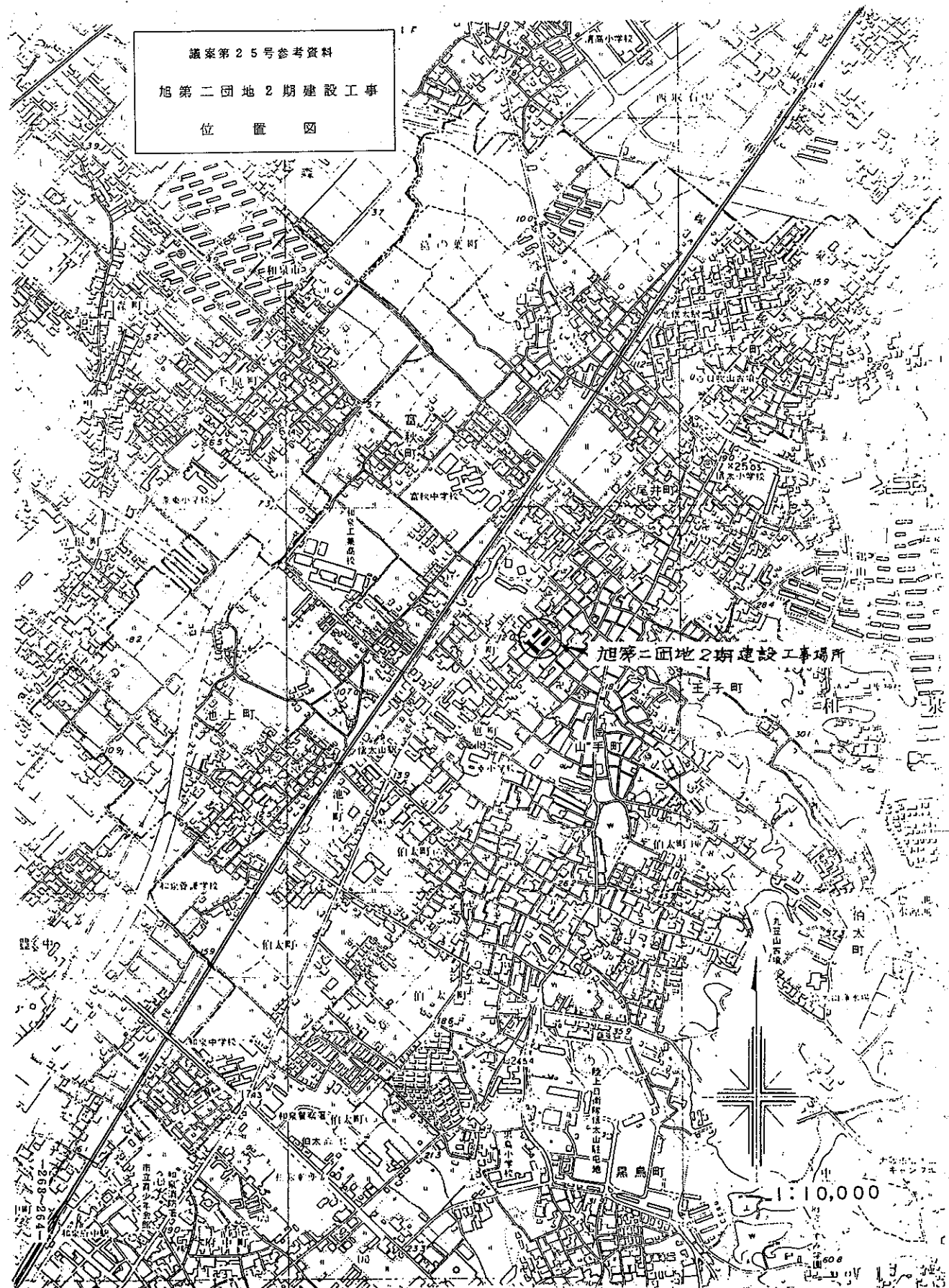
- | | |
|--------|--|
| 1 工事場所 | 和泉市旭町129番地 |
| 2 敷地面積 | 3,866m ² |
| 3 工事種別 | 新築 |
| 4 構造 | 住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建2棟(住宅40戸)延床面積2,545m ² |

店舗付住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建1棟（店舗4戸，住宅12戸）延床面積1,011m²

附 帯 工 事：ポンプ室受水槽，自転車置場，植樹

議案第25号参考資料

旭第二団地2期建設工事
位置図



- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（西川武雄君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第25号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする旭第二団地2期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額4億7,300万円で、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和58年1月31日までといたしたく存じます。保証人は、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎でございます。

工事場所は、和泉市旭町129番地で、敷地面積3,866平米、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建住宅棟2棟で、住宅40戸、延床面積2,545平米、鉄筋コンクリート造地上4階建一棟で店舗4戸、住宅12戸、延床面積1,011平米、その他附帯工事一式でございます。

以上で議案第25号の提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第25号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第11「財産取得について」（和泉市鶴山台北小学校校舎）より日程第14「財産取得について」（和泉市立光明台中学校校舎）は、いずれも同種の議案でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第26号

財 産 取 得 に つ い て

和泉市立鶴山台北小学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 場 所 和泉市鶴山台一丁目9番1号
- 2 構造及び面積 鉄筋コンクリート造2階建 868m²
- 3 取得予定価格 123,706,920円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事 松下良一
支社長

議案第27号

財 産 取 得 に つ い て

和泉市立鶴山台南小学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 場 所 和泉市鶴山台四丁目1番1号
- 2 構造及び面積 鉄筋コンクリート造2階建 622m²
- 3 取得予定価格 77,964,000円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事 松下良一
支社長

議案第28号

財 産 取 得 に つ い て

和泉市立光明台南小学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 場 所 和泉市光明台三丁目8番1号
- 2 構造及び面積 鉄筋コンクリート造3階建 1,406m²
- 3 取得予定価格 155,463,038円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事 松下良一
支社長

議案第29号

財 産 取 得 に つ い て

和泉市立光明台中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 場 所 和泉市光明台一丁目28番1号
- 2 構造及び面積 鉄筋コンクリート造3階建 769m²
- 3 取得予定価格 92,621,502円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事 松下良一
支社長

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第26号から29号までの4議案の「財産取得について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

この4議案は、いずれも住宅都市整備公団の建てかえ施行により建設し、すでに公用を開始いたしております鶴山台南小学校、鶴山台北小学校、光明台南小学校、及び光明台中学校の各増築した建物を住宅都市整備公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、御議決をお願いするものでございます。

次に、内容について順次御説明申し上げます。

議案第26号、鶴山台北小学校校舎は、すでに昭和55年8月に完成し公用を開始いたしており、本年度国庫補助金7,846万6,000円の交付を受け、市の財産として取得いたすものでございます。構造及び面積は、鉄筋コンクリート造2階建868平米で、普通教室8教室、放送室、便所等を取得価格1億2,870万6,920円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金7,846万6,000円、起債2,940万円、一般財源1,584万920円、一般財源相当額につきましては、昭和60年から昭和79年まで20年間、年利6.5%半年賦元利均等払いによって償還することといたしております。

次に、議案第27号、鶴山台南小学校校舎の取得でございますが、本校舎もすでに昭和53年5月に完成し公用を開始いたしております。本年度国庫補助金4,232万2,000円の交付を受け、市の財産として取得するものであります。構造及び面積は、鉄筋コンクリート造2階建622平米、普通教室6教室、便所等を取得価格7,796万4,000円を予定いたしております。

なお、財源内訳は、国庫補助金4,532万2,000円、起債1,700万円、一般財源1,564万2,000円、一般財源相当額につきましては、昭和58年から昭和77年まで20年間、年利6.5%半年賦元利均等払いによって償還することといたしております。

議案第28号、光明台南小学校校舎取得でございますが、本校舎もすでに昭和53年3月に完成し公用を開始いたしております。本年度国庫補助金9,795万1,000円の交付を受け、市の財産として取得するものでございます。構造及び面積は、鉄筋コンクリート造3階建1,406平米、普通教室10教室、図書室、便所等を取得価格1億5,546万3,038円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金9,795万1,000円、起債3,670万円、一般財源2,081万2,038円、一般財源相当額につきましては、昭和58年から昭和77年まで20年間、年利

6.5%半年賦元利均等払いによって償還することといたしております。

次に、議案第29号、光明台中学校校舎取得でございます。本校舎もすでに昭和53年3月に完成し公用を開始いたしております。本年度国庫補助金4,329万4,000円の交付を受け、市の財産として取得するものでございます。構造及び面積は、鉄筋コンクリート造3階建769平米で、普通教室6教室、音楽室、保健室、便所等を取得価格9,262万1,502円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金4,329万4,000円、起債3,240万円、一般財源1,692万7502円、一般財源相当額につきましては、昭和58年から昭和77年まで20年間、年利6.5%半年賦元利均等払いによって償還することといたしております。

以上、簡単ですが、財産取得4議案についての提案の説明を終わります。よろしく御審議賜りまして、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号、第27号及び28号、29号をそれぞれ原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第15「昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第30号

昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第5号）

昭和56年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25,528,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	6,740,920	162,762	6,903,682
	4. 市たばこ消費税	884,818	15,682	400,000
	5. 電気税	294,240	5,760	300,000
2. 地方譲与税	7. 特別土地保有税	74,171	141,320	215,491
		145,519	11,625	157,144
	1. 自動車重量譲与税	86,500	4,500	91,000
3. 自動車取得税交付金	2. 地方道路譲与税	59,019	7,125	66,144
		162,400	7,600	170,000
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1. 自動車取得税交付金	162,400	7,600	170,000
		123,822	79,591	202,918
5. 地方交付税	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	123,822	79,591	202,918
		4,381,100	156,105	4,487,205
7. 分担金及び負担金	1. 地方交付税	4,381,100	156,105	4,487,205
		559,789	42,858	602,597
	2. 負担金	530,464	42,858	573,322

9. 国庫支出金		4,475,068	11,711	4,486,779
1. 国庫負担金	金	2,233,856	5,577	2,239,433
2. 国庫補助金	金	2,201,902	6,134	2,208,036
10. 府支出金		1,544,823	7,636	1,621,183
1. 府負担金	金	154,769	697	155,466
2. 府補助金	金	1,287,294	75,663	1,362,957
11. 財産収入		153,871	73,776	227,147
1. 財産運用収入		103,962	2,552	106,514
2. 財産売却収入		49,409	71,224	120,633
12. 寄附金		334,500	6,000	340,500
1. 寄附金	金	334,500	6,000	340,500
14. 諸収入		3,574,698	3,414	3,578,112
4. 受託事業収入		20,000	1,189	21,189
5. 雑収入	入	2,986,938	2,225	2,989,163
15. 市債		1,893,448	211,700	2,105,148
1. 市債	債	1,893,448	211,700	2,105,148
歳入	合 計	24,684,608	843,502	25,528,110

(単位：千円)

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正後	計
1. 議会費		217,376	6,490	223,866
	1. 議会費	217,376	6,490	223,866
2. 総務費		2,055,557	225,881	2,281,438
	1. 総務管理費	1,186,866	203,091	1,389,957
	2. 徴税費	488,956	△7,356	481,600
	3. 戸籍住民基本台帳費	151,842	17,868	168,710
	4. 選挙費	27,422	△2,228	25,194
	5. 統計調査費	11,772	447	12,219
	6. 監査委員費	17,185	877	18,062
	7. 同和対策費	272,514	13,682	286,196
3. 民生費		6,591,664	167,691	6,759,355
	1. 社会福祉社費	2,642,713	22,729	2,665,442
	2. 児童福祉社費	2,172,490	141,504	2,313,994
	3. 生活保護費	1,778,011	3,458	1,776,469
4. 衛生費		2,250,010	149,209	2,399,219
	1. 予防衛生費	1,194,707	3,821	1,198,528
	2. 環境衛生費	984,548	139,330	1,123,878
	3. 墓地管理費	46,535	6,058	52,593
5. 労働費		81,040	5,039	86,079
	1. 失業対策費	81,040	5,039	86,079
6. 農林水産業費		308,722	7,777	316,499

7. 商	工	費		295,498	7,777	308,275
				170,440	21,222	191,662
1. 商	工	費		170,440	21,222	191,662
8. 土	木	費		3,773,785	194,314	3,968,099
1. 土	木	管	理	252,005	7,348	259,353
2. 道	路	橋	梁	372,351	35,665	408,016
3. 河	川	水	路	195,590	6,307	201,897
4. 都	市	計	画	1,041,510	134,405	1,175,915
5. 住	宅	費		1,912,329	10,589	1,922,918
9. 消	防	費		644,853	45,668	690,521
1. 消	防	費		644,853	45,668	690,521
10. 教	育	費		8,353,263	118,659	3,471,922
1. 教	育	總	務	280,352	△2,874	277,478
2. 小	学	校	費	1,419,446	54,403	1,473,849
3. 中	学	校	費	686,926	20,173	707,099
4. 幼	稚	園	費	304,667	19,586	324,253
5. 社	会	教	育	591,224	24,116	615,340
6. 保	健	体	育	70,648	3,255	73,903
11. 公	債	費		3,274,109	△106,000	3,168,109
1. 公	債	費		3,274,109	△106,000	3,168,109
12. 諸	支	出	金	863,789	7,552	871,341
4. 基	金	費		598,560	7,552	601,112
歳	出	計		24,684,608	843,502	25,528,110

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	5. 住宅費	改良住宅建設事業費	365,222

第8表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事業項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮称)第2石尾中学校新設事業	昭和56年度 ～ 昭和59年度	686,465	昭和56年度 ～ 昭和57年度	911,380
信太中学校増築事業	昭和56年度 ～ 昭和82年度	116,860	—	—

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利率	借入金	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入金	償還の方法
退職手当	千円					千円 208,000	普通貸借 又は証券 発行	年9% 以内	府行他 政銀 その他	7年以内(内据置2 年以上)ただし市財 政の都合により据置 期間及び償還期限を 短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借 換えることができる。
環境改善道 路整備事業	22,400	普通貸借 又は 証券発行	年9% 以内	府行他 政銀 その他	25年以内(内据置 5年以上)ただし市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えることができる。	29,400	同上	同上	同上	25年以内(内据置 5年以上)ただし
義務教育 施設整備事業	320,300	同上	同上	同上	25年以内(内据置 8年以上)ただし 同上	322,000	同上	同上	同上	25年以内(内据置 8年以上)ただし 同上
計	1,898,448					2,105,148				

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第30号「昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。説明に入ります前におわびを申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算は、人事院勧告に伴います職員給与の改定と、一部事務事業の確定等に伴う補正でございます。

それでは、予算書に基づきましてその内容を御説明申し上げます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額に8億4,350万2,000円を追加し、補正後の額を255億2,811万円とするものでございます。補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用できる経費を定めるものでございまして、改良住宅建設事業費3億6,522万2,000円を計上いたしました。

第3条は、債務負担行為の補正でございますが、（仮称）第2石尾中学校新設事業費の追加と信太中学校増築事業費の補正でございますが、第3表のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございますが、退職手当債の追加で、限度額及び起債の方法等は、第4表のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算より御説明申し上げます。16ページでございます。議会費につきましては、職員の給与費の追加649万円計上いたしました。

次に、総務費でございますが、職員の給与費を初め、一部庁舎管理経費等の追加として、2億2,588万1,000円追加計上いたしました。

民生費につきましては、職員の給与費を初め、保育所管理経費の追加と、南池田第1保育園建設事業費の追加等1億6,769万1,000円追加計上いたしましたものでございます。

衛生費につきましては、職員の給与費を初め、泉北環境整備施設組合分担金の追加等1億4,920万9,000円追加計上いたしました。

労働費503万9,000円、農林水産業費777万7,000円、商工費2,122万2,000円のそれぞれ追加でございますが、職員の給与費に係るものでございます。

次に、土木費1億9,431万4,000円の追加でございますが、職員の給与費を初め、換地造成費3,358万2,000円、長谷川河川改修費3,580万円、また、府中今福歩行者用街路につきましましては、府道と泉南線まで接続すべき3,354万円の追加、公共下水道事業特別会計への繰出金6,319万2,000円の追加、また浸水対策費については、北池田及び清水排水路の改修

工事費2,126万1,000円を追加計上いたしましたものでございます。

消防費につきましては、職員の給与費を初め、公務災害等の経費4,566万8,000円追加計上いたしました。

次に、教育費でございますが、職員の給与費を初め、学校管理経費の一部追加、光明台南、鶴山台南、鶴山台北小学校の事業費のそれぞれ追加と、私立幼稚園の就園奨励費等の追加でございます。

次に、公債費でございますが、1億600万円減額更正いたしてございますが、今年度の執行見込みを勘案いたしまして、更正減額いたしましたものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、美術館運営準備基金への積立金755万2,000円計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございますが、8億4,350万2,000円追加計上いたしましたものでございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入について御説明申し上げます。

市税1億6,276万2,000円、地方譲与税1,162万5,000円、自動車取得税交付金760万円、国有提供施設所在市町村助成交付金7,959万1,000円、地方交付税1億5,610万5,000円それぞれ追加計上いたしてございますが、今年度すでに交付決定または決算見込み等を勘案いたし計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金4,285万8,000円、国庫支出金1,171万1,000円、府支出金7,636万円追加計上いたしてございますが、これらは、歳出予算に相関連いたすものでございます。

次に、財産収入でございますが、美術館運営準備基金の利子収入255万2,000円、不動産売払収入7,122万4,000円追加計上いたしました。

次に、寄附金600万円計上いたしてございますが、それぞれ使途指定の寄附金でございます。

諸収入につきましては、341万4,000円追加計上いたしてございます。

最後に、市債でございますが、退職手当債2億1,170万円計上いたしたものでございます。

以上が、今回御上程いただきました昭和56年度和泉市一般会計補正予算第5号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いいたします。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（原重樹君） 3点ほど伺いいたします。

まず、債務負担行為補正でございますけれども、信太中学校の増築事業ということで、これは担当の厚生文教委員会で指摘もしておいた点なんです。まず、確かめておきたいのは、計画自

身が2転3転した内容でありますので、今回の計画でいわゆる学校の機能的な面から見て、生徒が使いやすいとか、そういう意味で、この改正された計画は支障がないのかどうか、その点だけ確認しておきたいと思います。

それから、10ページの民間保育所措置費負担金の問題でございますけれども、国、府とあるので、国の方で聞いておきますが、細かいことですが、1つ教えてほしいのは、これは何がアップしたのか、措置人数がアップしたのか、それとも、いわゆる措置の単価がアップしたのか、お聞きしたい。

3点目は、17ページの駅前自転車駐車場管理委託料追加200万円計上されておりますが、これで総額は幾らになるのか。それと、この200万円の追加の理由。

以上、3点お尋ねいたします。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 管理部次長（逢野博之君） 信太中学校増築につきましては、昨年9月に債務負担行為によりまして補正予算をお願いし、計画を進めてまいったのでございますけれども、計画段階におきましていろいろ配置上の問題、それから工事費の増大等に伴いまして変更のやむなきに至り、まことに申しわけなく思っております。御指摘いただきました学校の管理運営上、今回の変更によって将来とも支障がないかどうか、ということでございますが、今回、新たに計画いたしておりますのは、将来推計に基づきまして全体計画を見通した計画に変更いたしております。この内容を検討する際、学校サイドと十分連絡をとりまして、担当の先生方の御意見を反映する中で計画したものでございます。したがって、御指摘の点については十分配慮して行っておりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 2点目の民間保育園措置費追加の歳入でございまして、23ページの歳出でもお願いしておりますが、理由は3点ございまして、1つは、民間保育所で去年開設した黒鳥まゆみ保育所が零歳児から保育しておりますが、この零歳児の中で所得階層の低い人に対しては、国、府の補助として乳児特例対策という制度があります。それをやることによって保育単価が国、府の予算の範囲内、全階層に当然同じように適用すべきだと思っておりますが、現在のところ、予算の範囲内ということで、所得の低い階層の人5名に限り単価アップが認められたのであります。当初、零歳児1人につき49,570円の保育単価が、乳児対策の適用ということで87,810円にアップ、1人当たり38,240円のアップになるわけです。

2点目には、民間保育所ではまゆみ保育所を含め、当初予想より低年齢児童の収容がふえたわけですが、これによって平均の保育単価がアップしたことです。

第3点目には、人事院勧告に伴って、民間保育所の保育単価も昨年4月にそ及して人勤の率に準じた改定がされております。そのために差額分ということで、国、府、市のそれぞれ措置負担区分に応じて民間保育所にお支払いする。

この3点のためにこれだけの補正をお願いしてということでございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 17ページの駅前自転車駐車場の管理委託料200万円の追加でございますが、御承知のように、和泉府中駅と信太山駅で行っております自転車駐車場の業務従事者の人件費の追加でございます。今回、女子1名の追加をお願いするものでございます。

2点目の総額でございますが、支出では、消耗品費、光熱水費、印刷費、役務費、委託料、使用料、備品購入費等々を含め、56年度決算見込み2,429万5,000円余を予定しております。以上でございます。

○ 8番（原重樹君） まず、信太中学校の問題では、学校側と教育委員会が十分話し合っているということですが、私も委員会等で指摘しておいたと思うんですが、今後もこの問題に限らず、PTAなり先生方、関係の方々と十分協議して、そういう人たちの意見も十分取り入れて慎重に取り扱っていただきたい。意見にしておきます。

それから、保育料でもう1点だけ。国庫負担金として入ってきますが、時間的に一括して入ってくるのか。たとえば今度の追加というのは1回きたのか、あるいは追加されたという意味でなく、一括してある時期にちゃんとくるのか、時期がわかったらお願いいたします。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 年にたしか4回やったと思いますが、分かれてくる分と、人勤のそ及分の適用ということですので、一番最後にこの分が入ってくるということでございます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 5番（田中包治君） これは予算委員会に付託されるんですか、それともここでやるんですか。というのは出し方がおかしい。まあ、通す、通さんは別として、給与条例が制定されなったら支給できません。どういうふうに解釈しますね。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 参与（西川喜久君） お説のとおり、例年の場合は、12月に給与の改定条例を御提案し、その時期に補正予算をお願いして平行して御提案申し上げてまいります。今回の場合は、給与条例の改正そのものが57年度当初予算に関係するということから、委員会に付託申し上げたわけでございまして、その給与条例に関係する56年度の差額分につきましては、今回御提案申し上げ、御審議を願っております。したがって、給与条例そのものを御可決いただく中で、この予算は執行させていただきたい、こういう考えでございます。

○ 5番(田中包治君) おかしい。給与条例がどころぶかわからないのに予算だけ通すのはおかしい。条例が制定されて初めて支給されるんですよ。議会のルールをもう少し守ってくださいな。なぜ平行して出さなかったんですか。大体、議会をどう思ってるんですか。こんな無茶な話ありまっかいな。執行できないんでしょう。

○ 助役(坂口禮之助君) 確かに御指摘のとおりでございます。提案といたしましては、56年度補正予算も給与条例の改正も同時期の3月4日に御提案申し上げておるわけですが、先ほど参与から説明いたしましたように、給与条例の改正につきましては、57年度当初予算との関係もあるということで、議会の方の取り扱いでは、予算委員会に付託して行う。こういうことになったわけですが、56年度補正予算につきましては本日、御審議を煩しておるわけでございます。

予算が通りましても、条例、法律等に基づいて支給あるいは支出すべき予算につきましては、その条例が制定されない限り、執行はできません。お説のとおりでございます。したがって、議事の取り扱い上、こういうことにさせていただいたのですが、当然、給与条例改正の御議決をいただかない限り、執行はいたしません。

○ 5番(田中包治君) そしたら、この予算は人事院勧告だからという中で、議会というものをどう考えてるんだということです。一遍、運営委員会を開いてください。こんな運営の仕方ありませんよ。議員を昌とくするのもええかげんにしてくださいよ。午前の質問もそうです。予算が執行できないのに予算が出てまんね。条例のときに反対やったらどないしまんね。そんな無茶なことてありまへんぜ。議運委員長の見解を一遍聞いてくださいな。

○ 助役(坂口禮之助君) 御説明申し上げますが、予算の歳出科目に組まれる科目につきましては、予算の額によって執行の範囲を抑えられてる性格のものもございませぬ。また、法律、条例等によって規定された範囲内において予算を執行するという、2つの中身があるわけです。仰せのとおり、給与、報酬等は当然、条例の決定がなくては、その範囲で支給することができない。執行ができないという制約がございます。

そういうことから、同時に3月4日に御提案申し上げておりますが、たまたま給与条例の改正は、57年度当初予算との関係があるからということで、予算委員会に御付託をいただいた次第でございます。56年度の追加予算につきましては、あらかじめ給与条例を御可決いただいた場合に必要な経費というものを一応見積もってお出しただいておりますので、その辺で同じ会期内において取り扱っていただくこととなりますので御理解を賜りたい。このように思うわけです。

○ 5番(田中包治君) 議会の運営というものを考えてくださいよ、運営の方式なんです。同じ議会に提案されてるのに片方を先にやる。これは通るであろうということで予算案を提案し、議

会で承認しなさい。こういうことですか、そうですね。それなら、なぜそれと添付してやらなかったかということです。私たちが言いたいのは、議会の運営のあり方が問題やと言ってる。きょうは、助役さんの意見で納得しますが、議運の委員長に質問して悪かったが、議会運営ぐらいは、法規、法律に基づいて処理すべきだと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 天堀君。

○ 10番（天堀 博君） その件で言いましたら、別に釈明するわけではございませんが、この予算そのものが56年度の補正予算ですので、57年度の予算の特別委員会に付託するわけにいきませんし、慣例として、こういうことをやってきた関係もあり、それから、議会提案として予算特別委員会設置の折にも付託条項を読み上げましたが、はなはだ申しわけないのですが、予算委員の運営のメンバーとして提案者の中にも入っておられますので、その点では御了解願いたいと思います。

歳入の市税の現年度課税分追加ということでもかなり出てきてるわけです。たばこ税と電気税の両方合わせて2,000万円余、その辺では、どういう形になってるのか。当初見込みとの違いだと思うんですが、どういう理由でこの伸びが出てきたのかということです。

それから、土地保有税ですが、保有分の追加と取得分の追加が出てますが、これも当初見込みとの違い、その辺の説明をお願いしたい。

それから、地方交付税の1億5,600万円、これも普通と特交の内訳について。

利子配当収入で美術館の運営基金収入がございますが、これについては、特定ではなく、一般的な運用をすることに恐らくなってると思うんですが、その点について。公共施設整備基金利子の運用もそうなんですが、特に美術館は、そういう特定財源として、言わば寄付をされたとなっておると思いますので、その辺の見解をひとつ聞かせていただきたい。一般運用でいいものかどうか、一般運用をしてあげればいいんですが……。

それから、不動産の売り払い収入の追加7,000万余、どこかということです。

債務負担行為で石尾中学校の新設事業ということで出されてますが、これは従前から厚生文教委員会や議会でいろんな問題、質問も出たり、早期に開校ということが出てきておりますが、その点では教育委員会にお尋ねしたいのは、校区編成との関係でどういうふうに考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、歳出の項ですが、26ページの泉北環境整備施設組合分担金追加が出ておりますが、かなり大きくて1億3,000万円ほど出てきてること。関連して、いま現在、破砕機の設置が行われるということで、地元ではいろいろ問題も出てきてるようです。その中の1つに、いわゆる煙、煤塵の問題がかなりやかましく言われ、泉北環境の方では、「実は、あれは煙やない、蒸気

だ」という説明がございます。特に舞町を中心として和泉の地元地域から見ましたら、蒸気そのものが光線の関係で黒く見えることがあるようですが、かなり地元に関係することですので、それらの対策について、和泉市から泉北環境に対してどう要望なりしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

さらに、換地造成事業費（30ページ）の用地購入費が出ておりますが、2,649万9,000円の府の補助金がついてるんですが、どういう意味のことなのかということと、換地造成その他の関係では従前、信太山丘陵開発というのがございました。一部日の出建設に用地を売った分がございますが、同和関連の事業も一時、計画としては取り組んだ時期がありましたので、その辺がどうなってるのか、現時点で確認したいと思います。

さらにもう1点、公債費の更正減ですが、年々、借金の残高がどんどんふえているようです。それにあわせて返済も大きくなると一般には考えられるのですが、極端なピークがいつごろになっているのか、それはすでに終わってるのか、今後の見通し、推移をお聞かせ願いたい。

以上です。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 財務部次長（北野敦雄君） 財務部に関係いたします部分につきましてお答えいたします。

歳入の市税の関係でたばこ消費税でございますが、追加いたしました理由は、当初予算を編成いたしました時点では、たばこ1本当たり課税標準額が、前年度の55年度当たりの単価で見積もりをいたしまして編成いたしましたのですが、それが6円98銭9厘、それが56年度の1本当たり課税標準額が8円15銭1厘に引き上げられ、1本当たり18.1%の税率を掛けてたばこ消費税が交付されるといった関係でございます。

電気税につきましては、当初、前年度実績を勘案して計上したわけですが、本年度、その後の自然増等が見込まれ、3億円を見込んだわけでございまして、570万円程度を追加したものでございます。

特別土地保有税関係でございますが、保有分につきましては、市新跡地の売買による分でございます。当初予算編成時点では買収の価格等が不明でございましたことが主な要因でございます。それから、取得分ですが、これは元日鉄ロープ跡地の売買によるものでございまして、新規分でございます。そういったものが主な内容でございます。

それから、地方交付税関係でございますが、1億5,610万5,000円の追加でございますが、本年度、普通交付税もすでに確定いたしまして、この普通、特別の内訳でございますが、普通交付税につきましてはこのうち1億610万5,000円、特別交付税が5,000万円でございます。

それから、財産収入の関係でございますが、旧幸保育園跡地の敷地を売却したもので、府の岸

和田南海線道路用地にかかった分が2,200万程度。それから、王子町の共有地、ため池でございますが、これが過般来処分ができて、これの35%分、4,120万7,000円、これらが主なものでございます。

それから、歳出の泉北環境施設組合の分担金関係でございますが、金額に関係する部分についてのみお答えいたしますと、当初計上いたしましたのはその年度の額が未定でございます、前年度当初並みに組んだ関係がございまして、こういった数字が出てきたわけでございます。56年度分は一応確定はいたしております、一般会計分は6億1,754万1,000円、すでに4億8,800万円を計上しておりましたので、その差額を計上した次第でございます。

それから、公債費の関係でございますが、元利償還分につきましては過去数年来、漸増いたしております、今後、まだピークまで急増、ここ3、4年後の推移を見ましても、昭和60、61年ぐらいまでピークが続くといった状況でございます。

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 指導部次長（竹田明郎君） 美術館関連の運営基金といたしまして3億円の寄付のお約束をいただいておりますが、久保惣さん初め関連企業よりも寄付の捻出をお願いしております。現在まで7,500万円ほど入っておりますが、これらの利息でございます。

なお、運用につきましては、もう少しまとまった時点をお願いいたしまして、効率的な運用をしたいと思っております。

なお、利息等につきましては基金の中にプラスし、また、一部必要な事務経費については、この中から負担していくということでございます。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 泉北環境の分担金に関連してのお尋ねについてお答え申し上げます。

現状の第2事業所の事業の中で煙とか煤塵の苦情等について泉北環境の対応いかが、ということですが、その都度住民からの要望等については精査いたしまして、第2事業所または直接高石の事務局の方へ申し入れております。

なお、近く設置されようとする破砕機の騒音、振動等について住民からもいろいろ御心配されたいの希望等もございまして、それらについても、あわせて泉北環境へいろいろと申し入れをいたしております。また、泉北議会の中でもいろいろ御論議されてることもお聞きしておりますので、あわせて御報告申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 次。

○ 改良事業部長（西川武雄君） 控地造成事業の件ですが、本件は、環境改善整備事業の一環といたしまして、代替地の造成をいたしております。本件の場所につきましては、解放センターの東側の代替用地でございまして、本年度、7区画を譲渡したわけでございますが、これに対する前面道路分並びに公共施設造成費等が府の補助対象になっております。54、55年の過去2カ年を通じて譲渡した分の補助金をいただいているわけでございます。本年度も一応これだけの補助金をいただいて譲渡したという内容でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 管理部次長（逢野博之君） 第二石尾中学の債務負担行為に関連して校区問題はどうか、ということですが、今回、債務負担の増額をお願いしておりますのは、設計内容の確定に伴いまして、従前の6億8,646万5,000円を9億1,138万円に増額をお願いするものでございます。

施設の内容につきましては、一応、800人規模を想定しておりますが、お尋ねの校区編成問題につきましては、建設と平行して早い機会に適正就学対策審議会に御審議をお願いするつもりでございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 用地担当参事（岩井益一君） お答えいたします。

この計画につきましては3地区に分かれてございます。まず、第1の計画といたしましては、例の山荘町の方でございますが、この件につきましては、昭和54年度に日の出建設に売却処分済みということで現在、消滅しております。

第2の事業計画につきましては、昭和52年度に伯太町4丁目にある例の大阪市から払い下げを受けた1万6,000平米の土地でございますが、これにつきましては、昭和57年度において、造成計画の予算を計上してございます。これにつきましては、報告の時点で御説明を申し上げたいと存じます。

第3の事業計画につきましては、いわゆる信太山丘陵一角の“やつで”と言われるところでございますが、これは計画段階で現在、凍結された状態で、進展はございません。

○ 10番（天堀 博君） 2、3点だけ追加で聞きたいと思います。

債務負担の石尾中学の件ですが、800人規模というぐらいで、後の校区編成は未定だということですが、現段階では、細かいことは無理だと思うんですが、以前から話がありますように、今度の中央丘陵の開発と深いかかわり合いを持ってると思うんです。当面は、まだ中央丘陵の進みぐあいからいって、58年度開校時に児童生徒がそこまでふえるようにはならないと思います。一定の暫定的な措置になると思うんです。この辺について、教育長、市長からでも結構ですが、その辺のからみですね。中央丘陵の開発がどんどん進んでいく中で町づくり計画そのものにもか

かわってくるが、それとの関連、かかわり合いについてどう進めていこうと考えてるのか、きっぱりした形の御答弁をお願いしたいと思います。連絡調整をやってるということだけではおくれをとると思います。

それから、泉北環境分担金の関連ですが、いろいろ申し入れていただき、それなりの改善は一部されてるとは聞いております。私ども会派からも現在、勝部議員が組合議員として出ており、私も以前2年ほど続けてやりました。その中でもいろいろ指摘し、それなりの改善はされてきたと思いますが、市長も副管理者として行っておられます。いままで他の議員さんからも、空き缶とか金属類のくず廃棄の問題も含めて、泉北環境あたりの処理体制が非常におくれてることは事実なんです。最近、急速に改善しなければならない必然性に迫られているのは事実です。

そこで破砕機を据えるということで直接地元、特に和泉に関係することでは、先ほど言った蒸気が黒く見えるという問題がある。どうも煙が出てるんじゃないかと言われ、再燃装置をつけ、蒸気をもう一度バーナーで燃やせば煙突からは何も出ない、陽炎（かげろう）のようなものしか出ない。再燃装置をつけてるところもある。そういう面ではきちっとし、誤解のないようにしていかなくてはいかんと思います。市長が副管理者としての責任からも、改善等について積極的に今後、やっていただけるかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、信太山丘陵開発の関連ですが、報告で出てくるので、そこできちっと聞きたいと思いますが、助役なり市長なりからちよっと前段で教えていただきたいのは、いわゆるあの時点では凍結とか、消えてしまったんではないというお答えでしたが、そのまま残って今回息を吹き返したと解釈していいのかどうか、確認したいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答えいたします。

当面、石尾中学校と今回の分離校あるいは中央丘陵開発とのからみで、将来的な開発の目標に向けてどう対処するのか、というお説かと思うんです。御指摘のとおり、当面は石尾中学校の規模の適正化を図ることを基本に置き計画するものでございます。しかし、御指摘ごもつものように、中央丘陵開発も非常に積極化されていく中で、まだ具体的な町づくりのレイアウトができておらない。しかし、予定される構想等によれば、かなりの住宅がその学校の周辺に造成されるだろうということが伺えるわけであります。したがって、それらを抜きにして考えられないことも当然でございます。と言って、校区の編成というものは、一たん決まって、そこに学校を中心に御父兄の方々の連帯意識が培われていくわけで、それを再度変えるということは、当然、十分な検討の上に立って考え、そういうことの起こらんように配慮しなければならないであろうということで、いろいろな角度から検討を加えてるんでございます。

ここで、端的に現在の構想は、資料面から検討すればこうなる。ということをお申し上げたいん

ですが、何を申し上げても、まだ具体的な中央丘陵開発の町づくりができていない中では1つの想定にすぎませんので、今後、御指摘の趣旨を踏まえて十分検討し、所属いたします厚生文教委員会にお諮り申し上げますとともに、また、校区編成問題につきましては、適正就学審議会にお諮りし、全市的な将来の立場からお示しをいただく所存でございます。御理解いただきたいと思ひます。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 泉北環境第2事業所の塵介処理場を取り巻く問題点につきましては、後に破砕機の設置等大きな事業も控えてございますので、現状の施設の中で改善が図れるものは強く申し入れてまいりたいと思ひます。

○ 助役（坂口禮之助君） いま、泉北環境の改善につきまして産衛部長がお答え申し上げましたが、確かに破砕機の設置によりまして、焼却ごみの量は今後、ますますふえることは事実でございます。過日、3市の助役会議でもこの問題を取り上げ、特に本市並びに高石市が関係が深いということでございます。現在の設備はかなり老朽化しており、こゝしは抜本的なオーバーホールもやります。再燃焼装置の取り付けは、まだ申し入れていたしておりませんが、そうした御趣旨を泉北環境等にも申し上げ、煙害、悪臭等が周辺に及ばないよう最大の努力を申し入れさせていただきたいと思ひます。

2点目の信太山開発事業のことですが、当時としては、一番大きな考え方では、いわゆる80万坪になんなんとする信太山演習場の中に“やつで”のように民有地がございます。この民有地を公社で買い取りまして、それと市街地に近い優良な演習場の基地分を交換、そこに市街地を形成するという考え方が、信太山開発事業のメインでございましたが、御承知のとおり、そうした事業計画が漏れてしまい、“やつで”のような谷間の民有地を不動産業者が高く買いに入ったということで、とうていそれをオーバーして買い取っても、良好な宅地造成のコストが非常に高くなるということもあり、ある時期に議会で御相談申し上げたかと存じますが、その事業はそのまま中止ストップし、その後、何ら手をつけておりません。

山荘町の土地につきましては、特別委員会等でもいろいろ御指導、御協力賜り、日の出建設に売却いたしました。

残るのは、先ほど公社次長から御説明いたしましたように、昭和52年でしたか、大阪市有地の一部、約1万6、7000平米を特に同和対策の持ち家制度のために大阪市から払い下げを受けた分でございますが、それが今日まで、開発した後の排水等が十分処理できないということから、泉北環境の管の敷設が完了するまで手持ちになっておったわけですが、その部分につきまして、下排水関係のめどがつかしましたので、昭和57年度において一定の宅地造成をいたしまして、持ち家制度推進がらみで、一般の住宅用地の提供も兼ね合わせて、57年度から宅地造成事業に

取りかかりたいという考え方を持っております。いずれまた詳細につきましては、公社関係の事業報告の中で御説明申し上げ、御意見を賜りたい。このように思っております。

以上です。

- 10番(天堀 博君) もうお答えはいただかなくて結構やと思いますが、石中の校区編成問題についても、教育長が言われるように、一たん決めて、またあっちやる、こっちをやるということは実際問題できません。当然のことです。パズル合わせみたいなことはやっておられない。やむを得ない問題が出てくれば別ですが……。従前からの提唱で本格的に進めないかんと言っております。私だけでなく、他の議員さん、多くの市民の方々もそうだと思いますが、町づくりの計画性、この辺は現実の課題となってきたと思います。校区編成問題でも、適正就学審議会にお諮りするとしても、それに持っていく資料の問題が出てくる。適正就学審議会でもこや、こや、と言うたところで、中央丘陵計画がどないなってるんや、という問題が出てきたときに困ると思います。その辺をよくからみ合わせてきちんとしておかん大変なことになるということを用意として申し上げておきたいと思っております。

それから、再燃装置の問題ですが、万博会場のそばにある吹田焼却場では早くからつけてます。外国からお客さんが来るので、煙もないのに蒸気を出してる、煙やと言われるのです。技術的に金のかかる問題もありますが、やっておられます。元の市新も蒸気出してたから、ということになるが、公共的なところがやっていろいろな事業を進めてるんですから、その点地元では、よそへ持っていけ、という声が出てる。横山へ持っていけ、とね。横山へ行くこと自体ええとか悪いとかは別として、例の中央丘陵に関連して、大阪府が中央丘陵のど真中へ焼却場を持っていくという話もある。いま、研究させてるらしいが……。東京都の知事が一時、都心のど真中へ持ってきてもいける焼却場をつくらないかん。と言うてましたが、その点での改善は進めないかん。特に既存の古い分については特に力を入れないと、周辺の方々の理解を得るのはむずかしいと思っております。

それから、信太山丘陵開発はまた報告でやりますが、非常に都合よく中で散切って売ってみたい、何かつくってみたい、またやめてみたいと考えておられますが、その点だけ指摘して終わります。

- 議長(藤原要馬君) 他に。
- 16番(赤阪和見君) 天堀議員さんの質問で第2石尾中学に関連して答弁は要らない、ということでしたが、私、ちょっと突っ込んでお聞きしたいが、やはり校区編成問題は、中央丘陵開発がどうなるんだ、という計画との関連で市民もわれわれも関心の持ってるところであります。その点で、大体の流れ、計画をどうお立てになってるのか、お伺いしたいと思います。

13ページの小学校・中学校児童生徒受託収入、これはどこからの生徒が小中学に何名という形でお尋ねしたい。反対に保育所管理費の中で他市町村への保育委託料追加、これはどこへ何名ぐらいということ。

それから、その下の南池田第一保育園建設事業費の追加、園舎工事費追加、備品購入費追加で2,200万円となっておりますが、朝からの質問にもありましたように、4月1日から新しいところで開園できるという形ですが、2,200万円の追加はどのようなものを追加しようとするのか。

それと、北池田排水路改修工事費の追加、これはいま、農協前をやっていますが、伏屋のあそこまで上がるのかどうか。光明池水路との兼ね合いはどうか、お尋ねいたします。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 教育次長（杉本弘文君） 1点目の第二石尾中学校に関連しての御質問ですが、先ほど教育長からもお答え申し上げておりますとおり、当面、第二石尾中学校の適正化を図る中で、中央丘陵の具体化ということでお答え申し上げたんですが、現在までの私どもの計画といたしましては、一応、中央丘陵開発に伴う公団の立てられた、正確なものではないかも知れませんが、中南部あるいは北部、西部という案をもって、一応の計画ということで進んできてるわけです。今後、先ほど御質問の天堀議員さんの御意見も踏まえる中で、公団の中央丘陵開発の具体的な内容も検討いたしまして適正就学対策審議会にお諮り申し上げていきたい、このように考えております。

それから、予算の中での行政協定による児童の問題でございますが、まず、小学校につきましては泉大津へ187人、堺市へ9人、中学校はございません。逆にうちが受ける、受託した生徒数は、泉大津から小学校39名分、中学校33名分の受託料がございます。場所は、大体、泉大津の豊中地区から伯太小学校、和泉中学校に来てる分でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 保育所管理費の中の他市町村への保育委託料でございますが、当初6名ということで予算計上しておりましたが、その後、委託希望と受け入れのそれぞれの市町村の了解等もございまして、現在、11名に拡大しております。委託先は、堺市へ7名、泉大津3名、河内長野1名の11名でございます。

それから、南池田第一保育園建設事業費追加でございますが、当初の設計段階の中で、内部協議が非常に不十分だった点のおわびをしなければならぬわけですが、第1点は浄化槽、当初は尿尿、ごみの1次処理ということで計画しておったんです。ところが、この保育所から約350メートル下に水道の浄水場がある関係上、尿尿だけの単独処理となると、いろいろ住民感情等もあることから、尿尿、汚水の合併処理の3次処理ということに変更させていただいたわけござい

ます。

それから、保育所前の進入道路、保育所手前までこの際舗装しておきたいということと、府の建築指導課の指導によりまして、榎尾川の護岸工事に伴う擁壁工事を堰堤まで行え、という指導がございました。また、当初は、来年度ということで考えておったんですが、この機会にプールもやりたいということで、2,000万円の工事費追加をお願いしたわけでございます。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 建設部次長（吉田日出男君） 今回、北池田排水路改修工事費270万円の補正は、噴水ゲートの設置と府道の信号機設置工事費でございます。

それから、今後の計画でございますが、農協から伏屋へ向けて290メートルの計画で57年度、58年度計画でやりたいということでございます。

なお、光明池との協議は、水路改修は、すべて光明池と協議を行っております。

- 16番（赤阪和見君） 第二石尾中学校の問題ではなく、中央丘陵の総合的な計画をどういうふうに立ててるのか、という質問だったんですが、総合計画をいつごろどのようにわれわれの前に披瀝できるのか、お聞かせ願いたいということです。

それと、北池田排水路改修工事を57、58年でやるということですが、牛乳屋さんの前までですか。その上の方は。

- 建設部次長（吉田日出男君） 上のところは、現在のところ、計画いたしてございません。
- 都市整備部長（浅井隆介君） 中央丘陵開発についてのその後の計画についてお答え申し上げます。

先日もちょっとお答え申し上げましたが、現在、公団法88条の事前協議のさらに事前協議ということで、それぞれのセクションからあがってまいりました原案をまとめ、公団と協議中でございます。さらに、その詰めに入っております、できるだけ早期にその叩き台というか試案をまとめて特別委員会に御審議をいただきたいというところで、詰めに入っております。

一方、用地買収も面積の49%というところでございますので、都市計画審議会に諮るまでには少なくとも75%台までもっていききたい、その両方から考えますに、本年中には大体そのめどが立つ、したがって、本年のできるだけ早い時期、われわれの予測では大体夏ごろから秋までには御提示ができるんじゃないか、かように考えております。

- 16番（赤阪和見君） 先ほども他の議員さんから話があったように中央丘陵、また第二石尾中開校の学区割りということもいろんなからみがあると考えられますので、その点ではいま、49%の買収が終わったという報告があったんですが、これは各部課からあがってきたやつを、市は

市独自で計画性を持っていかなければならない。何か専門家に町づくりは任せる形です。われわれが一番懸念するのは隣接地域との兼ね合い、隔離されない、しっかり隣接地域との融合が図れる町づくりを目指していただきたい。その点から、本市が中心となって計画を立てていかなければならない。いま、中央丘陵開発問題については都市整備部がありますが、極端に言えば買い付けに回ってるだけ、総合計画案を立てるためには企画その他の部局でがっちりしたものをつくるべきじゃないか、提案だけしておいて終わります。

- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第30号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第16「昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第31号

昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

昭和56年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,287,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸収入		96,165	△58,085	38,080
	3. 雑入	86,800	△58,085	28,715
8. 繰越金			64,318	64,318
	1. 繰越金		64,318	64,318
歳入	合計	4,280,900	6,233	4,287,133

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		130,392	6,233	136,625
	1. 総務管理費	37,169	1,893	39,062
2. 徴収費		91,947	4,340	96,287
	徴収費			
歳出	合計	4,280,900	6,233	4,287,133

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第31号「昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出予算の金額が、人事院勧告に伴います職員給与の補正でございます。第1条でございますように、歳入歳出それぞれ623万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億8,713万3,000円と定めるものでございます。

これに充当いたします歳入といたしましては、雑入5,808万5,000円更生減いたしまして、前年度よりの繰越金6,431万8,000円計上いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、今回御上程いただきました国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番（勝部津喜枝君） 雑入の更正減が5,800万円と大変大きな金額ですが、ひとつ御説明願いたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） お答え申し上げます。

雑入の更生減につきましては、当初予算編成時点におきまして前年度の繰越金が予想されたので、この繰越金の予想分を雑入の方で措置いたしておいたわけでございます。今回、昭和55年度決算が確定いたしましたために、繰越金の方へ組み替えさせていただいた次第でございます。

○ 7番（勝部津喜枝君） 56年度の決算ではないんですか。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） 55年度の決算でございます。

○ 7番（勝部津喜枝君） そうしたら、56年度の一応の決算見込み、あわせて55年度の決算でどれほどの繰越金になるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） 55年度の決算につきましては9,741万1,759円、さきの議会で御承認いただいた金額でございます。また、昭和56年度決算見込みでございますが、当初予算編成時点で推計いたしましたところ、約1億円ぐらい黒字が計上できる見込みでございます。しかし、12月末から1、2月にかけてインフルエンザがはやっております。このために若干見込みに変更が生じたと思うんですが、現在、昭和56年度で1億ぐらい黒字が発生できる見込みでございます。

- 7番(勝部津喜枝君) 最後に1点だけ。そうしますと、当初予算のときには大体雑入として、繰越金見込みとして編成すると考えておけばいいんですか。
- 保険年金課長(谷上 徹君) はい、そのとおりでございます。
- 議長(藤原要馬君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第31号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第17「昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第32号

昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

昭和56年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ595,995千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		13,248	7,243	20,491
	1. 負担金	13,248	7,243	20,491
2. 使用料及び手数料		14,032	5,396	19,428
	1. 使用料	14,032	5,396	19,428
3. 国庫支出金		60,000	△9,000	51,000
	1. 国庫補助金	60,000	△9,000	51,000
4. 繰入金		224,684	63,192	287,876
	1. 一般会計繰入金	224,684	63,192	287,876
5. 市債		238,300	△23,500	214,800
	1. 市債	238,300	△23,500	214,800
6. 府支出金			2,400	2,400
	1. 府補助金		2,400	2,400
歳入	合計	550,264	45,731	595,995

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		478,560	39,278	517,838
	1. 下水道総務費	374,220	37,780	412,000
2. 下水道整備費		104,340	1,498	105,838
	1. 公道整備費	71,204	6,453	77,657
2. 公道債費		71,204	6,453	77,657
	1. 公道債費	71,204	6,453	77,657
歳出	合計	550,264	45,731	595,995

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道 整備事業	千円 238,300	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行 政銀 その他	千円 214,800	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行 政銀 その他	30年以内(内据置5 年以内)、ただし、市 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮しもしくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第32号「昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、一般会計等同様人事院勧告に伴います職員給与費の補正と、一部事務事業費の補正でございます。

それでは、予算書に基づき、その内容を御説明申し上げます。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,573万1,000円を追加し、補正後の額を5億9,599万5,000円とするものでございます。款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の変更でございまして、限度額、起債の方法等は第2表のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算より内容の説明を申し上げます。

下水道事業費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理業者委託料の追加及び南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金等の追加3,927万8,000円計上いたしました。

次に、公債費でございますが、長期債利子追加645万3,000円追加計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございますが、公団からの下水道維持管理負担金724万3,000円追加。また、使用料につきましては、下水道使用料539万6,000円の追加計上でございます。

次に、国庫支出金900万円の更正減、また、地方債2,350万円の更正減額でございますが、充当率等の変更に伴うものでございます。

次に、府支出金、長期債利子の償還に対する補助金240万円の計上でございます。

最後に、財源不足相当額を一般会計から繰り入れるべく、繰入金6,319万2,000円追加計上いたしました次第でございます。

以上が、和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いいたします。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（原 重樹君） まず、歳入からお伺いいたしますが、一般会計からの繰入金6,300万円ほど出てますが、総額では大体どのぐらいになるのかが1点。

歳出の方ですが、下水道処理業務委託料追加の内容と、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金追加2,400万円、その辺の事業の内容等を説明いただきたいと思います。

- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 財務部次長（北野敦雄君） 一般会計からの繰入金総額でございますが、すでに御議決いただきました予算が2億2,468万4,000円、今回の追加6,319万2,000円、計2億8,787万6,000円でございます。
- 議長（藤原要馬君） 次。
- 下水道課長（大浦行男君） 下水道処理委託料追加の内容でございますが、下水道処理につきましては、都市整備公団の光明台団地と泉北鉄道の光明池駅周辺を大阪府企業局の終末処理場で処理を願っておりますが、その内容といたしましては、都市整備公団から住民からいただく下水道料金と終末処理場で処理していただく処理経費の差額が出ますので、その差額を公団へ支払う内容でございます。当初、2,169万8,000円を予定しておりましたが、処理水量の増加で1,258万7,000円の補正をお願いするものでございます。

2点目の負担金ですが、南大阪湾岸北部流域下水道事業につきましては、忠岡の先におきまして終末処理場と関連工事を大阪府において施行していただいておりますが、その全事業費が42億5,400万円と相なりまして、当初、本市の負担額を2億1,800万円と予定しておりましたが、負担額が2億4,257万円になりましたので、差額2,457万円を今回、増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、終末処理場を当初、4万5,000トンの水処理能力を持つ施設として施行中でございます。そのほかに各市から持ち込む汚水管の岸和田忠岡幹線、泉大津幹線等合計1.9キロメートル施行しているわけでございます。

- 8番（原重樹君） わかりにくい点もありましたが、ちょっと違った観点からもう1点。端的にお答え願いたいんですが、教えてほしいんですが、下水道料金というのは和泉市の場合、どいう形の算出方法をされるのか、どのぐらいになってるのか。それから、和泉市だけでなく、57年度の値上げの動きはあるのかどうか、つかんでおれば御説明願いたいと思います。
- 建設部次長（吉田日出男君） 下水道料金については、都市整備公団の光明池につきましては、基本的には一般汚水8立米までは255円、割増料金としては1立米当たり計算して10立米～20立米35円、21立米～30立米40円、31立米～50立米まで45円、51立米～100立米50円、101立米以上は60円でございます。水道料金の増減によって計算しております。泉北環境施設組合の方としては、多少異なった内容でございます。これは詳しく今議会で御説明申し上げたいと思います。

- 8番(原 重樹君) 水道料金によって決めて徴収するというのですが、何処ということでは家族の水道料金と一緒にするわけですか。その取り決めはあるんですか。
- 下水道課長(大浦行男君) 当初、下水道料金を決めるとき、全国的あるいは大阪府下のいろんな資料を調査して、平均的に水道料金の30%という線が出ておりそれと隣接都市の料金体系等いろいろ検討したわけですが、処理経費と徴収する料金がある程度結び付く料金体系でなければならぬという国、府等の指導もあり、それらをいろいろ加味しながらやっております。いまのところ、57年度におきましては値上げは考えておりません。若干、高い線に出ておりますので……。今後、また検討したいと思っております。
- 議長(藤原要馬君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長(藤原要馬君) ただいま一般会計補正予算及び特別会計補正予算が可決されましたことに伴い、財務部長から昭和57年度予算書の地方債残高見込みを訂正させていただきたいとの申し出がありましたので、説明を願います。

- 財務部長(麻生和義君) 補正予算を御議決いただきましてありがとうございました。ただいま議長さんの許可をいただき、貴重な時間を拝借いたしまして恐縮でございますが、例年、この時間をお願いいたしておる次第でございます。

今回の補正予算で市債を計上いたしました。したがって、去る3月4日の本会議に御上程いただきました昭和57年度一般会計の予算書の236ページ及び公共下水道事業特別会計予算書の271ページの地方債の前々年度末における現在高及び前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書を変更させていただきたく存ずる次第でございますので、お手元に配付させていただきました。何とぞよろしく御願申し上げます。

-
- 議長(藤原要馬君) 日程第18「昭和56年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第33号

昭和56年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和56年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和56年度水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「8,400千円」を「8,500千円」に、「10,900千円」を「14,207.8千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 水道事業収益	1,457,201千円	68,600千円	1,525,801千円
第1項 営業収益	1,287,311千円	96,100千円	1,383,411千円
第2項 営業外収益	169,790千円	△27,500千円	142,290千円
支		出	
第1款 水道事業費用	1,525,466千円	32,393千円	1,557,859千円
第1項 営業費用	1,234,467千円	42,193千円	1,276,660千円
第2項 営業外費用	289,499千円	△10,000千円	279,499千円
第3項 特別損失	500千円	200千円	700千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	429,910千円	60,000千円	489,910千円
第1項 企業債	141,000千円	21,000千円	162,000千円
第2項 工事負担金	281,400千円	39,000千円	320,400千円
支		出	
第1款 資本的支出	472,550千円	73,628千円	546,178千円
第1項 建設改良費	385,075千円	73,628千円	458,703千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管整備事業「8,000千円」を「0」に、配水管更生事業「29,000千円」を「28,000千円」に、水道施設等整備事業「104,000千円」を「134,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「510,425千円」を「508,577千円」に、支払利息及び企業債取扱諸費「289,449千円」を「279,449千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第8条中職員給与費「451,688千円」を「467,384千円」に改める。

第8条 予算第10条中「177,563千円」を「188,180千円」に改める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） それでは、ただいま上程されました議案第33号「昭和56年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回補正いたしますのは、一般会計と同様、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う職員給与及び決算見込みに基づく経常収支の補正と、資本収支におきまして、企業債の確定に伴い建設改良事業費をそれぞれ補正せんとするものでございます。

内容について申しますと、第2条におきまして主要な建設改良事業のうち、配水管整備事業費840万円を、計画路線築造が翌年度に繰り延べられたことにより85万円に補正するとともに、水道施設等整備事業費1億900万円を水質試験室の空調設備等の増加により1億4,207万8,000円にそれぞれ改めるものでございまして、第4条及び第5条と相関連いたすものでございます。

次に、第3条は、経常収支の補正でございまして、第1款、水道事業収益の既決予定額14億5,720万1,000円について、6,860万円追加するものであります。

その内訳といたしましては、第1項営業収益で、給水量の増加による給水収益の追加4,800万円及び府住宅供給公社等よりの受託工事収益の追加4,700万円及び下水道料金計算業務受託等で110万円、合計9,610万円を追加するものでございます。

また、第2項営業外収益では、受取利息で210万円、雑収益で310万円の追加のほか、加入金で予定しておりました池田下町団地の造成おくれに伴い3,270万円の減額、差し引き2,750万円の更正減となりまして、補正後の水道事業収益15億2,580万1,000円といたすものでございます。

一方、支出につきましては、第1款水道事業費用の既定予定額15億2,546万6,000円について3,239万3,000円追加するもので、その内訳といたしましては、第1項営業費用におきまして、職員給与費で1,341万4,000円、配給水管移設及び取り出し受託工事費2,600万円及びその他の費用277万9,000円の追加により、合計4,219万3,000円を追加するものでございます。

また、第2項営業外費用では、資金収支の好転により、一時借入金利息を1,000万円減額す

るものでございます。

次に、第3項特別損失では、過年度分、水道料金の減免等により20万円追加いたしまして、補正後の水道事業費用を15億5,785万9,000円といたすものでございます。

以上、収支差し引きいたしますと、3,205万8,000円の当年度純損失が見込まれる予定でございます。

次に、第4条は、資本的収支の補正でございまして、まず、収入より申しますと、第一款資本的収入既決予定額4億2,991万円に対し6,000万円追加するものでございます。

その内容といたしましては、第1項企業債につきまして、水道施設等整備事業の増加により2,100万円追加するとともに、第2項工事負担金につきましても、宅地開発等の増加により3,900万円をそれぞれ追加して、補正後の資本的収入を4億8,991万円とするものでございます。

次に支出でございますが、第一款資本的支出の既決予定額4億7,255万円について、第1項の建設改良費において7,362万8,000円追加しようとするものでございます。

内訳といたしましては、水道施設等整備事業において、水質試験室附帯工事等で3,307万8,000円及び改良工事において、開発地等配管工事の増加により5,090万円をそれぞれ追加いたしますとともに、環境改善整備事業に伴う配水管整備事業で755万円並びに量水器等の購入減少により、営業設備費で280万円それぞれ減額いたしまして、差し引き7,362万8,000円の追加となり、補正後の資本的支出の予定額を5億4,617万8,000円と予定するものであります。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額等を定めているもので、起債の確定に伴い限度額をそれぞれ補正しようとするものでございます。

次に、第6条でございますが、これは予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額を定めたもので、今回の補正により原水及び浄水費5億1,042万5,000円を5億857万7,000円に、また、支払利息及び企業債取扱諸費2億8,944万9,000円を2億7,944万9,000円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第7条におきましては、予算第8条に定めた流用禁止項目のうち、職員給与費4億5,168万8,000円を4億6,738万4,000に改めるものでございます。

次に、第8条でございますが、これは予算第10条に定めておりますたな卸資産購入限度額1億7,756万3,000円を、今回の補正により1億8,818万円に改めるものでございます。

以上の結果、昭和56年度末の累積欠損金は4億9,858万円余りとなりますが、減価償却費等の内部留保資金がございますので、資金的には少し余裕ができる予定でございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、詳細につきましては、72ページ以降に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第19「昭和56年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第34号

昭和56年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和56年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和56年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 病院事業収益	3,125,514千円	54,377千円		3,179,891千円
第1項 医業収益	2,929,457千円	62,740千円		2,992,197千円
第2項 医業外収益	155,577千円	△8,363千円		147,214千円
		支 出		
第1款 病院事業費用	3,352,392千円	145,258千円		3,497,650千円
第1項 医業費用	2,981,574千円	193,093千円		3,174,667千円
第2項 医業外費用	370,518千円	△47,835千円		322,683千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支

出

(單位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		考
						節	金額	
1. 資本的支出	1. 建設改良費		472,550	73,628	546,178			
			385,075	73,628	458,703			
		1. 配水管整備事業費	8,400	△7,550	850	請負工事費	△3,914	請負工事費更正減
						材料費	△3,636	材料費更正減
		3. 水道施設等整備事業費	109,000	33,078	142,078	給料	256	給料追加
						手当等	166	手当等追加
						法定福利費	51	法定福利費追加
						請負工事費	32,605	請負工事費追加
		4. 改良工事費	206,000	50,900	256,900	給料	827	給料追加
						手当等	807	手当等追加
						法定福利費	175	法定福利費追加
						請負工事費	36,650	請負工事費追加
						材料費	12,441	材料費追加
		6. 營業設備費	13,575	△2,800	10,775	固定資産購入	△1,300	固定資産購入費更正減
				量水器費	△1,500	量水器費更正減		

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	493,933千円	286千円	494,219千円
第3項 投 資	0千円	238千円	238千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	48千円	48千円

第4条 予算第7条中職員給与費「1,548,980千円」を「1,646,499千円」に改める。

第5条 予算第8条中一般会計補助金「173,795千円」を「157,701千円」に改める。

第6条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「989,469千円」を「1,091,858千円」に改める。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（内田 繁君） ただいま御上程いただきました議案第34号「昭和56年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を間近に控えまして大分の収支の見通しが得られましたので、これによる経常的収益及び費用の追加が必要になったのと、職員の給与改定に伴います費用の追加計上が必要となったため御提案申し上げたものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、経常収支に相当いたします収益的収支の補正でありまして、収入では、医業収益6,274万円を追加し、医業外収益836万3,000円を減額、差し引き事業収益5,437万7,000円を追加補正をお願いするものでございます。

内訳は、医業収益中入院収益1,013万3,000円、外来収益5,733万4,000円のそれぞれの追加と、その他医業収益472万円の減額でありまして、入院、外来収益が予定以上に伸びる見込みであります。医業外収益では、国庫補助金等の確定に伴うものでございます。

次に、支出につきましては、医業費用1億9,309万3,000円を追加し、医業外費用4,783万5,000円を減額差し引き費用1億4,525万8,000円の追加補正をお願いするものでその内訳は、医業費用では人勤に準ずる職員の給与改定による給与費が9,751万9,000円、医薬品等購入のための材料費1億306万円、固定資産除却損による資産減耗費50万4,000円のそれぞれ追加でございまして、器械備品の減価償却費799万円を更正減しようとするもので

ざいます。医業外費用につきましては、一時借入金の減少及び利率引き下げによるものと、企業債利息の不用見込みとして支払利息4,716万4,000円を更正減し、職員給食材料購入減による患者外給食材料費67万1,000円の減額をお願いするものでございます。

補正後の医業収支は、医業収益29億9,219万7,000円、これに対し医業費用は31億7,466万7,000円、収支差し引き1億8,247万円の欠損と相なりまして、医業外収支を含めた事業収支状況は、事業収益31億7,989万1,000円、事業費用34億9,765万円、収支差し引き3億1,775万9,000円の欠損と相なるわけでございます。依然として厳しい財政事情ではありますが、収支の改善に向け一層の努力をするものでございます。

次に、補正第3条は、資本的収支の補正でありまして、今回は収入のみで資本的収入28万6,000円を追加補正するものでございまして、補正後の収入を4億9,421万9,000円といたすものでございます。

内訳は、高等看護学院学校債還付による長期貸付金の返還金10万円、電話債券満期償還による投資有価証券の13万8,000円、不用器械備品売却による固定資産売却代金4万8,000円をそれぞれ追加補正をお願いするものでございます。

続いて第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を、第5条は一般会計からの補助金及び第6条は、たな卸資産の購入限度額のそれぞれにつきまして、予算補正に伴いまして額を改めるものでございます。

以上で簡単ですが、議案第34号の提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。これらの詳細につきましては、94ページ以下に資料を添付しておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決せられました。

○

○ 議長（藤原要馬君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので……。

○ 10番（天堀 博君） 一応、本日の議事日程は、いまの議長の御発言のとおり終了したわけですが、私は、議運委員長としての私の責任もございまして、議長あるいは理事者等にもお願いしたいんですが、きょうの議案第22号の和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の

ところで、質問者の質問続行中に休憩に入りました。再開後、理事者なり議長、質問者から一言もないままに終結してるわけです。その点、われわれとしてみると休憩に入って何があったもんやらさっぱりわからんままで終わってしまってるわけです。いずれに責任があるのかは別にして、その点での今後の運営方法につきましては、十分よろしく説明をお願いしたいと思います。

○

○ 議長（藤原要馬君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

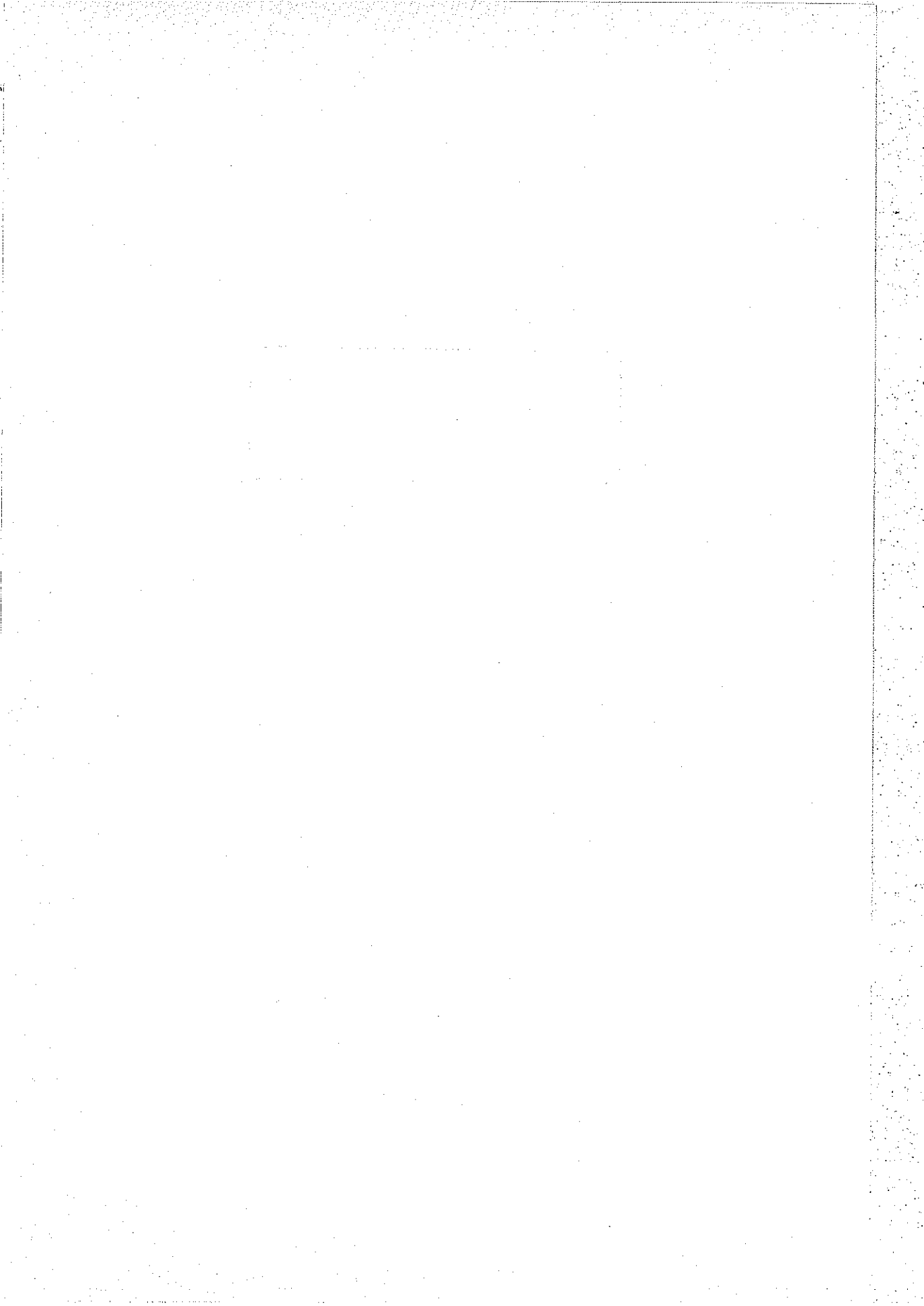
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明11日は休会とし、12日から予算特別委員会が開催されることになっておりますので、委員の皆さん方には大変御苦勞ではございますが、よろしくお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後2時30分散会）

最 終 日



昭和57年3月23日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君
16番	赤 阪 和 見 君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮 之 助	市 民 部 次 長 兼 福 祉 部 次 長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参 与 兼 市 長 公 室 長 参 事 務 取 扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
参 与	林 德 次	産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	青 木 孝 之
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 参 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
財 務 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 参 事 務 取 扱	生 田 稔	改 良 専 業 部 長	西 川 武 雄

職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部次長	前田守正	教育次長	杉本弘文
病院長	竹林淳	管理部次長	逢野博之
病院事務局長	内田繁	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長	藤原光夫	指導部次長	竹田明郎
水道部長	田中稔	指導部次長	明坂貞士
会計課長	赤田篤信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消防長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査委員	久光喜多男
用地担当理事	平野誠蔵	監査事務局長兼公平	向井洋
土地開発公社事務局長		委員会事務局長	
用地担当参事	岩井益一	農業委員会会長	坂上國治
土地開発公社事務局次長		農業委員会事務局長	信田種行
教育委員長	堀内由延		
教育長	葛城宗一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
係長	西井正
議事係	佐土谷 茂一
議事係	藤原寛治

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年度和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月23日)

№ 1

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第11号	青年学級の開設について(予算審査特別委員長報告)	議案書その1 P. 1
2	議案第12号	和泉市環境保全条例制定について(予算審査特別委員長報告)	〃 P. 3
3	議案第13号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	〃 P. 24
4	議案第14号	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例制定について (予算審査特別委員長報告)	〃 P. 28
5	議案第17号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	議案書その2 P. 1
6	議案第18号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	〃 P. 4
7	議案第19号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	〃 P. 7
8	議案第20号	和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	〃 P. 10
9	議案第21号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	〃 P. 13
10	議案第23号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	〃 P. 21
11	議案第24号	和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	〃 P. 36
12	議案第4号	昭和57年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
13	議案第5号	昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	〃
14	議案第6号	昭和57年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	〃
15	議案第7号	昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	〃
16	議案第8号	昭和57年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	〃
17	議案第9号	昭和57年度和泉市水道事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	〃
18	議案第10号	昭和57年度和泉市病院事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	〃
19	議案第35号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	追加議案書 その2 P. 1
20	議案第36号	工事請負契約締結について (和泉市立(仮称)第二石尾中学校新築工事)	〃 P. 6

昭和57年度和泉市議会第1回定例会議事日程

№ 2

(3月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
21	議案第37号	町の区域の変更について	追加議案書 その2 P.9
22	報告第1号	和泉市土地開発公社昭和57事業年度事業計画書類の提出について	P.70
23	請願第1号	泉大津市域内に存在する和泉市富秋町・尾井町の飛地を泉大津市に編入することの請願	別紙
24	決議第1号	最低賃金制に関する要望決議	別紙

(午前10時8分開議)

- 議長(藤原要馬君) おはようございます。議員の皆さんには年度末も近づき何かとお忙しい中、御出席まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席届け出の議員さんはございません。田中包治議員さん、直村議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんは、ほどなくお見えになることと思われます。現在22名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告どおり出席議員数22名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷、配布してあるとおりでありますので御了承賜りたいと存じます。

○

- 議長(藤原要馬君) それでは日程審議に入ります。日程第1「青年学級の開説について」より日程第18「昭和57年度和泉市病院事業会計予算」までの18議案を一括議題といたします。

本件につきましては去る3月4日にその審査を予算特別委員会に付託し、12日より慎重審議をいただいておりますのでその審査の結果並びに経過を池辺委員長より報告願います。

(予算審査特別委員長報告)

- 予算審査特別委員長(池辺秀夫君)

去る3月4日の昭和57年度第1回定例会におきまして昭和57年度和泉市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業等別会計予算、

和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連議案11件についての審議を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過につきましてその概要を取りまとめて御報告申し上げます。

4日の定例会終了後、委員会が開かれ正副委員長の5選が行われたのでありますがその席において不肖、私が委員長に飯坂楠次氏が副委員長に選任され、その日の委員会を終わりました。

去る3月12日より17日まで委員会を開催し審議の進め方については一般会計、関連議案、特別会計、企業会計の順に慎重に審査をいたしておりますのでこれより順次、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

なお、報告については各款、各会計を通じて相当広範囲な質疑応答がなされておりますので特に御要望のあった諸点を中心に集約して御報告申し上げたいと存じますのでよろしく願い申し上げます。

一般会計の歳出から審議に入り議会費と総務費を一括審議し、議会費については旅費の取り組みは例年通りか支出については常任、会派ははっきりするよう、との要望がありました。市政調査研究費の事務処理については規則要綱について、代表者会議で協議していただき、執行に遺憾のないようにいただく、との答弁があり議会費を終わり、次に総務費では、給与費に関連いたしまして3点の質問がありました。

第1点は特別職等の報酬の引き上げについて実質2回の審議しか行われていないと思われるが慎重審議したことになるのか、との質問があり実質2回の審議ですが審議会の委員各位は各界の代表する方々であり諮問より答申まで20日間、それぞれの立場から各界の御意見を十分聴取され慎重審議された結果である旨の説明がありました。

第2点目は非常勤嘱託員の制度について質問があり、地方公務員法に位置付けられるものでまた健康保険の加入については1カ月20日以上勤務すれば加入させることができますので本人が希望すれば加入させている旨の説明がありました。

第3点目は、ワタリの状況について質問がありあくまでも給料制度の運用上の問題である旨の説明がありました。

次に、職員福利厚生費について職員の事務服購入の内容及び頸肩腕障害検診委託料について質問があり、事務服の購入については女子職員の冬事務服の更新期でその費用を209万円計上した旨の説明があり頸肩腕障害検診委託料については今回は保育所の保母を対象に実施しようとするもので、保育所におきまして「うで」、「こし」等の異常を訴える職員が多く職員の健康管理及び事前の予防をすべく実施しようとするもので職員の健康診断の一環として新規に採用したものであり、その費用を125万円計上した旨の説明がありました。

次に交際費について額の決め方やその用途についての質問があり額については近隣都市の状況に照らし合わせていること、また慶弔関係、賛助関係、賄関係等に分けその内訳について説明が

ありました。

また、町会連合会の補助金について増額されているがその伸び率は、との質問に対し 23.8% である旨答弁がありました。

なお、他の団体の伸び率が低い中で均衡を欠くのではないかと、との意見がありました。

車輛管理費の自動車購入費の内容、廃車した車輛の処置及び公務に私用車を使用した場合燃料費はどのようにし、事故の対処方法はどうか、との質問に対し車輛の購入及び廃車についてはダンブカー 2 台、普通車 1 台、軽自動車 5 台の計 8 台であり廃車した車はスクラップとして処分しておりました、私用車については公務に絶対使用しないよう指導している、との答弁がありました。

また、総務費に関連して本市では総務課が設置されておらず事務の所管が不明瞭な点があをのて総務課の設置を検討せよ、との意見がありこれに対し本年度は全庁的なる機構等の改善に取り組む考えでありその中で総務課の設置についても十分検討する旨回答がありました。

次に関西国際空港の実機飛行テストの関係資料が関係特別委員会等に提出されていない点の指摘がありこれについてはできる限り速やかに提出する旨、回答がありました。

次に企画費について 3 点の質問があり、1 点目は新総合計画と中央丘陵との関連性並びに市民アンケート調査の資料等を公開できるか、との質問がありこれに対しては中央丘陵の開発は現行の基本構想の指針に基づいて実施されており、また中央丘陵開発計画の策定についても全庁的かつ総合的な視点に立って進められているので新総合計画策定上支障はないものと考えている。また市民アンケート調査資料については近く議会を初め関係者に報告する予定であり、公開することを原則としている旨回答がありました。

2 点目に総合会館調査委託料の内容等について質問があり、これについては現在まで事務担当者間で調査検討を進めてきたが施設の内容、場所、財源、管理運営面等多岐にわたる調査であり今後さらに調査を続ける中で必要により専門家に委託することも含め計上願ったものである。との説明がありました。

3 点目に泉北地域広域行政推進協議会負担金の内容と現在の動向について質問があり、これに対しては広域行政圏計画策定時において圏域の共同事業としてなじむかどうかを今後検討する事業として不燃物処理施設の整備外 4 項目を課題としているが、これらについて 4 市 1 町の事務レベルで調査研究を進めてきたが、なお具体的かつ専門的に調査検討の必要があるため今年度は専門家に調査を委託する目的で圏域全体で 370 万円の調査費を組み、本市の負担金として 52 万 1,000 円となったものである。との回答がありました。

交通安全対策費については自転車駐車場の経営実態とそれに伴う駐車料金の改定について、それとは別に自転車駐車場の借地料及び和泉府中駅周辺の整備についてまた交通傷害保険の加入増

大のための対策及び交差点におけるロードフラッシャーの設置についての質問があり自転車駐車場の経営については昭和56年度においては約1,500万円程度の黒字が見込まれるが将来計画及び周辺との競合を避けるため当面、駐車料金の改定は考えていない。駐車場の借地料については、それぞれの土地の所有者である国鉄及び土地開発公社に対して支払う旨、和泉府中駅周辺の整備については現在、天王寺鉄道管理局と交渉中である、との答えがあり交通傷害保険の加入増大のための対策としては広報活動等をさらに検討していく旨、またロードフラッシャーの設置については本市の道路状態から交差点マークの充実を主眼にしてゆく旨の答弁がありました。

市税過誤納過付金の内容について質問があり過年度分の市税の更正によるところの環付金並びに重複納付による環付金である、との説明がありました。

固定資産税賦課費の地番図修正委託料について和泉市発足前の旧町村から引き継いだ地番切図はなぜ公開しないのか。また、農業委員会の地番図等を含め保管を一体化するとともに期格を統一して再製し保存してはどうか、との質問に対しこの切図は明治10年から20年の間につくられたもので損耗がひどく、消滅の恐れがあるので一般に今開していないが今後、裁判等特別な事情のある場合には閲覧に供したい。また規格を統一して再製についてはその方向で検討したい。

なお、昭和57年度固定資産税、都市計画税に係る同和減免はどのくらい見込んでいるのか、との質問に対し約4,000万円見込んでいる、との答弁がありました。

特別職等の報酬改定条例が提案されているがこれに伴う予算が計上されていないのはなぜか、との質問があり新年度の予算編成作業はかなり早い時期から始めております。特別職等の報酬に関する答申をいただきました時期はすでに予算編成作業が終わっておりまして計上することはできませんでしたが特別職等の報酬改定に伴う財源については確実な見込みを立てておりその点御理解をお願いしたい旨の答弁がありました。

総合会館の調査委託料について予算の組み方はこれでよいのか、調査をするのか委託をするのか、との質問に対し昨年まで庁内関係部局で検討を続けてきたが本年は専門家の意見も聞くため委託費を計上したものであります。

なお、現在の予算の各節では調査費という節がなく、事実調査も行い委託も行うところから委託料に計上したものであります、との答弁がありました。

電算関係の予算は全庁的にどれだけ計上しているか。また、各種団体への補助金、助成金はどんな基準で行われているのか、との質問に対し電算関係の費用は全体で計算業務の委託料では、4,696万8,000円計上しており小型電算導入の費用として納税課、資産税課、保険年金課のリース代金で、全体で668万8,000円計上しております。

また各種団体の補助金については概ね前年と同額の範囲ということを基本に編成したもので中

にはその実情等を勘案して措置いたしましたとの答弁がありました。

次いで出生記念品が予算計上されているがどのような品物を贈るのか。また住民票は現在手書きであるがタイプの使用は考えているのか、との質問があり、これについて出生記念品は誕生証書つき記念アルバムを贈ることになっている。また、タイプ化については昭和57年度より印鑑登録書をタイプ化し、年次を追って切り替えを行っていく、との答弁がありました。

次に市民課事務取次所の利用状況並びにその問題点について質問があり鶴山台取次所は1日平均16.7件、横山取次所は5.2件、南松尾取次所は1.6件で横山、南松尾の利用状況の低いのは翌日交付のためであって今後即日交付に向けて検討していく、との答弁がありました。

同和更生資金の運用状況について質問があり、これについては昭和55年度末において基金総額8,825万円、貸付件数854件、貸出額1億2,742万5,000円、償還額9,032万2,000円余りで償還率が70.88%である、との答弁がありました。

次に同和对策経費に関連して同和对策事業特別措置法強化改正推進本部について現在の実態と、今後どうするのか、の質問に対し56年度には同和对策特別措置法の抜本的な内容の充実について要請するため、予算を計上させていただきましたが57年度には同和对策費の一般経費で対応してまいりたい。また、今後も残事業量が膨大なるため地方財政の負担の軽減を求めるとともに人権啓発、労働対策等についても積極的に要望してまいりたい、との回答がありました。

また、自動車運転免許書更新時、講習会の会場が解放総合センターに変わったということであるが駐車場はどうなっているか。また隣保館経費と公民館経費の差が大き過ぎる、公民館の実態がどうなっているか、の質問に対し免許書更新時講習会は3月3日より毎週水曜日に解放総合センターで行っております。

駐車場については和泉警察署より直接土地開発公社に申請、借り上げております。

また、隣保館については社会福祉事業法に基づく隣保館であり、条例の設置目的に従ってその運営を行っております。

公民館については教育委員会の所管であります教育委員会と十分協議しその運営等について改善に努力いたします。との回答がありました。

次に隣保館運営費の同和对策事業活動補助金の内容及び助成団体の1つに子供会があるが、これは教育委員会所管の子供会補助金と関連性があるのか、の質問に対し同和对策事業活動補助金については地域住民の自主的組織活動を促進するとともに、社会的、文化的、経済的生活の向上を図るため17団体に助成いたしております。

また子供会への助成については、部落解放子供会大阪府連絡協議会が組織されており同和地域の子供たちが他地区の子供たちとの交流のため、スポーツ大会とかの行事を行っている経費であ

ります、との回答があり、議会費と総務費を終わりました。

次に民生費について審議に入りまず簡易心身障害者通所授産事業運営費補助金が2カ所あるが、との質問があり今年から2カ所を計画している、との答弁がありこれに対して2カ所が連携し運営するようにと意見がありました。

次いでシルバー人材センターの仕事の確保はどうするか、との質問があり当面は公園の除草、清掃など市の仕事からやっていく、との答弁がありました。

老人施設の収容人員、老人健康診査の対象年齢、各種給付金などの対象年齢人数について質問がありそれぞれ人数等について答弁がありました各種老人施策を充実するよう要望がありました

さらに老人集会所について質問があり、本年度は和気校区に建設予定と答弁があり手をつなぐ親の会、母子福祉会等の会員数について質問があり、それぞれ答弁がありましたが団体補助金の算出基準の考え方を精査するよう要望がありました。

ボランティア育成のためボランティア保険に加入すること、障害者の雇用の拡大を図るよう要望がありました。助産施設の見込み件数と昭和56年の実績についての質問があり、それぞれ25名と答弁がありました。

続いて保育園の措置予定数についての質問があり公立1,865名、民間360名の合計2,225名の見込みである、と答弁がありました。

同和保育園の加配職員は何名なのか、また同和保育料の減免対象者は何名なのか、との質問があり一般保育園の職員配置基準で換算すると54名の加配となり、また減免対象者は285名と答弁がありました。

民間保育園に対する市の負担額についての質問があり、昭和55年度実績では民間保育園2園に対し1,509万9,000円の負担で今後民間保育園に対する補助の充実について検討したい、との答弁がありました。

母子寮の修理費の内容及び今後の運営施策について質問があり修理費は寮舎全般の補修費で全般の運営としては府の福祉住宅の活用等とあわせ検討してまいりたい、との答弁がありました。

児童遊園の便所と水道設置についての質問がありましたが現況の施設は遊具のみの設置として御理解賜り今後十分検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に生活保護家庭の自立更生について質問があり保護の適正実施のために今後検討していく、旨の答弁がありました。

その他民生福祉関係について要望意見などが出され民生費の審議が終わりました。

続いて衛生費、労働費の審議に入り成人病予防、母子保健対策、各種予防接種及び山間部の医療対策等に関する質問に対して胃の集団検診、結核検診等の実施内容及び子宮がん検診において

は、衛生婦人奉仕会の協力を得て委託助成により実施している、との答弁に対してさらに市民負担の軽減とPRに努めるべきとの意見がありました。

母子保健対策については新規事業として、妊産婦及び乳児の個別相談を行う予定で保健所とも協議中である、との答弁に対し保健婦の確保に留意すべき旨の意見がありました。

各種予防接種については、それぞれ詳細な内容説明に対し住民負担の軽減及び接種会場の増設に対する意見がありました。

山間部の医療対策については農協立、横山病院における公的役割も大であるとともに公立化の要望もあり市立病院とも協議中である旨の答弁に対し、当面の助成措置をふやすよう要望がありました。

塵芥、し尿の処理に関して従量制の料金における不均衡、団地独自の浄化処理、松尾山処理地の活用、高石での分別処理、土砂ガレキ等の処分場確保問題並びに泉北環境における対応策に関する質問に対しては従量制料金については強く業者指導をしていく具体策等、それぞれについて詳細な答弁がありました。

これに対して清掃業者の指導を十分にするとともに独自の浄化施設に対しても一定の配慮をするように、また土砂ガレキの埋立地についても早期に確保すべきである等の意見がありました。

市営葬儀費については使用料金の改正に関連して新旧の詳細、福祉的施策としての配慮、歳出と歳入の関連並びにそれぞれの内容進行係の臨時的な対応策等についての質問に対して昭和54年の改正以来、据え置いてきたところではありますが霊柩車等の委託料、人件費、その他諸物価の増高に伴い、あわせて本市の財政事情から応分の負担を市民の方にも御協力をお願い申し上げたいと考え、それぞれのバランスを考慮する中で5段4段については20%、3段15%、2段10%程度の引き上げをお願い申し上げたいと考えております。

なお、これにより昭和57年度の見込みといたしましては約2,300万円の赤字見込みが約1,300万円程度に減少する予定であります。

また、予算書の墓地火葬場費及び霊園管理費以外にも必要経費が計上されている等の説明がありました。

これに対して苦しい財政事情とはいえ、市営葬儀としての性格を十分考え、さらに検討すべき問題である等の強い意見があり衛生費と労働費を終わりました。

続いて農林水産業費と商工費を一括審議に入り農林水産業費につきましては農業委員会の職員数、中央丘陵の開発に関連する事務量の増大等についての質問に対しては、それぞれにおいて努力、対応してまいります、との答弁に対して都市農政の確立と正確な地番図の作成に配慮するようとの意見がありました。

農業振興対策に関連する質問に対して、新規事業として、みかんの品質改良事業及びモデル農園の取り組み、農業祭の継続実施、横山、小川地区での新農構の計画内容、老朽溜池事業、水質対策事業の内容、農林関係事業における地元負担の軽減に向けての条例制定並びに市単独補助事業の充実等、具体的な説明がありました。

これに対して、中央丘陵の開発と農業問題には十分配慮するよう、また水質対策を強化するとともに、さらに農業振興を図るようとの意見がありました。

商工費については、観光地の充実、自動車技能習得、新規産業開拓、商業共同施設設置の各事業、事業所同推協並びに勤労青少年ホーム等に関する質問に対して、それぞれの事業内容等についての答弁に対して、唯一の観光地である榎尾山の公園育成問題はもとより、隅々まで行き届いた行政を図るべきである。また、ホームの有効利用に努めるように、との意見があり、農林水産業費と商工費を終わりました。土木費と消防費を一括審議に入り、まず道路台帳作成の概要、作成作業の進め方及び市道名の整理並びに消化栓等の施設も明記するのか、との質問に対して、56年度業務委託として、道路台帳の前段の作業として航空写真撮影を行いました。57年度には、その資料に基き図化作業をし、58年度に完了予定しており、道路の再編成、台帳調書、5百分の一の図化作業を主に市道名の整理や消火栓等施設について、道路台帳基本平面図に明記してまいりたい、との答弁がありました。

次に、住宅管理費の使用料対象戸数と補修費及び使用料の根拠について質問があり、あわせて補修費の増額及び同和公営住宅の収支についても考えてゆく必要がある、旨の要望が出ました。

それに対して57年度使用料対象戸数は1,650戸で、補修費は1戸当たり1,515円となり使用料の計算については建設費、用地費、補助金、耐用年数等を考慮し決定しているものであり、また使用料の住宅区分別は一般2,001万円、同和公営190万9,000円、改良4,815万円となっており、補修費の区分別については今後の実績となるので55年度実績として一般、同和公営、改良おのおの約541万円、347万円、3,608万円となっています。

なお、住宅の浄化槽の管理委託数は56年度は750戸、57年度は490戸となっている旨、答弁がありました。

続いて室堂地区整備委託料と肥子池公園、忠岡池公園の進捗について質問があり、これに対して室堂町地区の委託は甲斐田川運動場広場から変電所までの道路新設の調査設計であり、肥子池公園は、57年度でほぼ整備完了の見込みである。忠岡池公園は58年度で概略整備したい、との答弁がありました。また、ハイキングコースは府の管理施設を再委託するもので自然公園については調査と権利者の同意を得る中で前向きに検討する旨、答弁がありました。

次に、桑畑排水路改修による井戸水枯れについての対処方法と今後の処理について質問があり

ました。

これに対して地元とともに調査を行い、使用水の確保は水道部とあわせて調査し、水道の設置を検討、その後水道部に設計等を依頼、完了後工事施行予定している。

なお、工事内容についてはメーター及び使用水栓1カ所設置することとし、加入金についても地元負担の旨、回答があったが地元民の水道設置についての説明も代表者協議のみならず、個別にも説明する必要性とともに使用水栓、加入金の負担ももう少し軽減しては、との要望がありました。

引き続き下水と水路の区別について質問があり、担当窓口の1本化の要望がありました。

これについて、一般的には下水は家庭用雑排水を管渠により排水するもので、道路側溝の水、農業用水、雨水等の排除のためのものを水路と考えている旨、答弁がありました。

次に、光明池和田線は56年度中に解決したのか、との質問に対してまだ完全解決はしていないが、ほぼ見通しが立ったので工事費を予算計上した旨の回答があり、土木費を終わりました。

消防費については、防水水槽の設置場所とその容量、消防ポンプ自動車の、配置場所と能力についての質問がありました。

防火水槽については、若樫町、室堂町、国分町の3カ所であり容量は40トン、また消防ポンプ自動車は本署配置の車両を更新するものであり、能力はC DII I型である旨、答弁がありました。

次いで、昨年度より府中町市立国府小学校周辺地域で相次ぎ発生した大火は消火水量の不足が起因している。今後の市立国府小学校設置プールの有効活用対策及び密集する府中地区消防水利利用対策について質問があり、これに対して消防水利は消防3要素の1つであり火災による被害を最小限に食いとめるためには消防水利の充足が肝要であり、市立国府小学校プールの有効利用策として採水口の設置について教育委員会と折衝中であります。また府中地区の防火水槽の設置については用地の確保難等の問題がありますが地元の御協力を賜り積極的に推進したい旨の答弁があり最後に火災現場における指揮本部標識の設置方の要望がありました。

次に山間地域に対する救急車の配置について質問があり、これについて救急業務は生命に危険のある急性の傷病者を救出する活動であり、市民が時間的に等しく利用でき得る体制でなければならず、山間地域にも救急車を配置することが適切であると必要性を痛感いたしておりますが、本年4月から救急隊員の行方「応急処置の基準」の実施に伴う有資格者の育成及び救急車増強に伴いこれを運用する職員確保の問題等がありますが、できるだけ早い時期に御要望に沿えるよう努力したい旨の答弁がありました。

次に消防職員の勤務形態及び勤務時間について質問があり、これに対して消防職員の勤務形態には毎日勤務制と隔日勤務制があり、勤務時間については労働基準法及び地方公務員法に基づき

条例で定められており、1週の勤務時間は市職員と同様である。旨の答弁がありました。

続いて、災害発生時における住民の避難場所及び管内の旅館、ホテル等の防火対策について質問があり、これに対して非常災害発生時の避難場所については地域防災計画に基づき管内の学校等を指定し、また防災組織としては市民の安全の確保と被害者の救護を図るため組織動員計画を定めており、市長を本部長として校区出身管理職を地区隊長に充てる等万全を期している。また旅館、ホテル等の防火対策については先般の東京におけるホテル I・C ニュージャパン火災以来消防庁より特別示達があり、すでに査察を実施している。現在管内には、㊦マーク該当は5施設であり、これらの施設は消防用設備をほぼ完備しているが、旅館の特異形態から避難訓練等については若干問題があり、現在、㊦マークが交付されていない旨の答弁があり、最後に避難場所に対する標示板の設置及び旅館、ホテルに限らず不特定多数が集まる大規模店舗等についても査察の徹底を期するよう要望があり、土木費と消防費の一括審議を終わりました。

続いて教育費の審議に入り、教育指導費では、クラブ活動補助金として50万8,000円計上されているがその内容について。また同和教育指導費で負担金補助及び交付金4,421万2,000円が計上されているが、おのおの内容及び対象者数等についての質問があり、これに対し、クラブ活動補助金について内容説明があり、続いて同和関係補助金4点について、おのおの対象者数並びに1人当たり金額等について詳細な答弁がありました。

次に小中学校の修学旅行引卒者補助金、社会見学に対する補助等の内容についての質問に対し、修学旅行引卒者補助金については、府より出張旅費が支給されるが不足が生じるので、それを補てんする意味で補助をするもの、また社会見学等については児童、生徒より実費負担をお願いしているが今後検討する、との答弁があり、次に小学校建設費で横山小学校運動場狭小及び古い体育館の建てかえ並びに小中幼の扶助費等の内容についての質問があり、これに対し横山小学校については本年度は幼稚園園舎の除却を行い将来、プールの移転計画をしているので緩和されるものであり、また、古い体育館の建てかえについては財源の見通しを勘案し、計画性を持って対処する。また、扶助費についても要保護、準要保護関係について詳しい答弁がありました。

次に、遠距離通学生徒通学費補助金並びに信太中学校増築に関する教職員のビラ配布についての質問に対し遠距離通学生徒通学費補助についての当市の実態並びに阪南各市の状況等とあわせて今後の動向の説明があり、また信太中学校増築に関する教職員のビラ配布のことについては、前回の答弁に対する補足説明としての答弁がありました。

次に幼稚園教育について本市では年々措置する園児数が減少することに対し、4歳児保育を考慮しているのか。また、保育料補助金交付についての質問があり、これに対し現状の就学前教育並びに園の運営状況等の説明並びに補助金交付の実態について詳細な答弁がありました。

次に、社会教育費の公民館の運営並びに青年の家の老朽化の対策及び幸青少年センターの利用

状況特についての質問に対し、公民館及び青年の家については年々利用者が増加する中で建物の老朽化が著しいので検討し対処したい。また、幸青少年センターの現状と利用人数等についても詳細な答弁がありました。

次に青少年の非行対策、図書館の充実等の質問に対し行政、社会一体の課題であり、行政としては事業費の確保、組織の強化を図ってまいりたい。また、図書館についても地域に幅広く活動を展開すべく実行する旨の答弁があり次に文化祭、市民スポーツ大会等行事のあり方、また学校体育施設開放事業の適格化についての質問に対し、各行事については運営委員会に提案する中で抜本的な改善策を検討したい。また、学校体育施設開放については管理指導面を強化し、適正に地域住民に広く公平に利用できるよう推進してまいりたい、との答弁があり教育費を終わりました。

公債費の比率が約12%ぐらいになっていると思うが、10%を超えると危険ラインと言われるが、どう考えているのか、との質問があり本市の公債費比率はかなり高い状況にあり人口増加に伴う投資的事業を精力的に行った結果である。今後とも安易に地方債にその財源を求めることなく、公債費比率の改善に努力してまいりたい旨の答弁がありました。

3市交付税の配布金が計上されているが3市の内訳、配分の基準、また泉北水道分は含まれているのか、との質問に対し3市の内訳は泉大津市分5,280万8,000円、高石市分1億3,532万2,000円、和泉市分1億2,191万4,000円、総額3億1,012万4,000円であり、そのうち泉大津市分と高石市分を合わせて計上したものであり、配分金の中には泉北水道企業団に係るものは含まれていない。また、配分の基準については泉北環境施設整備組合の組合規約により配分しているものであり、その配分割合についての説明がありました。

公共施設整備基金はいつから始めたのか。また、いつまでに基金から一般会計に繰り入れた額は幾らか。また、本年の積立金の財源は歳入の項ではどうなっているのか、との質問に対し、公共施設整備基金は54年度から始めており、また、基金から一般会計へ繰り入れた額56年度で、3億3,600万円、57年度で3億2,500万円繰り入れ、それぞれ公共施設の整備の財源に充てている。

なお、54年、55年分については調査の上、後ほど報告をしたい。

また、昭和57年度の積立金に充当する財源は歳入の諸収入で大阪府住宅供給公社からの負担金2億9,300万円、開発指導要綱によります負担金2億5,000万円、合わせて5億4,300万円を基金の積立金の財源に充当をいたしたい、旨の答弁がありました。

歳入について葬儀使用料を独立採算的に考えているのは間違いではないのか、に対し、独立採算的な線に近づけて市費の負担を軽減していこうという考えで現況の財政実態の中で市営葬儀に係る諸経費が年次の増高によって運営費がかなり増加してまいっており、飾り付け、霊柩車

等について業者より値上げの申請があり、それらの負担について応分に御負担をお願いしていただくように、との答弁があり中学校費補助金の中で郷荘中、石尾中、光明台中の増築単価の違いの説明は各増築事業補助金の単価の差ではありますが工事内容で異なり、ボーリングの必要、基礎工事の杭打ちの必要とする場合、国の補助基準の中で算定されるようになっている関係上異なる、との答弁があり、保育料で同和、一般、国の補助は幾らか。月額平均保育料、所得階層の違い等もあり、単純平均で一般保育料11,200円、同和保育料平均1,352円で、同和地区の保育所運営費の補助として55年実績として3,106万8,000円の運営補助の答弁があり、不動産売払収入についてはどこか、との質問に伯太幼稚園で府の計画道路の岸和田南海線の事業用地で、土地建物の補償であり、それと箕形の不燃物処理である、との答弁があり隣保館、解放総合センターに対する市の持ち出しについては解放総合センター全体として57年度予算の市費持ち出しについては、一般財源より1億5,500万円、隣保館については2,045万9,500円である、との答弁があり、以上で一般会計予算についての報告を終わらせていただき、引き続いて関連議案11件を一括審議に入り南池田学級について施設の安全性と設備の充実の要望があり環境保全条例については、国、府の広告物条例、その他関係と上級条例規則について質疑応答があり、これに対する市の対処としては上級法を逸脱したものではございませんので、法令に定める分野については当然、それに従うべきという観点から全体的な条例制定方式になっており、特にこの広告物条例に関しましては、大阪府においても法律に基づいた条例があり、特に貼紙、立札、立看板等に対する規制が大阪府条例におきましても第1条で述べており一応、尊重して実際の施行をやってまいり、市と市民と事業者三者一体となって町をきれいにしていく環境保全の理念に基づく条例であり、その趣旨に十分対処して運営に努めてまいりたい。

市営葬儀の一部改正については独立採算に近づけていく中で、使用料金も値上げをするということで、地方行政中に都市経営論を持ち込んでいる、との指摘があった。

その他数点の質疑応答があり、諸議案11件の審議を終わり、一般会計予算と関連議案11件を認定すべくお諮りいたしましたところ、異議あり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算の審議の経過と内容について御報告申し上げます。

第1点、昭和57年度内で老人保健法が実施される見込みであるが、これに関連して国保会計はどのような予算の計上をしてあるのか。また老人保健法の対象者と1人当たりの自己負担額はどの程度の額になるのか。現在行っている老人医療の無料化制度はどうなるのか、との質問があり、昭和57年度は10月に老人保健法の実施が見込まれるので当初予算は、昭和56年度の実績見込みで計上してあり、実施の段階で予算の組み替えを行う。

また、老人保健に該当する老人の数は現在、2,941人あり、1人当たりの負担額は年間約、6,000円である。

老人医療の無料化制度については現在のところ、府の考え方も出されていないので、実施の段階で検討する、旨の答弁がありました。

続いて、国民健康保険料の資産割額の賦課の見直し、助産費、葬祭費の引き上げ、障害者等に対する疾病指導の意見があり、和泉市の実情、他市の状況等十分に考慮、今後慎重に検討していく、旨の答弁があり審議を終わりました。

本会計予算をお諮りいたしましたところ、異議ありとのことで採決の結果、賛成多数で原案どおり国民健康保険事業特別会計予算を可決決定いたしました。

続いて、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計和泉中央丘陵整備事業特別会計を一括審議に入り、公共用地先行取得の中で人件費の未計上の理由、公債費の計上について質問があり、これに対して黒鳥山公園の先行取得は建設省の貸付によるもので、人件費は一般会計で計上せざるを得ず、また、公債費貸付に対する償還は、4年据え置き、10年償還のため計上するもの、という回答がありました。

続いて公共下水道事業特別会計歳入のうち使用料についてどこのものか、との質問がありました。

これに対し、光明池団地及び光明池駅周辺地区の下水道使用料である、との回答がありました。

また、小田第2幹線の進捗状況について質問があり、これは今年度の事業延長95メートルは完了しており、来年度については64メートルの工事の施行を考えている、旨の答弁がありました。

和泉中央丘陵整備事業特別会計については、まず職員数が前年度に比べ減となった理由並びに買収面積と今年度の目標についての質問があり、職員数は文化財調査に係る職員を確保していたが、前年度において文化財調査は別途委託契約を締結した関係上2名減となった。

買収面積は実質50%強であり特に民間デベロッパー等は、万野グループを除きほとんど契約は完了している。今年度は任意買収分はすべて買収する方針であり、90%程度のまとめをした、との答弁がありました。

次に町づくりは計画が明らかにされない理由と農家対策に対する考え方、特に万町の状況についての質問があり、まず町づくり計画については現在、府、市、公団で調整中であり、できるだけ早い時期に明らかにできるよう努力したい。

農家対策のうち、ため池等の措置は代替水源の確保等で対処していきたい。

また、生活再建に係る代替地については現在、各地で対処されているが、今後特に専業農家については、権利者と市が協調して代替地確保に対処する必要があると思う。

万町は、2月末現在で約半数の世帯と契約している、との答弁がありました。

続いて、本事業が万一失敗した場合市に責任はないか、との質問があり、事業主体は住宅都市整備公団であるため、最終的責任は公団にある、との答弁があり公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の一括審議が終わり、お諮りいたしましたところ、反対の意見があり採決の結果、契約多数で原案どおり本予算案を可決決定いたしました。

次に、水道事業会計予算について審議の概要を申し上げます。

まず、受水費について昨年より2,800万円余増加しているが、その理由はどうか。また、槇尾川の水質が悪化しているが、水源としてどのように対処していくのか、との質問に対し受水費につきましては、前2カ年にわたり水量が減少していたのが回復したため受水量が増加したのと、光明池土地改良区より買い入れの原水費の上昇によるものであります。

また、水質については光明池水域水質保全連絡協議会を軸として、合成洗剤等について対応していきたい、旨の答弁があり、また産業衛生部よりは、環境保全条例制定により河川の水質保護に努力する、旨の答弁がありました。

また、いまの水道料金は大阪府下で何番ぐらいにあるのか。また、古い配水管の布設替えはどのようにしているのか、との質問に対し現在の水道料金の販売価格は府下で10番目にあり全国的にも飛び抜けて高いということはありません。

また、配水管の布設替えは計画的に改良しております、との答弁がありました。

また水道事業に管理者を置いていないため経営に問題が生ずるのではないか、との質問に対し市長を最高責任者とした組織の中で経営に対処している、との答弁があり、審議を終わりました。

本予算についてお諮りいたしましたところ、異議ありとの発言があり採決の結果賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、昭和57年度病院事業会計予算についての審議に入り、まず、第1点として救急医療及び夜間診療についての考え方。第2点目として医療器械の充実に関連して薬づけ、検査づけになっていないか、公的病院としての考え方をお聞きしたい、旨の質問がありこれに対し救急医療及び夜間診療についてはきわめて重要な課題として各自治体病院においてもその対応に努めているところであり、本市病院におきましても基本的な考え方としては社会的要請もあり公的病院として前向きに対処せねばならないと理解しているが、何分にも医師を初め専門医療職員の確保設備の整備等が必要であり、その体制維持のため多額の財政負担が生じてまいります。したがって、これらの体制を整えつつ、現体制での受け入れられる範囲内で対応してまいりたいと考えております。

第2点目の薬づけ、検査づけの関係については本年度において購入しようとする医療器械器具については収益をあげるべく購入するものではなく昨今、疾病構造の変化と医療分野も広がり複雑多岐にわたっており、これに対応した診療機能を高めるためのものであります。また、本市病院の先生方は患者の負担を考え、できるだけ薬を少なく使って直す努力をしておりますし、検査にいたしましても治療のための最小限の科学的データを得るだけにとどめており今後とも患者の負担を少なくするよう努めてまいりたい旨の答弁がありました。

引き続き救急医療については公的病院として今後積極的に取り組んでもらいたい。また、薬づけ、検査づけについての批判の受けることのないようやってもらいたい、旨の要望意見がありました。

次に、待ち時間中の対応策について。また予算書35ページの研究研修費の中で図書費が高額に組まれているが、購入別内容、学会出張旅費の状況についてお聞きしたい旨の質問があり、これに対して待ち時間の短縮については診療時間を早くかかる、投薬についても病名により簡単にできますので、また先につくっておくなど短縮に努めております。また時間を有効に過してもらうため、待合室に医療に関する図書等を設置しておりますし、ビデオも検討中でございます。

第2点目の図書費の内容については医学図書、医療技術員、看護婦のそれぞれ専門部門の図書であり、担当医師が図書室で保管しております。

学会の状況については循環器学会や各科専門分野の学会に出席され、その成果などを地元医師会、医局会において研修会を行っている。さらに医療技術員、看護婦についても、それぞれの所属において研修を実施している。旨の答弁があり、他に質疑なく審議を終わり本予算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、当予算審査特別委員会に付託されました議案第4号「昭和57年度和泉市一般会計予算」外17件の審議の結果並びに経過の報告でありまして、各会計にわたり各委員より積極的な、かつ多くの御質疑がありましたことを付言申し上げ、報告を終わります。何とぞよろしく御承認をお願いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 委員長の詳細な報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これより討論を行います。反対のない方からお願いいたします。

- 7番（勝部津喜枝君） ただいまの委員長報告に対しまして、共産党議員団を代表して反対の立場からその理由を申し上げます。

まず最初に、市長の市政方針は、いま政府が進めている行革に対して地方自治と住民の暮らしを守る立場に立って明快な判断が下されていないという点であります。昨年、行革問題が表面化してまいりましたときには増税なき財政再建、行政の簡素化、効率化ということで一定の国民の間に期待と幻想が強まってきた状態もありました。

しかし、その後の国会審議また、国会外の運動によりましてこの行革なるものが1つにはアメリカからの軍拡の押しつけ、そして財界からの特権の強要を国民の犠牲と負担にしわ寄せしようとするものであることが明らかになってまいりました。国民1人ひとりの痛みが明確になるにつれて決してこの行革は国民の期待するものではないということが判明してまいりました。

不況の根源であります勤労者の個人消費2年連続マイナスという状況を放置したまま、公共料金の値上げ、福祉の切り捨てを行おうとしております。さらに57年度の政府予算案が、26年ぶりに圧縮されたものであるという状況の中で、たとえば広域市町村圏関係予算が前年度比200%という大変大幅な増加にも見られますように臨調がすでに地方制度の根本的な改悪、道州制の導入などに手をつけている状態などを考えれば地方自治と住民の立場を守るという点を考えれば、この危険なねらいを持っている臨調の行革に対し、もっと十分な注意が必要ではないかと意見を申し上げておきたいと思えます。

さて、昭和54年度に一斉大幅な公共料金値上げを行い、財政再建の名のもとにそれ以後、単年度黒字を生じております。累積赤字も減少しているとはいえ、それは基本的には市民負担を強めながら一方では同和行政などに見られますように、本来のむだやむらのある行政を改めずに、不公平な市民不在の行政、財政再建を進めてきた結果と考えます。

それにもかかわらず、本年度は保育料金を多数の署名や願いにもかかわらず、多くの父母の反対を押し切って、予算委員会審議を通じ各議員からの値上げ据え置き要望にも耳を貸さず、そして葬儀料金値上げについても独立採算に近づけるといふ都市経営論を持ち込んで値上げを行おうとしていることなど、またもや市民負担を強める市政であります。こんなときにもかかわらず市長初め3役の給料及び議員歳費の大幅値上げは、まさに市民の暮らしを考えていない、反市民的な行いだと考えるものであります。

同和行政につきましては審議の中で明らかになりましたように解同の窓口1本化行政による不公正、乱脈な予算編成となっております。

信太山自衛隊基地をめぐる問題については、市長は共存共栄の立場を再度、改めて明らかにしております。核廃絶を願う、平和を願う国民、市民の考えから再検討を要する市政ではないかと思うのであります。基地交付金についても、その立場からのまだまだもらっていくという考えは、金さえもらえばどうなってもいいという大変危険な考え方だと考えます。

中央丘陵を中心とする開発につきましては、未だに町づくり計画の骨格が明らかにされず、総合計画の見直しについても十分なローリングなどがされていない状況の中で、買収問題が先行した計画は専門のコンサルタントと公団任せの市民不在のいままでの開発と変わらない危険性を持っております。

財政問題につきましても先に述べましたように市民負担を強めることや、土地開発公社、都市整備部によります人件費のごまかしなど、本予算審議を通じてもますます明らかになってまいりました。

昭和57年度予算案及び関連条例につきましては、一定の評価のできる部分や賛成できるものもありますが、委員長報告は一括してのものでありますので、以上述べた理由により反対いたします。

なお、各予算案及び条例につきましては共産党は態度を明らかにする意味から、それぞれについての賛否を申し上げておきたいと思えます。まず、議案第11号、14号、17号、18号、21号、24号、6号、7号、10号の以上9件と議案第12号につきましては、今後の運用を十分見守る必要があるという意見をつけて賛成いたします。

議案第13号、19号、20号、4号、5号、8号、9号、さらに23号については職員給与の改定については賛成するものですが、3役等の給与改定も含まれておりますので、以上8件については反対いたします。

以上であります。

- 議長（藤原要馬君） 次に、賛成の方お願いいたします。
- 2番（竹内修一君） 私は、昭和57年度予算並びに関連議案に対し、賛成の意見を申し述べたいと存じます。

本市財政は、昭和55年度において8年ぶりに単年度収支が黒字に転換し、ようやく赤字解消への第1歩を踏み出していますが、この間における市民各位の理解と協力はもちろんのこと、理事者の地道な努力が伺われるものであります。

昭和57年度の本市の予算は国の行財政改革と緊縮予算の中にあつて、地方財政を取り巻く環境はきわめて厳しい情勢のもとで編成されております。予算の内容としては特に教育施設整備に重点が置かれ、（仮称）第2石尾中学校の新設を初め、増改築事業による施設水準の向上に配慮されているとともに、生活環境整備並びに都市基盤の整備にも限られた財源の中で整備促進が図られております。

他方、1部の公共料金などの引き上げについては種々議論があつたところですが、現状における管理運営経費のコスト高のため、その受益の範囲において一部使用料の引き上げにつき応分の

市民負担を求めており、また保育所運営経費の年々増大する超過負担の実態に照らし保育料徴収基準の改善については、現状の市財政の情勢下ではやむを得ない範囲のものと考えます。

ごみ、し尿の収集に伴う業者への委託経費の値上げ分については市の負担において措置するなど、一定の努力も払われております。そのほかシルバー人材センターを初めとする老人福祉対策並びにその他の福祉施策の向上にも努めようとする姿勢が反映されているものと評価するものであります。

本市の財政は単年度黒字基調に転じつつあるというものも依然として硬直化は続いており、1日も早く財政健全化と赤字解消に向けて不断の努力を傾注するとともに、今後のますます増大する市長の多種多様な行政需要に対応し得る財政秩序の確立を図るよう強く理事者に要望するものであります。

次に国民健康保険事業特別会計については、前年度引き続き保険料の改正は据え置かれていますが、今次国会において審議されております老人保険制度の動向並びに国府負担割合の問題など今後、国保会計に及ぼす影響が注目されるところでありますので引き続き財政の健全維持に努められることも期待するものであります。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計につきましては将来、調和のとれた町づくりの達成に今後の事業の推進がなされることを強く要望するものであります。

そのほか特別会計並びに水道事業及び病院事業の企業会計についても適正なる予算であると思わいたします。

以上、昭和57年度一般会計特別会計及び企業会計予算並びに関連諸議案に対し賛成いたしますのであります。

○ 議長（藤原要馬君） 以上で討論を終わります。

それでは採決を行います。日程第1より日程第18までを予算審査特別委員会の委員長報告どおり可決するに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございました。挙手多数であります。よって議案第4号より第14号まで議案第17号より第21号及び議案第23号、第24号は委員長報告どおり可決することに決定いたしました。予算審査特別委員の皆さんには連日にわたり慎重御審議を賜り、まことにありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第19「和泉市職員定数条例の1部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第35号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例（昭和47年度和泉市条例第6号）の1部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 議会の事務局の職員 10人

(2) 市長の補助機関たる職員

ア 一般会計で給与を支弁する職員 819人（うち432人は、福祉事務所の職員とする。）

イ 病院事業会計で給与を支弁する職員 308人

ウ 国民健康保険事業等別会計で給与を支弁する職員 17人

エ 公共下水道事業特別会計で給与を支弁する職員 5人

オ その他特別会計で給与を支弁する職員 42人

(3) 水道事業に属する職員 95人

(4) 選挙管理委員会の職員 5人

(5) 監査委員の事務局の職員 3人

(6) 教育委員会の職員 275人

(7) 公平委員会の事務職員 3人

(8) 農業委員会の職員 4人

(9) 消防職員 101人

第3条中「前条第1項」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

市財政の健全化の一環として、人件費の抑制を図るため職員定数を削減し、併せて所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第35号参考資料

和泉市職員定数条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務局の職員 10人</p> <p>(2) 市長の補助機関たる職員</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>819人</u> (うち<u>482人</u>は、福祉事務所の職員とする。)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 病院事業会計で給与を支弁する職員 <u>308人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 <u>17人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 公共下水道事業特別会計で給与を支弁する職員 <u>5人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">オ その他特別会計で給与を支弁する職員 <u>42人</u></p> <p>(3) 水道事業に属する職員 <u>95人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の職員 <u>5人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務局の職員 <u>3人</u></p> <p>(6) 教育委員会の職員 <u>275人</u></p> <p>(7) 公平委員会の事務職員 <u>3人</u></p> <p>(8) 農業委員会の職員 <u>4人</u></p> <p>(9) 消防職員 <u>101人</u></p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務職員 10人</p> <p>(2) 市長の補助機関たる職員</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>875人</u> (うち<u>449人</u>は、福祉事務所の職員とする。)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 特別会計で給与を支弁する職員 <u>330人</u></p> <p>(3) 水道事業に属する職員 <u>112人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の職員 <u>5人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務局の職員 <u>3人</u></p> <p>(6) 教育委員会の事務局の職員 <u>46人</u></p> <p>(7) 教育委員会の所管に属する教 育機関の職員 <u>213人</u></p> <p>(8) 公平委員会の事務職員 <u>3人</u></p> <p>(9) 農業委員会の職員 <u>4人</u></p> <p>(10) 消防職員 <u>95人</u></p> <p>2 前項各号に掲げる定数は、総定数の範囲内において若干人に限り、相互に変更することができる。</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p>

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） それでは、お許しいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第35号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

かねてより財政健全化の一環として努力してまいりました市職員の定数抑制につきましては、議員各位並びに関係各位の御理解、御協力を賜りましてこの促進を図ってまいったところでございますが、このたび定数条例の改正を行い、定数の削減を行うとともに、定数の管理の充実を図るべく規定の整備をいたしたく御提案申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、第2条第1項の改正は定数の改正でございます。①一般会計で給与を支弁する職員875人を819人にし、そのうち福祉事務所の職員449人を432人に、また①特別会計で給与を支弁する職員330人とありますのを①病院事業会計で給与を支弁する職員308人②国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員17人③公共下水道事業特別会計で給与を支弁する職員5人④その他特別会計で給与を支弁する職員42人と個々に独立して規定し、水道事業に属する職員112人を95人に、教育委員会の事務職員46人、教育委員会の所管に属する教育機関の職員213人とありますものを教育委員会の職員275人に統合し、消防職員95人を101人に改め、総定数1,696人であったものを1,687人として、9人の削減をしようとするものでございます。

第2条第2項は削除しようとするもので、第1項各号に定めている定数は、総定数の範囲内において、若干人に限り、相互に変更することができると規定してございましたが、これを削減し定数管理の充実を図ろうとするものでございます。

また、第3条の改正は第2条第2項を削減したことによる規定の整備を行ったものでございます。

この改正は、昭和57年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、提案の理由並びにその内容の説明でございます。今後ともより一層職員の資質向上と弾力的運用を行い、住民サービスの徹底を図ってまいります所存でございますのでよろしく御審議をいただき、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤阪和見君） 若干聞いておきたいことがあるんですが、その他特別会計で給与を支弁する職員42人というのは中央丘陵だと思んですが、第2条の2項を削るため、もし毎年変わってきたとき、中央丘陵なんかあと1年ですか、すぐ条例改正をするということだと思んです。それでもいいわけですが、42名をまたどこかへ割り振るわけですか。若干相互に変更することができるということの余裕をみとかんといかんと思んです。

それと、9名が総定数で少なくなる、退職の形、もしくはまだ定数に満たなかったことであると思うんですが、その点退職の分を穴埋めするという感覚は必要か必要でないかは別として、いまはいいと思うんですよ、新しい職員を採用しないというのは。しかし、これから10年、20年先を見るにやはり毎年若干の職員をとっていかなければ禍根が残るんじゃないか、その点どうお考えか。お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 人事課長（稲田順三君） お答え申し上げます。

まず第1点目、中央丘陵の関係ですが、これはあくまでも最高限度を定めた数字でございます。ふえる場合、議員さんがおっしゃるように条例改正の必要が生ずるわけでございます。

○ 16番（赤阪和見君） いいえ、なくす場合です。

○ 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

現行の定数条例は総数1,696人、職員数は1,676名で、30名のゆとりを持っております。その中で今度改正しようとするのは1,687名で9人を減とするわけですが実数は同じく1,676名、4月1日見込みで11名のゆとりを持った中で条例制定をお願いしております。

先ほど御心配をいただいております都市整備部の職員の今後の考え方でございますが、御承知のように現在、用地買収も50%強進んでる中、今後一定の時期までに全部買収する計画で努力しているわけですので、その時点にそれらを見合わす中、すでに11名のゆとりを持って動いておりますが退職者も出てまいりますので、それらを十分考えた上で運用してまいりたい、かように考えております。

○ 16番（赤阪和見君） 新規採用分は…。

○ 参与（西川喜久君） いまの時点では、新規採用は極力押えていきたい。特に施設の職員、技術者でございますが、保母を含めてこれらに大きな欠員が生じた場合は極力臨時職員よりも正規職員を張りつけてまいりたいという考え方でございます。一般行政職につきましては、中央丘陵の整備職員が今後、買収が進むことによって縮小してまいりますので、できる限り職員の採用を手控えていきたい、かように考えます。

○ 議長（藤原要馬君） 天堀君。

○ 10番（天堀 博君） われわれ、人事なり定数の中でのいろんな配分関係については割合という事なんで教えていただきたいということと、あわせて多少指摘せないかんこともあると思いますが、いわゆる福祉事務所の職員がこれだけ多いということは保母さんも含まれてると思いますが、今回の改正でマイナス17になりますね。その点では、いわゆる保母さん以外の福祉事務所関係の職員も含めて定数を減らしたことで支障を生じないのかどうか。特にケースワーカーの

問題も予算委員会等で出されておりました、その点がちょっとわかりにくい部分もあるのでお願いしたい。

それから現在、1,676名ということですが、これは公社職員は含まれておりませんね。その点、これも予算委員会等でいろいろ出されてきたことですが後で公社の報告もありますけれども、徐々に減らしていくんだ、その点11名余裕を持ってるんだということですが、その辺の兼ね合いの問題がありますね。その点をひとつお聞かせ願いたい。

それから、これは47年に制定されたものですが、それ以後現在まで改正されてないのかどうかもちよっとお聞かせ願いたい。

それから、財政手法上の問題も含めて先ほど、赤阪議員から質問がありました、特別会計で支弁する職員ということで、それからこれがなくなってきたら、そっちの方は最高限度を定めるわけですから減ってくるのはかめへん、と言われておりますが、条例そのものを財政手法的なことではちょっとこわいかなんかという問題が出てきたら困ると思いますので、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長(藤原要馬君) 答弁。

○ 人事課長(稲田順三君) まず、第1点目の福祉関係ですが現在、現行の福祉事務所、保育課、福祉課、老人センター、身障会館の5つの課の人数は、432人という形で位置づけております。

それから、この改正の時期につきましては54年度に1度改正をした経過がございます。

それから財政制度上の条例との関係ですが、確かに御指摘の点はあろうかと思いますが、そういう措置も講じなければならないという可能性も考えられます。

○ 10番(天堀博君) いわゆる福祉関係の職員を定数上で減らす問題、そこで先ほど言ったケースワーカー、その他が含まれていないんですか。

○ 人事課長(稲田順三君) 含まれてます。

○ 10番(天堀博君) 予算委員会等の中で増員の要望もありましたので、その辺の充実の関係からいってその兼ね合いはどうか。直接人事の実務的なことではなく、もうちよっと上の公室長あたりから御答弁を願った方がいいと思うんです。

それから公社職員との関係ですね、その辺が抜けてます。

○ 参与(西川喜久君) 私からお答え申し上げます。

先ほど人事課長からお答え申し上げましたように、57年4月1日の見込みでございますが、現在の定数は一般会計で支弁する職員は819人でございます。そのうち福祉事務所の職員は先ほど申し上げました5つの施設で432名、この定数と現在の実数は合っております。先ほどケースワーカー云々という御質問もあったわけでございますが、できる限り限られた職員数で何

とか市民サービスの低下にならんように一丸となって努めてまいりたい、かように考えておるのでございます。

それから公社職員の問題ですが、これもいま考えておりますのは都市整備部の職員に関する考え方と同様な考え方を持っておりまして来年、再来年とかなりの退職者も予定しておりますのでこれらをあわせて定数条例の範囲内で等分の間、職員が打って一丸となり市民サービスの低下にならないよう特に一般行政職を採用せず現在の職員数で臨んでまいりたいと考えております。

- 10番(天堀 博君) 意見として申し上げておきたいのは確かに財政の健全化はしていかなといけないんですが予算委員会でも十分審議をやりまして、先ほど反対討論の中でも言っておりますので重ねて言うことは避けますが人件費問題も確かにその中で大きくウエートを占めてくると思います。ただ削減していくことは、たとえばケースワーカー問題とか實際上、福祉事務に当たっておられる職員さんは非常にオーバーワークの状態になっていることも事実なのです。そのため本当に更生していく状態にしていけないのは指摘されてるとおりだと思います。

そういうことを考え、また退職していくから今度は公社からの分をこちらから支弁していかないかとか、特別会計の都市整備問題とか、ここで人が要らんようになってこっちへ入ってくる、その分で間に合わすということで、その辺でぎくしゃくした形の行政になってはならないと思いますので、その点ではこの条例は整備していくことになっているから、それはそれとして今後の市政運営の中で十分考えていってもらわないかと思います。

- 議長(藤原要馬君) 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議案第35号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長(藤原要馬君) 日程第20「工事請負契約締結について(和泉市立(仮称)第2石尾中学校新築工事)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第36号

工事請負契約締結について

和泉市立(仮称)第2石尾中学校新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規

定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年3月23日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立(仮称)第2石尾中学校新築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 737,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市箕形町437番地の4
小野林・竹内・大高共同企業体
代表者 小野林建設株式会社 代表取締役 小野林 徳一
- 6 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和58年3月10日
- 7 契約保証金 36,850,000円
- 8 保証人 大阪市浪速区浪速町東1丁目8-1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭

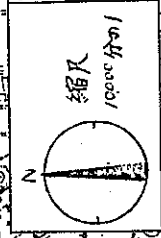
議案第36号参考資料

和泉市立(仮称)第二石尾中学校新築工事概要

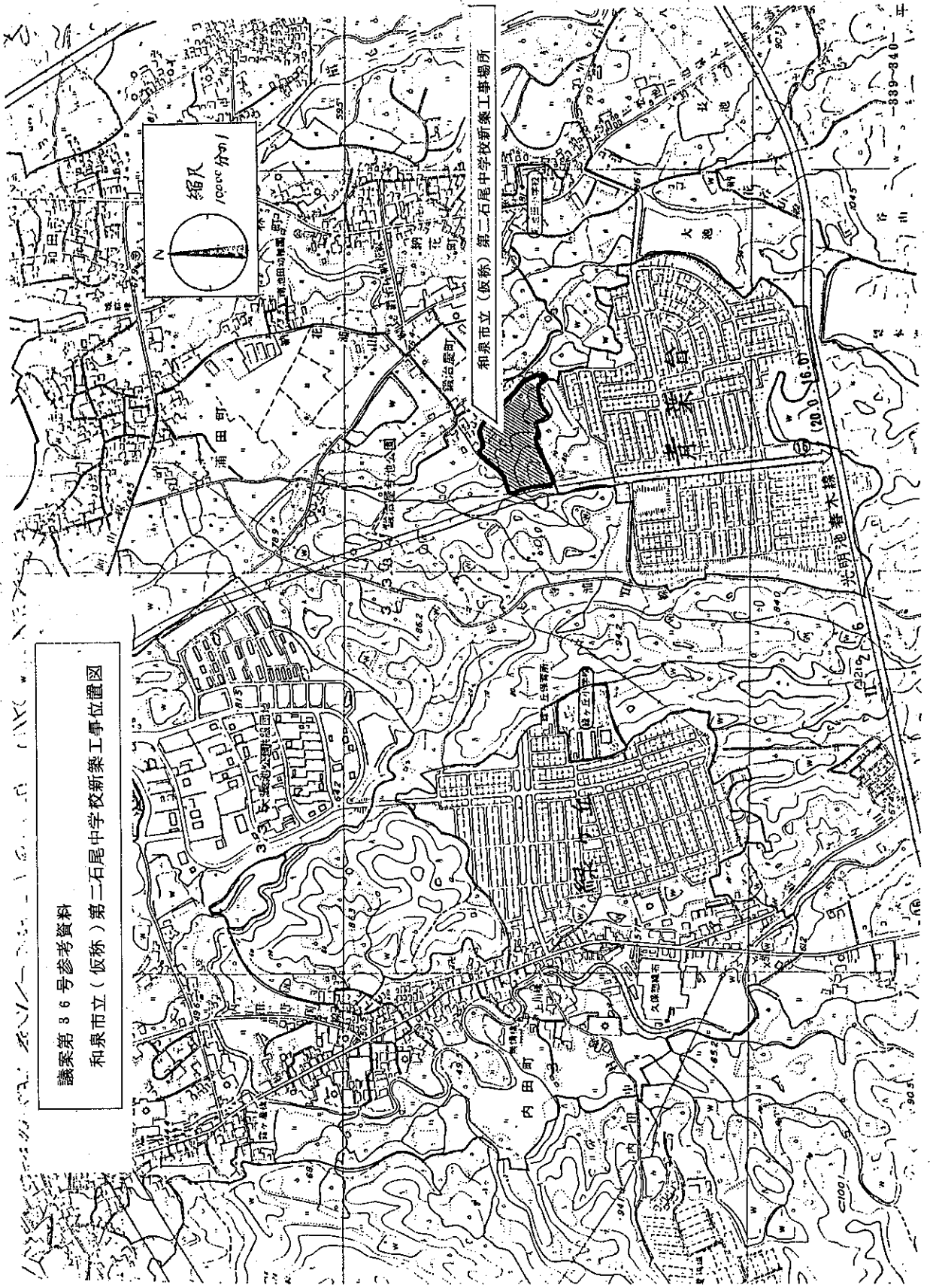
- 1 工事場所 和泉市鍛冶屋町226番地
- 2 敷地面積 28,491㎡ (公簿)
- 3 工事場別 新築
- 4 構造及び規模
 - (1) 校舎棟 鉄筋コンクリート造2階及び3階建
建築床面積1,993㎡ 延床面積5,516㎡
普通教室21室,特別教室10室(木工、金工、家庭科(2)、理科(2)、音楽(2)、美術、図書室),同準備室,職員室,校長室,会議室,印刷室,放送室,保健室,養護教室,玄関,下足ホール,用務員室,便所,倉庫その他
 - (2) 給食調理室棟 鉄筋コンクリート造 平家建 床面積171㎡
 - (3) 体育倉庫棟 鉄筋コンクリート造 平家建 床面積35㎡
 - (4) 渡廊下棟 鉄骨造 平家建 床面積26㎡
 - (5) 外構工事 門,外柵,植栽その他

議案第 36 号 参考資料

和泉市立(仮称)第二石尾中学校新築工事位置図

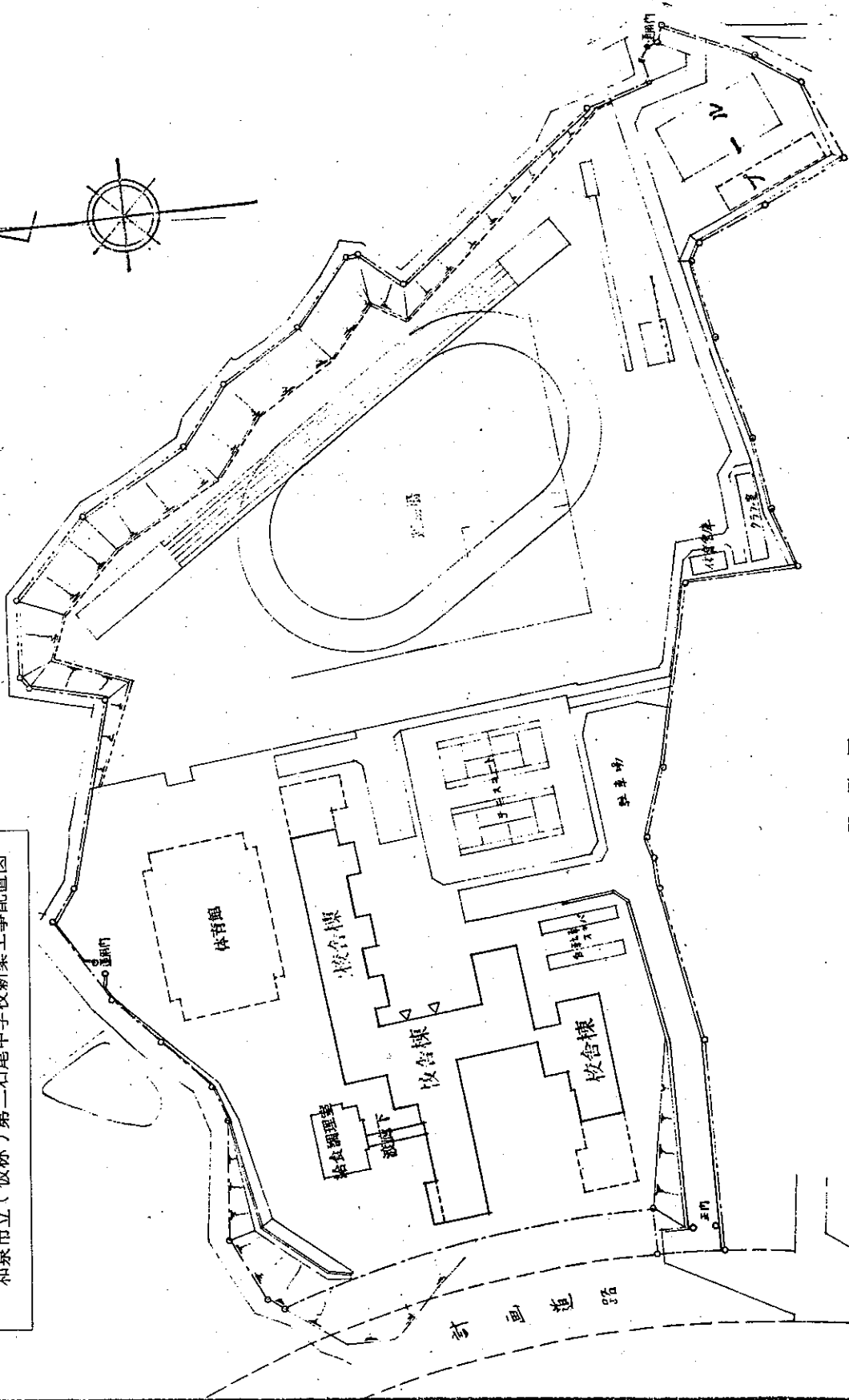


和泉市立(仮称)第二石尾中学校新築工事場所

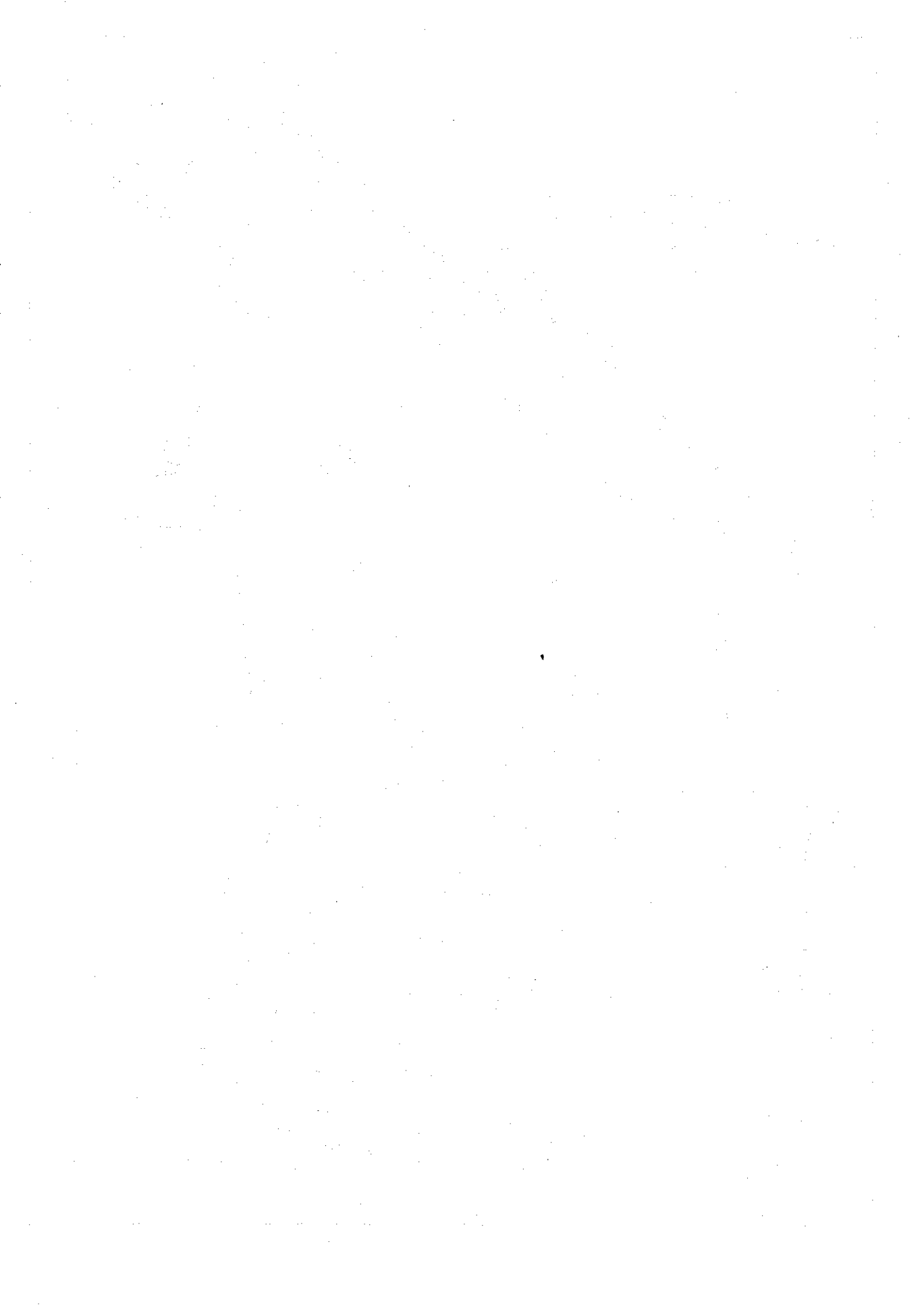


議案第 36 号 参考資料

和泉市立（仮称）第二石尾中学校新築工事配置図



配置図

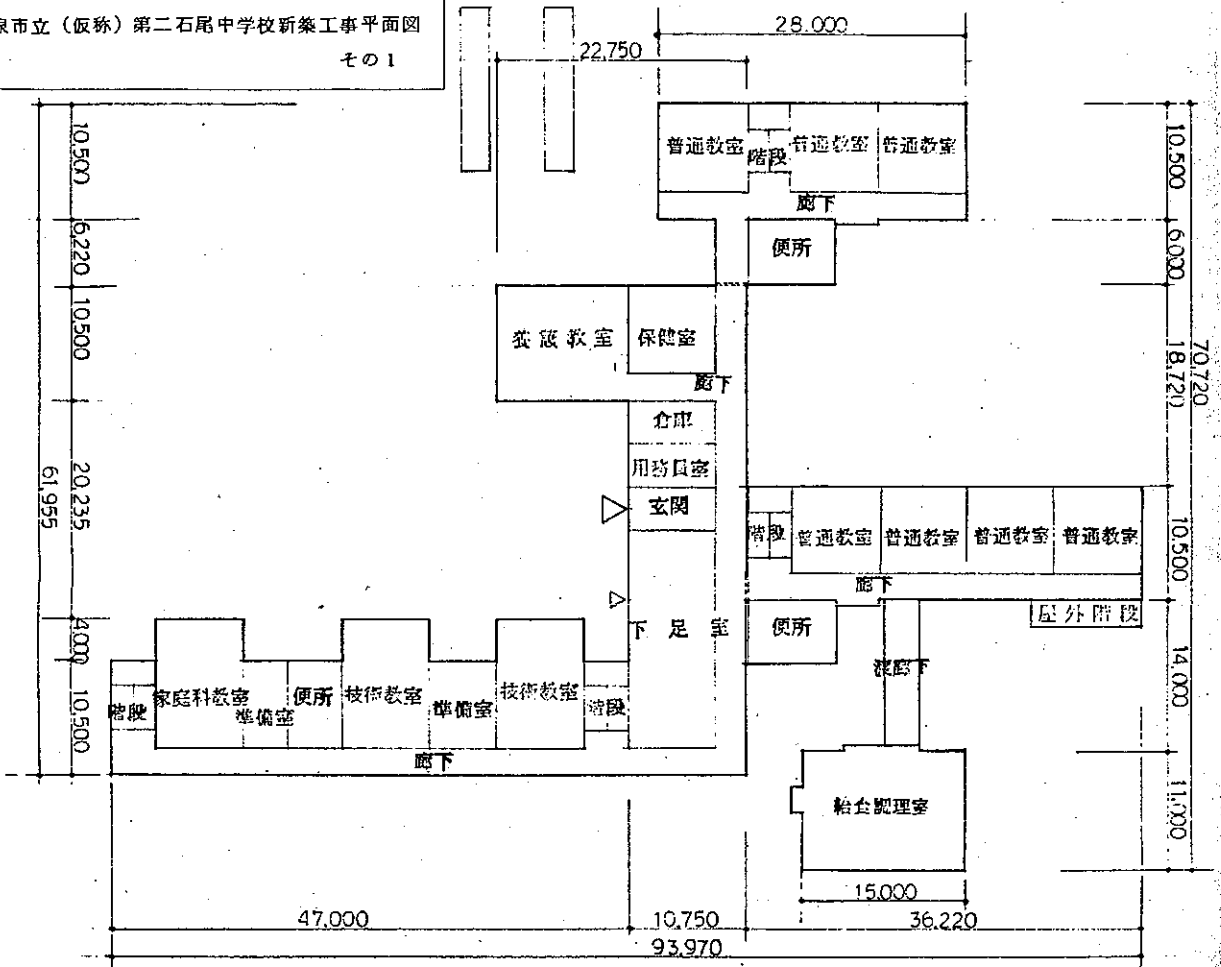


議案第 36 号参考資料

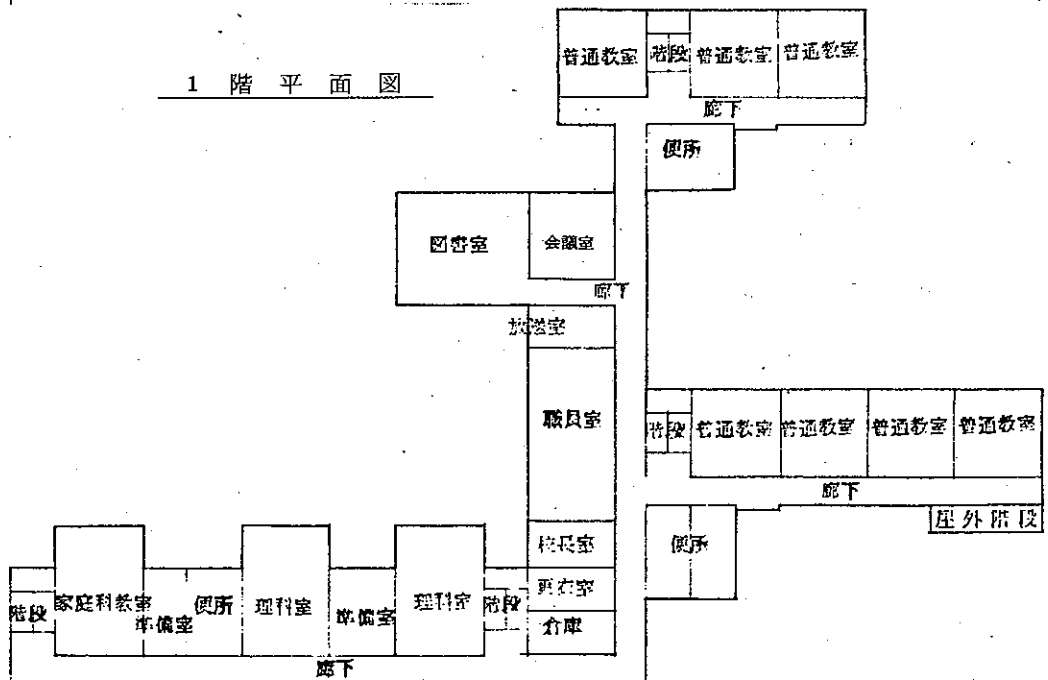
和泉市立(仮称)第二石尾中学校新築工事平面図

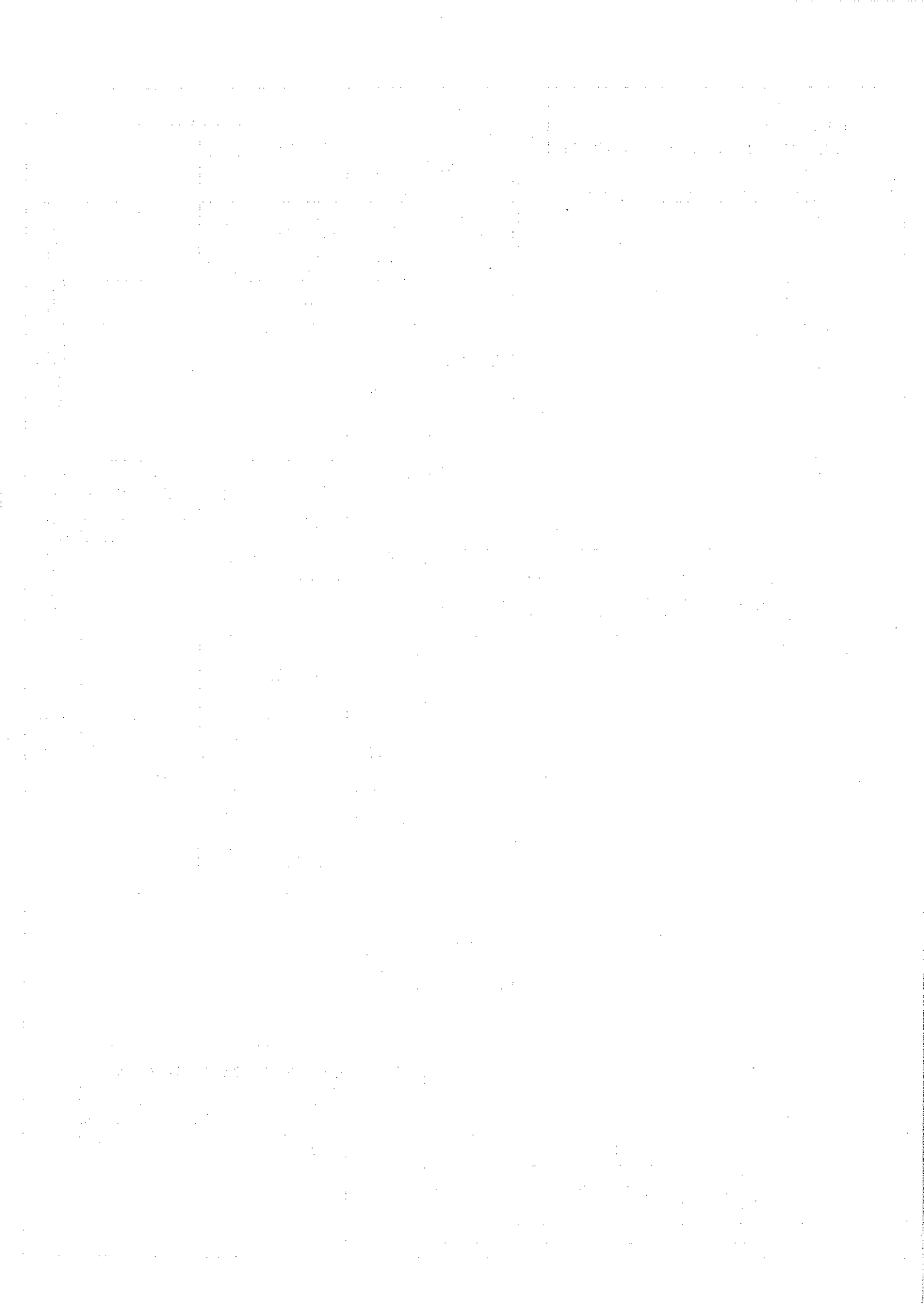
その 1

2 階 平 面 図



1 階 平 面 図





○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（逢野一郎君） それではお許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第36号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は去る2月市議会において（仮称）第2石尾中学校用地造成第1期工事の請負契約締結について御上程、御議決をいただきました際、御説明申し上げましたように現在の市立石尾中学校のマンモス化を解消するため計画されておりました中学校の新設について、造成工事に引き続き校舎を建設しようとするもので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は契約金額7億3,700万円、契約の相手方は和泉市箕形町437番地の4、小野林・竹内・大高共同事業体で、代表者・小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一と契約しようとするものでございます。工期は御議決の日から昭和58年3月10日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市鍛冶屋町226番地、敷地面積28,491平米で構造及び規模は校舎棟鉄筋コンクリート造2階及び3階建、建築床面積1,993平米、延床面積5,516平米で普通教室21室、特別教室10室、養護教室、保健室、校長室、職員室等でございます。給食調理室等は鉄筋コンクリート造平家建、床面積171平米、体育倉庫棟は鉄筋コンクリート造平家建35平米 渡廊下棟、鉄骨造平家建、床面積26平米でございます。

なお、工事概要等につきましては参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本体について質疑、御意見ありませんか。

○ 9番（直村静二君） 2点についてお尋ねします。

いよいよ中学校ができるんですが、7億3,000万円で仕上がるのか、これの負担区分をひとつお答え願いたい。

さらに、この7億3,000万円で全部完了となるのか。途中でかなりの増額ということが予定されると思うが、その点はどのように考えるのか。

さらに2月議会でも指摘したんですが、いわゆる全体で何ぼになるのか。つまり用地はいかほど要るのか、その金額の負担区分。つまりここでお聞きしたいのは、このように用地なり中学校が建つということは、総額でどのぐらいお金がかかるのか。そして負担区分はどうなってるか、その点をこの際明確にお聞きしたいという点から質問してますので、お答えを願いたいと思います。

後は入札の関係でございますが議案では指名競争入札、3人の名前があがってますね、契約の相手方が小野林、竹内、大高共同企業体、そうすると、この指名競争入札に何社参加してこの3人に落ちたのか。ところがこの3人に落ちたのではなく、代表になってる小野林徳一に落ちたと

契約上はなるんですが共同企業体は実態として何らかの資本提携なり、この3社が7億3千万円の仕事をしたときの配分というかその辺の取り決め、そういうものが十分なされてやってるのかどうか、この点はかなり難解な文字ですので明快にお答え願いたい。

以上です。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 管理部次長（逢野博之君） まず第1点目の財源的な問題、それから総事業費の御質問ですが教育委員会からお答えを申し上げます。

ただいまの請負金額7,370万円の内訳でございます。いま御提案申し上げておりますのは校舎に対する関係の金額で、このほかにいろいろ電気工事、衛生設備工事等も加わっております。この意味からも、私の方で全体計画を立てております内容から御説明申し上げ、御理解をいただきたいと思っております。

まず、校舎につきましては、いろいろこれ以外の費用も見積もりまして、校舎につきましては約10億円を計画いたしております。内容的な財源内訳は、国府補助金が人口急増都市としての指摘を受けてございますので3分の2、約5億2,000万円、それから起債が補助裏の75%、2億1,000万円、それから一般財源として約2億6,000万円、これが校舎に対する内容でございます。

それから、用地関係でございますが、現在都市整備公団の方でいろいろ買収をお願いして進めてまいっておりますが、素地価格、造成費用等これも全部で約10億円、内容的には国府補助として2億4,000万円、起債7億4,000万円、一般財源が3,000万円程度でございます。

それから第2期工事として計画しております体育館関係でございますが、建設費用として1億5,000万円を見積もっております。財源内訳については国府補助が6,400万円、起債4,800万円、一般財源3,800万円でございます。

最後にプール関係でございますけれども、6,000万円を見積もっております。内容的には、国府補助金が900万円、起債3,800万円、一般財源で1,300万円。

いま申し上げました内容をトータルいたしますと、総事業費として若干端数的な面で差異はございますが合計22億4,000万円。財源内訳は国府補助が8億4,000万円、起債が9億4,000万円、一般財源3億5,000万円。現在、第2石尾中学校建設事業費として一応、教育委員会段階で想定をいたしております見込みは、以上申し上げましたとおりでございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 2点目に御質問ありました入札の件について、2点にわたってお答えいたします。

業者につきましては一応指名競争入札で15社を選定しております。

2点目の配分でございますが、われわれといたしましては、この件については配分等とか、そういうことは一切考えておりません。あくまでも、3社共同でこの事業をやっていただきたいと思っております。

○ 9番(直村静二君) これはおかしいです。結局、全体として20億円を規定してるが校舎関係が10億円、用地関係が大体10億円、こういうことですね。用地関係はこの前の私の質問のお答えでは、たしか公団か何か、その辺でお金がかからないように聞いたのですが、この際、改めて建物はともかく、用地についてはやはりそれなりの造成費用とか出まして公社関係も一応かんでますね。一応、10億円は全部和泉市が一般会計でもち、後で起債、補助をもらう、その辺どうなってるのか。たしか無償と言いましたね。その後、教育委員会に確認してなかったが用地関係はちょっと不透明、はっきりしてないと思いますので、その点もう少し詳しく答えてくれませんか。用地を全部市で払うんですか。

○ 管理部次長(逢野博之君) 用地関係の費用は一応、現在都市整備公団の方で中央丘陵開発区域内に準ずる区域ということで買収をお願いしておりますが、せんだって議員さんから御質問ございましたように、一応現在の時点では将来、都市整備公団と和泉市土地開発公社、和泉市の3者でもって、この中学校用地をめぐる一定の覚書を交わして事業に着手するような形でもって覚書を締結して進めておるわけでございます。

それから、いろいろ御指摘のあった細かい用地買収に関しての一定の約束と申しますか、細かい点についても覚書の中で詳細にうたってるわけですが、これからなお都市整備公団からの土地開発公社の買収手続の問題、それから開発公社から和泉市が買い取る場合のいろんな問題等についてなお一層協議を重ね、全買収が完了し、所得の手続が完了した段階でいま締結している覚書に基づいて、それを骨子として今後さらに細かい点の詰めを行う中で市が買い取っていきたい、用地関係は基本的にそういう形で進めてるわけでございます。

負担の問題でございますが、第2石尾中学校建設の基本的な問題になってくるわけですが、一応、中央丘陵開発計画の中の中学校という形でしたら新住法に基づくいろいろな手法的な負担問題等が当然話題になるわけですが、時間的な問題もございまして、あくまでもこれは市が中央丘陵開発に準ずる中での中学校という主張もしたわけですが後の中学校の張りつけ等の関係もございまして、そういう点との兼ね合いで特に都市整備公団に御無理を申し上げ、先行使用させていただく形になったわけです。費用負担につきましては、ただいま私が申し上げた形で国の補助を仰ぐ中で市の事業として取り組んでまいりたいという基本的な考えでございます。

○ 9番(直村静二君) 案件そのものが請負契約ですから、底地についてはこの場で深く追及は

いたしません、たまたま中央丘陵開発委員会に私も委員としておりますが、そんなに詳しい話は聞いてません。こういう兼ね合い、関連してくるものは、それなりにきちっと委員会ですべて聞いてもらわんと、聞いてるとこのけんかは後でするんや、となる。表向きは国庫、起債をもらいますが時間的には一般会計でいかにいかん。実際は中央丘陵開発で位置づけ、新法でいけば何とか、という点で出発してるという点ではあまいです。しかも、中央丘陵問題についてはいまだに報告がない。議会に対して非常に無責任、軽視してるという点を指摘しております。

入札の件、えらい愛想ないね。15社がきて選定し、結局3社の名前があがってるが、3人も別々の業者でしょう。15社というのはこの3社を入れて15社なのか、代表の小野林徳一さんを1としてあと14社なのか、その点どうですか。

- 建設部長（逢野一郎君） 申しわけございません。当然、われわれといたしましては企業体は1社と考えております。したがってあと14社を指名しております。
- 9番（直村静二君） そして配分とか仕事の中味、それはどないするんや。あくまで任せておくということでしょう。関知しない。代表者が落として、あとはうまいことやる。その点では不案やから再度聞いておきます。

いま、竹内建設は何ほ仕事してますね。市の仕事、水道も含めてね。それから小野林、大高はいま、市の仕事やってるのか。私は配分という点では、その辺もきちんと配分しておかんとぐあい悪いと思う。先ほど答弁漏れがあったが、共同企業体というのはどないなってるのか、任してある、そんな状態であるのかな。

- 建設部長（逢野一郎君） われわれとしてはあくまでも共同企業体を組むということは、1社となってやっていただくということでございますので、1企業としての取り扱いを行っております。そういう点から1社として指導し、工事を施行したいと思っております。

それと、現在の各社の工事発注量でございますが、竹内建設につきましてはせんだっての議会で御議決いただきました改良住宅については4億余、あと北幹線が1線残ってますが、70%程度まで完了いたしております。

なお、大高については、南池田の保育所については完了しております。小野林についても、石尾中学の造成はすでに完了いたしております。

以上です。

- 9番（直村静二君） この前の2月の分では西田建設ですか、造成の分でしたね。同時に同建業者の櫻並工務店が保証人になってますね、竹内も入ってる。和泉市では、池田市長初めひくくめて右へならえじゃないですか。1社といっても対等の立場でもの言ってるのかどうか。ずっと前に質問したとき、西川武雄改良部長も同建業者扱いしてない、今回は対等になったんかどう

か。対等となった1社としてみるんやったら、ちゃんと取り決めておいてもらわないかん。信用せんといりことです。名前だけもろうてあとがら、どないでもできるということではいかん。一連のものでしよ。

これやったら地元も何もおまへん、強い者勝ちや。企業体というても、どういり取り決めをしてとか、はっきりしておかんとね。対等でやってるんやったら何も言いませんよ。市内業者優先という要望が出たり、資本金5億円以上でなかつたらよそのもんによらすとか言うといて、今度は3社の共同企業体で中身はさっぱりわからん。1社として認めると配分とか力関係の問題もあるのに、その点はどのように扱っていくのか。私は常に疑問に思ひんです。ころころ変わってる。

これはどうしますか。結局1社と見ていくといり答弁をもらったんですが、3社の内訳とか、恐らく3社で話し合ってると思ひ。規模が大きいから、1か2か割るんか知らんが、そういうものをひとつ明快に出させるようにしてくれませんか。ただ、小野林徳一だけではあかんと違ひますか。ずっとさか上っても、この人も市に対し何か問題があるとか、一遍休憩して文書みたいなもんを入れて儀会の承認をもうたこともあります。余り進及してもしよがないが、共同企業体の中身がよくわからない。どこがどんな仕事をし、どの部門を受け持つのか、これからどうしよとしてをんか、一遍聞かしてください。

こういり手を使いんやったら将来、どこでも首、突っ込んでいきますよ。別に3社でなくても、2社でも5社、6社でも組んだらどないしますね。その企業体はあかんと言われへん。配分とか労務の問題などをきちっとしてもらわんといかんとなります。こんなこと、いままで聞いたことない。それなりにちゃんと区域を決めて、仕事の進行についても行政指導ではっきりしておいてもらわんと、1社と見るんやったらどないでもなる。後の仕事は監督指導だけでしよ。その点市長、共同企業体というのはあちこちで聞いたことはありますが、和泉市内で3社の共同企業体としての取り決めがない。1社と見てるといりやり方では談合しよと何しよと自由でしよ。

表では指名競争入札となってるけど、さっと組んでやったらしまい、その危険性はありますので、明快に市長、なぜ3社になったのか、はっきりしてください。

- 建設部長(逢野一郎君) なぜ3社になったのか、ということですが、われわれといたしましては、今回の工事規模等も勘案いたしまして、やはり一定のランクの設定はいたしております。一応、和泉市のBランク業者で4億円が限度になっております。そういり見地から和泉市の業界の1社では、とりてい工事施行能力がないといり考え方を持ったわけでございます。

この見地から、指名をしている中では、この工事については資本金1億から5億の和泉市の出入り業者といり考え方に立って選定したわけですが、この共同企業体はいろいろ地元業界の育成等々も勘案して3社共同企業体をつくるといりことで、一応3社の企業内容を検討した結果、小

野林、竹内、大高の資本金を勘案するとかなりの金額になるということで、この共同企業体を認めたという経過がございます。

また、配分の問題につきましては、あくまでもわれわれといたしましては、個々の会社が奇ってるのではなく、やはり小野林建設が代表者となって1つの企業体を組んだという考え方を持ちまして仕事の区分等は一切考えてないということでございます。

○ 9番(直村静二君) この3社を企業体として認めるということですが、取り決めとか要綱とか要るんじゃないですか。4社組んできたらどないしますね。その点納得しまへん。3社の資本金とかを合わせてするのかわかれへん。足らんかったら4社になる。

○ 助役(坂口禮之助君) 私からお答えさせていただきます。

前段の関係は建設部長の説明で御理解いただいたとして、いわゆる共同企業体の問題ですが、幾つかの種類で現在、建設業界で行われてるわけでございます。和泉市の会回の第2石尾中学校の校舎建設事業につきましては、いろいろ内部でも議論がありました。造成事業につきましても、市内業者がそれぞれ旅行能力等のランク付けの関係上、指名することができなかったわけです。

しかし、一方市としての基本的な考え方といたしまして、できるだけ早く市内業者育成を考えていかなければいけないということもございましてそういう基本的な考え方から、第2石尾中学校校舎建設事業につきまして、市内業者が参画できる余地があれば非常に好ましいではないかという見解は持っておったわけです。しかし、工事量が7億7,000万円と多額に上っております。本市のいわゆるBランクの業者の請負限度額は、現時点では4億円が最高だという考え方で評価してまいった次第でございます。そういう状況の中では、やはり市内業者を指名に入れることはできないだろうという見解を持っておったわけです。

ところがたまたま、この3社が1つの共同企業体ということで、相協力して事業の競争入札の中に入れていただきたいということで、3社の共同企業体としての届け出が行われてきたわけです。3社が共同してやるということになれば、この程度の事業であれば施行能力は十分にあるだろうということ。共同企業体というのは、どこも最近になってそういう請負形態が多くなっていますが、これは共同企業体を組む企業が相協力して1つの企業体という形で工事を受けていくことが本来の姿です。おっしゃるように、その企業体の中では、おそらく受け持つ分野をそれぞれ担当しては間違いのないと思います。しかし、その内容につきましては、われわれが1つ1つせんさくすることは、実は過去の経過からいたしてございませぬ。均等3分の1ずつの協力でやることになってるのか、あるいは他の比率でそれぞれの分担を行ってるのか、せんさくしておらないわけです。どこの府、市においても、そこまでの内容のせんさくは一切いたしてございませぬ。あくまでもその企業体の代表者が総括的な責任を持ってその工事を計画どおりに施行し、

かつ期日までに完成することでございまして、その中でどの分野はどの企業で持つという、個々の責任を追及できない、契約はその企業体の代表者との間において行いものでございますので、その中身をいちいちせんさくはしておらないのが実態でございます。配分につきましては、正直申し上げて存じておりません。そういう形の請負で行っているのが、現実の共同企業体の契約の実態でございます。御理解を賜りたいと思います。

それから、先ほどの御指摘の中にどこが主たる能力を持つてなのか、実際にやれるのか疑わしいという御指摘でございましたが、これは3社共同企業体をお組みになった社長さん方、私も責任を持ってやるのかどうか非常に不安があり、話を通じましてこれはあくまでも3社が挙げて和泉市の大きな事業であるので完全に一致協力、団結してやらせていただくという確約をいたしてございます。その中で、小野林建設が主導権をにぎってやると明確に話をお聞きしてございます。直村議員さんが抱えているような保証人等、そういう実態は事実ないということは確認できると思います。

以上でございます。

- 9番(直村静二君) そんな答弁はわかりませんよ。ここに出て同建業者でしょう。何もなかったら疑いません。1遍賄賂で逮捕された。片方の小野林かて文句言うて一札取った。後は何も知りませんではあかん。それは今後とも行政指導でどのように協力してやったか、ちゃんと知っとかなあかんのんと違いますか。これやったら4人集めてもしまいでしょ。

もう1つの点は利益の配分です。仕事の配分をしたら、その金をもらって分けて企業としてもうけなあきませんから、何割か知らんが利益配分は出てくる。うまくいかなかったらやめや、だれが得や、損したとね。今度はいやや、よかったらいこうとなりますね。あんたの答弁は呼んできちんと話した、それでええかもわかりませんが、懸念するところがあるからです。仕事はしさに新聞種になりましたがな。その業者が入ってますな。社長個人は23歳になってるが上にちゃんとおる。その点公正にやってもらいたいから言ってるんです。こういう手法やったら4社でも5社でも市長が判を押してOKやったらええ。

- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

工事の施工につきましては、当然施行の業者あるいは部分的な下請け関係もございまして、請負契約を締結した後、詳細にわたって全部建設部に届け出させることになっております。中身についても十分に検討して施行していく実態でございますので共同企業体になって責任分野がややふやになると大変ですので、それらにつきましては、厳重に関係部課長によって監督指導させるようにいたしてまいりたいと存じます。厳正、公正にやっていくよう努めてまいりたいと思っております。

○ 9番(直村静二君) 議長、昼過ぎてるので…、この案件は、早く学校を建てないかんということですので、決してわれわれは反対ではない、賛成ですが、こういう変わった手法が入ってきたので質問したら答弁があいまいということです。その点では、きちっと市の行政指導ができるようにしてもらいたい。今後きちっと見ていかないかん。これを聞いて、それぞれの業者が議会で共産党議員団がやかましく問題にしてる。となればきちっとせないかん、となったらありがたい。新聞種になって問題になっとるんやから…。えらいすみません。

○ 議長(藤原要馬君) 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号を原案どおり可決いたしました。

ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午後零時25分休憩)

(午後1時4分再会)

○ 議長(藤原要馬君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「町の区域の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第37号

町の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、昭和57年5月1日から本市内の町の区域を次のとおりとする。

昭和57年3月23日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 尾井千原、綾井及び森(それぞれ別表町名の欄に掲げる町の区分に応じる同表地番の欄に掲げる地番の土地の区域に限る。)を廃止する。
- 2 尾井町及び富秋町の区域をそれぞれ別表町名の欄に掲げる町の区分に応じる同表地番の欄に掲げる地番の土地の区域を除いた区域に変更する。
- 3 1において廃止した区域及び2において除いた区域を葛の葉町の区域に編入する。

別 表

尾井千原	125の1 . 131の2
綾 井	11の1
森	383
富秋町	212の1 . 212の2 . 214
尾井町	1027の1 . 1027の2 . 1031の1 . 1033の1 . 1042の1 . 1042の2

備 考

地番欄に掲げる地番の土地の区域には、これらの土地間に隣接介在する里道及び水路を含むものとする。

議案第37号参考資料

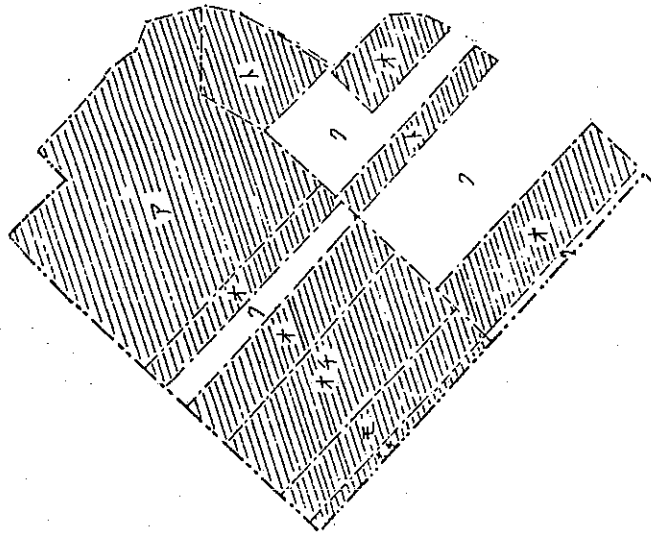
地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の町域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2、3. 略

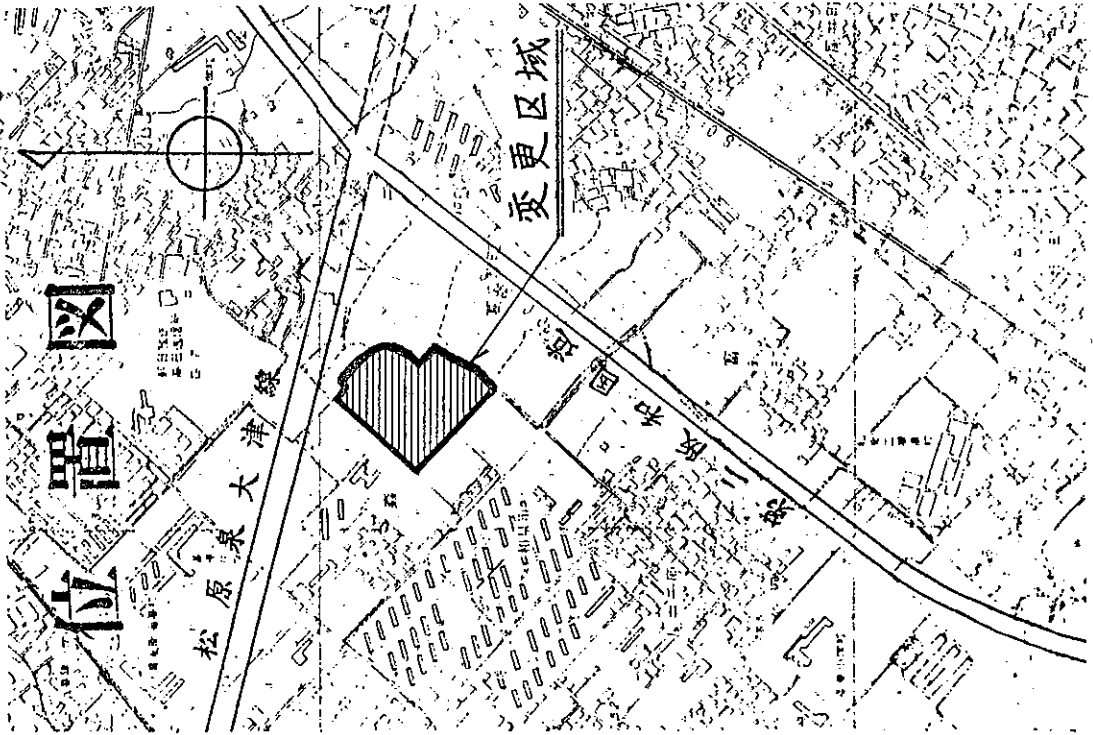
町界詳細図



凡例	例
オ	尾井町
ト	重秋町
ク	葛の森町
オチ	尾井千原
モ	森
ア	線井
---	現町界
---	市界
////	変更区域

議案第 37 号 参考資料

位置図



○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（逢野一郎君） それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第37号「町の区域の変更について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本地区は現在、大阪府住宅供給公社の団地開発及び府立高校の建設事業等が進められており、計画面積は約7.5%でございます。ところが地区内は泉大津市、和泉市にまたがっているため、前回の市議会で行政区域の境界の変更が可決され、大阪府知事に申請しておりましたが、去る3月19日の府議会で議決され、5月1日をもって実施されることになりました。

しかしながら、約3.82%の和泉市区域においては葛の葉町の外、尾井町、富秋町、泉大津市より編入された綾井、森、尾井千原の飛び地が散在している状態でございます。このため、これら町区域を放置したまま事業が完成しますと、住民の日常生活並びに関係行政機関等による各種行政事務に多大の支障が生ずることが明らかであるため、本案のとおり葛の葉町とするものでございます。

なお、今回の町区域の変更の対象となる面積は約2.86%で各町別に申しますと葛の葉町に編入される尾井町の面積は6筆で約0.64%、富秋町3筆で約0.38%、綾井1筆で約1.24%、森1筆で約0.16%、尾井千原2筆で約0.44%でございます。

以上、簡単でございますが提案理由並びにその内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（赤阪和見君） 若干、前回にも聞いたんですが、ここで聞いておきたいんですが、ここは高校用地の張りつけということなんですが、前回の泉大津市和泉市境界適正化協議会のときに出ていた住宅の張りつけがあるのかないのか。あれはこれの際、もう1歩深く考えていく必要があるのではないか、その点だけちょっと聞きたい。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 企画課長（神藤恒治君） お答えいたします。

住宅1棟につきましては一応、当初の予定では計画いたしておりましたけれども、前回の議会でも御答弁したと思うんですが、それについては今後、さらに検討していこうということで、現在はその協議の過程にあるものでございまして、確定といった段階には至っておりません。

○ 16番（赤阪和見君） 後で請願の件もありますが、なるべく公共用地という形の中で広く使っていただきたいことを強く要望しておきます。というのは、ここへ宅地が張りつくと、どうしてもその町内が和泉市とまたがるということで再度直せないものができてくるんじゃないか、泉大津市に編入というかっこの悪いことはできませんので、その点でひとつ努力していただきたい

いとお願ひしておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 7番（勝部津喜枝君） この件に関しましては、府の要請もあって整備されるのではないかと
思いますが、後にも請願が出てきますし、すでに出ているものもあるという点では、1つはこの
領土問題ということでかねがねむずかしいと言われておりますが、今回の変更についての損得
卑近な表現ですが、その辺についてはどうなってるのか、お尋ねしたいこととあわせて引き続い
て請願もありますので、市としての基本的な考え方、取り組みを改めてお聞きしておきたいと思
います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 企画課長（神藤恒治君） 再度お答えいたします。

本件の町の区域の変更に係る部分につきましては現在、住宅供給公社の所有地になってござい
まして、民有地ではございませんので直接の損得といった関係はないと考えております。

なお、請願の件に係る分につきましては、まだ十分調査しておりませんので、その時点でまた
調査していきたいと考えます。

○ 7番（勝部津喜枝君） 単に請願というだけでなく、これが汚し金になって10年来放置され
たまのの問題の解決なり改善の方向になるという点で基本的な考え方を改めてお尋ねしたいと思
ったんですが、今後、引き続いて取り組んでいくということで、この件は終わっておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第37号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第22「和泉市土地開発公社昭和57事業年度事業計画書類
の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

和泉市土地開発公社昭和57事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発
公社の昭和57事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和57年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

議案第2号

昭和57事業年度和泉市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 昭和57事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ7,556,300千円と定める。

2 収入支出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収入支出予算」による。

(借入金)

第3条 借入金の限度額は、5,098,000千円と定める。

昭和57年2月23日提出

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄

第1表

収 入 支 出 予 算

収 入		
款	項	金 額
1. 事業収入		2,454,705千円
	1. 土地売却収入	2,454,705
2. 借入金		5,098,000
	1. 借入金	5,098,000
3. 事業外収入		3,595
	1. 利息収入	1,000
	2. 雑収入	2,595
合 計		7,556,300
支 出		
1. 事業費		2,937,940
	1. 土地取得費	2,937,940
2. 管理費		1,498,443
	1. 財産管理費	2,140
	2. 事務管理費	1,284,443
3. 借入金償還金		4,465,517
	1. 借入金償還金	4,465,517
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
合 計		7,556,300

○ 議長（藤原要馬君） 報告の説明を願います。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） それではお許しを待まして、ただいま御上程いただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和57事業年度事業計画」について御説明申し上げます。

当今社の運営につきましては平素から格別の御指導、御鞭撻を賜っております。保有資産の処分と公社財政の健全化につきましては、処分の前提となる条件整備を促進し、効率的早期処分に取り組み投下資金の回収による借入金の返済、金利負担の軽減を図ってまいりますとともに付帯事務費比率の引き上げによる手数料増収と、公社給与支弁職員数の年次の通減による人件費削減を図り、経常的収支の改善に努力を続けてまいり所存でございます。何とぞ一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昭和57事業年度和泉市土地開発公社の事業につきましては、さきに御議決賜りました昭和56年度和泉市一般会計予算執行方針に基づき策定したものでございます。それでは内容の御説明を申し上げます。公社予算書1ページでございます。

第1条は総則でございます。

第2条は収入支出の総額及び款・項の区分とその金額を定めるものでございまして、予算総額収入支出それぞれ75億5,630万円とし、その内訳は第1表のとおりでございます。前年度当初予算と比較いたしまして13億4,680万円の減額、15%の減となっております。

第3条は借入金の限度額を定めるものでございまして、一般会計予算の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を借入れにより調達するものでございます。本年度は限度額を50億9,800万円と定めるものでございます。

次に事業計画について御説明申し上げます。12ページでございます。

まず、公共用地先行取得事業計画でございますが、和泉市の受託事業分といたしまして、教育施設用地として、（仮称）市立第2石尾中学校用地並びに市立北松尾小学校拡張用地31,068平米を7億157万円で取得する計画であります。

次に、環境改善整備事業に係る改良住宅、道路、公園、共同墓地等の用地として、24,550平米を15億5,509万円で取得する計画であります。

また、一般公共事業用地として唐国池田線用地840平米と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取りに2,000平米を1億3,400万円で取得する計画であります。

以上、先行取得合計は面積58,458平米、事業費23億8,566万円でございます。前年度当初と比較いたしまして18億765万9,000円の減額、43%の減となります。

次に14ページの造成事業計画であります。本年度事業面積24,274平米、事業費5億2,948万円の計画で内訳は、（仮称）第2石尾中学校造成工事3,000万円、幸、王子共同墓地

整備工事計画面積4,874平米、事業費9,748万円、旧大阪市有地造成工事18,000平米、3億6千万円及び聖神社南進入道路築造工事1,400平米、4,200万円であります。

(仮称)第2石尾中学校用地造成工事は、昭和56年度に第1期分を今回は第2期分の工事です。

幸、王子共同墓地整備工事は、現墓地は需要者の増加により墓地区画が不足し、かつ約300基の墓碑が乱立し、墓参にも支障を来している現況から周辺に拡張して約700基の墓碑の移転と参道の整備、給排水、緑地、花壇、駐車場、照明灯の整備を行う計画で拡張移転用地4,874平米の造成工事を環境改善整備事業として実施されるものであります。拡張用地取得は、環境改善整備事業の中で先行取得する計画であります。

旧大阪市有地宅地造成工事は昭和50年10月に同和対策事業換地対策事業用地として大阪市から有償譲渡を受けました伯太町3丁目162の5外信太山丘陵大阪府立老人ホームの西、面積公簿16,911平米の公社保有地で、宅地開発計画に基づく造成工事であります。昭和56年度に泉北環境整備施設組合施行により関連下水道工事が国鉄信太山駅付近で進められ、開発要件の下水道整備の目途がつかましたことにより開発計画を具体化し、本年度において約70区画の宅地造成を行い、換地対策に対応しながら良好な宅地を市民に分譲する計画であります。

なおまた、聖神社南進入路築造工事は公社保有地の王子町668の1外聖神社南の通称グラウンド用地の処分と関連する進入路取り付けでありまして、進入路用地の買取折衝とグラウンド用地の売買折衝を平行して進めてまいっており、進入路は幅員6.9メートル、延長約200メートルの道路敷設計画であります。

次に、公社におきましてすでに取得いたしております用地等の譲渡処分計画でございます。

(13ページ)

和泉中学校用地、伯太、横山両幼稚園用地面積8,552平米譲渡価格5億9,556万9,000円、環境改善整備事業の改良住宅用地5,750平米、1億1,685万円、一般公共事業で忠岡池公園用地300平米、1,760万5,000円、小計14,602平米、16億3,002万4,000円を和泉市へ譲渡、岸和田南海線用地3,572平米、2億9,395万5,000円を大阪府へ譲渡を予定しております。また、公共事業用地取得に伴う代替換地事業用地2,016平米を1億2,560万5,000で権利者へ、一般処分用地は3,736平米を4億512万1,000円で売却処分を予定いたしております。

以上、当年度に譲渡処分の予定合計は、23,927平米、24億5,470万5,000と相なり、前年度当初計画と比較いたしますと2億9,570万9,000円の減額、10%減でございます。

引き続きまして、これら事業を執行するに必要な予算の大綱について御説明申し上げます。

3ページの支出の部でございますが、第1款事業費といたしまして、和泉市の委託先行取得事業であります教育施設用地、環境改善整備事業用地、一般公共事業用地並びに土地造成の経費

といたしまして29億3,794万円と相なり、前年度当初予算と比べ12億7,037万9,000円、30%減となっております。

第2款管理費は、用地取得業務及び財産管理に関連した経費で職員の給与等1億4,984万3千円であります。職員給与費は22名の計上で、前年度に比べ5名減員となっております。

第3款借入金償還金といたしまして、44億6,551万7,000円を計上いたしました。うち元金償還34億1,486万4,000円、支払利息10億5,000万円であります。

第4款予備費は、300万円を計上いたしております。

以上によります支出予算合計は75億5,630万円と相なります。

引き続きまして、この支出予算を賄う収入予算について御説明申し上げます。(2ページ)

第1款事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づき、土地建物、補償等の譲渡収入として24億5,470万5,000円を計上しておりますが、なお一層の収入の増加を図るべく関係機関と協議を重ねてまいりたく存じます。

第2款借入金は事業執行のため必要な資金並びに支払利息を新規に借り入れる予定で、50億9,800万円を計上してございます。

第3款事業外収入は預金利息、雑収入で359万5,000円の計上であります。

以上で収入合計は75億5,630万円と相なり、収入支出予算の合計は同額でございます。

なお、11ページに資金計画、15ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付いたしております。

57事業年度における損益は4,155万6,000円の欠損と見込まれ累積欠損金額は9億7,305万9,000円に達する状況であり、きわめて厳しい財政事情であります。57年度におきましては、付帯事務費料率引き上げによる手数料収入の増収、公社負担の人件費の年次の通減による経費の削減を図り、単年間収支の改善を期してまいる所存であります。今後とも、公社保有資産の早期、効果的処分と経営の健全化に向け懸命の努力を尽くしてまいる所存でございますので、一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。報告第1号について説明を終わらせていただきます。

- 議長(藤原要馬君) 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 7番(直村静二君) 第1点は57年度の赤字が4,100万円だということですが、従来の1億8,000万円の赤字が一挙に単年度で1億4,000万ほど減ってますね。累積は9億3,000万だということですが、これは理事長、いつまでに解消する予定ですか、お答え願いたい。
- 議長(藤原要馬君) 答弁。
- 市長(池田忠雄君) 非常に公社運営につきまして何かと議会特別委員の皆さん方に御指摘を

いただき、御心労を煩わしております、われわれ理事会といたしまして何とか赤字解消、健全化に向けて努力を尽くす決意でございます。累積赤字解消のため経常収支の改善あるいは保有物件の処分、これらを懸命に行いながら解消計画を立てて邁進してまいりたい、このように存じている次第でございます。

今後、何年度で解消か、とのお尋ねでございますが、現状いろいろと収支対策、保有資産の売却対策、それらと相まちながら年次計画を立てて赤字解消に努めてまいりたい、こういう決意でございます。年次の点は、まだまだいろんな諸問題を検討する中、公社特別委員会にもいろいろと相諮りながら理事会の責任で対策を立てていきたい。年次計画その他については、これから新しい課題がございますので、いまの時点では、こしばらく御猶予を賜りたいと存じます。

- 9番(直村静二君) 赤字解消の年度は言えない、ところが、56年度の決算で1億8,000万円今度は4,100万円になるんでしょ。かなりの赤字を解消をしてると見てるんです。そのテンポでいくと、ほぼ推定ができるんじゃないかと思うんです。すでに先ほどの報告の説明があったように手数料の倍額、公社支弁職員の減員をやってるが、あと9億3,000万円を単純に割っていけばその年度があがってくると思うんです。それよりももっと何かうまい方法がありますか。恐らくこういう計画で公社の赤字を一般会計で引き揚げていくと単純に解消の年度が出ると思うが出ないんですか。つまり57年度単年度で4,000万円ですが、累積は減らんことになるのか、その辺どっちははっきりしてください。

ただ年度を言えないのは、いまやってるのでは生ぬるいのか。一般会計から手数料引き上げ、職員の人件費をちゃんとせんと計画は立たんでしょう。3.5%の手数料を7%にしたとか、何か言われてしたのではなく、きちっと理事会を開いて何年度で解消という計画になったのが、それをはっきりせんと全部市長に任せ切りになります

ただ、もう1つは、そうは言っても1億円ずつ減っても9億3,000万円は9年かかる。造成してもグラウンドでも赤字が出たらどんどん乗ってくる。それは不測のことで、赤字解消の計画はあるはずやし、そのための予算措置をしたんやから、これでもあきまへんか、これでいけるのかははっきりしてもらわんと、ただ、しばらく待ってくれ、年度は言えないということですが、明快にこの際お答えください。

- 用地担当理事(平野誠蔵君) 私から申し上げます。

実は、目下主眼としておりますのは、1つは経常収支対策でございます、9億円のうち経常赤字分が約60%でございますので、当面、単年度収支の改善とあわせて経常収支赤字の長期的解消ということを目目にしているわけでございます。

その目標年次でございますが、1つは今後かなり長期の収入の源泉となる買い戻し額がどの程

度に変化していくかという要素によってかなり大変変わってまいります。したがって、現段階では、1つの仮定という形で計画を設定して頂くわけでごさいます、御指摘のように55年度の赤字が約1億8,000万円、56年度の見込みが1億8,000万円、57年度の見込みが約4,000万円程度に落ちてまいりましたのは、人件費の削減と手数料引き上げによる効果でごさいます。したがって、なお一般会計等々と十分な御協議を申し上げ、さらに特別委員会等の御指導も賜りながら将来的な見通しを立ててまいるべく、当面は約10カ年の計画でもって経常収支の改善に取り組んでまいるといふ想定でごさいます。

- 9番(直村静二君) 私も委員ですので、詳しいことは特別委員会に委ねますが、この点の指摘だけしておきます。

次に先ほどの報告で優良な換地対策で市民に売るんだとおっしゃいましたが、その点の確認をしておきたいと思ひます。

いま公社の保有地で、ことしの債務負担行為で買い取ってもらうところは、まだ公社は30億ぐらい保有してすね。ところが、問題は新しく先行取得する土地、これは環境改善事業の一環として買うんだということですが、これは同和事業の対象地区内の用地なのか、それとも地区外の用地なのか。地区外で買うとなれば、そこに新しく優良な宅地を造成して市民に売るとなればこれは公募になるのか、それとも同和事業の対象になって、どうしても家がなくなるというためにするののか。

それから、これは前から指摘しておりますように、そんなことをしておいたら、人口が減ってさびれるという問題がある。幸地区内で大きな看板をあげてやっています。だから地区内で換地の用地を求めてもらえば、という気持ちで聞いているんです。その点理事長、これからの換地対策の用地は地区内に限るといふふうにするのかどうか、きっちりお答え願っておかんと、どこまでもいからね。同和の改良地区で買ったやつが結局売って損するとか、町がさびれるとかいうことですからね。助役の答えでは持ち家も考えていかないといかん、となつたので、換地の先行取得は今後、地区内で買収を進める方向になるのかどうか、その点ひとつ答弁を願ひたい。

- 用地担当理事(平野誠蔵君) まず、旧大阪市有地でごさいます、これは先ほど御説明申し上げましたように、昭和50年10月に同和对策事業の換地対策事業用地という特約で大阪市から有償で譲渡を受けた物件でごさいます、今日まで公社が保有してまいっているわけでごさいます。下水道のめどがついたことによりまして一応、その譲渡を受けた主目的でごさいます換地対策事業用地としてまず開発するということでごさいますがあわせて良好な町づくりという観点から一般市民の方にも分譲してまいるといふ基本的な方針を持ってるわけでごさいます。分譲等の細目につきましては今後、いろいろと煮詰めて決定していきたいと思ひてるわけでごさいます。

それから、後段の特に地区用換地についての御質問でございます。地区内人口流出等もございますので、地区内換地をどう考えるか、今後は、地区内換地に限っていくべきではないか、という御意見でございますが53年の地域の実態、意識調査においても一定の換地の御希望が出るわけでございますが、その状況をながめまして総数的には地区内の換地需要が相当高うございまして、その観点からも今後は大阪市有地の開発を進めながら地区内換地の造成分譲についても重点を移していかなければならないんじゃないかと考えるわけでございます。これらにつきましては、改良事業部の方と密接な関係を取りまして今後対応してまいりたいと考えております。

- 9番(直村静二君) これは非常に大事な問題なんですね。端的に言えば、開発公社ができたもちろん協会からきてるが、特に同和事業をやってから異常にふくれてきたということです。そして池田市長が誕生してからもいまだにふくれ続けている。随所に穴があいてる。

ここで指摘しておきたいのは、結局、換地をこしらえてどんどん地区外に出ていく、中はさびれていく。そして校区編成を含めた幸小の問題が出てきて、また計画の見直しとなる。池下線のところにも解放同盟、幸小PTAの大きな看板が出ておる。自由校区、こんな日本語であるか、と書いてあるが、伯太町4丁目であれば、学校は拍太へ行き、丸笠なら幸小へ行く。開発公社の問題から取り上げようと、環境から取り上げようと、校区問題から取り上げようと1つの大きな同和事業ではなく同和行政として本当の意味できちっと決まったものとして、属地主義を基本として町づくりを考えないと、お金は要るがうまくいかない。

いまの事務局長の答弁では、地区内換地を目指すと書いてますが、この際、明快にしておかないといかんのは、今日の赤字ができたのは片方だけ先行したからです。基本的な町づくりは抜きにして、どうせこの大きな42.36億の中をどこでもええから買ったらええわいと買ってきたが、後で使いもんにならん。市長は先代の市長がやったことやからと、先代といっても2人かわって、あんたは2期目やからね。ちゃんと赤字解消の年次計画あわせて今後の地区内換地、また金利を安くしていく。一般会計支弁の給与をみていくことをしていかなとぐあい悪いんじゃないですか。泉州銀行から20億借って薄めていかにも赤字が少なくなるようにしておる。いよいよ最終の議会です、今後そういう意味での計画をきちっとしていかなとあかんのではないか。

一般会計は黒字、池田市長はよりやった、裏へ回れば開発公社は赤字、両方合わせたら20億ですよ。インチキや、という声が市民から出てくるし、われわれも言いたくなる。せやなくて、裏表をはっきりして、赤字はこんなふうに解消します、とやってもらわないかん。そういうことで、まず、換地については地区内でやっていく。

もう1つ指摘しておきたいのは、一般会計について確認しておきますが、今回手数料を上げたのは結局、開発公社の赤字をなくすために上げた。それで2,500万円か3,000万円かよけい出

すんですから結局、一般会計でそれを補てんしたことになりますわな。それから5人分の人件費も1人500万円として2,500万円、その分も一般会計で拾ったことになりますわな。ここで確認したいのは、結局、最終の赤字は全部市の一般会計で持たないかんということですよ。最終の損失、利子とか全部一般会計で吸収することになるが、その辺の確認だけしておきましょう。

本当言えば分けてほしい。一般会計で持たないかん人件費をたくさん持ってもらって、今度は通常経費の分だけ、そして、売って損した分、何は損したか、別々に会計としてあげてほしいと思う。そうしないと、われわれ議員が提案して改善してもらうのはむずかしい。つまり、一般会計の職員の分は何は、そのパーセンテージ、それから手数料でこうなる。土地で30億ほど保有してるが、欠損の分、それは先代の責任とあなたがとる分と2つある。あなたが市長になるまでの昭和46年、49年に買ったやつで赤のペケでおしゃかになった損の分、それはそれでちゃんとしてもらいたい。あなたが市長になってから一般会計の赤字がふえて、それを公社に持たした。それを引き揚げるというんやからその分と2つ区分して数字を出してもらいたいと思います。詳しいことは特別委員会でやりますが、いまの私の質問に対して一応答えてください。

- 用地担当理事（平野誠蔵君） 57年度以降の人件費の逡減につきましては、すでに過去から逡減してきております。確にお説のように人件費の逡減の57年度5名分の減は、端的に申し上げて公社から一般会計に肩がわりとして給与支弁をしていただくという措置でございます。手数料の引き上げについては、平均約3.5%から7%、倍の引き上げになりますが、なるべくなら補助・起債の面で極力の吸収をしていただけるよう関係方面にお願いはしておりますが、結果的にはかなりの分は市の方の単費の支援措置という帰着になるわけでございます。

それからこういった経常的な赤字と今後発生するであろう物件の処分による損益関係については、その都度明らかにしてまいるようにいたします。

- 9番（直村静二君） 僕は生ぬるいと言っている。結局、きよりのこの機会が終わったらまいでしょう。46年、49年にむだ買いをした分が赤字になってきてる分と、人件費などの赤字を公社に持たした責任もあるので、今議会が終わったら当時の責任者は市民的にも明らかにされず、処分されずにぬくぬくと退職していくということ、私はそれを残念に思うんです。市長が先代市長の引き継いだ仕事なので先代市長の責任やからと何も処分せんと花道を行く。市長は、そういう点での厳しい目でこの公社の運営をしていってもらわんと困る。これだけの赤字をこしらえておいて何の処分もなく、ぬくぬくと退職する。市民、世間は甘いかもしれませんが、そんなことでは、まともな市政とは言えませんよ。きより言いた事、今後もう言いませんが、非常に生ぬるい。こんなことで市民に対してわけのわからんことをしてきたという道義的責任を市長は持ってもらわないかん。それ以外の赤字は全部市長が責任を持つということです。

いま、局長から答弁してもらったが、お願いがあるんです。先ほどの質問の答えとして、その都度ではなく、市長が就任したときの赤字と累積、それから処分して赤字になった分、これをひとつつけてください。きょうただいまこの時点で報告が議会を通ったら今度は毎年の累積赤字がこれだけ減る、通常の経費が減っていく、4,100万ぐらいにね、いままで1億8,000万円のやつがね、そして再建に入っていくと違うんですか。その意味での簡単なメモでよろしいから、その辺の経過をひとつ提出してもらいたい。次の特別委員会ですらに指摘をしていきたいと思います。それができるかどうか。われわれはこればかりにかかっておられへんのでね。今後の再建問題について各議員が提言できるように、あなたの答弁では衷心より感謝いたします。それから一生懸命やります、というだけ、そのきちっとした数字を出してもらいたい。

- 用地担当理事（平野誠蔵君） お求めの必要な資料につきましては、特別委員会等にお出しいたします。
- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め報告第1号を終わります。

-
- 議長（藤原要馬君） 次に日程第23「泉大津市域内に存在する和泉市富秋町・尾井町の飛地を泉大津市に編入することの請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

泉大津市域内に存在する和泉市富秋町・尾井町の飛地を泉大津市に編入することの請願

紹介議員

池	辺	秀	夫
出	原	平	男
赤	阪	和	見
松	尾	孝	明
勝	部	津喜	枝
柳	瀬	美	樹
飯	坂	楠	次
横	田	憲治	郎

泉大津市域内に存在する和泉市富秋町・尾井町
の飛地を泉大津市に編入することの請願

和泉市と泉大津市との行政境界の輻湊は、全国でも稀なケースであるといわれております。

すでに大阪府住宅供給公社用地の境界変更がなされたこと及び日本住宅公団助松団地の富秋町地域住民から泉大津市へ編入することの請願が出されていることを聞き及んでおります。

私達富秋町、尾井町に居住するものは、泉大津市域内に飛地として存在し、日々不便不利益を蒙っており、その内容事項については先に提出されている日本住宅公団助松団地の富秋町地域住民の請願趣旨と全く同様であります。

本問題については、早くから泉大津市への編入を要望しつづけているものであり、行政は住民本位を基調として進められるべきものと思料いたしておりますが、私達住民の行政受益のほとんどは泉大津市から受けており、1日も早く泉大津市への編入についてご決定賜り関係住民一同連署の上、ここに請願いたします。

昭和57年3月23日提出

和泉市尾井町985ノ1

代表者 香川辰吉
外73名

和泉市議会議長

藤原要馬殿

- 議長（藤原要馬君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 16番（赤坂和見君） ただいま局長の朗読のとおりであります。前回の富秋町の住民が出されたものと同じように、どうか皆さん方の御賛同を得て採決されるよう、お願いいたします。
- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑・御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については、十分調査検討の必要があると思いますので、所管の委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を総務委員会に付託いたします。委員の皆さんにはまことに御苦労ではございますが、よろしくお願いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 次に日程第 24 「最低賃金制に関する要望決議」を議題といたします。
決議文を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

決議第 1 号

最低賃金制に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により、提出します。

昭和 57 年 3 月 23 日

提出者

和泉市議会議員

池	辺	秀	夫
柳	瀬	美	樹
赤	阪	和	見
天	堀		博
松	尾	孝	明
飯	坂	楠	次
成	田	秀	益

最低賃金制に関する要望決議

数年来の消費者物価上昇による実質賃金の低下、高水準をつづける企業倒産と雇用不安のもとで、労働者、とくに中小零細企業労働者、臨時工、パートタイマー、高令者などの低所得労働者の生活と労働諸条件はいちじるしく悪化している。

昨年 9 月発効の大阪地域包括最低賃金、日額 3,182 円をはじめ現行最低賃金額は労働者の最低生活を確保するのに不十分であるばかりか、平均賃金水準との格差も大きく、欧米先進国の水準と比べてもきわめて低額である。

しかも、最低賃金の改定時期が組織労働者の賃金引上げ時期より大幅に遅れていることは遺憾である。

よって、本市議会はこの現状を打開するため、次の諸点について早急に措置されるよう強く要望する。

記

1. 大阪府内における地域包括最低賃金を月額 87,000 円を基本に改定すること。そのため中

中央最低賃金審議会がこの水準に見合う目安額を早期に答申するよう働きかけること。

2. 全国一律最低賃金制の確立、物価スライド制の導入などをふくむ最低賃金法の改正を早急に行うこと。
3. 最低賃金の周知徹底、監督体制の充実、違反企業名の公表など指導、監督を強化し完全履行をはかること。

以上決議する。

昭和57年3月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 27番（柳瀬美樹君） ただいま局長が朗読したとおりであります。何とぞよろしく願い申し上げます。
- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、よって決議第1号を決議することに決します。

- 議長（藤原要馬君） 以上で本定例会に付議されました議案の審議は全部終わりました。
長時間の御審議で大変お疲れのところまことに恐縮でございますが、理事者より市税条例についての1部を改正する条例の専決処分をお願いするについて、事前にその内容の説明をさせていただきたいとの申し出を受けましたので許可いたします。
- 財務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして、市税条例の1部改正について御説明申し上げ、専決処分の御了承を賜りたいと存じます。
昭和57年度の地方税法等の1部を改正する法律案は、現在、国会において審議中のところでございます。この法律案の概要といたしましては、「最近における地方税負担の現況と地方財政の実情」とを勘案し、市民税所得割の非課税限度額の引き上げ等、市民負担の軽減合理化を図ることをするほか、住宅、土地対策に資するための土地税制の一環として、固定資産税、特別土地保有税等に所要の措置を講じ、地方税源の充実と地方税負担の適正化を図るための措置を講ずること等を骨子としたものでございます。

本法律案が可決成立いたしますと、本市の市税条例の規定につきまして、昭和57年度の市税の賦課から適用することになり、所要の改正を行う必要が生ずることと相なる次第でございます。したがって、本定例会の終了後にこの法律案が可決された公布施行されますと、市税条例の1部改正につきましては、今定例会に御提案申し上げるいとまがございませんので、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただきます。存ずる次第でございます。

それでは、市税条例の1部改正案の概要を申しあげたいと存じます。

改正案の要点といたしましては、まず、市民税の関係でございますが1つ目は、個人の市民税均等割の非課税の範囲となります算定基礎額を、現行23万円を25万円に引き上げることになります。

2つ目は、個人の所得割の非課税の範囲でございますが、所得の金額が27万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得られた金額に9万円を加えた金額以下の所得者につきましては、所得割を非課税とするものでございます。

3つ目といたしましては、土地等に係る長期譲渡所得につきましては、所得税におきまして課税の特例が認められた所得につきましては、一定の市民税負担の軽減の措置を講じられるものでございます。

次に、特別土地保有税の関係でございますが、従来、昭和44年1月1日以降取得し、保有される5,000平方メートル以上の土地については、課税年限の制限がなかったものでありますが、今回の改正では、保有期間10年を超える土地に対する特別土地保有税については、課税免除となります。ただし、市街化区域で昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までに取得したものは、免除対象外となるものでございます。

次に固定資産税及び都市計画税関係でございますが、これは長期営農継続農地に対する徴収猶予制度の手續に関する事項でございますが、1つは市街化区域内農地のうち、いわゆる宅地並み課税の対象となる範囲が現行のA・B農地から新たにC農地にまで拡大されることになりました。ただし、評価額が3.3平方メートル当たり3万円未満のC農地は対象外となっております。

2つ目は、現行の減額制度にかわり、現に耕作され、かつ政令で定める要件に該当する農地で、所有者等が営農を継続する意思を有し、さらに10年間営農を継続することが適当と認められる農地については、一般農地としての税額を上回る額を徴収猶予し、5年毎に営農を確認の上、取用等により転用された場合を含み、納税が免除されることになるものでございます。

3つ目は、徴収猶予の申請の手續でございますが、農業委員会を經由して市長に提出し、市長は、農地課税審議会の議を経て徴収猶予の適否について認定することとなります。

4つ目は、C農地のうち、いわゆる宅地並み課税の対象となる農地については、税負担の急増

を緩和するため、負担調整が行われるものでございます。

以上が、市税条例の1部を改正する条例案の概要でございます。何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。貴重な時間をお許しいただきありがとうございますとございました。

- 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。昭和57年第1回定例会をこれにて閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり） 御異議ないものと認め、昭和57年第1回定例会を閉会いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る4日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和57年度一般会計予算、特別会計予算を初め、水道事業会計予算並びに病院事業会計予算とこれに関連いたします条例制定等、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかりませぬ、長期間にわたり慎重御審議を賜り御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、予算特別委員の皆様方にはお疲れのところ、連日にわたり御審議を煩わし、深く感謝申し上げます。

なお、本会議を通じ、あるいは予算特別委員会の審議の過程におきまして御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、私はもちろん、職員打って一丸となり遺憾なきを期してまいります。また、予算執行に当たりましては、慎重を期してまいり所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営について今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ陽春の候となりまして、議員皆様方にはますます御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために御尽瘁賜らんことを心から念願いたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございますとございました。

（議長あいさつ）

- 議長（藤原要馬君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昭和57年度当初予算を初め関連する重要審議案等の審議に当たり御熱心に審議を賜り、本日

をもって無事終了できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者におかれては、昭和57年度行財政に厳しさが一段と加わる中で、予算執行に当たり、本会議、予算委員会を通じて各議員よりの御指摘、御意見、切実なる御要望等を十分尊重し、市政運営に反映せられるよう要望いたします。

議長として不手際な点、多々あったと思いますが、御協力のおかげをもちまして、本日をもって閉会の運びに至りましたことを心から感謝申し上げます、閉会のあいさつといたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後2時6分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

